

(平成27年度第7回)
入院医療等の調査・評価分科会
【別添】資料編

平成27年8月26日(水)

中間とりまとめの構成

1. 調査概要等

2. 急性期入院医療について

2-1. 7対1入院基本料の算定病床の動向について

2-2. 特定除外制度の見直しに伴う影響について

2-3. 重症度、医療・看護必要度について

3. 短期滞在手術等基本料について

4. 総合入院体制加算について

5. 有床診療所入院基本料について

6. 地域包括ケア病棟入院料について

7. 医療資源の少ない地域に配慮した評価について

8. 慢性期入院医療について

8-1. 在宅復帰機能強化加算について

8-2. 療養病棟入院基本料2について

8-3. 医療区分の評価項目について

8-4. 脳卒中患者に関する慢性期医療の適切な評価について

9. その他

9-1. 退院支援に係る取組について

9-2. 入院中の他医療機関の受診について

平成26年度調査全体の概要

【調査方法】

原則として、自記式調査票の郵送配布・回収により実施

【調査の種類】

施設調査票：施設全般に関する基本情報や診療提供体制、入院患者の状況等を把握することを目的とする。

記入担当者：施設管理者及び事務部門担当者

調査対象：施設全体

病棟調査：施設における調査対象病棟の基本情報や入退院患者の状況等の把握を目的とする。

記入担当者：各病棟の看護師長

調査対象：調査対象の病棟全て

患者調査：調査対象病棟の入院患者の基本情報や状態像等の把握を目的とする。

記入担当者：各病棟の看護師長

調査対象：調査対象病棟ごとに入院患者の1/3

その他：重症度、医療・看護必要度に関する補助票（調査期間1週間）

レセプトの添付

【調査の実施時期】

平成26年11月11日

調査項目	対象施設群
(1) 一般病棟入院基本料等の見直し(その1)	・7対1・10対1一般病棟入院基本料等の届出医療機関
(2) 総合入院体制加算の見直し	
(3) 地域包括ケア病棟入院料の創設	・地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)、回復期リハビリテーション病棟入院料、13対1・15対1一般病棟入院基本料等の届出医療機関
(4) 療養病棟、障害者病棟、特殊疾患病棟等における長期入院も含めた慢性期入院医療のあり方	・療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院料の届出医療機関
(5) 有床診療所入院基本料の見直し	・有床診療所入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料の届出医療機関
(6) 医療資源の少ない地域に配慮した評価の影響とそのあり方	・医療提供しているが医療資源の少ない地域の病院、有床・無床診療所

平成26年度調査の回収結果

調査の対象施設群 (届出入院料)	調査対象 施設数	回収 施設数	病棟票	患者票	退棟 患者票
7対1、10対1一般病棟入院基本料等	1,800	596 (33.1%)	1,613	19,254	8,199
13対1・15対1一般病棟入院基本料等、地域包括ケア 病棟入院料(入院医療管理料)、回復期リハビリテー ション病棟入院料	1,500	445 (29.7%)	323	3,732	600
療養病棟入院基本料	1,800	554 (30.7%)	388	5,330	265
障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院基本 料、特殊疾患入院医療管理料	800	277 (34.6%)	274	4,170	167
有床診療所入院基本料、有床診療所療養病床入院 基本料	800	306 (38.3%)	113	744	237
医療資源の少ない地域の病院	294	93 (31.6%)	174	1,998	622
医療資源の少ない地域の有床診療所	230	76 (33.0%)	26	145	58
医療資源の少ない地域の無床診療所	1,859	970 (52.2%)	-	-	-

中間とりまとめの構成

1. 調査概要等
2. 急性期入院医療について
 - 2-1. 7対1入院基本料の算定病床の動向について
 - 2-2. 特定除外制度の見直しに伴う影響について
 - 2-3. 重症度、医療・看護必要度について
3. 短期滞在手術等基本料について
4. 総合入院体制加算について
5. 有床診療所入院基本料について
6. 地域包括ケア病棟入院料について
7. 医療資源の少ない地域に配慮した評価について
8. 慢性期入院医療について
 - 8-1. 在宅復帰機能強化加算について
 - 8-2. 療養病棟入院基本料2について
 - 8-3. 医療区分の評価項目について
 - 8-4. 脳卒中患者に関する慢性期医療の適切な評価について
9. その他
 - 9-1. 退院支援に係る取組について
 - 9-2. 入院中の他医療機関の受診について

7対1入院基本料等の見直し

➤ 7対1入院基本料について以下のような見直しを行う

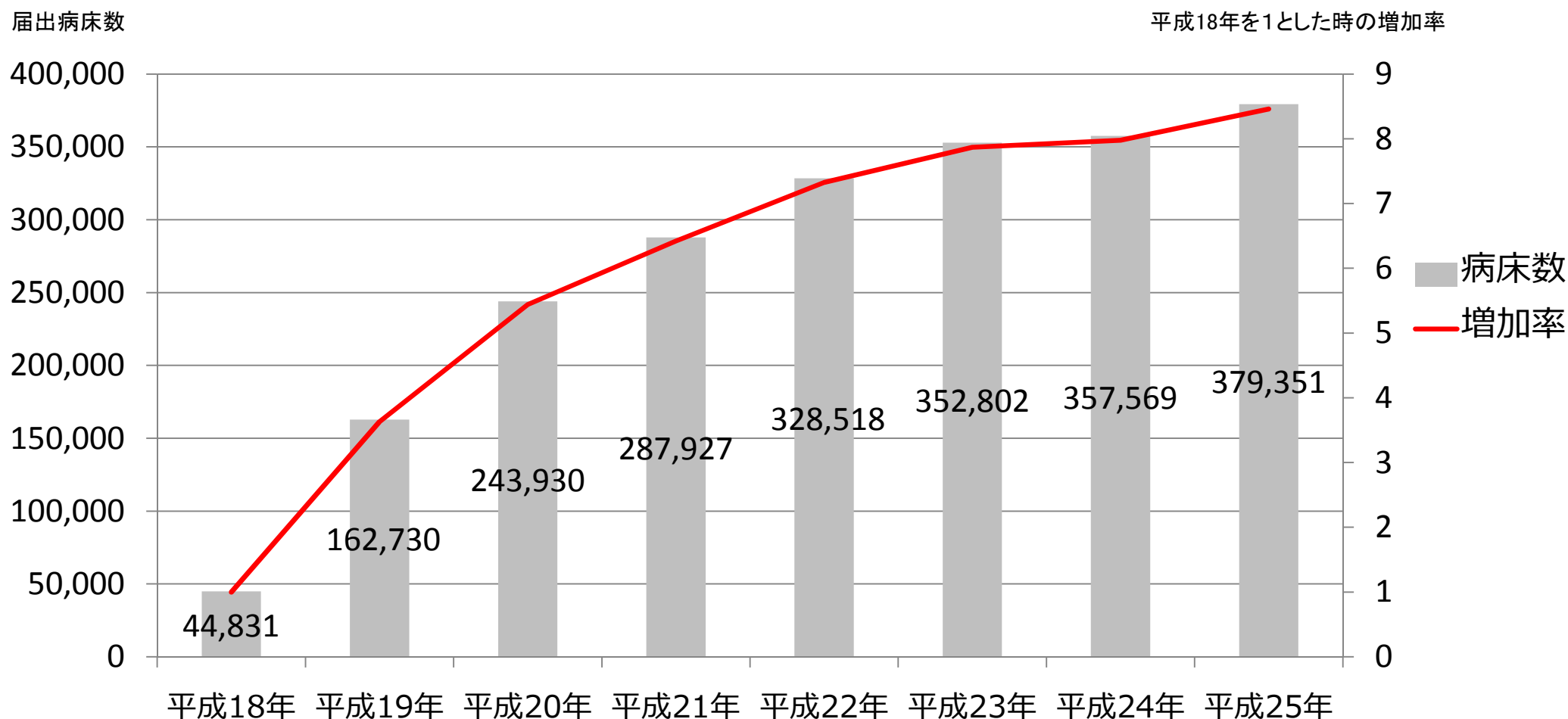
- ① 特定除外制度について、平成24年度診療報酬改定で見直しを行った13対1、15対1一般病棟入院基本料と同様の見直しを行う。(※1)
- ② 「一般病棟用の重症度・看護必要度」について、名称と項目内容等の見直しを行う。
- ③ 自宅や在宅復帰機能を持つ病棟、介護施設へ退院した患者の割合について基準を新設。
- ④ 短期滞在手術基本料3について、対象の手術を拡大し、検査も一部対象とする。また、本点数のみを算定する患者について、平均在院日数の計算対象から除外する。(※2)
- ⑤ データ提出加算の届出を要件化。

※1 10対1入院基本料等についても同様の取扱い。

※2 7対1入院基本料以外の入院料(診療所等を除く)についても同様の取扱い。

一般病棟入院基本料7対1の届出病床数の割合と推移

- 7対1入院基本料の届出病床数は平成18年以降増加している。
- 平成20年以降、7対1入院基本料の増加率は緩やかになっている。



※平成18年のみ5月1日、平成19年以降は7月1日時点

7対1入院基本料の届出病床数の動向

- 平成26年3月～10月間に7対1一般病棟入院基本料の届出病床は約14千床減少した。その後、平成27年4月までに約5.3千床の増加と約7.7千床の減少があり、全体では約2千床の減少となっている。
- 7対1一般病棟の病床数が減少した医療機関では、10対1一般病棟入院基本料や地域包括ケア病棟入院料（入院医療管理料）の届出が増加している。

【7対1病床数の動向】

(千床)

		平成26年3月	平成26年10月	平成27年4月
7対1一般病棟 入院基本料	施設数	約1,700施設	約1,550施設	約1,530施設
	病床数	380.4	366.2	363.9
	前回集計からの 増減数		▲14.2	▲2.3
		内訳	+13.4 ▲27.6	内訳 +5.3 ▲7.7

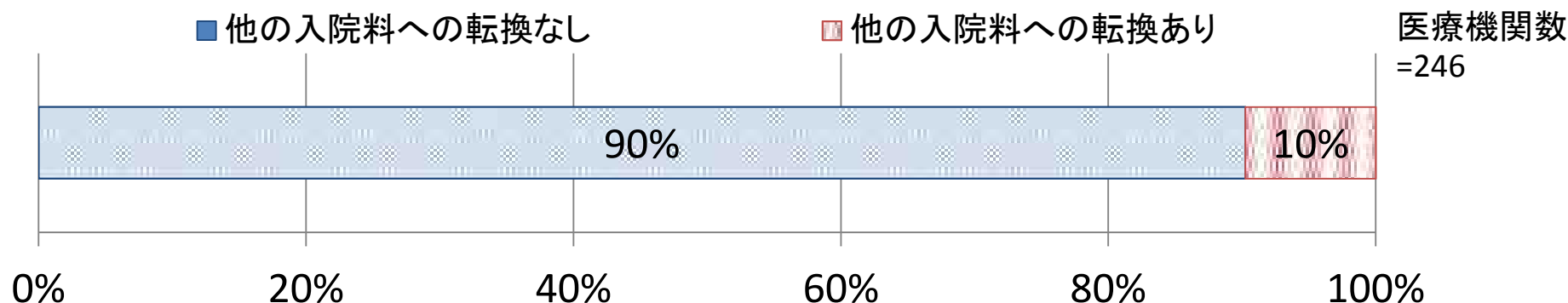
【7対1病床数が減少した医療機関における主な届出病床数の動向】

	平成26年3月 (病床数;千床)	平成27年4月 (病床数;千床)	増加した 病床数(千床)	増加した届出 医療機関数
10対1一般病棟入院基本料	0	16.7	16.7	+約190か所
地域包括ケア病棟入院料1	0	8.8	8.8	+約200か所

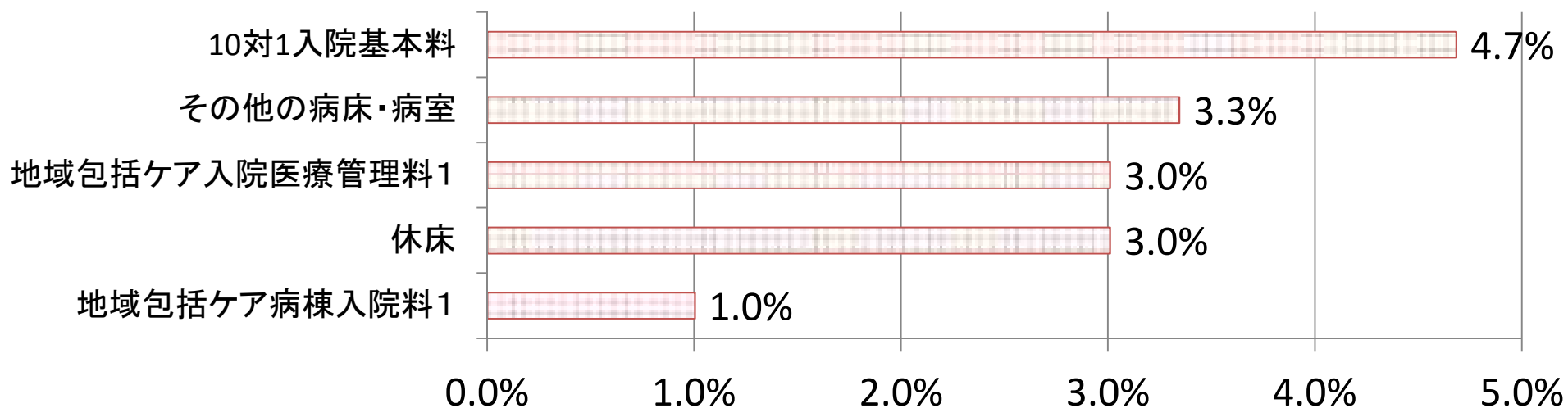
7対1入院基本料届出医療機関の動向

- 改定以前から7対1入院基本料を届け出ていた医療機関の多くは、改定後も7対1入院基本料を算定している。
- 7対1入院基本料から転換した病棟・病床の転換先としては、10対1入院基本料、地域包括ケア入院医療管理料1又は休床の割合が高い。

<7対1入院基本料届出医療機関の動向>



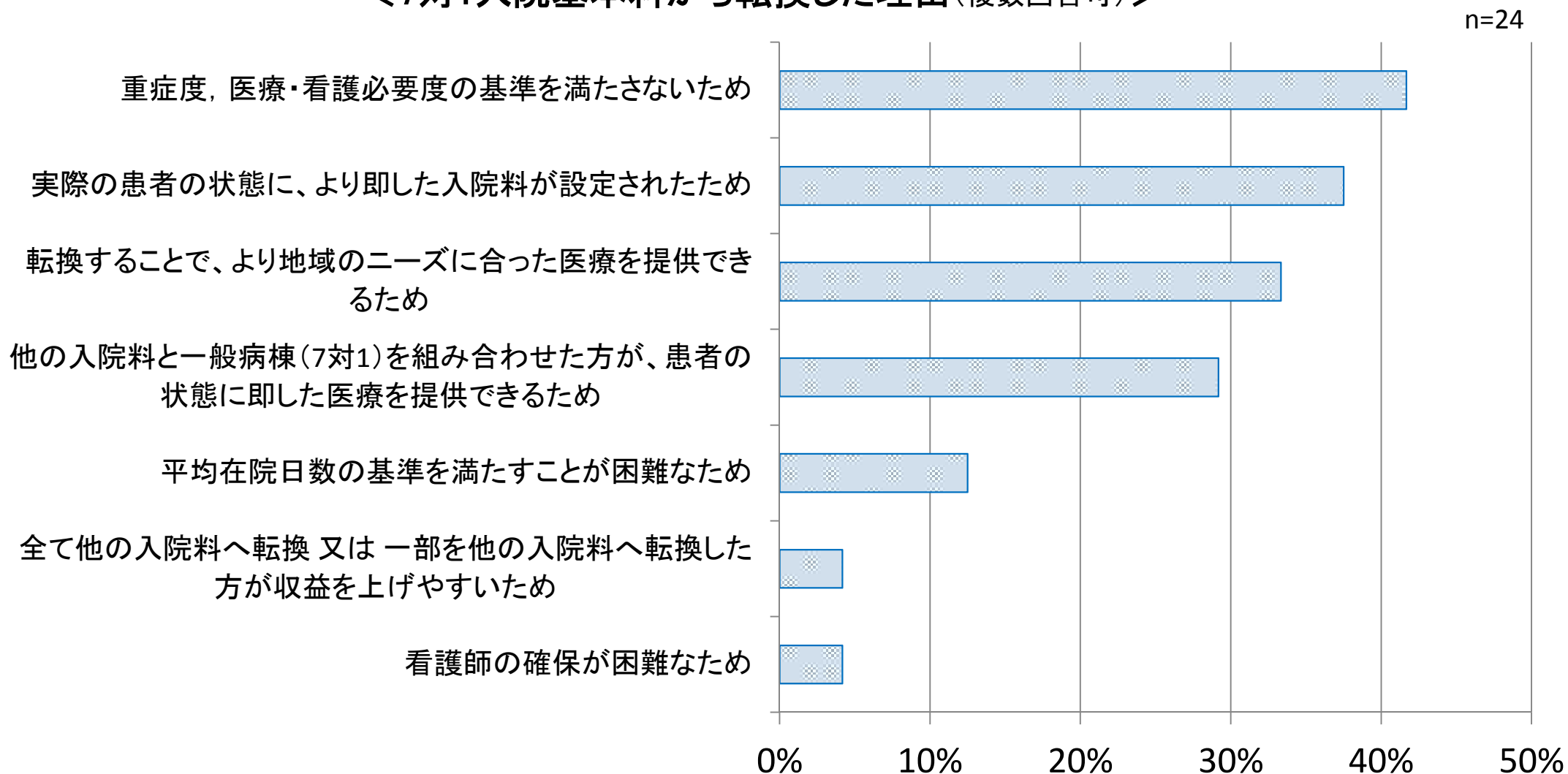
<7対1入院基本料からの転換先(複数回答可)>



7対1入院基本料から他の入院料への転換理由

- 7対1入院基本料から他の入院料へ転換した理由としては、「重症度、医療・看護必要度の基準を満たさないため」の他、「実際の患者の状態に、より即した入院料が設定されたため」や「より地域のニーズに合った医療を提供できるため」と回答した割合が多かった。

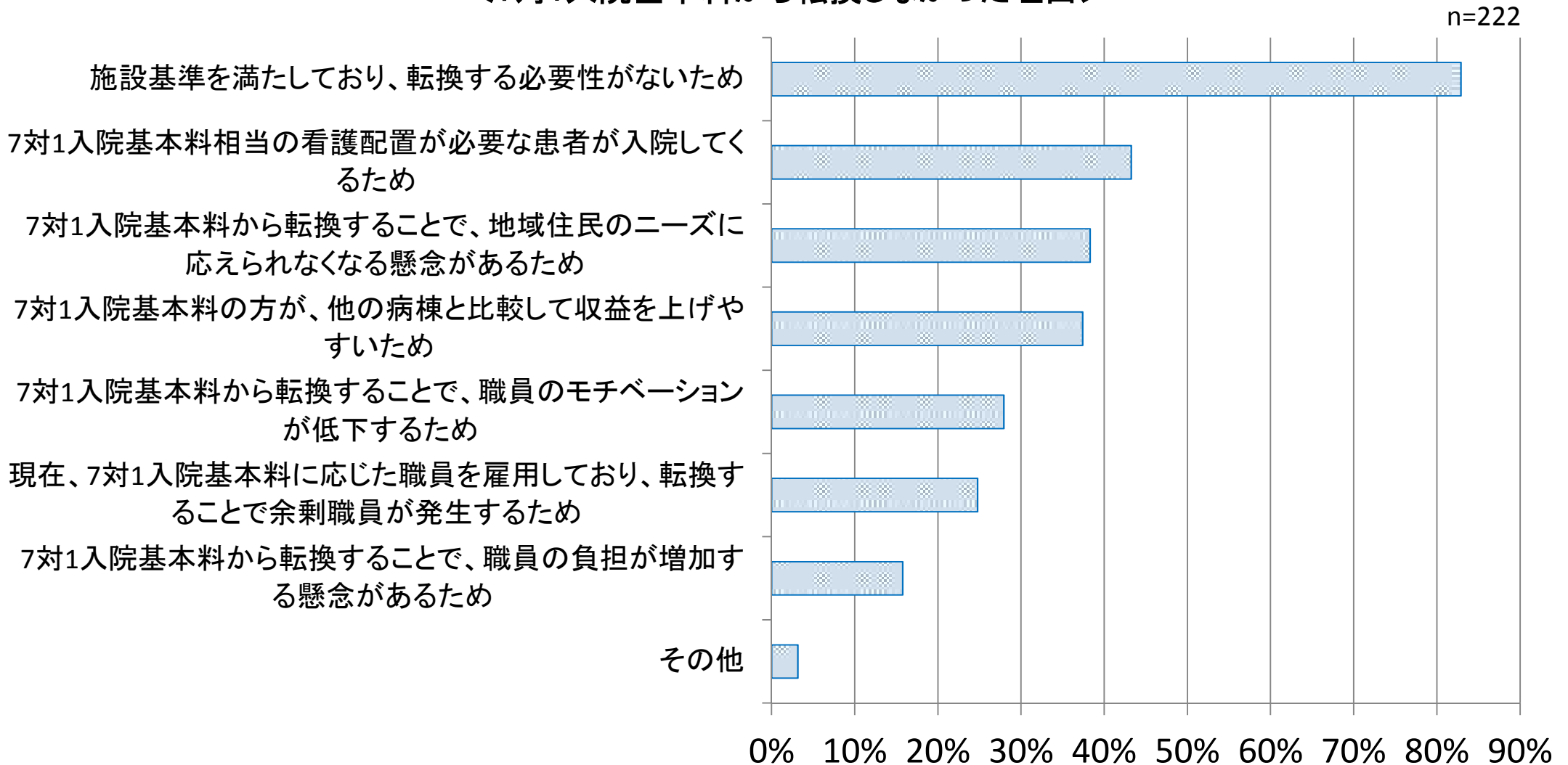
＜7対1入院基本料から転換した理由（複数回答可）＞



7対1入院基本料からの転換を行わなかった理由

- 7対1入院基本料から転換しなかった理由としては、「必要な患者が入院してくるため」や「地域住民のニーズに応えられなくなる懸念があるため」よりも、「施設基準を満たしており、転換する必要性がないため」と回答した割合が多かった。

＜7対1入院基本料から転換しなかった理由＞



中間とりまとめの構成

1. 調査概要等
2. 急性期入院医療について
 - 2-1. 7対1入院基本料の算定病床の動向について
 - 2-2. 特定除外制度の見直しに伴う影響について
 - 2-3. 重症度、医療・看護必要度について
3. 短期滞在手術等基本料について
4. 総合入院体制加算について
5. 有床診療所入院基本料について
6. 地域包括ケア病棟入院料について
7. 医療資源の少ない地域に配慮した評価について
8. 慢性期入院医療について
 - 8-1. 在宅復帰機能強化加算について
 - 8-2. 療養病棟入院基本料2について
 - 8-3. 医療区分の評価項目について
 - 8-4. 脳卒中患者に関する慢性期医療の適切な評価について
9. その他
 - 9-1. 退院支援に係る取組について
 - 9-2. 入院中の他医療機関の受診について

高度急性期と一般急性期を担う病床の機能分化①

一般病棟における長期療養の適正化

➤ 7対1、10対1の病棟についても特定除外制度の見直しを行う。

① 90日を超えて入院する患者について、出来高算定とするが、平均在院日数の計算対象とする。

② 90日を超えて入院する患者について、療養病棟と同等の報酬体系とする。(平成26年3月31日に入院している患者は医療区分3と見なす)

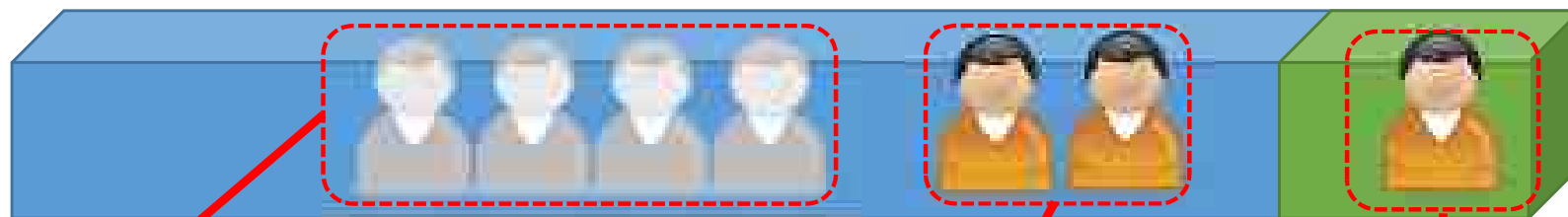
①、②の取扱いについて、病棟単位で、医療機関が選択することとする。

※ 本取扱いは平成26年10月1日から実施することとする。また、②を選択する病棟のうち1病棟は、平成27年9月30日まで、2室4床までに限り、出来高算定を行う病床を設定できる。当該病床の患者は平均在院日数の計算対象から除外する。

<上記の②を選択した場合の対応>

90日を超えて入院している患者については療養病棟入院基本料1と同様に医療区分、ADL区分を用いて算定するが、以下の2点の対応を行う

1. 平成26年3月31日に入院している患者については、当分の間医療区分を3と見なす。
2. 平成27年9月30日までの間は、当該病棟の2室4床を指定し、出来高算定が可能。



入院90日以内の患者は通常通り出来高で算定。

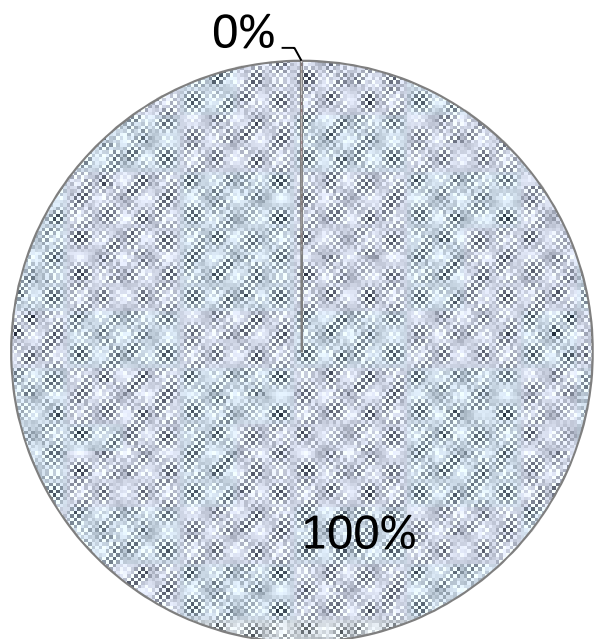
90日を超えて入院している場合、療養入院基本料1と同様の算定を行うが、平成26年3月31日に入院している患者について医療区分3とみなす。

90日を超えて入院している場合であっても、平成27年9月30日までの間、2室4床まで、出来高算定が可能(平均在院日数の計算対象から除外)。

90日を超えて入院している患者の診療報酬の算定状況

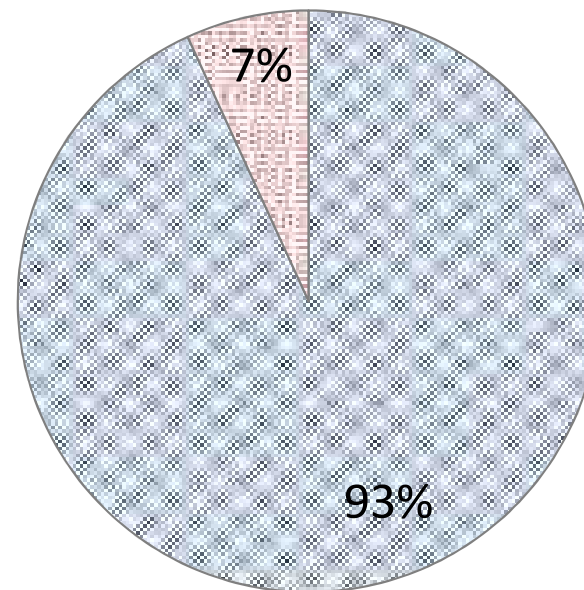
- 7対1・10対1一般病棟で90日を超えて入院している患者のほとんどは、出来高での算定(平均在院日数の計算対象に含む)を選択している。

<7対1一般病棟入院基本料>



■ 出来高で算定 ■ 療養病棟と同等の報酬体系

<10対1一般病棟入院基本料>



■ 出来高で算定 ■ 療養病棟と同等の報酬体系

90日を超えて入院している患者の変化

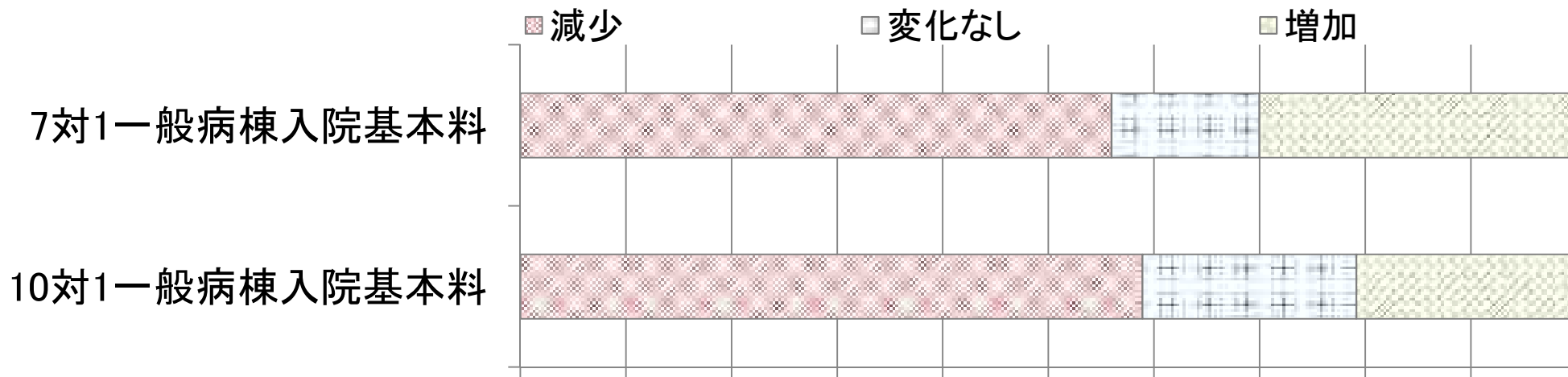
<7対1一般病棟入院基本料>

	平成24年6月1日		平成26年11月6日
入院患者50人あたり90日を超える患者の人数	2.04人/50人	➔	1.74人/50人

<10対1一般病棟入院基本料>

	平成24年6月1日		平成26年11月6日
入院患者50人あたり90日を超える患者の人数	4.63人/50人	➔	3.77人/50人

<90日を超えて入院している患者の増加／減少した医療機関>



90日を超えて入院している患者の変化 (特定除外項目別：7対1一般病棟入院基本料)

特定除外項目	平成24年 6月1日 (50人あたり)	平成26年 11月5日 (50人あたり)	増減数
難病患者等入院診療加算を算定する患者	0.05人	0.00人	-0.05人/50人
重症者等療養環境特別加算を算定する患者	0.00人	0.07人	+0.07人/50人
重度の肢体不自由者、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者および難病患者等	0.09人	0.12人	+0.03人/50人
悪性新生物に対する治療を実施している状態	0.50人	0.11人	-0.39人/50人
観血的動脈圧測定を実施している状態	0.00人	0.00人	±0人/50人
リハビリテーションを実施している状態(入院日から起算して180日間に限る)	0.60人	0.49人	-0.11人/50人
ドレーン法もしくは胸腔または腹腔の洗浄を実施している状態	0.05人	0.00人	-0.05人/50人
頻回に喀痰吸引・排出を実施している状態	0.17人	0.20人	+0.03人/50人
人工呼吸器を使用している状態	0.15人	0.09人	-0.06人/50人
人工腎臓、持続緩徐式血液濾過または血漿交換療法を実施している状態	0.08人	0.07人	-0.01人/50人
全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態(当該手術日から30日間に限る)	0.05人	0.04人	-0.01人/50人



90日を超えて入院している患者の変化 (特定除外項目別：10対1一般病棟入院基本料)

特定除外項目	平成24年 6月1日 (50人あたり)	平成26年 11月5日 (50人あたり)	増減数
難病患者等入院診療加算を算定する患者	0.09人	0.00人	-0.09人/50人
重症者等療養環境特別加算を算定する患者	0.09人	0.04人	-0.05人/50人
重度の肢体不自由者、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者および難病患者等	0.29人	0.20人	-0.09人/50人
悪性新生物に対する治療を実施している状態	0.47人	0.11人	-0.36人/50人
観血的動脈圧測定を実施している状態	0.00人	0.00人	-0.00人/50人
リハビリテーションを実施している状態(入院日から起算して180日間に限る)	0.59人	0.71人	+0.12人/50人
ドレーン法もしくは胸腔または腹腔の洗浄を実施している状態	0.09人	0.00人	-0.09人/50人
頻回に喀痰吸引・排出を実施している状態	0.18人	0.33人	+0.15人/50人
人工呼吸器を使用している状態	0.18人	0.14人	-0.04人/50人
人工腎臓、持続緩徐式血液濾過または血漿交換療法を実施している状態	1.06人	0.07人	-0.99人/50人
全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態(当該手術日から30日間に限る)	0.00人	0.03人	+0.03人/50人



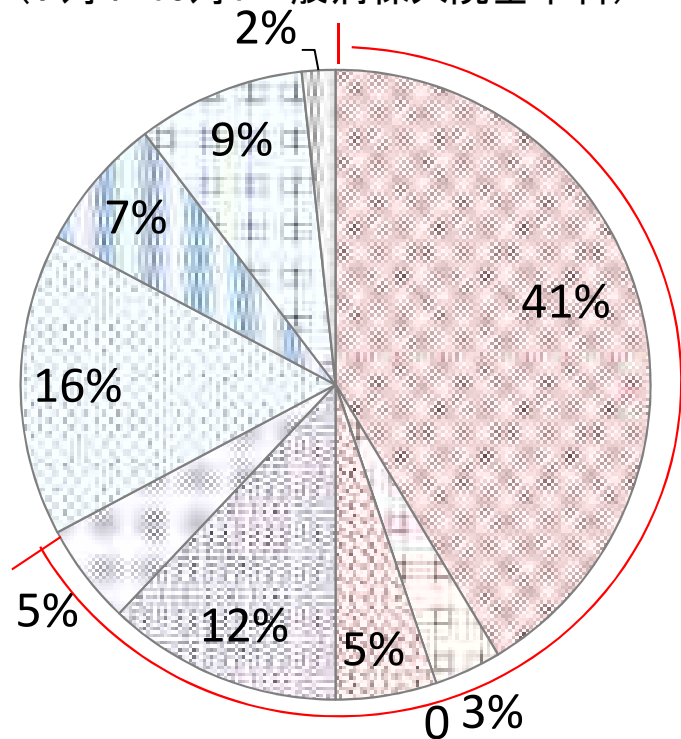
90日を超えて入院している患者の退棟状況について

○ 90日を超えて入院している患者の退棟先は、自宅が最も多い。また、自宅や療養病棟、介護施設等への退棟が全体の7割弱であった。

○ なお、90日を超えて入院している患者が減少した医療機関のうち、約90%に退院支援室又は地域連携室が設置されていた。

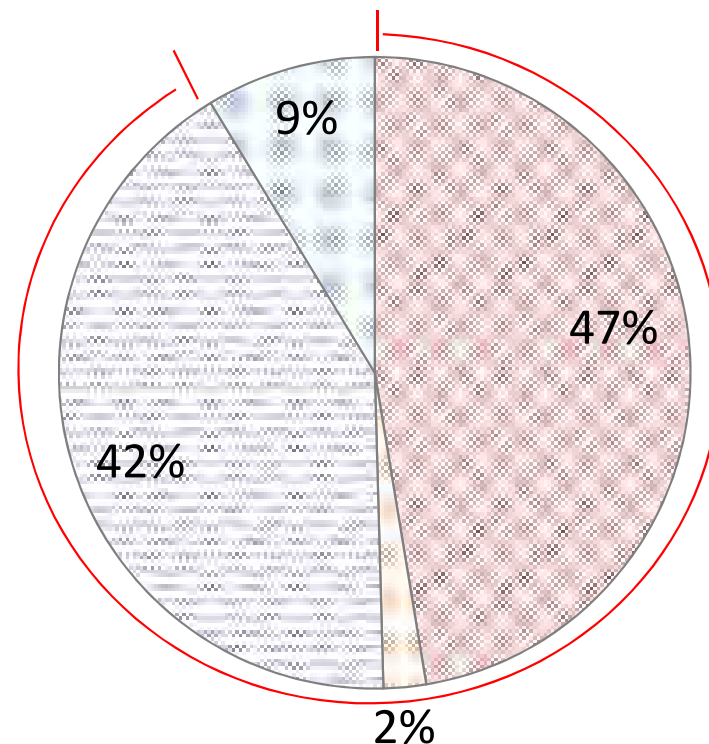
<90日を超え患者の退棟先>

(7対1・10対1一般病棟入院基本料)



- 自宅
- 自院の療養病床
- 他院の療養病床
- 自院の一般病床
- 他院の一般病床
- 自院の地域包括ケア・回りハ病床
- 他院の地域包括ケア・回りハ病床
- 介護施設等
- 自院のその他病床
- 他院のその他病床

<90日超え患者が減少した医療機関の退院支援>



- いずれも設置
- 地域連携室のみ設置
- 退院支援室のみ設置
- いずれも設置していない

中間とりまとめの構成

1. 調査概要等
2. 急性期入院医療について
 - 2-1. 7対1入院基本料の算定病床の動向について
 - 2-2. 特定除外制度の見直しに伴う影響について
 - 2-3. 重症度、医療・看護必要度について
3. 短期滞在手術等基本料について
4. 総合入院体制加算について
5. 有床診療所入院基本料について
6. 地域包括ケア病棟入院料について
7. 医療資源の少ない地域に配慮した評価について
8. 慢性期入院医療について
 - 8-1. 在宅復帰機能強化加算について
 - 8-2. 療養病棟入院基本料2について
 - 8-3. 医療区分の評価項目について
 - 8-4. 脳卒中患者に関する慢性期医療の適切な評価について
9. その他
 - 9-1. 退院支援に係る取組について
 - 9-2. 入院中の他医療機関の受診について

重症度、医療・看護必要度の導入の経緯

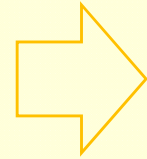
- 平成14年改定 「特定集中治療室管理料」の算定要件に**重症度**の判定基準及び患者割合を導入
⇒A項目9、B項目5、合計14項目について、毎日評価。A項目3点またはB項目3点以上を重症者と定義。患者割合9割以上を算定要件とした
- 平成16年改定 「ハイケアユニット入院医療管理料」の算定要件に**重症度・看護必要度**の判定基準及び患者割合を導入
⇒A項目15、B項目13、合計28項目について、毎日評価。A項目3点またはB項目7点以上を重症者と定義。患者割合8割以上を算定要件とした
- 平成20年改定 「一般病棟7対1入院基本料」の算定要件に**一般病棟用にかかる重症度・看護必要度の基準に該当している患者割合**を導入
「回復期リハビリテーション病棟入院料の重症患者回復病棟加算」の算定要件に**日常生活機能評価表**を導入
⇒一般病棟7対1入院基本料については、A項目9、B項目7、合計16項目について、毎日評価。A項目2点かつB項目3点以上を基準該当患者と定義。患者割合1割以上を算定要件とした
⇒回復期リハビリテーション病棟入院料については、日常生活機能評価表13項目について評価。10点以上を重症者と定義。新規入院患者の1割5分以上を算定要件とした
- 平成22年改定 「急性期看護補助体制加算」の算定要件、「一般病棟必要度評価加算(10対1)」の算定要件に**一般病棟用にかかる重症度・看護必要度の基準に該当している患者割合**を導入
⇒「急性期看護補助体制加算」では、一般病棟7対1入院基本料、10対1入院基本料を算定する病棟では、それぞれ患者割合が1割5分、1割以上を算定要件とした
⇒「一般病棟必要度評価加算(10対1)」では重症度・看護必要度の評価を行うことを算定要件とした
- 平成24年改定 「一般病棟7対1入院基本料」の算定要件の厳格化。「一般病棟10対1入院基本料」「一般病棟必要度評価加算(13対1)」の算定要件に**一般病棟用にかかる重症度・看護必要度の測定**を導入
「回復期リハビリテーション病棟入院料1」の算定要件に**一般病棟用にかかる重症度・看護必要度A項目**を導入
⇒一般病棟7対1入院基本料は患者割合を1割5分とし、10対1入院基本料を算定する病棟では評価を行うことを算定要件とした
⇒回復期リハビリテーションについては、A項目9のうち1点以上を基準該当患者と定義。患者割合1割5分以上を算定要件とした

平成26年度診療報酬改定

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の見直し

➤急性期病床における患者像ごとの評価の適正化を図るため、**モニタリング及び処置等の項目(A項目)**について、**急性期患者の特性を評価する項目**とし、「**一般病棟用の重症度、医療・看護必要度**」に名称を変更する。

現行(A項目)	
1	創傷処置
2	血圧測定
3	時間尿測定
4	呼吸ケア
5	点滴ライン同時3本以上
6	心電図モニター
7	シリンジポンプの使用
8	輸血や血液製剤の使用
9	専門的な治療・処置 ① 抗悪性腫瘍剤の使用、② 麻薬注射薬の使用 ③ 放射線治療、④ 免疫抑制剤の使用、⑤ 昇圧剤の使用、 ⑥ 抗不整脈剤の使用、⑦ ドレナージの管理



改定後(A項目)	
1	創傷処置 褥瘡処置 いずれか1つ以上該当する場合
	(削除)
	(削除)
2	呼吸ケア (喀痰吸引のみの場合を除く)
3	点滴ライン同時3本以上
4	心電図モニター
5	シリンジポンプの使用
6	輸血や血液製剤の使用
7	専門的な治療・処置 ① 抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤)、② 抗悪性腫瘍剤の内服 ③ 麻薬注射薬の使用 ④ 麻薬の内服・貼付 ⑤ 放射線治療、 ⑥ 免疫抑制剤の使用、⑦ 昇圧剤の使用、⑧ 抗不整脈剤の使用、 ⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴 ⑩ ドレナージの管理

・1～6は各1点
・7は①～⑩のいずれかに該当した場合2点

※ B項目については変更なし。

[経過措置]

・上記の取り扱いについては、平成26年10月1日から施行する。

※A項目2点以上かつB項目3点以上の該当患者割合 1割5分以上 については変更なし。

※救命救急入院料を算定する治療室を有する保険医療機関の病棟、及び、
専門病院入院基本料(悪性腫瘍7割以上)についても、1割5分以上の基準を適用。

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票

A モニタリング及び処置等	0点	1点	2点
1 創傷処置 (①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、②褥瘡の処置)	なし	あり	
2 呼吸ケア(喀痰吸引の場合を除く)	なし	あり	
3 点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり	
4 心電図モニター管理	なし	あり	
5 シリンジポンプ管理	なし	あり	
6 輸血や血液製剤管理	なし	あり	
9 専門的な治療・処置 ① 抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ)、 ② 抗悪性腫瘍剤の内服管理 ③ 麻薬の使用(注射剤のみ)、 ④ 麻薬の内服・貼付、坐剤管理 ⑤ 放射線治療、 ⑥ 免疫抑制剤管理、 ⑦ 昇圧剤の使用(注射剤のみ)、 ⑧ 抗不整脈剤の使用 (注射剤のみ)、 ⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用 ⑩ ドレナージ管理	なし		あり

測定・評価が
要件となるもの

	重症者※の割合
7対1入院基本料	15%以上
10対1入院基本料	測定・評価のみ (要件なし)
看護必要度加算 一般病棟10対1入院基本料、 専門病院10対1入院基本料	10%又は15%以上
急性期看護補助体制加算 一般病棟7対1及び10対1 入院基本料	7対1の場合 15%以上 10対1の場合 5%以上
一般病棟看護必要度 評価加算 一般病棟13対1入院基本料、 専門病院13対1入院基本料	測定・評価のみ (要件なし)

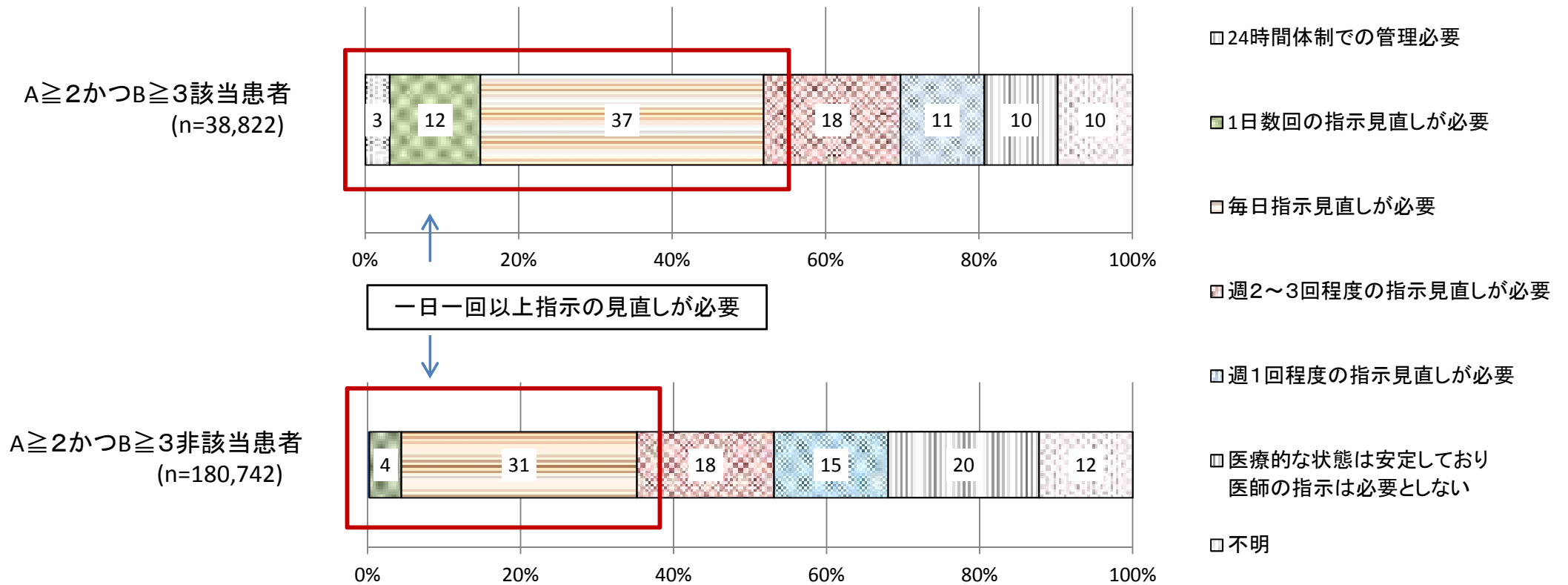
B 患者の状況等	0点	1点	2点
1 寝返り	できる	何かにつまればできる	できない
2 起き上がり	できる	できない	
3 座位保持	できる	支えがあればできる	できない
4 移乗	できる	見守り・一部介助が必要	できない
5 口腔清潔	できる	できない	
6 食事摂取	介助なし	一部介助	全介助
7 衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助

※ A得点が2点以上、かつB得点が3点以上の患者

重症度、医療・看護必要度別の医師の指示見直しの頻度

- 重症度、医療・看護必要度の「A項目2点以上かつB項目3点以上」の患者において、1日1回以上指示の見直しが必要な患者の割合は、50%強程度であった。
- 一方、「A項目2点以上かつB項目3点以上」の基準を満たさない患者であっても、1日1回以上の指示の見直しが必要な患者は35%程度存在した。

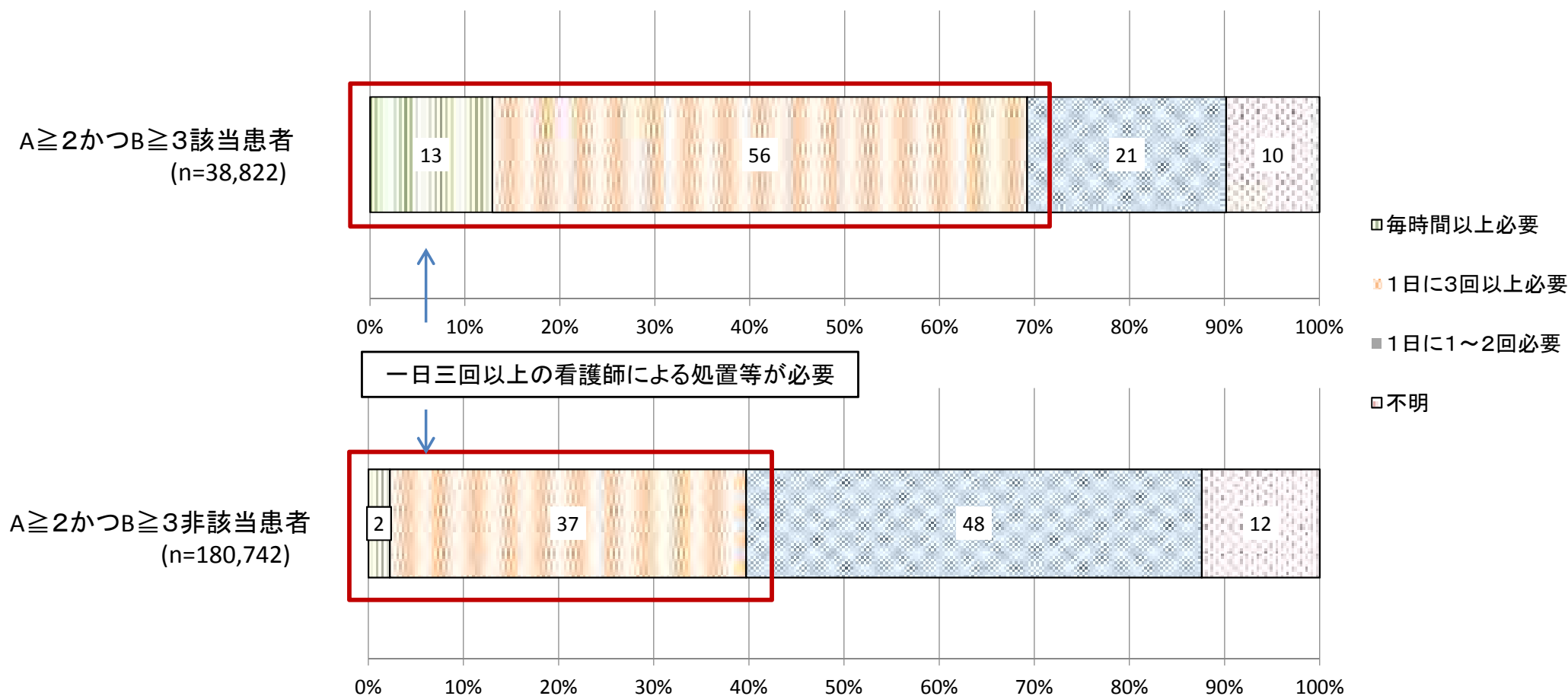
＜医師による指示の見直し頻度＞



重症度、医療・看護必要度別の看護師による処置等が必要な頻度

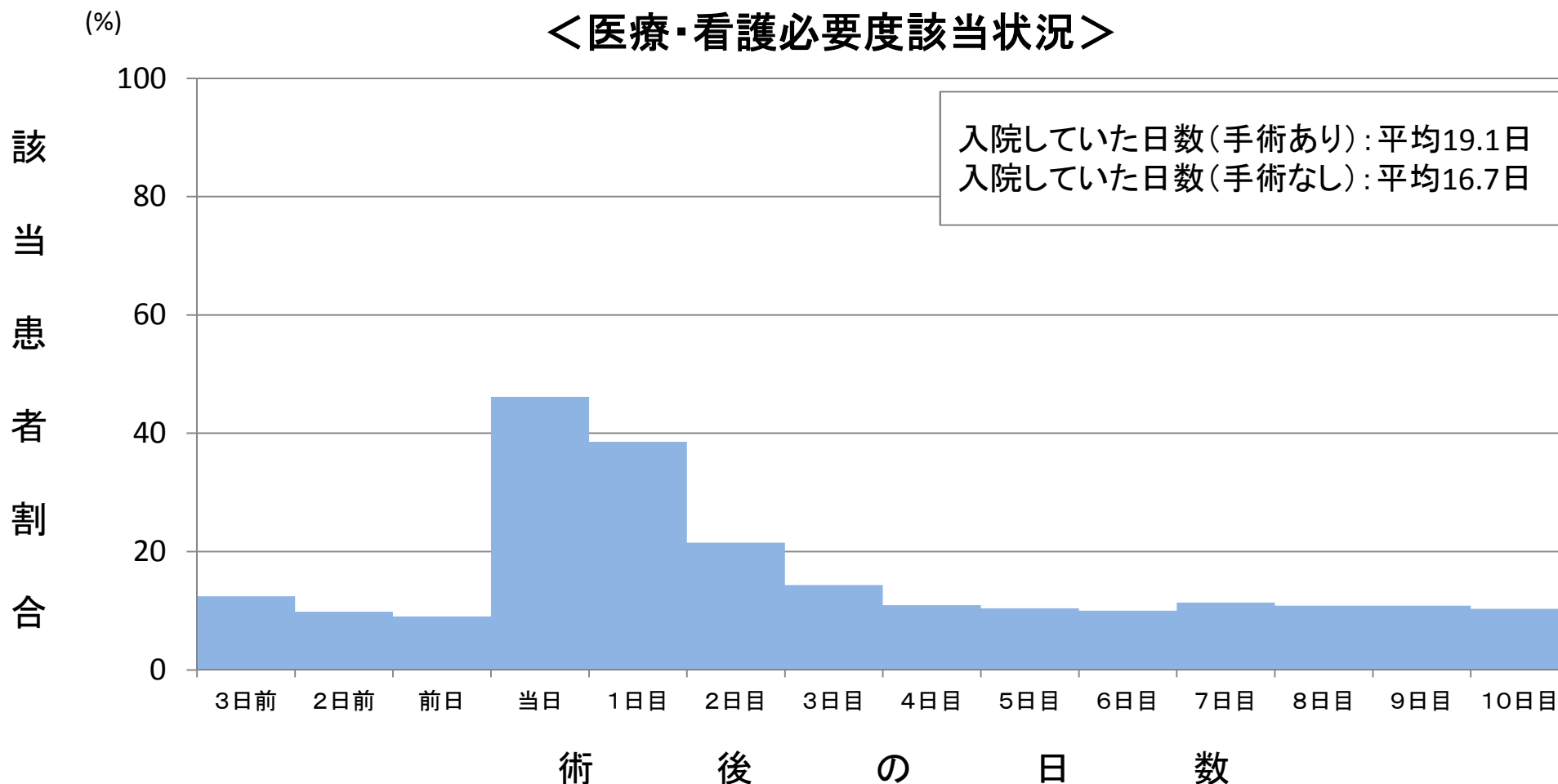
- 重症度、医療・看護必要度の「A項目2点以上かつB項目3点以上」の患者において、1日3回以上看護師による処置等が必要な患者の割合は70%程度であった。
- 一方、「A項目2点以上かつB項目3点以上」の基準を満たさない患者であっても、1日3回以上が必要な患者は40%程度存在した。

<看護師による処置、観察、アセスメントが必要な頻度>



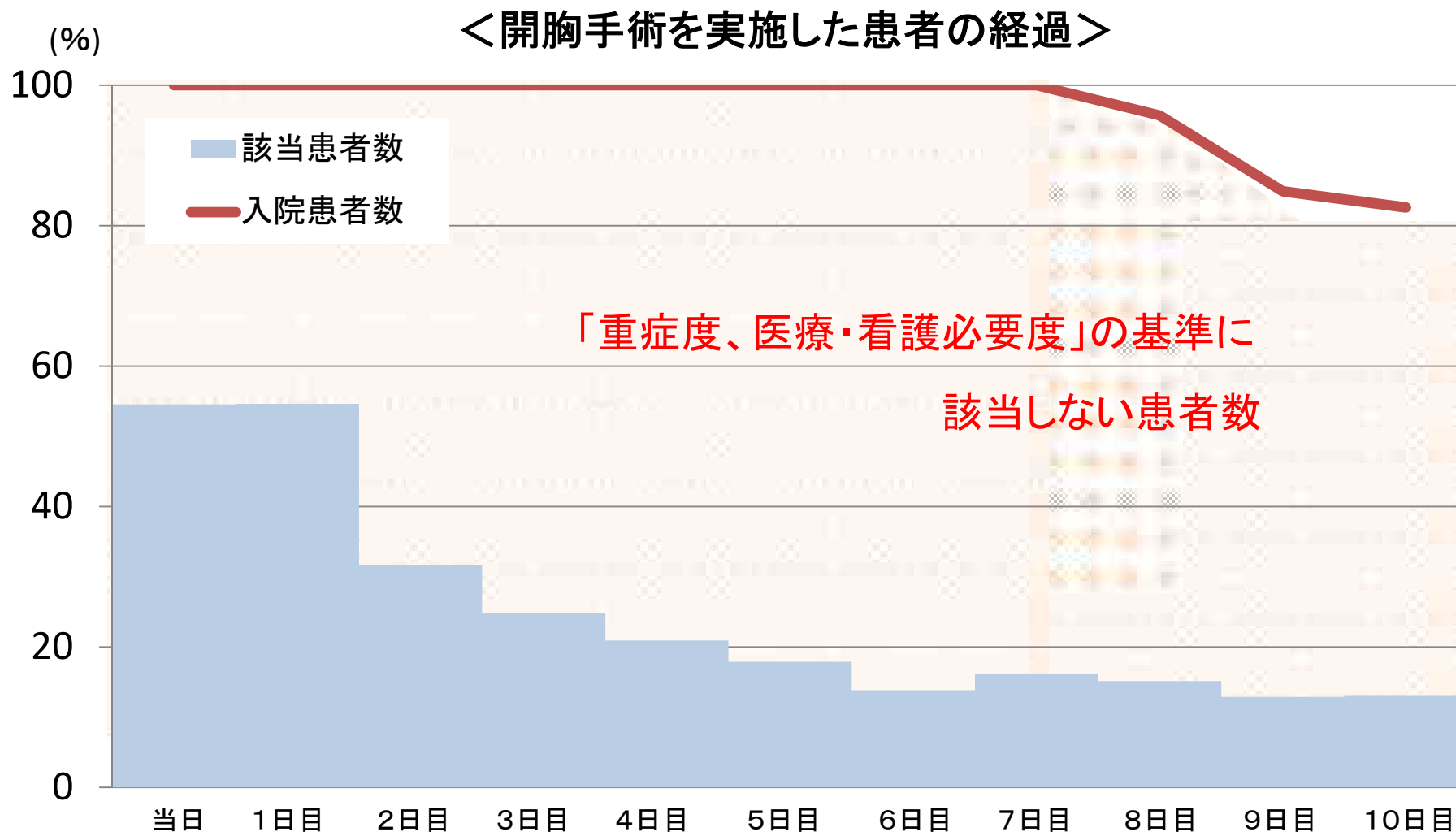
術後の日数と重症度、医療・看護必要度の該当状況

- 手術の当日であっても、重症度、医療・看護必要度A項目2点以上かつB項目3点以上に該当する患者の割合は45%程度に留まり、術後3日目には、術前と概ね同等の該当割合になっていた。
- また、手術を行った患者が入院していた日数は平均で19日であった。



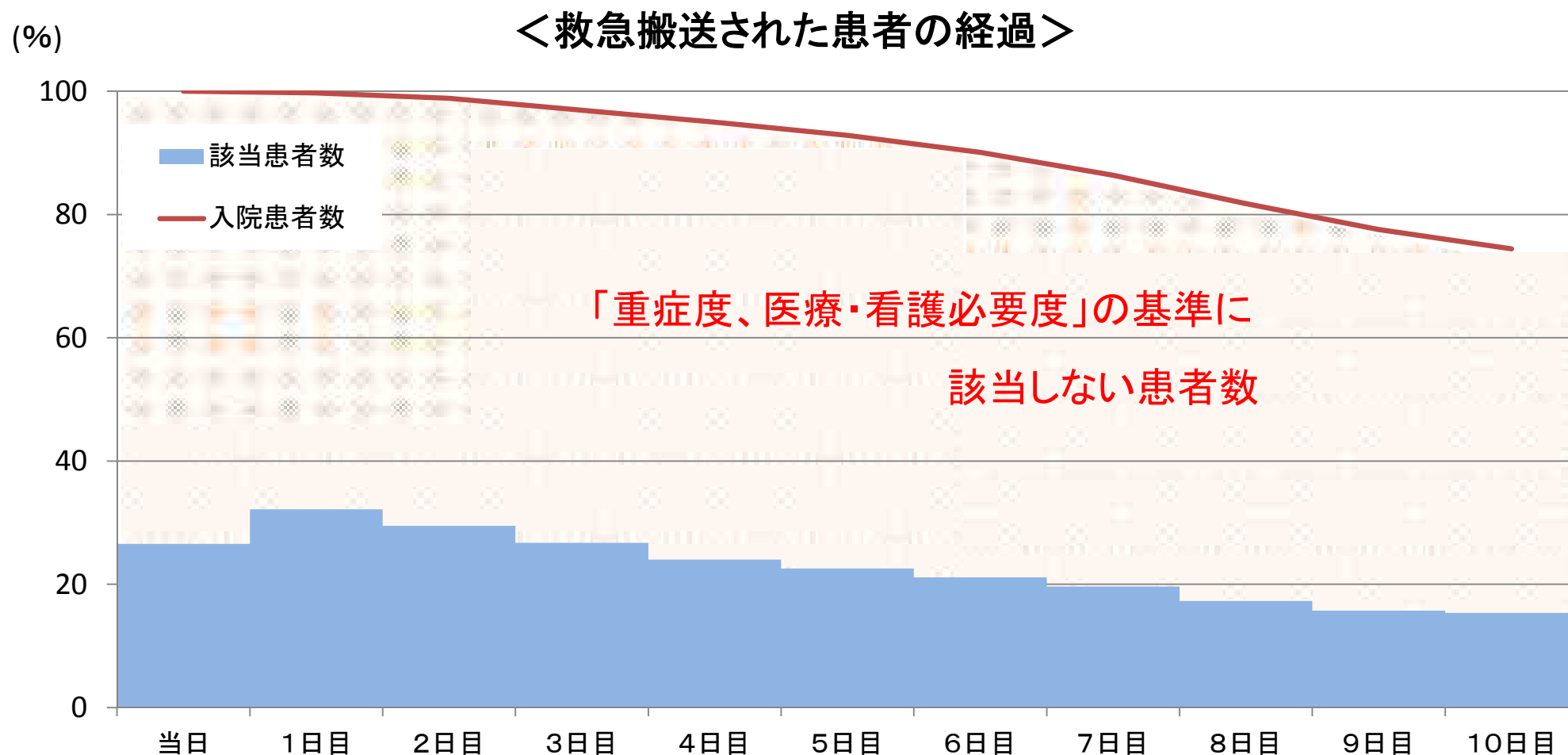
開胸手術実施患者の術後の経過について

- 開胸手術を実施した患者は、全て入院7日目まで入院しているが、重症度、医療・看護必要度の基準に該当患者は、術直後でも50%程度であり、術後3日には25%を下回る結果となった。



救急搬送された患者の入院後の経過について

- 救急搬送された患者のうち、重症度、医療・看護必要度に該当する患者は、入院当日で20%強、最大でも30%強であった。



医師の指示の見直しの頻度が高い算定項目について

- 7:1入院基本料の入院患者の各診療報酬項目の実施された患者のうち、実施日に、「医師の見直しの頻度が1日1回以上必要な患者」の割合が60%以上であるものを検索した結果、現在の重症度、医療・看護必要度のA項目で評価されていない項目として、ICU/HCUで評価されている項目や、極度の免疫抑制時に実施される検査・治療が挙げられた。

＜診療報酬項目と、医師の指示の見直しの頻度との関連に関する分析＞

各診療報酬項目の実施された患者のうち、実施日に「医師の指示の見直しが1日1回以上必要」な患者の割合が60%以上であった項目 ^(※)	特徴	現在の取り扱い	
人工呼吸器の使用、終末呼気炭酸ガス濃度測定等	呼吸ケア	既存のA項目に関連が強いもの	
保存血液輸血、自己血輸血等	輸血や血液製剤の使用		
無菌製剤処理料	抗悪性腫瘍剤の使用		
FDP定性、全血凝固、AT活性、Dダイマー定性	凝固異常 (抗血栓薬の持続点滴)		
麻酔管理料、閉鎖循環式全身麻酔等	手術後の患者	第5回入院分科会で議論	既存のA項目で評価されていない項目
夜間休日救急搬送医学管理料、創傷処置等	救急搬送後の患者		
中心静脈圧測定、観血的動脈圧測定	ICU/HCUで評価されている項目	その他	
無菌治療室管理加算、サイトメガロウイルス抗体価、サイトメガロウイルス抗原、アスペルギルス抗原、細菌培養同定(口腔)、細菌培養同定(消化管)、β-D-グルカン、集菌塗抹法加算	抗悪性腫瘍剤の投与後など 極度の免疫抑制時に実施される検査・治療		
基本的検体検査実施料、基本的エックス線診断料等	特定機能病院で実施される項目		
ケトン体アンプル法、フィブリノゲン半定量、抗核抗体、β2-ミクログロブリン、アミラーゼ(尿)、トランスサイレチン、腰椎穿刺、Tf脈波図・心機図・ポリグラフ、誘発筋電図、他医撮影の写真診断、間歇的導尿	その他の処置・血液検査項目		

※DPC対象医療機関の患者約25000人を対象に2週間の調査を行い、EFファイルから、延べ100回以上算定された項目について網羅的に分析。

重症度、医療・看護必要度に係る医療機関の状況について

- 重症度、医療・看護必要度が「A項目2点以上かつB項目3点以上」の患者及び「A項目2点以上」の患者が占める割合によって、医療機関の実績を比較したところ、
- ・ 「A項目2点以上」の患者が多い医療機関では、該当患者が多い医療機関の方が実績値が高い傾向がみられた。
 - ・ 一方、「A項目2点以上かつB項目3点以上」の患者が多い医療機関では、該当患者が多い医療機関の方が実績値が低い傾向がみられた。

7対1病棟を有する医療機関における、年間の手術等の実施件数と入院単価の比較 (n=140)

	A項目2点以上の患者割合による比較		(A) - (B)	A項目2点以上かつB項目3点以上の患者割合による比較		(C) - (D)
	該当患者割合が多い医療機関 (A)	該当患者割合が少ない医療機関 (B)		該当患者割合が多い医療機関 (C)	該当患者割合が少ない医療機関 (D)	
100床当たりの全麻手術の件数	564	494	70	513	550	-37
100床当たりの人工心肺を用いた手術件数	5	1	4	2	4	-2
100床当たりの悪性腫瘍の手術件数	138	110	28	111	110	1
100床当たりの腹腔鏡下手術件数	73	74	-1	64	80	-16
100床当たりの放射線治療件数	385	3	382	106	132	-26
100床当たりの化学療法件数	613	314	299	422	615	-193
100床当たりの分娩件数	54	39	15	0	36	-36
レセプトの一日当たり入院単価	5,437	4,500	937	5,005	4,625	380

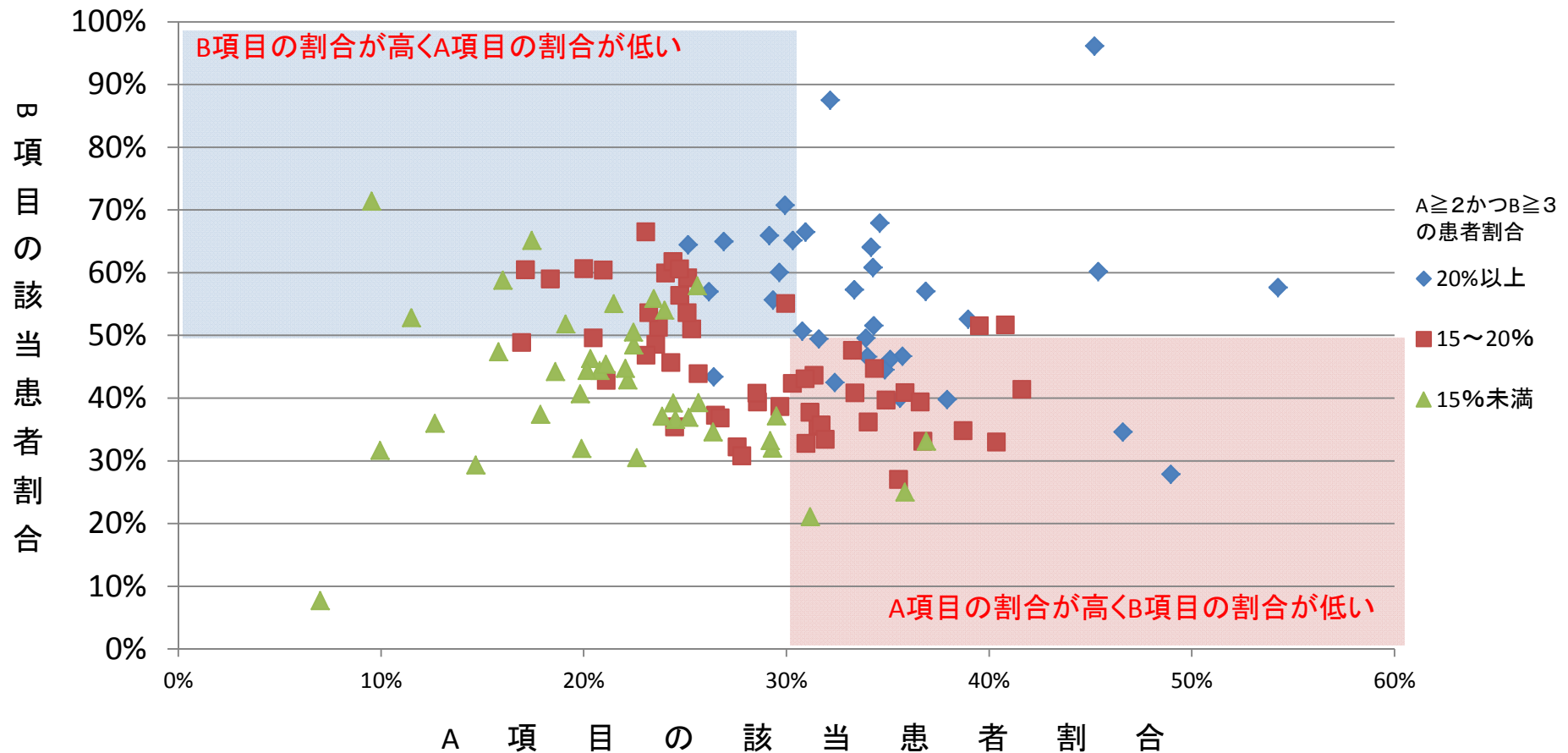
(※「A \geq 2」、「A \geq 2かつB \geq 3」の該当患者割合が、それぞれ中央値を超える群と中央値以下の群に分け、項目毎に中央値を集計した)

重症度、医療・看護必要度の基準に該当する患者の割合 (7対1一般病棟)

- 重症度、医療・看護必要度の該当患者割合が同程度の医療機関であっても、B項目の割合が高くA項目の割合が低い医療機関から、A項目の割合が高くB項目の割合が低い医療機関まで診療状況は様々であった。

＜A・B項目の該当患者割合別の医療機関分布＞

(n=126)

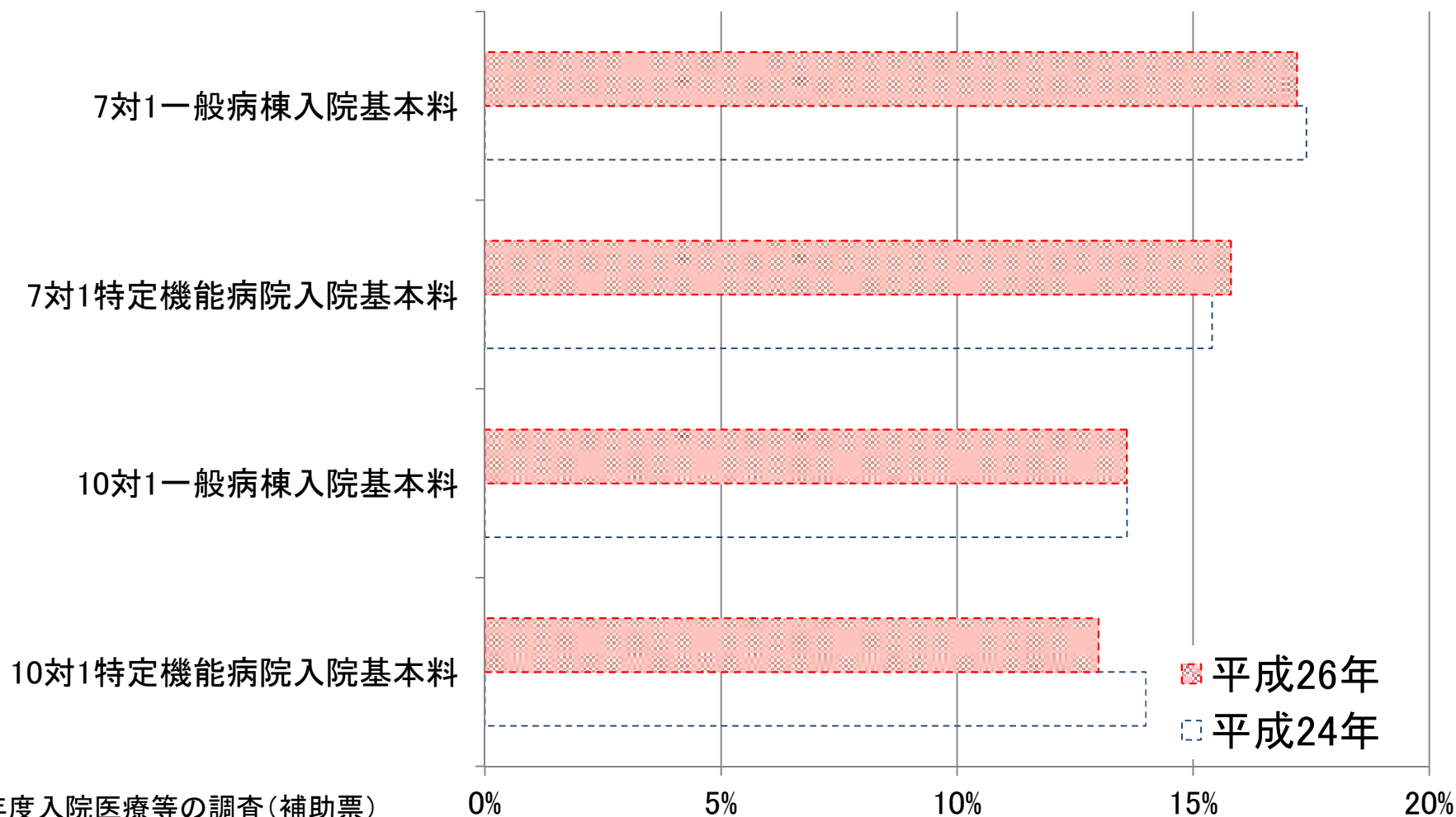


入院料別の重症度、医療・看護必要度の 該当患者割合

診調組 入-1
27.5.29

- 7対1・10対1入院基本料において、平成26年度診療報酬改定の前後で、「重症度、医療・看護必要度」の該当患者割合に大きな変化はなかった。また、特定機能病院よりも一般病棟入院基本料を算定している医療機関の方が該当患者割合が高かった。

<入院料別の該当患者割合>



一般病棟/特定機能病院における重症度、医療・看護必要度の状況

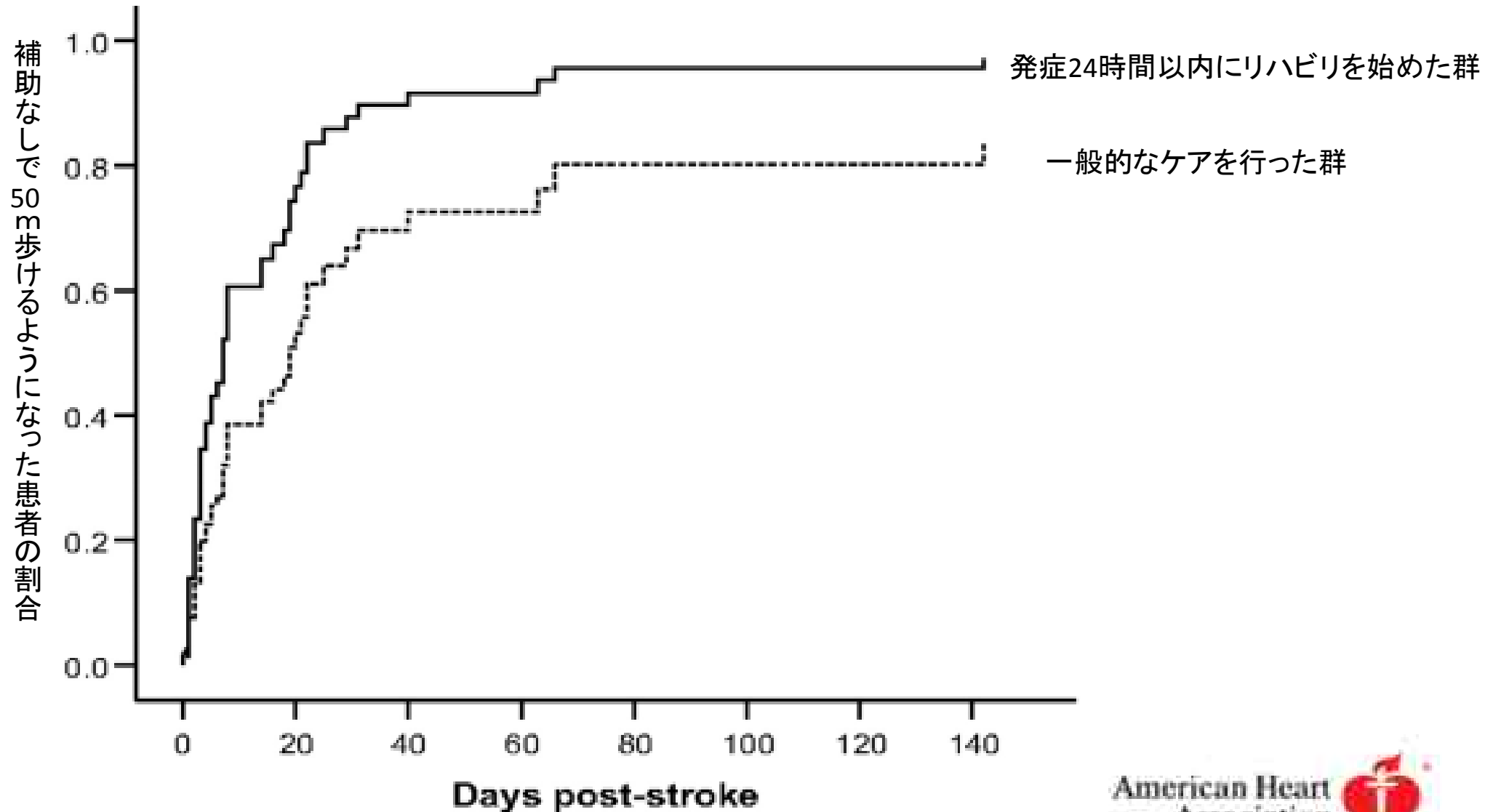
- 特定機能病院では、A項目の該当割合が高く、B項目の該当割合が低い傾向がみられた。また、A項目のうち、専門的な治療処置が高かった。
- 一般病棟では、A項目と比べてB項目の該当割合が高い傾向がみられた。

<入院料別の該当患者割合>

		7対1一般病棟 (n=61,298)	7対1特定機能 (n=14,240)
A 項目	全体の該当割合	28.8%	36.3%
	創傷処置	14.2%	13.8%
	呼吸ケア	14.3%	9.5%
	点滴ライン同時3本以上	4.2%	4.3%
	心電図モニターの管理	20.1%	14.0%
	シリンジポンプの管理	4.3%	5.7%
	輸血や血液製剤の管理	1.7%	2.0%
	専門的な治療処置	19.4%	31.7%

		7対1一般病棟 (n=61,298)	7対1特定機能 (n=14,240)
B 項目	全体の該当割合	44.7%	28.8%
	寝返り	36.7%	24.8%
	起き上がり	30.3%	17.4%
	座位保持	33.1%	19.0%
	移乗	44.2%	31.6%
	口腔清潔	41.3%	26.1%
	食事摂取	32.9%	21.6%
	衣服の着脱	51.8%	34.0%

Number of days to walking 50 m unassisted in VEM and SC groups, adjusted for age, sex, stroke severity (NIHSS), premorbid mRS, and diabetes (N=71).



術後の早期離床等に関するガイドライン

ERASプロトコールについて

- ERAS(enhanced recovery after surgery)プロトコールは、ERAS Society、ESPEN（ヨーロッパ静脈経腸栄養学会）、IASMEN（国際外科代謝栄養学会）により提唱されている周術期のケアに関するプロトコールで、エビデンスのあるケアの手法を集約し構成されている。
- ERASプロトコールは、術前・術中・術後におけるケアプログラムを通じて、患者の術後合併症のリスク低減やケア時間の短縮等をもたらし、術後の早期回復・退院を実現することを目的とするものである。

<直腸/骨盤内手術における推奨例>

項目	具体的内容	エビデンスレベル	推奨度
早期離床	術当日の2時間の離床、翌日からの6時間の離床	low	strong
術後栄養管理	術後4時間での経口摂取の開始	Moderate	strong
	術後のONS(経口的栄養補充)	low	strong

<大腸手術における推奨例>

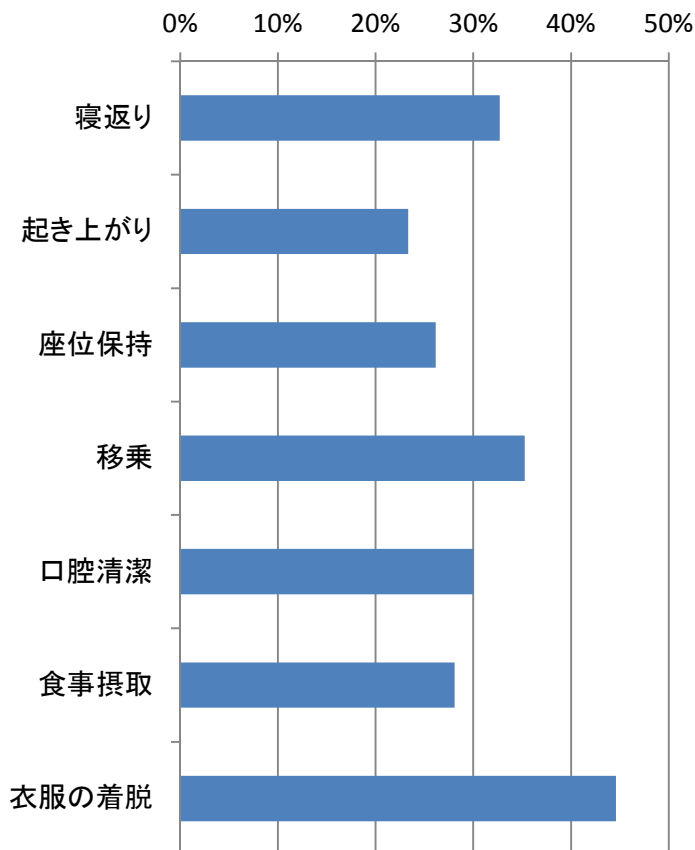
項目	具体的内容	エビデンスレベル	推奨度
早期離床	早期の理学療法 of 開始	low	strong
術後栄養管理	早期の経腸栄養の開始	High	strong
	術後のONS(経口的栄養補充)	low	strong

※その他、膀胱癌手術、膵十二指腸切除術、胃切除術においても同様のガイドラインが定められている。

術後のB項目の評価について

- 術後の患者のB項目については「衣服の着脱」、「寝返り」、「移乗」の該当率が高かった。

術後10日間のB項目平均該当率



重症度、医療・看護必要度に係る評価表 評価の手引き(抜粋)

<B項目共通事項>

医師の指示によって、当該動作が制限されている場合には、「できない」又は「全介助」とする。

<寝返り>

(項目の定義)

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド、柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。

(判断に際しての留意点)

寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかませる等の介助を看護師等がおこなっている場合は「できない」となる。

<移乗>

(項目の定義)

移乗が自力でできるかどうか、あるいは看護師等が見守り や介助を行っているかどうかを評価する項目である。

(判断に際しての留意点)

医師の指示により自力での移乗が制限されていた場合は「できない」とする。

重症度、医療・看護必要度別の医師の指示見直し頻度

- 重症度、医療・看護必要度の「A項目3点以上」の患者と「A項目2点以上かつB項目3点以上」の患者では、「A項目3点以上」の患者の方が医師による頻回の指示の見直しが必要な患者がやや多かった。
- また、その他の患者においては、医師による頻回の指示の見直しが必要な患者は少なかった。

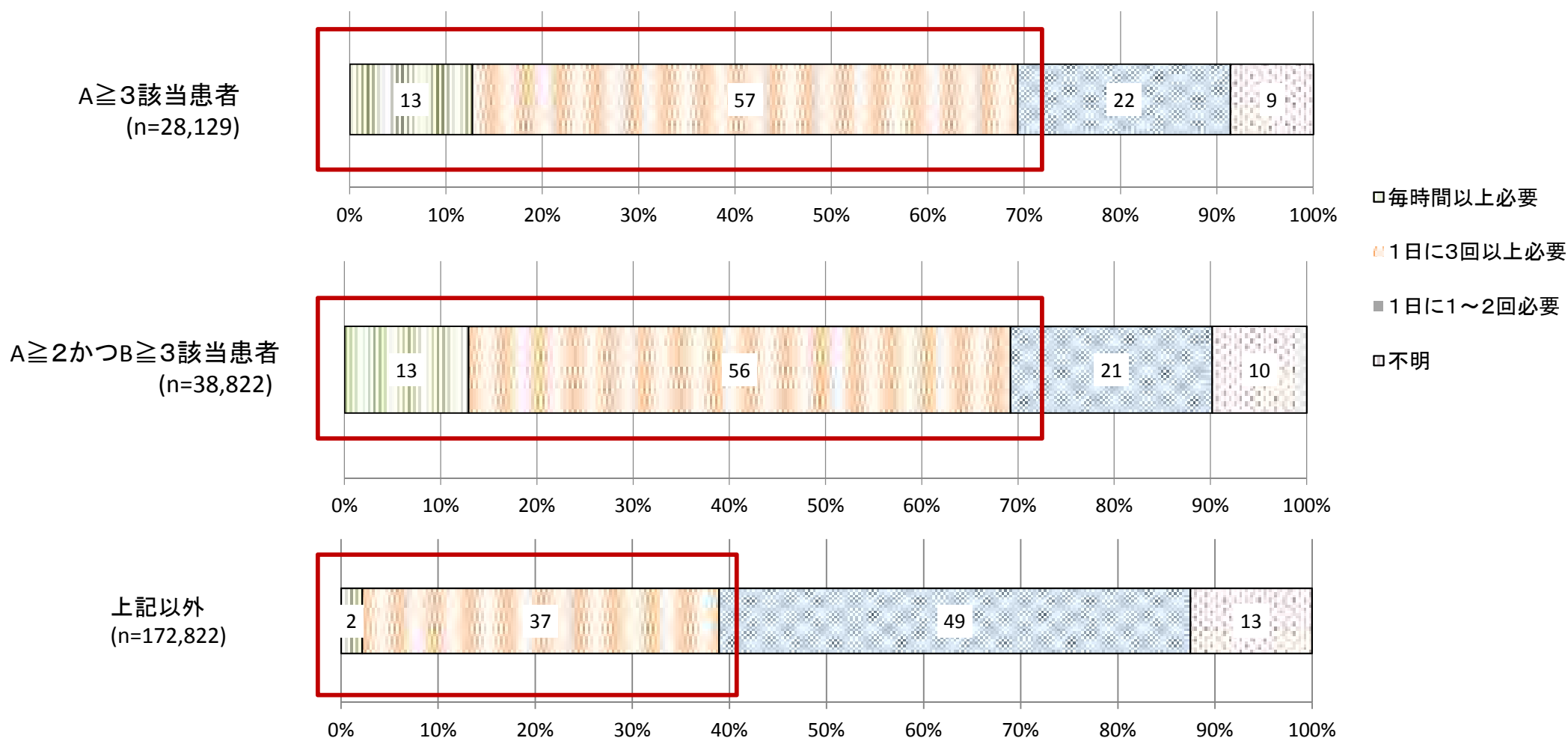
<医師による指示の見直し頻度>



重症度、医療・看護必要度別の看護師による処置等が必要な頻度

- 重症度、医療・看護必要度の「A項目3点以上」の患者と「A項目2点以上かつB項目3点以上」の患者では、看護師による頻回の看護が必要な患者割合はほぼ同等であった。
- また、その他の患者においては、看護師による頻回の看護が必要な患者は少なかった。

<看護師による処置、観察、アセスメントが必要な頻度>



B項目間の相関係数

○ 7対1入院基本料算定病床における、B項目の該当状況について、すべての項目の間に高い相関があった。特に、「寝返り」「起き上がり」「座位保持」の項目間には、極めて高い相関があった。

< 7対1入院基本料 >

n=75, 936

		B(01) 寝返り	B(02) 起き上がり	B(03) 座位保持	B(04) 移乗	B(05) 口腔清潔	B(06) 食事摂取	B(07) 衣服の着脱
一般 病棟 用	B(01) 寝返り	1.000						
	B(02) 起き上がり	0.804	1.000					
	B(03) 座位保持	0.795	0.822	1.000				
	B(04) 移乗	0.644	0.657	0.678	1.000			
	B(05) 口腔清潔	0.663	0.680	0.657	0.648	1.000		
	B(06) 食事摂取	0.595	0.588	0.556	0.533	0.602	1.000	
	B(07) 衣服の着脱	0.730	0.714	0.697	0.664	0.720	0.616	1.000

参考)相関係数

- +0.600～+1.000 高い正の相関
- +0.400～+0.599 中位の正の相関
- +0.200～+0.399 低い正の相関
- 0.199～+0.199 無相関
- 0.399～-0.200 低い負の相関
- 0.599～-0.400 中位の負の相関
- 1.000～-0.600 高い負の相関

B項目のうち、仮に1項目を除いた場合の影響

- B項目のうち、仮に1項目を除いて、残りの6項目で評価するとした場合、「起き上がり」「座位保持」を除いても、3点以上を満たす者の割合への影響は小さかった。

< 7対1入院基本料 >

n=75, 936

		B<3 該当者数	B≥3		1項目を除いた場合の影響	
			該当者数	該当割合		
一般病棟用B得点(7項目)		44,226人	31,710人	41.8%	人	割合
除外項目	B(01)寝返り	45,503人	30,433人	40.1%	1,277人	1.7%
	B(02)起き上がり	44,474人	31,462人	41.4%	248人	0.3%
	B(03)座位保持	44,643人	31,293人	41.2%	417人	0.5%
	B(04)移乗	47,779人	28,157人	37.1%	3,553人	4.7%
	B(05)口腔清潔	46,519人	29,417人	38.7%	2,293人	3.0%
	B(06)食事摂取	46,135人	29,801人	39.2%	1,909人	2.5%
	B(07)衣服の着脱	48,018人	27,918人	36.8%	3,792人	5.0%

認知症の人の将来推計

年	平成24年 (2012)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成52年 (2040)	平成62年 (2050)	平成72年 (2060)
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 人数/(率)	462万人 15.0%	517万人 15.7%	602万人 17.2%	675万人 19.0%	744万人 20.8%	802万人 21.4%	797万人 21.8%	850万人 25.3%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計 人数/(率)		525万人 16.0%	631万人 18.0%	730万人 20.6%	830万人 23.2%	953万人 25.4%	1016万人 27.8%	1154万人 34.3%

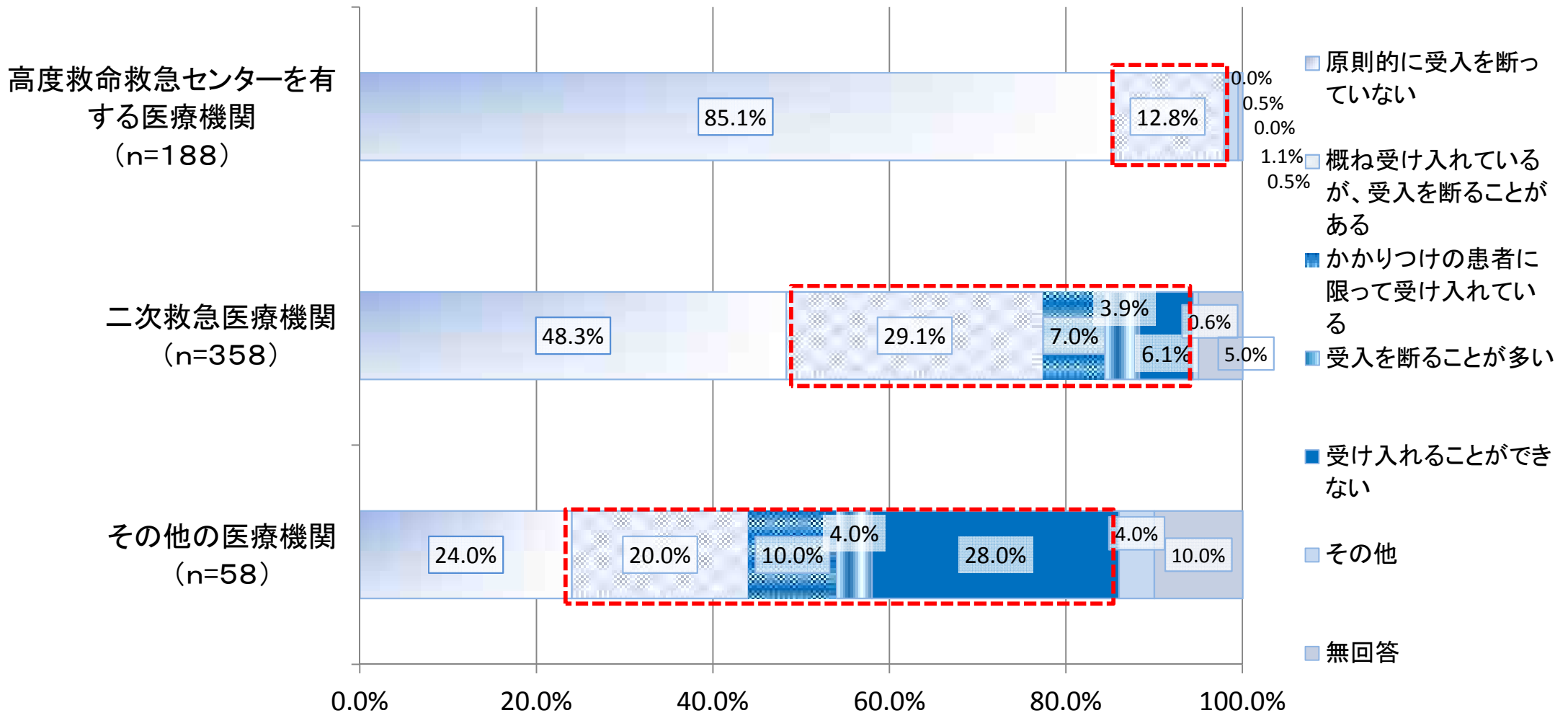
「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値

- 長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究のデータから、新たに推計した認知症の有病率(2025年)。
 - ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合:19%。
 - ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合:20.6%。
- ※ 久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。
本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。
- 本推計の結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年における認知症の有病者数462万人にあてはめた場合、2025年の認知症の有病者数は約700万人となる。

認知症の合併をもつ救急患者の受入状況

○ 認知症を合併した救急患者は、約半数の二次救急医療機関で受け入れられないことがあるとされるなど、急性期医療機関への受け入れが忌避されやすい傾向にあった。

＜受入対応方針(認知症の合併)＞



認知症の行動・心理症状の頻度

○ 認知症の行動・心理症状で、頻繁にみられるものは、「興奮」「繰り返し尋ねる」であった。

	7対1 (n=30,989)	10対1 (n=1,844)	HCU(n=430)	ICU(n=1,111)
興奮	3.2%	4.1%	3.7%	7.6%
繰り返し尋ねる	2.9%	4.3%	3.5%	4.4%
易怒性	1.5%	1.4%	2.1%	2.1%
徘徊	1.1%	1.9%	0.5%	0.0%
身体的攻撃性	0.9%	0.9%	2.3%	1.2%
泣き叫ぶ	0.7%	0.3%	0.5%	0.6%
その他	3.8%	3.7%	7.2%	4.9%
調査期間中に該当するBPSDはない	80.6%	70.2%	66.3%	69.7%
不明	10.8%	18.0%	19.3%	15.8%

認知症の有無と看護提供頻度

- 7対1入院基本料対象病棟において、認知症の有無と、看護提供頻度の関係を見ると、認知症ありの患者に対する看護提供頻度は高かった。また、B項目2点以下の患者においても同様であった。

<7対1入院基本料>

	全体 (n=193,327)	認知症あり (n=13,454)	認知症なし (n=177,182)
1日に1～2回の処置や観察、アセスメントが必要	49.0%	26.2%	50.5%
1日に3回以上の処置や観察、アセスメントが必要	46.3%	61.9%	45.4%
毎時間以上の処置や観察、アセスメントが必要	4.7%	11.9%	4.2%

<7対1入院基本料：B項目2点以下>

	全体 (n=107,956)	認知症あり (n=1,491)	認知症なし (n=105,005)
1日に1～2回の処置や観察、アセスメントが必要	59.5%	39.2%	59.5%
1日に3回以上の処置や観察、アセスメントが必要	38.8%	48.7%	38.9%
毎時間以上の処置や観察、アセスメントが必要	1.7%	12.1%	1.6%

せん妄の有無と看護提供頻度

○ 7対1入院基本料届出病棟において、せん妄の患者は医師の指示の見直しや看護師による処置等の頻度が高い傾向が認められた。また、せん妄について、術後のものとそれ以外のものでは大きな差は認めなかった。

<7対1入院基本料>

【医師による指示の見直しの頻度】

	全体 (n=219,564)	せん妄あり(術後) (n=1,048)	せん妄あり(術後以外) (n=5,233)	せん妄なし (n=185,561)
医療的な状態は安定しており、医師の指示は必要としない	18%	9%	10%	21%
週1回程度の指示見直しが必要	14%	8%	12%	16%
週2～3回程度の指示見直しが必要	18%	22%	19%	20%
毎日指示見直しが必要	32%	43%	45%	36%
1日数回の指示見直しが必要	6%	14%	11%	6%
24時間体制での管理必要	1%	4%	2%	1%

【看護師による処置、観察、アセスメントが必要な頻度】

	全体 (n=219,564)	せん妄あり(術後) (n=1,048)	せん妄あり(術後以外) (n=5,233)	せん妄なし (n=185,561)
1. 1日に1～2回の処置や観察、アセスメントが必要	43%	20%	22%	50%
2. 1日に3回以上の処置や観察、アセスメントが必要	41%	67%	61%	46%
3. 毎時間以上の処置や観察、アセスメントが必要	4%	13%	17%	4%

認知症の有無と、B項目（ハイケアユニット用13項目）の関係①

- 7対1入院基本料対象病棟において、認知症の有無と、B項目との関係をみると、現在の評価項目についても、認知症とある程度の相関がみられた。
- 一方、現在の評価対象項目以外では、「診療・療養上の指示が通じる」「他者への意思の伝達」「危険行動」の3項目は、認知症と特に関係が強かった。

B項目	認知症あり(n=11,436)		認知症なし(n=63,803)		相対危険度
	1点以上	0点	1点以上	0点	
[1] 寝返り	8,229	3,207	17,699	46,104	2.6
[2] 起き上がり	7,600	3,836	13,274	50,529	3.2
[3] 座位保持	8,013	3,423	14,738	49,065	3.0
[4] 移乗	8,674	2,762	22,813	40,990	2.1
[5] 口腔清潔	9,358	2,078	19,430	44,373	2.7
[6] 食事摂取	7,597	3,839	15,514	48,289	2.7
[7] 衣服の着脱	9,807	1,629	26,519	37,284	2.1
[8] 床上安静の指示	1,348	10,088	3,468	60,335	2.2
[9] どちらかの手を胸元まで持ち上げられる	1,344	10,092	2,048	61,755	3.7
[10] 移動方法	5,758	5,678	13,753	50,050	2.3
[11] 他者への意思の伝達	4,532	6,904	3,762	60,041	6.7
[12] 診療・療養上の指示が通じる	4,246	7,190	3,199	60,604	7.4
[13] 危険行動	3,042	8,394	2,481	61,322	6.8

7対1病棟で評価を要する7項目

7対1病棟では評価がなされない項目

認知症の有無と、B項目（ハイケアユニット用13項目）の関係②

- 既存のB項目においては2点以下となる患者のみを対象として、認知症の有無と、B項目との関係をみた場合も、「診療・療養上の指示が通じる」「他者への意思の伝達」「危険行動」の3項目は、認知症と特に関係が強かった。

＜7対1入院基本料：B項目2点以下の者＞

		認知症あり(n=1,484)		認知症なし(n=40,672)		相対危険度
		1点以上	0点	1点以上	0点	
B 項 目	[1] 寝返り	48	1,436	1,689	38,983	0.8
	[2] 起き上がり	3	1,481	123	40,549	0.7
	[3] 座位保持	7	1,477	214	40,458	0.9
	[4] 移乗	305	1,179	3,538	37,134	2.4
	[5] 口腔清潔	50	1,434	1,497	39,175	0.9
	[6] 食事摂取	90	1,394	1,459	39,213	1.7
	[7] 衣服の着脱	287	1,197	6,052	34,620	1.3
	[8] 床上安静の指示	0	1,484	124	40,548	0.0
	[9] どちらかの手を胸元まで持ち上げられる	2	1,482	44	40,628	1.2
	[10] 移動方法	82	1,402	1,621	39,051	1.4
	[11] 他者への意思の伝達	40	1,444	39	40,633	28.1
	[12] 診療・療養上の指示が通じる	27	1,457	49	40,623	15.1
	[13] 危険行動	31	1,453	92	40,580	9.2

7対1病棟で評価を要する7項目
7対1病棟では評価がなされない項目

せん妄の有無と、B項目（ハイケアユニット用13項目）の関係①

- 7対1入院基本料対象病棟において、せん妄の有無と、B項目との関係をみると、現在の評価項目についても、せん妄とある程度の相関がみられた。
- 一方、現在の評価対象項目以外では、「診療・療養上の指示が通じる」「他者への意思の伝達」「危険行動」の3項目は、せん妄と特に関係が強かった。

(せん妄の有無とB項目)7対1		全体		「せん妄」が”あり”の患者				「せん妄」が”なし”の患者		相対危険度
				術後		術後以外		1点以上	0点	
		1点以上	0点	1点以上	0点	1点以上	0点	1点以上	0点	
B 項 目	[1] 寝返り	80,523人	139,041人	771人	277人	3,926人	1,307人	66,316人	119,245人	4.7
	[2] 起き上がり	62,954人	156,610人	705人	343人	3,526人	1,707人	50,824人	134,737人	4.8
	[3] 座位保持	72,798人	146,766人	764人	284人	3,934人	1,299人	59,542人	126,019人	5.5
	[4] 移乗	96,443人	123,121人	918人	130人	4,193人	1,040人	79,705人	105,856人	5.2
	[5] 口腔清潔	84,215人	135,349人	826人	222人	4,531人	702人	68,788人	116,773人	7.9
	[6] 食事摂取	67,430人	152,134人	639人	409人	3,623人	1,610人	55,420人	130,141人	4.3
	[7] 衣服の着脱	107,706人	111,858人	938人	110人	4,736人	497人	89,505人	96,056人	8.2
	[8] 床上安静の指示	19,769人	199,795人	197人	851人	930人	4,303人	17,814人	167,747人	2.0
	[9] どちらかの手を胸元まで持ち上げられる	11,052人	208,512人	48人	1,000人	681人	4,552人	9,874人	175,687人	2.3
	[10] 移動方法	79,671人	139,893人	758人	290人	3,772人	1,461人	71,634人	113,927人	3.6
	[11] 他者への意思の伝達	29,520人	190,044人	503人	545人	3,416人	1,817人	24,003人	161,558人	8.6
	[12] 診療・療養上の指示が通じる	24,862人	194,702人	469人	579人	3,331人	1,902人	19,617人	165,944人	9.9
	[13] 危険行動	18,860人	200,704人	625人	423人	3,283人	1,950人	13,481人	172,080人	14.5

7対1病棟で評価を要する7項目

7対1病棟では評価がなされない項目

せん妄の有無と、B項目（ハイケアユニット用13項目）の関係②

○ 既存のB項目においては2点以下となる患者のみを対象として、せん妄の有無と、B項目との関係をみた場合も、「診療・療養上の指示が通じる」「他者への意思の伝達」「危険行動」の3項目は、せん妄と特に関係が強かった。

＜7対1入院基本料：B項目2点以下の者＞

B項目	(せん妄の有無とB項目)7対1		「せん妄」が”あり”の患者				「せん妄」が”なし”の患者		相対危険度
			全体		術後		術後以外		
	1点以上	0点	1点以上	0点	1点以上	0点	1点以上	0点	
[1] 寝返り	5,330人	118,829人	3人	130人	12人	503人	4,929人	102,102人	0.5
[2] 起き上がり	247人	123,912人	-	133人	5人	510人	216人	106,815人	2.8
[3] 座位保持	558人	123,601人	1人	132人	6人	509人	513人	106,518人	1.7
[4] 移乗	15,264人	108,895人	63人	70人	173人	342人	13,047人	93,984人	4.2
[5] 口腔清潔	4,636人	119,523人	7人	126人	45人	470人	3,929人	103,102人	1.9
[6] 食事摂取	4,661人	119,498人	6人	127人	36人	479人	4,170人	102,861人	2.0
[7] 衣服の着脱	20,451人	103,708人	72人	61人	174人	341人	17,599人	89,432人	2.8
[8] 床上安静の指示	2,028人	122,131人	5人	128人	25人	490人	1,904人	105,127人	2.4
[9] どちらかの手を胸元まで持ち上げられる	556人	123,603人	1人	132人	22人	493人	496人	106,535人	7.0
[10] 移動方法	16,338人	107,821人	56人	77人	198人	317人	15,211人	91,820人	3.3
[11] 他者への意思の伝達	1,399人	122,760人	17人	116人	160人	355人	1,121人	105,910人	24.0
[12] 診療・療養上の指示が通じる	1,232人	122,927人	14人	119人	192人	323人	923人	106,108人	33.9
[13] 危険行動	1,884人	122,275人	30人	103人	223人	292人	1,392人	105,639人	30.6

7対1病棟で評価を要する7項目

7対1病棟では評価がなされない項目

7対1一般病棟で評価されていないB項目と他のB項目の相関

- 7対1入院基本料算定病棟では評価されていないハイケアユニット用B項目6項目の、他の項目との相関をみると、「他者への意思の伝達」「診療・療養上の指示が通じる」は互いに強い相関がみられた。これらの2項目は、類似した状況の評価するものであることが示唆される。

< 7対1入院基本料 >

n=75, 936

		一般病棟用						
		B(01) 寝返り	B(02) 起き上がり	B(03) 座位保持	B(04) 移乗	B(05) 口腔清潔	B(06) 食事摂取	B(07) 衣服の着脱
ハイ ケア ユニ ット 用 (6 項 目)	B(08) 床上安静の指示	0.318	0.320	0.370	0.317	0.258	0.202	0.276
	B(09) どちらかの手を胸元まで持ち上げられる	0.351	0.308	0.361	0.251	0.255	0.264	0.300
	B(10) 移動方法	0.407	0.420	0.425	0.540	0.457	0.388	0.466
	B(11) 他者への意思の伝達	0.476	0.435	0.459	0.372	0.388	0.416	0.442
	B(12) 診療・療養上の指示が通じる	0.421	0.399	0.409	0.350	0.374	0.386	0.416
	B(13) 危険行動	0.247	0.258	0.246	0.259	0.282	0.274	0.296

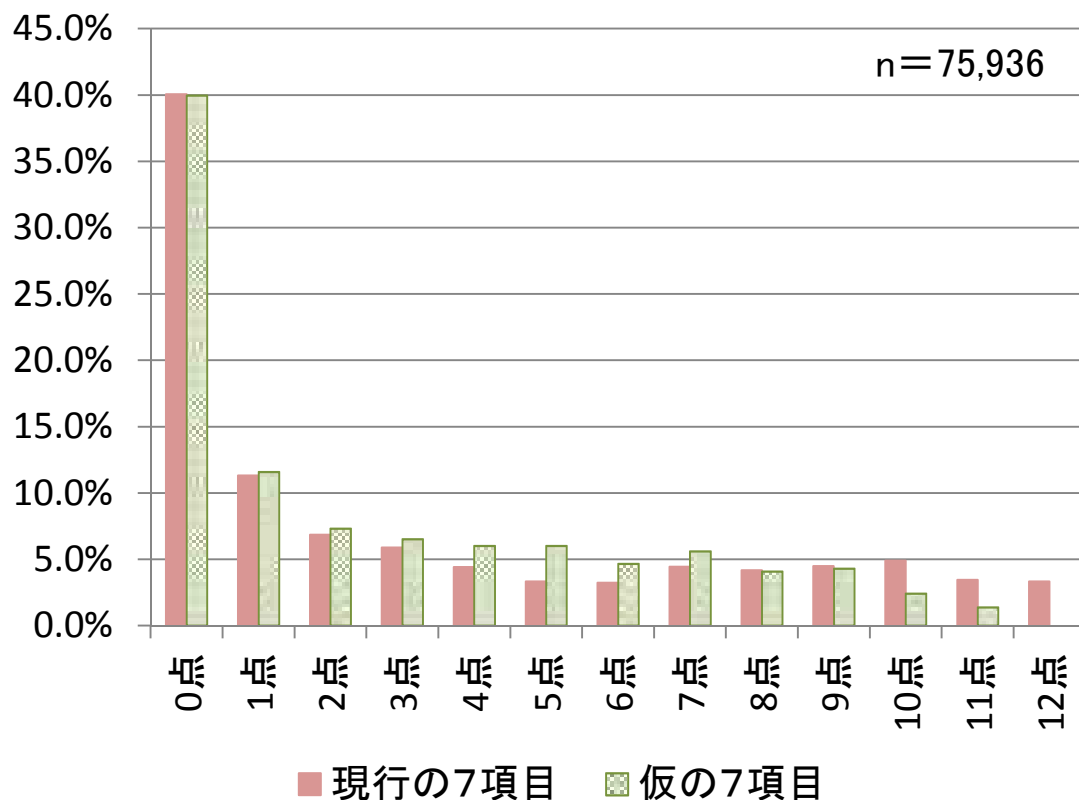
		ハイケアユニット用(6項目)					
		B(08) 床上安静の指示	B(09) どちらかの手を胸元まで持ち上げられる	B(10) 移動方法	B(11) 他者への意思の伝達	B(12) 診療・療養上の指示が通じる	B(13) 危険行動
ハイ ケア ユニ ット 用 (6 項 目)	B(08) 床上安静の指示	1.000					
	B(09) どちらかの手を胸元まで持ち上げられる	0.309	1.000				
	B(10) 移動方法	0.330	0.271	1.000			
	B(11) 他者への意思の伝達	0.306	0.567	0.417	1.000		
	B(12) 診療・療養上の指示が通じる	0.258	0.453	0.411	0.797	1.000	
	B(13) 危険行動	0.176	0.142	0.350	0.446	0.574	1.000

一般病棟のB項目を入れ替えた場合の試算

- 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度のB項目について、仮に「起き上がり」「座位保持」の2項目を削除し、「診療・療養上の指示が通じる」「危険行動」の2項目を追加した場合、B項目の点数分布に大きな差はみられなかった。B項目が3点以上となる者の割合についても大きな変動はなかった。

<7対1入院基本料>

【現行7項目と仮の7項目との該当得点の比較】

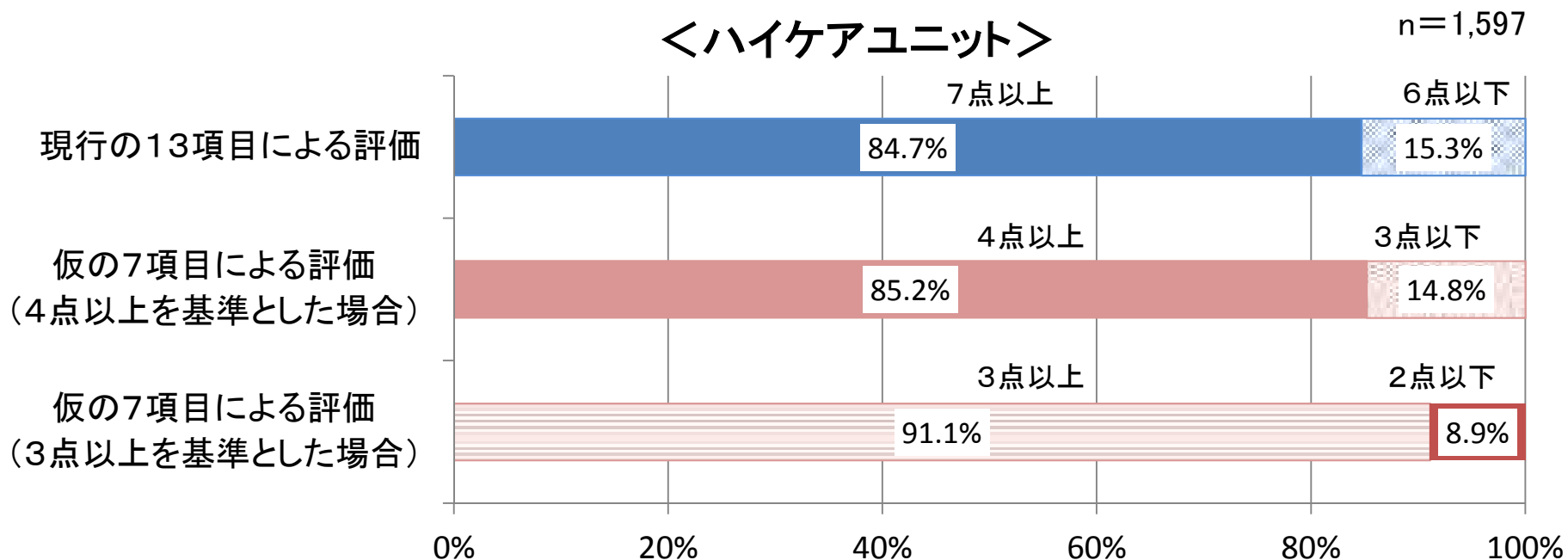


【現行7項目と仮の7項目でのB項目3点以上の該当者】

		該当割合	該当者数
3点以上 B項目	現行7項目	41.8%	31,701人
	仮の7項目	41.1%	31,219人

13項目での評価と、7項目での評価の比較(ハイケアユニット)

- 一般病棟用のB項目について、仮に「起き上がり」「座位保持」の2項目を削除し、「診療・療養上の指示が通じる」「危険行動」の2項目を追加した仮の7項目で基準を4点以上としてハイケアユニットにおいて評価した場合、現行の13項目の基準である7点以上の患者割合と同程度であった。



ハイケアユニット		現行の13項目による評価		
		7点以上	6点以下	計
仮の7項目による評価	3点以上	1,349	106	1455
	2点以下	4	138	142
	計	1353	244	1597

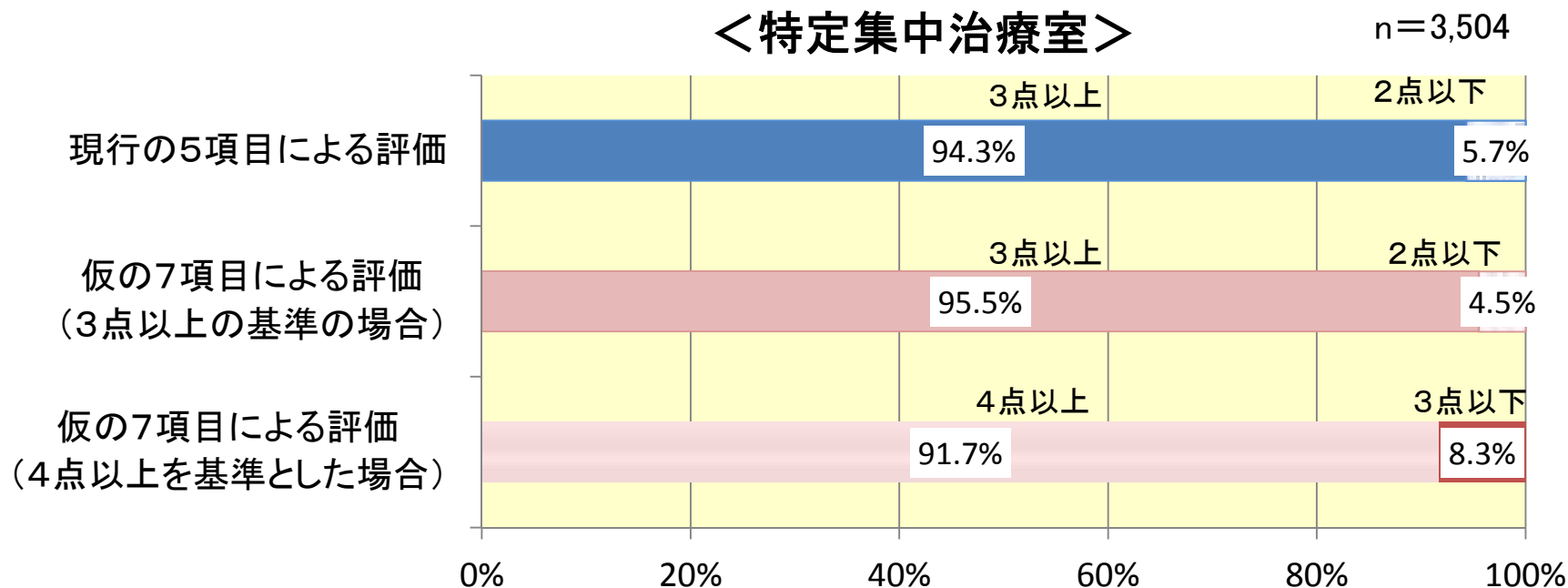
感度 99.7%
特異度 56.6%

ハイケアユニット		現行の13項目による評価		
		7点以上	6点以下	計
仮の7項目による評価	4点以上	1,314	46	1360
	3点以下	39	198	237
	計	1353	244	1597

感度 97.1%
特異度 81.1%

5項目での評価と、7項目での評価の比較(特定集中治療室)

- 一般病棟用のB項目について、仮に「起き上がり」「座位保持」の2項目を削除し、「診療・療養上の指示が通じる」「危険行動」の2項目を追加した仮の7項目で、基準を3点以上として特定集中治療室において評価した場合、現行の5項目の基準である3点以上の患者割合と同程度であった。



特定集中治療室		現行の5項目による評価		
		3点以上	2点以下	計
仮の7項目による評価	3点以上	3,267人	78人	3,345人
	2点以下	39人	120人	159人
	計	3,306人	198人	3,504人

感度 98.8%
特異度 60.6%

特定集中治療室		現行の5項目による評価		
		3点以上	2点以下	計
仮の7項目による評価	4点以上	3,176人	37人	3,213人
	3点以下	130人	161人	291人
	計	3,306人	198人	3,504人

感度 96.1%
特異度 81.3%

重症度、医療・看護必要度の評価の対象となる処置等の実施者

- チーム医療の推進により、薬剤師や理学療法士等の様々な職種が、病棟において処置・介助等を実施する機会が増えているが、現在の「重症度、医療・看護必要度」の評価において、基本的には、看護職員以外の職種が実施した場合や評価の記録は、評価の対象となっていない。

＜看護職員以外の職種が実施することのある処置・介助等の例＞

項目の例		評価対象となる処置等の内容	看護職員以外に実施することが考えられる職種の例
A項目	「7 専門的な治療・処置」 ②抗悪性腫瘍剤の内服の管理	薬剤の使用に関する指導、内服確認、内服後の副作用の観察等	薬剤師
B項目	「8 寝返り」	寝返りが自分でできるかどうか、何かにつかまればできるかどうかの評価	理学療法士、作業療法士等
	「12 口腔清潔」	口腔内を清潔にするための一連の行為を自分でできるかどうか、見守りや介助を行っているかどうかの評価	歯科衛生士
	「13 食事摂取」	食事介助の状況の評価	管理栄養士

こうした項目も、看護職員が処置等を実施し記録した場合のみが、「重症度、医療・看護必要度」の評価の対象となっている。

重症度、医療・看護必要度の評価方法

- 各項目において、実施を評価する項目と、実施後の観察等を含む看護師等による管理を評価する項目がある。
- 評価対象の処置・介助等の実施者又は医師の補助の実施者は、当該病棟に所属する看護師等でなければならぬとされており、評価の根拠においても医師の指示記録と看護師等による記録だけが評価の対象となっている。

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き(抜粋)

1. 評価の対象

7対1入院基本料、10対1入院基本料、13対1入院基本料や看護補助加算等の入基本料等を届出ている病棟に入院(算定)している患者とし、患者に行われたモニタリング及び処置等(A項目)並びに患者の状況等(B項目)について、毎日評価を行うこと。

2. 評価票の記入者

評価票の記入は、院内研修を受けたものを行うこと。

3. 評価項目の判断

評価の判断は、アセスメント共通事項、B項目共通事項と項目ごとの選択肢の判断基準等に従って実施すること。独自に定めた判断基準により評価してはならない。

4. 評価時刻

評価時刻は24時とする。

5. 評価対象時間

評価対象時間は、0時から24時の24時間である。

6. 評価対象場所

当該病棟内を評価の対象場所とする。手術室や透析室、X線撮影室等、当該病棟以外で実施された治療・処置・看護や観察については、評価の対象場所に含めない。

7. 評価対象の処置・介助等

当該病棟で実施しなければならない処置・介助の実施者、又は医師の補助の実施者は、当該病棟に所属する看護師等でなければならない。

8. 評価の根拠

評価は、観察と記録に基づいて行い、推測は行わないこと。医師の指示記録と当該病棟の看護師等による記録だけが評価の対象となる。

DPCデータ提出に係る評価の見直しについて

- データ提出加算について、現在データ提出の対象となっていない病棟についてもデータを提出することとし、すべての病院でデータ提出加算の届出を可能とする。
- また、データ提出加算参加の機会が年1回に限られていることから、参加機会を増やす。

現行

[データ提出加算1 (入院データ提出)] (退院時1回)
イ (200床以上) 100点、ロ (200床未満) 150点
[データ提出加算2 (入院+外来データ提出)] (退院時1回)
イ (200床以上) 110点、ロ (200床未満) 160点

[算定要件]

- ・7対1及び10対1入院基本料 (一般病棟入院基本料 (一般病棟に限る。)、特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料 (一般病棟に限る。)) を届け出ていること。
- ・診療録管理体制加算に係る届出を行っていること (同等の体制を有している場合を含む)。等

[対象病棟]

- ・一般病棟入院基本料 (7対1入院基本料及び10対1入院基本料に限る。)、精神病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料 (7対1一般病棟入院基本料、10対1一般病棟入院基本料及び精神病棟に限る。)、専門病院入院基本料 (7対1及び10対1に限る。)、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料、一類感染症患者入院医療管理料、小児入院医療管理料、精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料、短期滞在手術基本料3

[参加機会]

- ・年1回 (原則5月)

改定後

[データ提出加算1 (入院データ提出)] (退院時1回)
イ (200床以上) 100点、ロ (200床未満) 150点
[データ提出加算2 (入院+外来データ提出)] (退院時1回)
イ (200床以上) 110点、ロ (200床未満) 160点

[算定要件]

- ・診療録管理体制加算に係る届出を行っていること。等

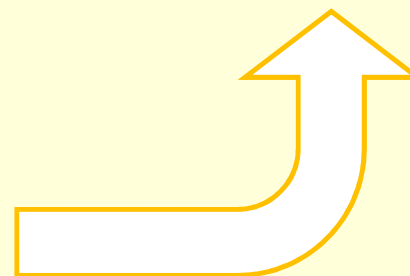
[対象病棟]

- ・全ての病棟 (短期滞入手術基本料1を除く)

[参加機会]

- ・年4回 (5月20日、8月20日、11月20日、2月20日 (※))

(※)平成27年度においては2月22日



[経過措置] ※終了済

平成26年3月31日までに届出を行っている病院については、平成27年3月31日までの間、基準を満たしているものとする。

DPCデータの提出状況

- 平成26年度診療報酬改定では、急性期を担う医療機関の機能や役割を適切に分析・評価するため、7対1入院基本料や地域包括ケア病棟基本料等において、データ提出加算の届出を要件化した。
- データの提出状況は、平成26年11月時点で7対1入院基本料では90%、地域包括ケア病棟入院料では70%であった。また、10対1入院基本料でも45%程度の病床がデータの提出を行っていた。

データの提出が必要な病棟について

	DPC対象病院 ／DPC準備病院	出来高病院
7対1入院基本料届出医療機関	○	○
10対1入院基本料医療機関	○	×
地域包括ケア病棟入院料医療機関	/	○
回復期リハビリテーション病棟入院基本料医療機関		×
療養病棟入院基本料医療機関		×

- : 該当する場合、全病棟の患者についてデータ提出が必要
- ×: データ提出の義務なし
- : 単独でDPC対象病院にはなり得ず、非該当
- ※黄セルは平成26年診療報酬改定で新たにデータ提出加算が要件化された

データの提出状況(平成26年11月時点)

	データ提出届出 病床数割合
7対1入院基本料 (n=313)	96.5%
10対1入院基本料 (n=280)	43.9%
地域包括ケア病棟基本料 (n=106)	72.4%
回復期リハビリテーション病棟入院基本料 (n=203)	33.7%
療養病棟入院基本料 (n=542)	10.7%

※集計時点が平成26年11月1日時点のため、7対1入院基本料及び地域包括ケア病棟基本料の提出割合が100%になっていないと考えられる。

提出データの概要

内容		ファイル名称
患者別匿名化情報	簡易診療録情報	様式1 カルテ情報
	診療報酬請求情報	EF統合ファイル
	医科点数表に基づく出来高点数情報 (入院及び外来)	Dファイル レセプト情報
	診断群分類点数表により算定した患者に係る 診療報酬請求情報	
	医科保険診療以外の診療情報	様式4
施設情報(病床数、入院基本料等加算、地域医療 指数における指定状況等)		様式3

提出データに含まれる項目について

- データの提出を行う医療機関は、様式1として、入院患者の簡易診療録情報を提出することとされている。
- また、平成26年度診療報酬改定では、7対1病床において在宅復帰率が要件化されたことに伴い、様式1の項目に退院先の情報なども追加された。

様式1(簡易診療録情報)について

<概要>

一般病棟入院基本料、精神病棟入院基本料等を算定する病棟・病室への入院患者について各病棟単位で作成する簡易診療録情報。

<調査項目>

- ・ 患者情報(生年月日、性別、住所地域の郵便番号)
- ・ 入院情報(入院年月日、入院経路、救急搬送の有無等)
- ・ 退院情報(退院年月日、退院先、在宅医療の有無等)
- ・ 診断情報(傷病名、ICD-10コード等)
- ・ 手術情報(Kコード、麻酔方法、手術名等)
- ・ その他診療情報(褥瘡の有無、持参薬の使用状況、ADLスコア、がんのTNM分類、JCS、肺炎の重症度等)

※下線部は平成26年度に追加された項目

DPCデータの提出様式について

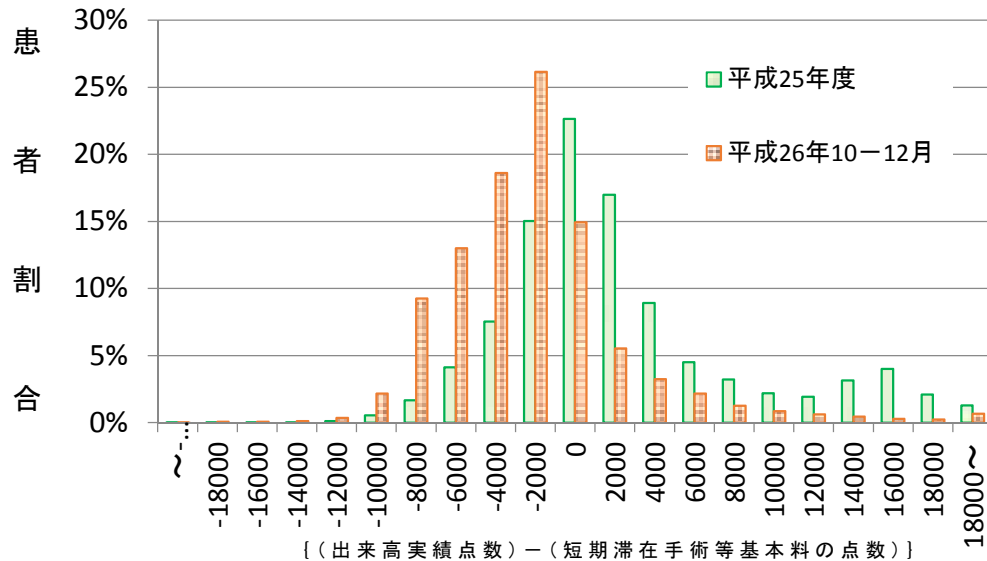
第5回入院分科会 (H27.7.16)における意見

- 現行の重症度、医療・看護必要度のデータについて、医療提供の内容と併せて詳細に分析できるよう、DPCデータの中で把握できるような仕組みにするべきではないか。

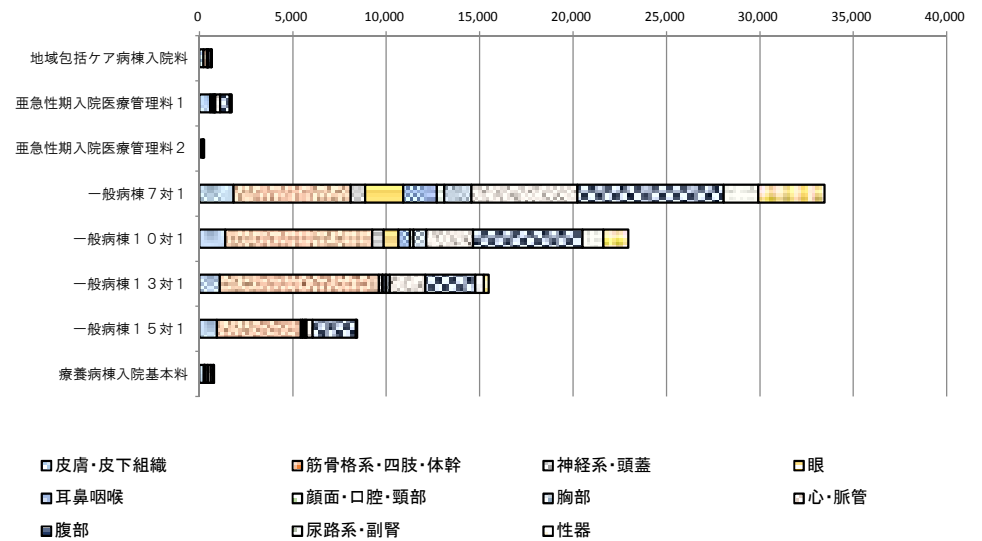
DPCデータを用いた活用例(活用事例)

- DPCデータを用いた分析を行うことで、相当数の医療機関を対象として、包括化された範囲を含めた集計や異なる病棟間の横断的な集計等を行うことが可能となった。

＜患者の出来高実績点数と短期滞在手術等基本料の点数の差の分布＞



＜地域包括ケア病棟等で実施された手術＞



(参考)平成26年度入院医療等調査

- ・DPCデータ等の活用を行うことを前提に調査項目を簡素化を図る等により回収率が32%※(平成24年度調査では10%)に向上
 ※A票～D票の回収率
- ・なお、対象施設を抽出した上、調査対象病棟の1/3の患者について1週間の状態を調査するなど、調査の範囲は限定されている。

中間とりまとめの構成

1. 調査概要等
2. 急性期入院医療について
 - 2-1. 7対1入院基本料の算定病床の動向について
 - 2-2. 特定除外制度の見直しに伴う影響について
 - 2-3. 重症度、医療・看護必要度について
- 3. 短期滞在手術等基本料について**
4. 総合入院体制加算について
5. 有床診療所入院基本料について
6. 地域包括ケア病棟入院料について
7. 医療資源の少ない地域に配慮した評価について
8. 慢性期入院医療について
 - 8-1. 在宅復帰機能強化加算について
 - 8-2. 療養病棟入院基本料2について
 - 8-3. 医療区分の評価項目について
 - 8-4. 脳卒中患者に関する慢性期医療の適切な評価について
9. その他
 - 9-1. 退院支援に係る取組について
 - 9-2. 入院中の他医療機関の受診について

平成26年度診療報酬改定

短期滞在手術基本料の見直し

- 一定程度治療法が標準化し、短期間で退院可能な検査・手術が存在していることを踏まえて、21種類の手術・検査を短期滞在手術等基本料3の対象とした上で、包括範囲を全診療報酬点数とする。

[留意事項]

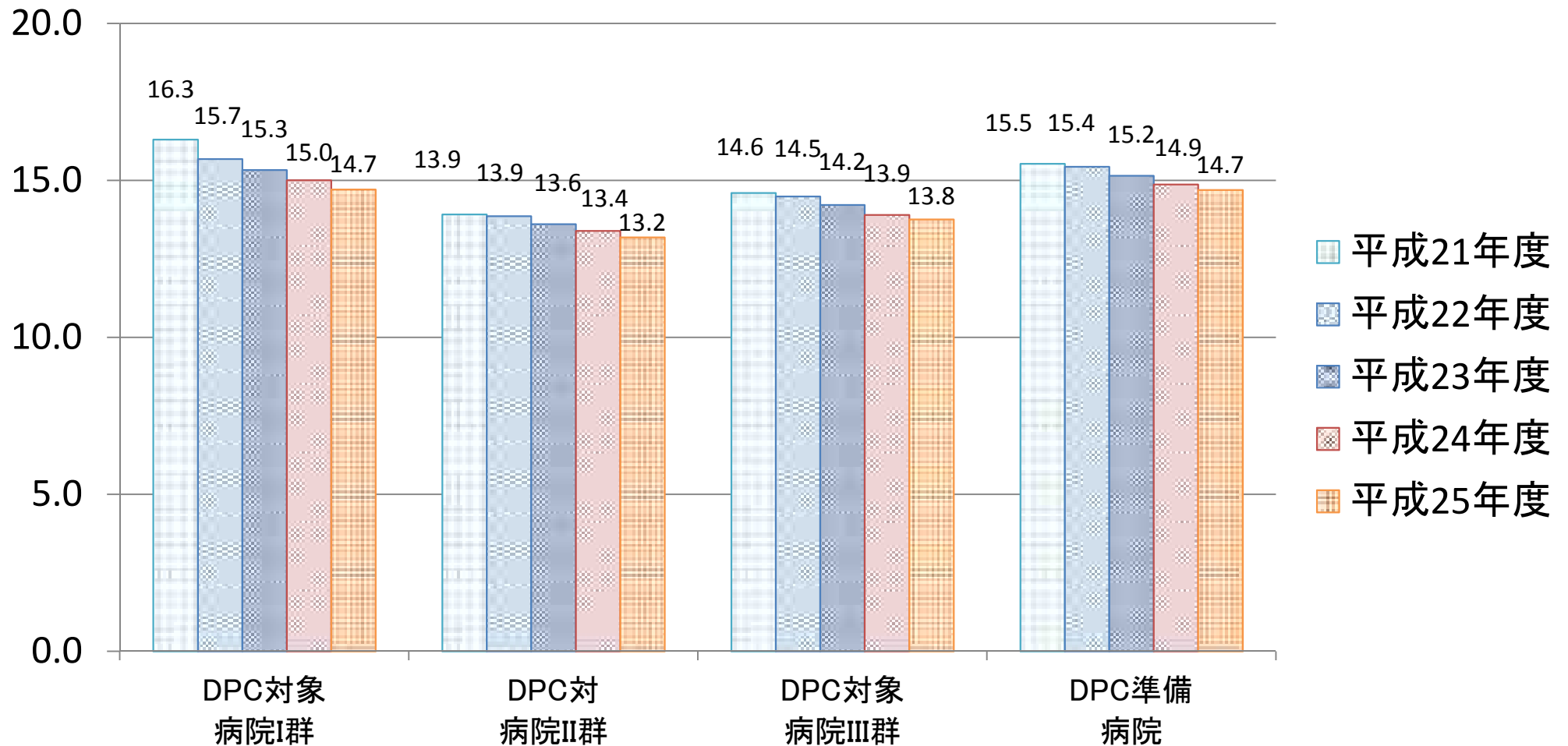
- ① 診療所については短期滞在手術等基本料3は算定せず、出来高で算定する(入院料等が病院と異なること、診療所に関するデータが存在しないことが理由。)
- ② 入院5日目までに該当手術・検査を実施した患者については、原則として本点数を算定する。
また、本点数のみを算定した患者は平均在院日数の計算対象から除く。
- ③ 特別入院基本料及び月平均夜勤時間超過減算を算定する場合は短期滞在手術等基本料3を算定せず、出来高で算定する。
- ④ それぞれの点数に対応する手術又は検査について、手術においては入院5日以内に当該手術とは別の手術又は短期滞在手術等基本料3に係る検査を行った場合、検査においては入院5日以内に手術又は短期滞在手術等基本料3に係る他の検査を行った場合については、短期滞在手術等基本料3を算定しない。
- ⑤ 入院5日以内に当該手術と同じ手術を複数回実施したのみの場合については、短期滞在手術等基本料3を算定する。(例えば、眼科において、両眼の手術を行った場合等)
- ⑥ 入院5日以内に他の保険医療機関に転院した場合については、当該医療機関と転院先の医療機関はどちらも短期滞在手術等基本料3を算定しない。

DPC病院等における在院日数の推移

中医協 総-5
27.6.10

○ DPC病院等における退院患者の在院日数の平均について、近年短縮傾向が認められている。

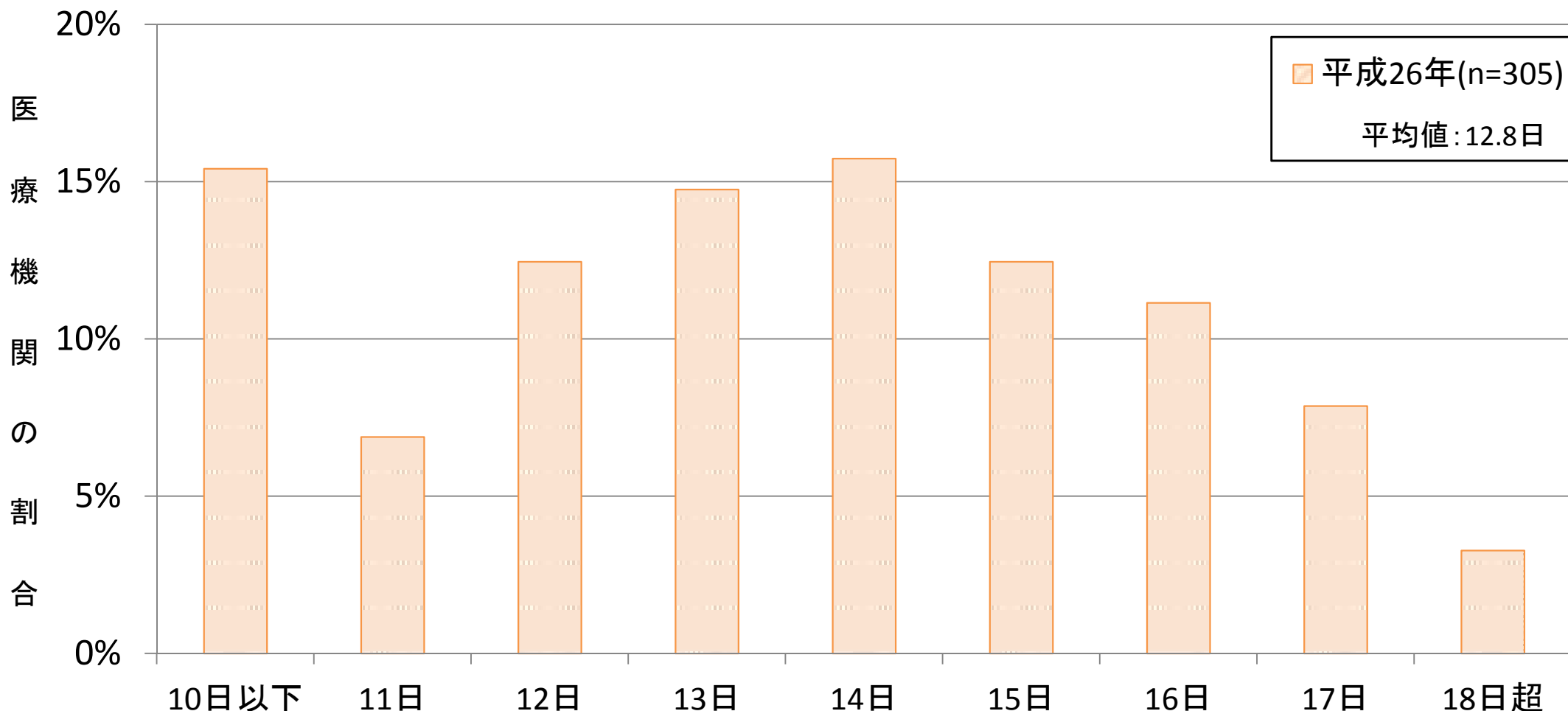
＜退院患者の在院日数の平均の年次推移＞



医療機関の平均在院日数(平成26年度調査)

○ 平成26年度の入院医療等の調査・評価分科会における調査では、7対1入院基本料届出医療機関の平均在院日数は最頻値が14日、平均値が12.8日であった。

＜平均在院日数別の医療機関(7対1入院基本料)＞



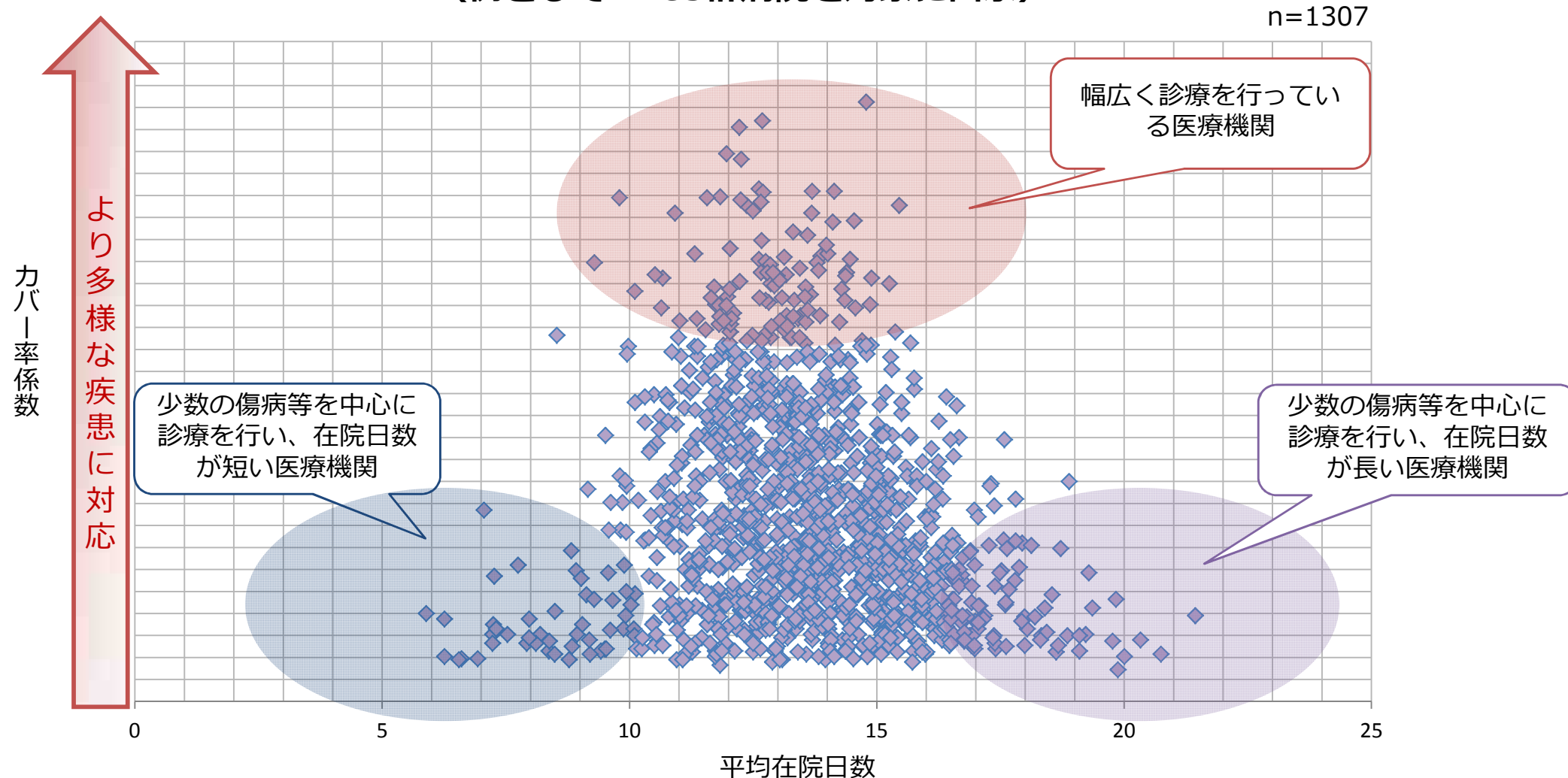
※ ここでの平均在院日数とは、短期滞在手術等基本料の対象者等を含め「該当する病棟における在院患者の延べ数」を「(新入棟患者数+新退棟患者数)×0.5」で除したものであり、診療報酬上の基準とは一致しない。

平均在院日数と診療状況

中医協 総-3
27.3.4

- 医療機関ごとの平均在院日数とカバー率係数(入院患者の疾患の多様性)の関係をみたとき、幅広く診療を行っている医療機関や、少数の傷病を中心に診療を行い、平均在院日数が長い或いは短い医療機関が存在する。

<医療機関ごとの平均在院日数とカバー率係数の関係> (例としてDPC3群病院を対象に図示)



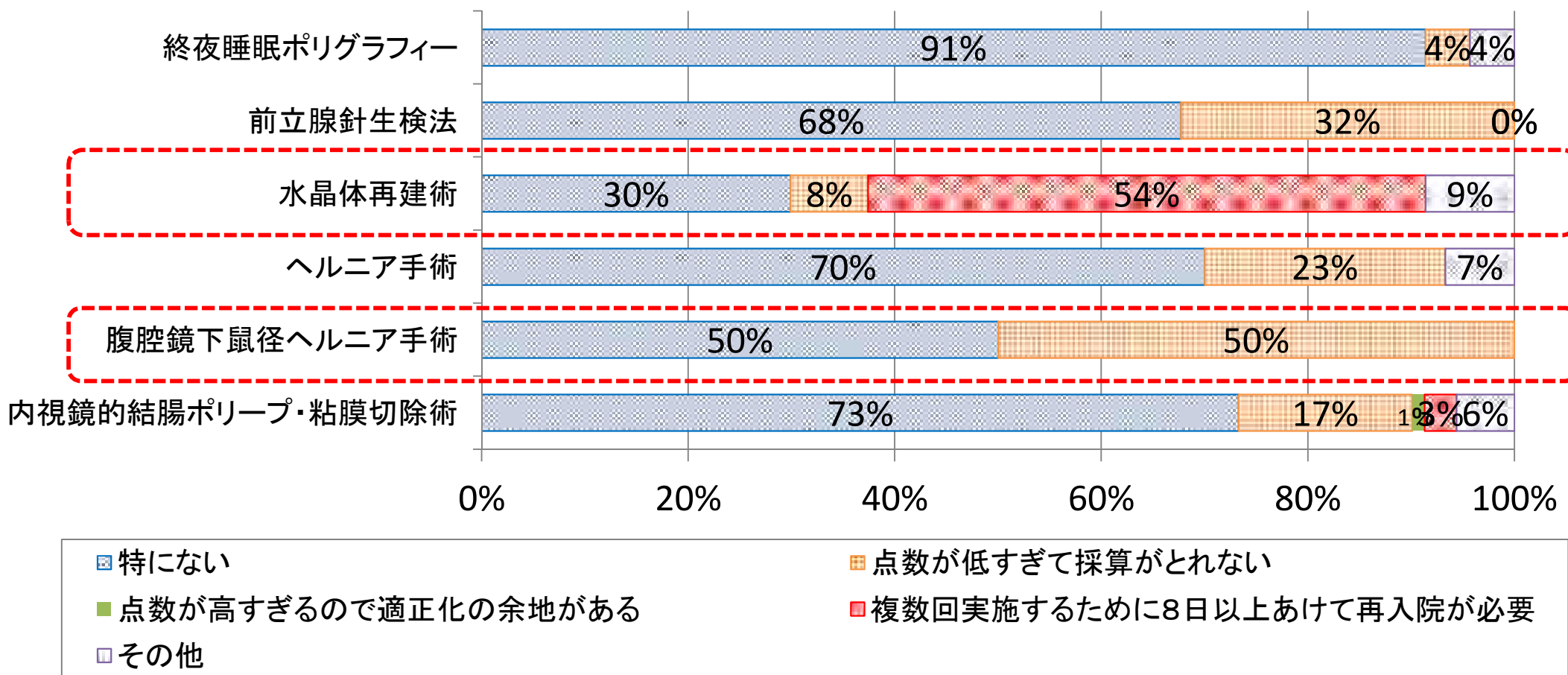
* カバー率係数：カバー率指数を係数化したもの

** カバー率指数；様々な疾患に対応できる総合的な体制について評価（〔当該医療機関で一定症例以上算定しているDPC数〕 / 〔全DPC数〕）

短期滞在手術等基本料の算定状況

- 短期滞在手術等基本料3の項目の多くについて、過半数の医療機関が、実態にそぐわないと考えられる点は「特にない」と回答した。
- 一方、水晶体再建術及び腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術については、半数以上の医療機関が「複数回実施するために再入院が必要」或いは「点数が低すぎて採算がとれない」ため実態にそぐわないと考えていた。

＜短期滞在手術等基本料3について実態にそぐわないと考えられる点＞



K282 水晶体再建術（眼内レンズ挿入）の算定状況

○ 水晶体再建術については、平成26年度診療報酬改定の前後で包括範囲出来高実績点数の症例分布が大きく変化しており、診断群分類別では両眼の手術が減少し片眼の手術が増加していた。

平成25年度

診断群分類（上位2種類）	当該手術に占める割合
白内障、水晶体の疾患 手術あり 片眼	57%
白内障、水晶体の疾患 手術あり 両眼	28%

平成26年度

診断群分類（上位3種類）	当該手術に占める割合
白内障、水晶体の疾患 手術あり 片眼	92%
白内障、水晶体の疾患 手術あり 両眼	8%

特掲診療料の算定点数の分布
(入院5日目まで)

件数	61,550
25%tile	14,851
50%tile	15,523
75%tile	28,138

出来高実績点数の分布
(入院5日目まで)

件数	84,409
25%tile	14,339
50%tile	14,776
75%tile	15,283



乳幼児の症例が多くみられた項目

- 乳幼児が多くみられた症例として「K633 5 ヘルニア手術(15歳未満)」「K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(15歳未満)」が挙げられ、年齢によって出来高実績点数の平均には違いがみられた。

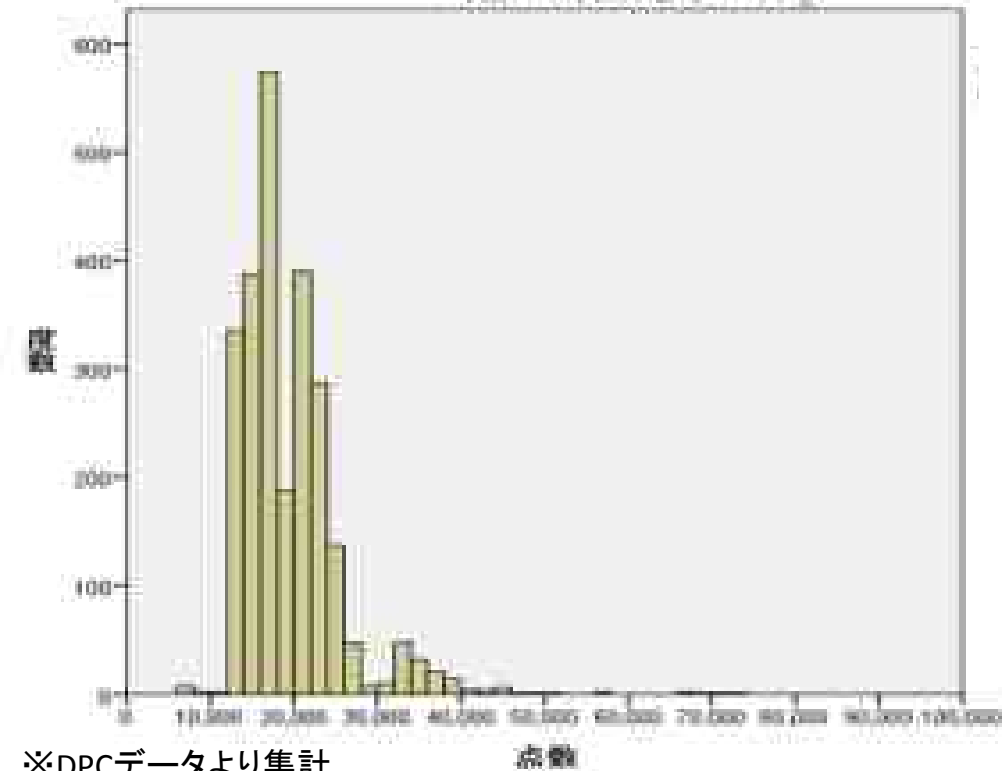
K633 5 ヘルニア手術(15歳未満)

	割合	出来高実績点数
全体	—	19,494
3歳未満	39.1%	24,349
3歳以上6歳未満	35.8%	17,580

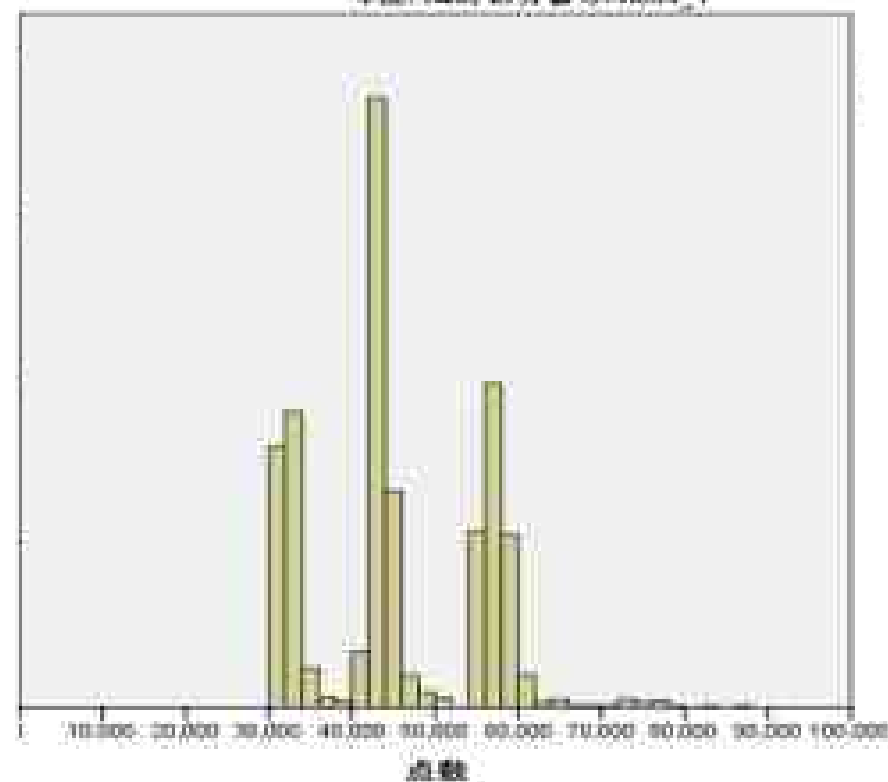
K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(15歳未満)

	割合	出来高実績点数
全体	—	45,533
3歳未満	31.5%	57,992
3歳以上6歳未満	41.9%	44,090

年度: 1016, 区分番号: K633_1



年度: 1016, 区分番号: K634_1



全身麻酔／全身麻酔以外の手術の内訳

算定コード	手術名*		症例の内訳		医療機関の内訳**	
			全身麻酔の症例	全身麻酔以外の症例	90%以上が全身麻酔	全身麻酔が10%以下
K474 1	乳腺腫摘出術	H25	72%	28%	58%	11%
		H26	67%	33%	62%	12%
K617 1	下肢静脈瘤手術 (抜去切除術)	H25	43%	57%	27%	43%
		H26	36%	64%	22%	58%
K633 5	ヘルニア手術 (15歳以上)	H25	46%	54%	21%	42%
		H26	44%	56%	17%	43%
K867	子宮頸部(膣部) 切除術	H25	34%	66%	23%	55%
		H26	34%	66%	25%	54%
K873	子宮鏡下子宮筋 腫摘出術	H25	71%	29%	57%	19%
		H26	66%	34%	49%	29%

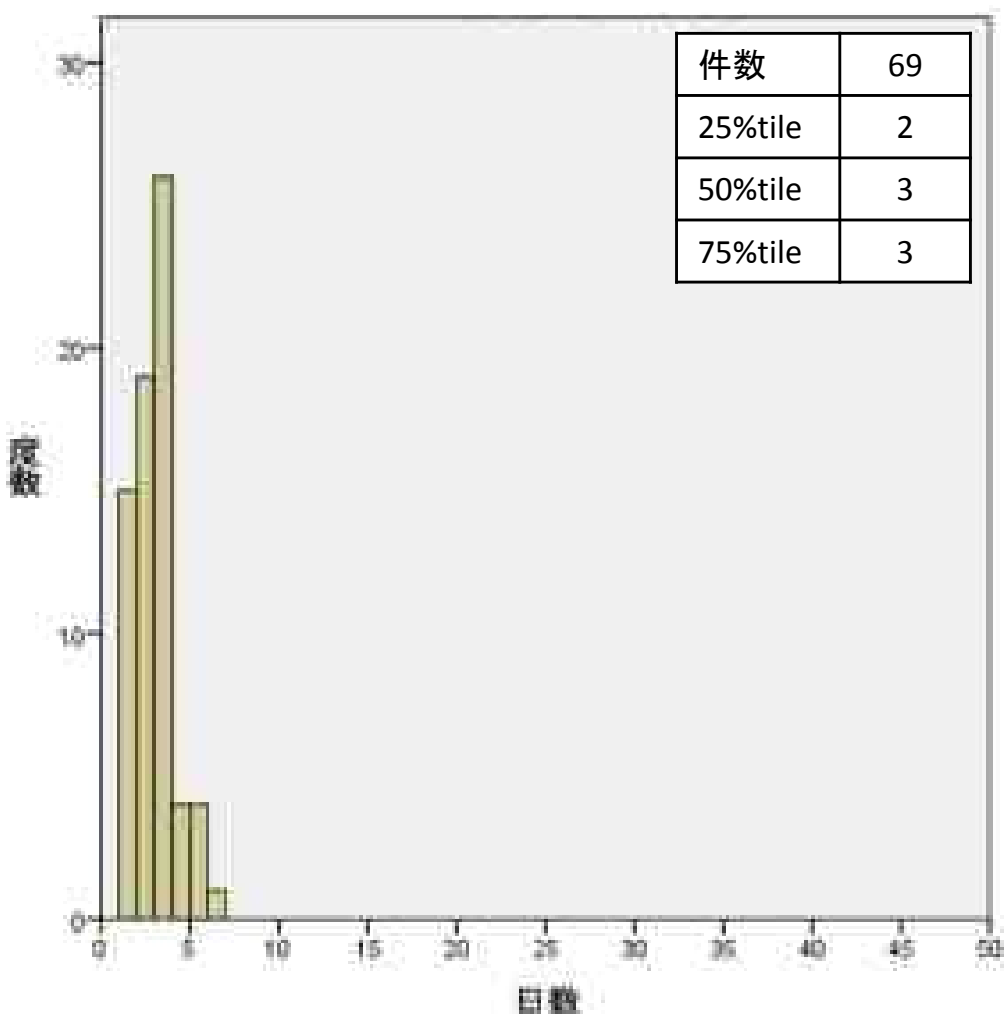
*全身麻酔と全身麻酔以外(脊椎麻酔等を含む)の症例がそれぞれ30%以上存在する項目を抽出

**症例数の多い順に上位100位までの医療機関を抽出

K196-2 胸腔鏡下交感神経節切除術に係る状況

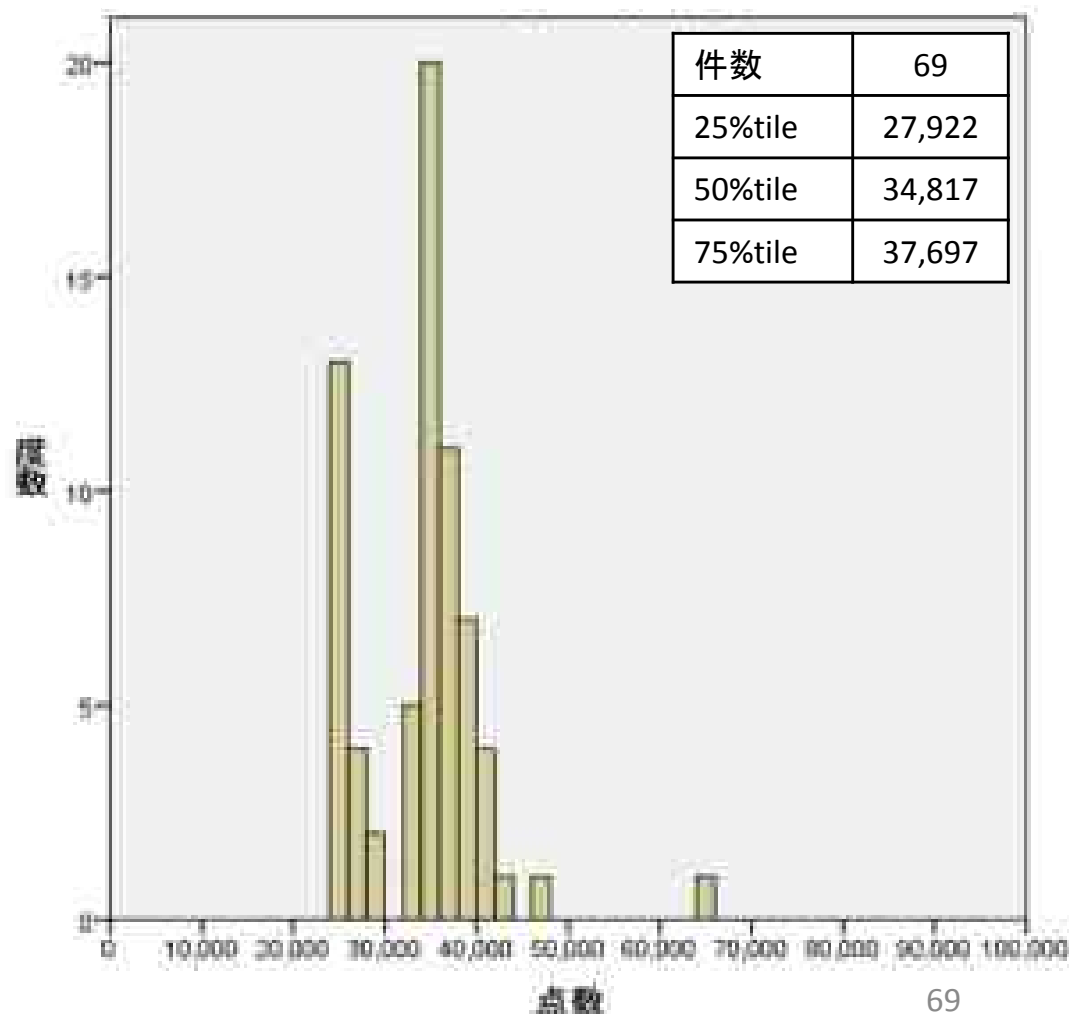
- 胸腔鏡下交感神経節切除術については、算定件数が少なく、症例による包括範囲出来高実績点数のばらつきが大きかった。

<入院日数の分布>



<出来高実績点数の分布>

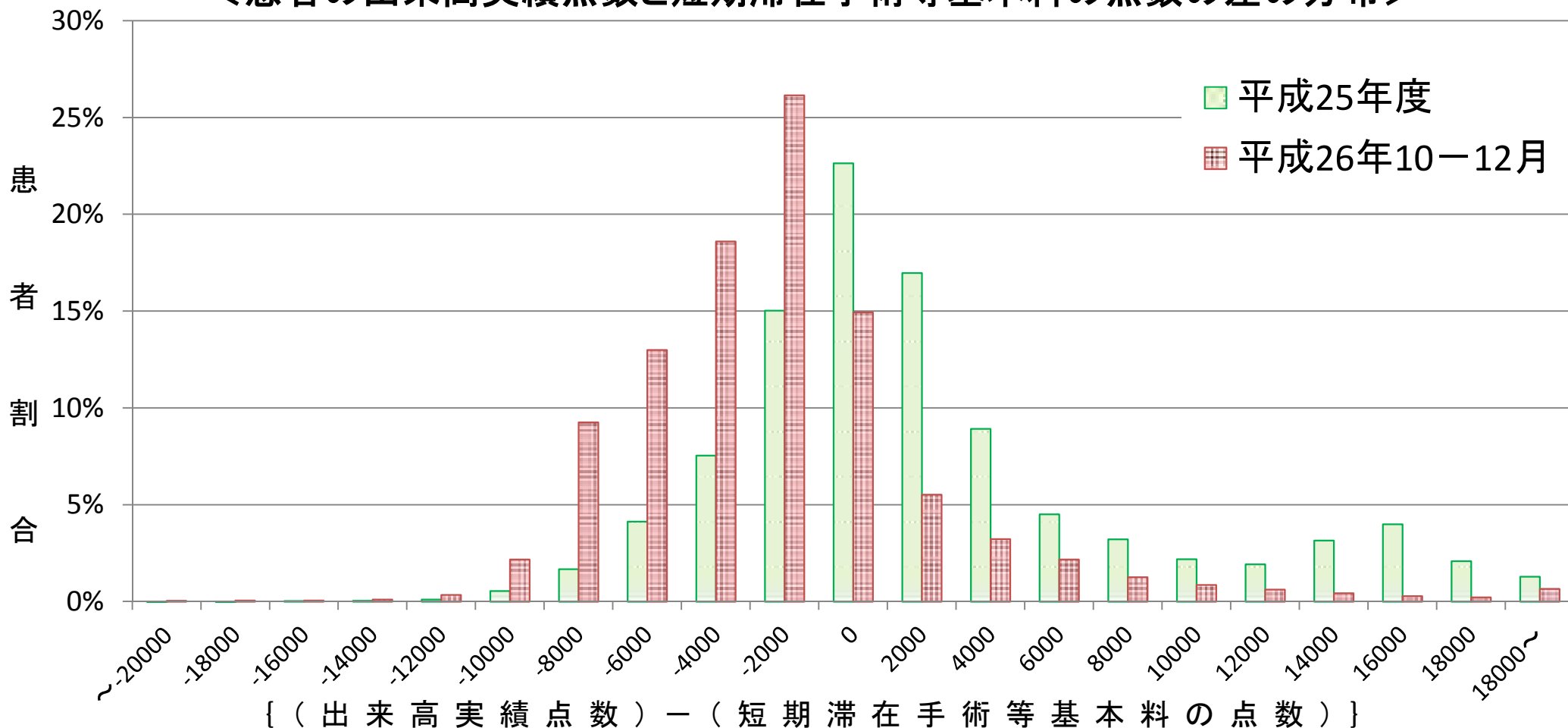
(入院5日目まで)



短期滞在手術等基本料算定患者の点数分布

- 患者の出来高実績点数と医科点数表上の短期滞在手術等基本料の点数との差の分布について、
- ・やや右に裾野が長いが、概ね正規分布に近い分布
 - ・改定前後で分布の中心は左方(包括範囲出来高実績点数<医科点数表上の点数)に移動
 - ・改定後も、出来高実績点数が短期滞在手術等基本料3の点数を大きく上回る症例が一定程度存在などの傾向がみられた。

＜患者の出来高実績点数と短期滞在手術等基本料の点数の差の分布＞




主な入院料等の包括範囲

○ 短期滞在手術等基本料は、原則として基本診療料・特掲診療料は包括されているが、多くの入院料では、包括範囲に除外項目等を設ける等の対応を行っている。

	短期滞在手術等 基本料	地域包括ケア病棟 入院料	療養病棟 入院基本料	回復期リハビリテーション 病棟入院料	DPC (包括評価部分)
B 医学管理等	○	○ 地域連携計画退院時指 導料(Ⅰ)を除く	×	○ 地域連携計画退院時指 導料(Ⅰ)を除く	×
C 在宅医療	○	×	×	×	×
D 検査	○	○	○	○	○ 一部例外あり
E 画像診断	○	○	単純撮影等は○	○	○ 一部例外あり
F 投薬	○	○ 一部薬剤を除く	○ 一部薬剤を除く	○ 一部薬剤を除く	○ 一部薬剤を除く
G 注射	○	○ 一部薬剤を除く	○ 一部薬剤を除く	○ 一部薬剤を除く	○ 一部薬剤を除く
H リハビリテーション	○	○ 摂食機能療法を除く	×	×	×
I 精神科専門療法	○	○	×	○	×
J 処置	○	○ 人工腎臓を除く	○ 一部処置を除く	○ 人工腎臓を除く	○ 1000点以上を除く
K 手術	○	○	×	○	×
L 麻酔	○	○	×	○	×
M 放射線治療	○	○	×	○	×
N 病理診断	○	○	○	○	×

透析患者における出来高実績点数について

- 各項目について、透析患者では、全体と比べて包括範囲出来高実績点数が高い分布を示していた。

算定コード	検査・手術名	全体				透析患者		
		25%tile	50%tile	75%tile		25%tile	50%tile	75%tile
K282 1	水晶体再建術(眼内レンズを挿入する場合;その他)	14,339	14,776	15,283		17,204	18,259	20,093
K6335	ヘルニア手術(鼠径ヘルニア;15歳以上)	9,873	13,900	18,413		16,210	23,292	27,233
K721 1	内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術(長径2cm未満)	6,701	7,373	8,343		9,929	11,914	14,259
K721 2	内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術(長径2cm以上)	8,946	9,752	10,874		11,870	13,868	16,222

※50症例以上あった検査・手術を抽出

その他の手術等における在院日数・算定点数の分布

【分析対象とした手術等】

- 手術
- 1,000点以上の検査、放射線治療等

【分析データ】

DPCデータ(平成26年10月～12月に退院した患者であって、当該手術等を実施した症例)

【項目の抽出方法】

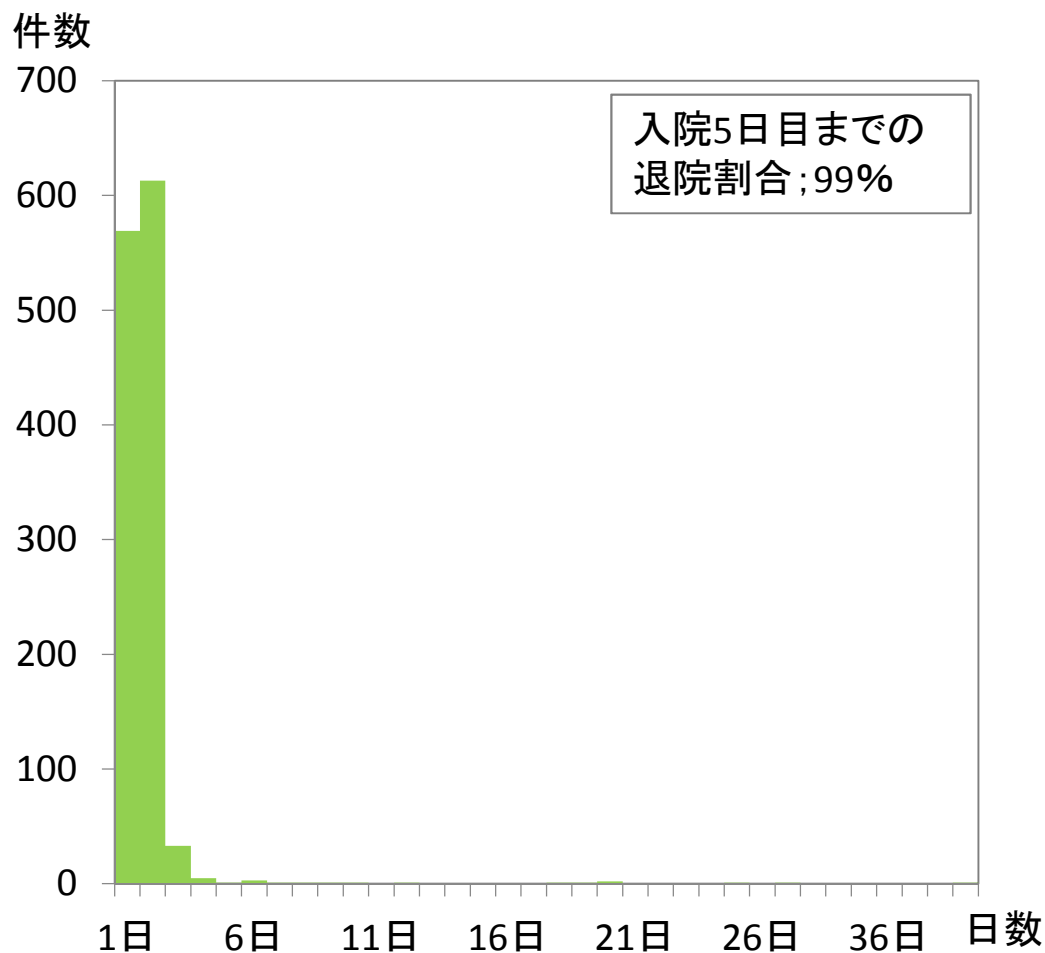
以下のいずれの条件も満たす手術等

- 在院日数の平均+1SDが5日以内
- 一定の症例数が存在
- 入院5日以内の包括範囲出来高実績点数のばらつきが小さい

K616-4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術

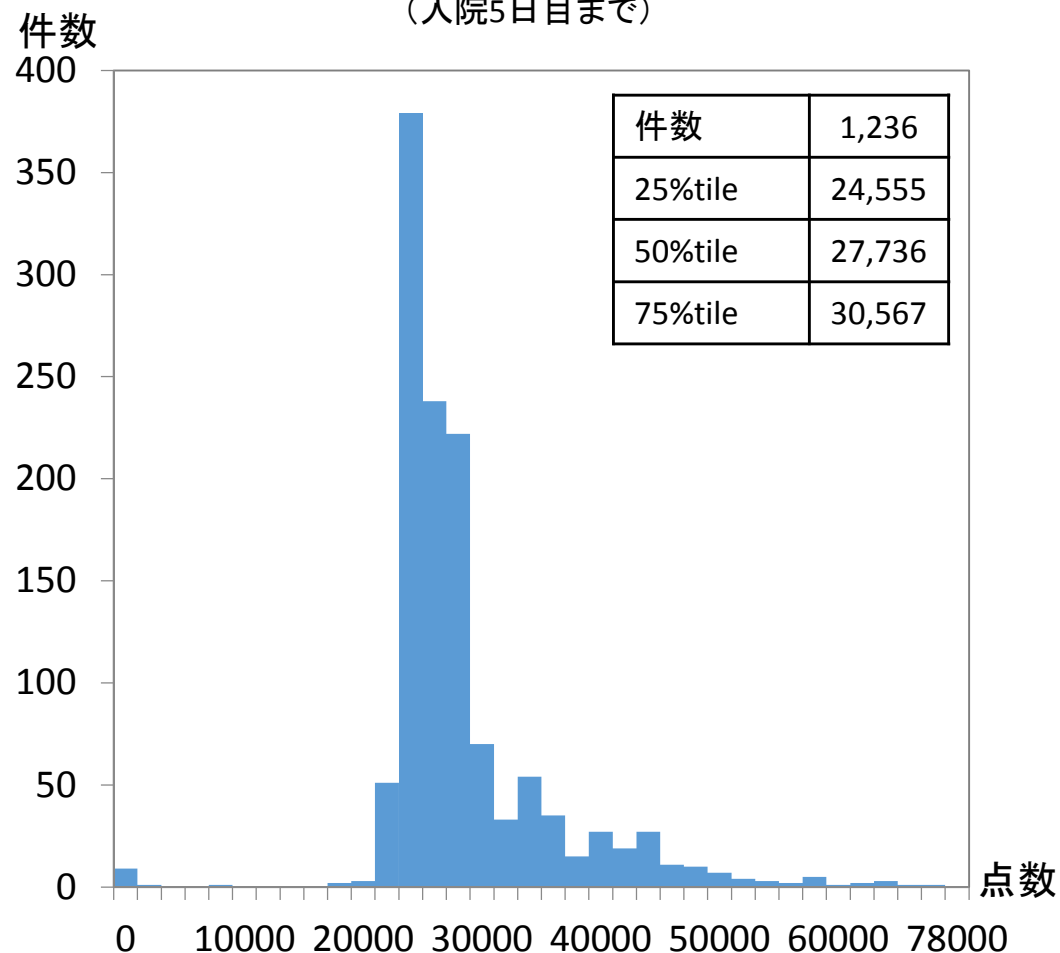
- 経皮的シャント拡張術・血栓除去術については、入院5日目までに99%の患者が退院し、入院5日以内の特掲診療料の算定点数の25-75%tile幅は50%tile値の20%程度であった。

<入院日数>



<特掲診療料の算定点数>

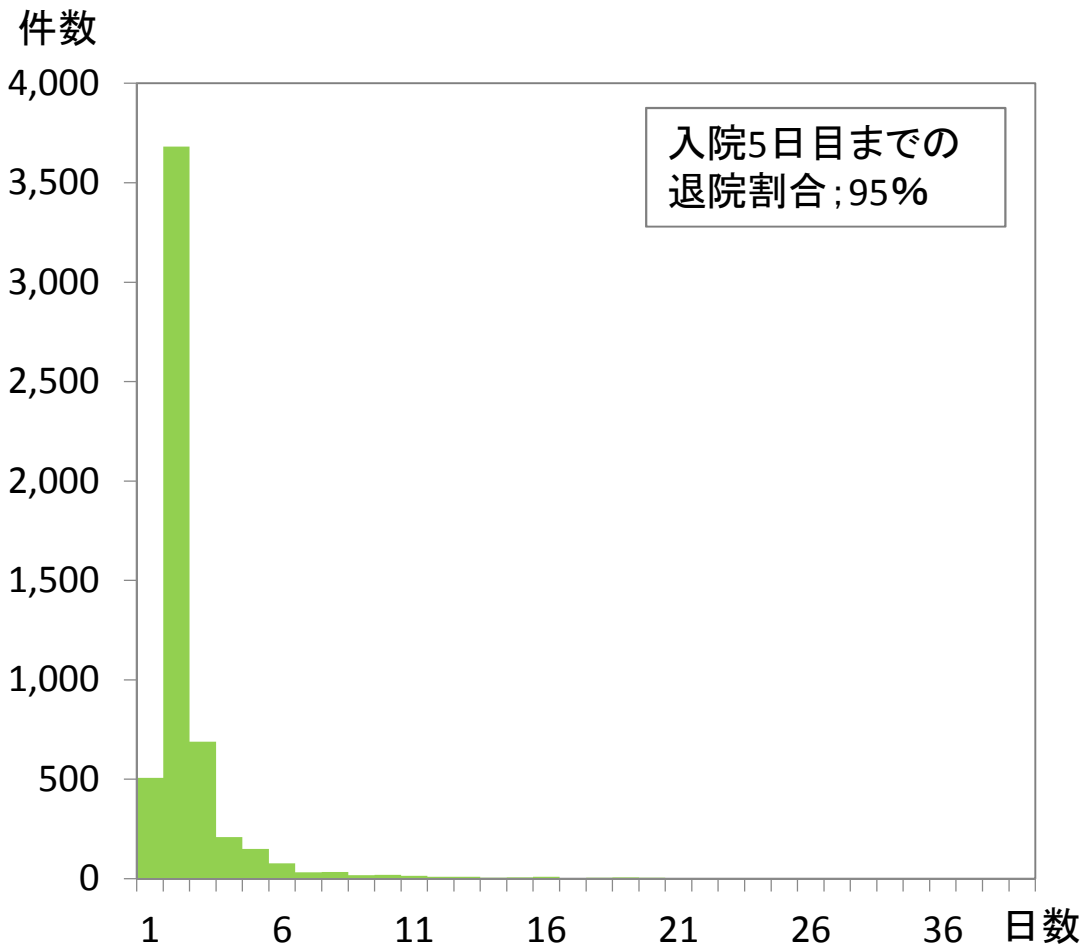
(入院5日目まで)



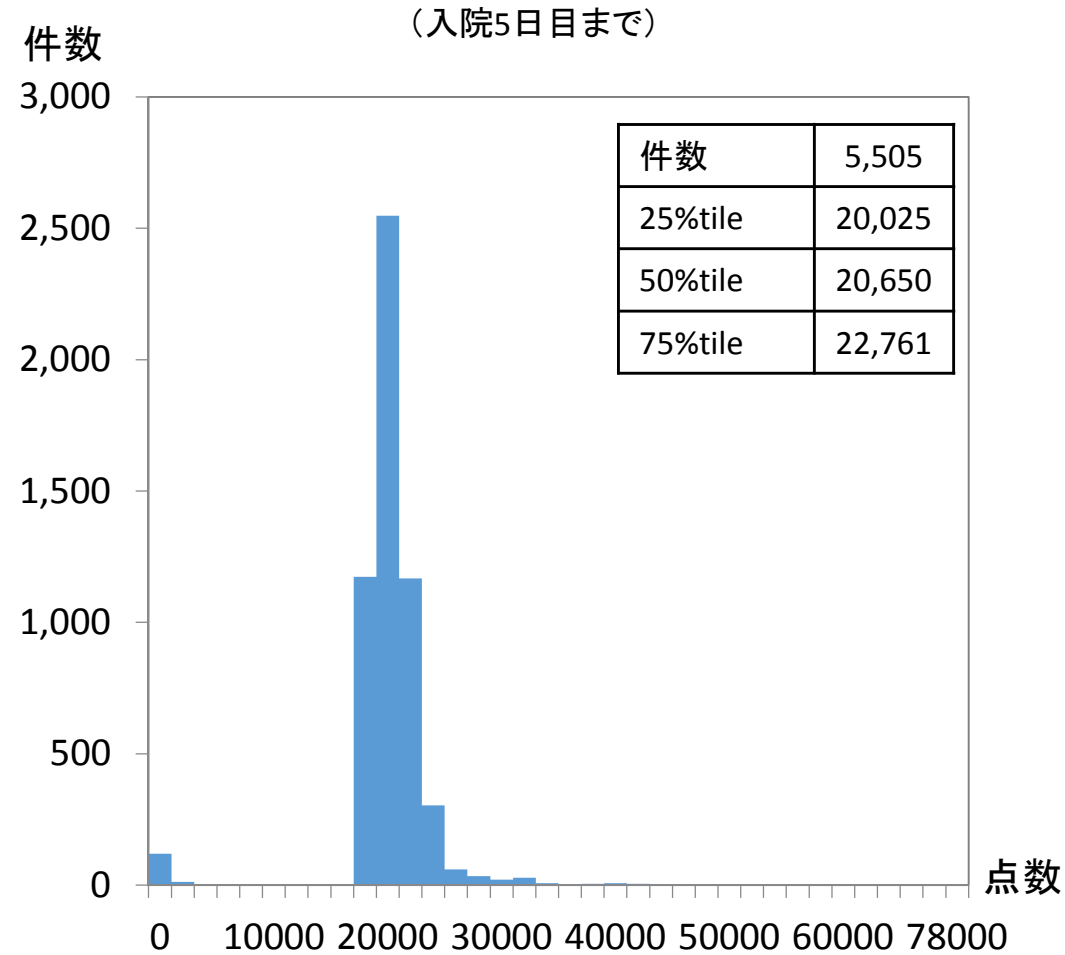
K768 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術

- 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術については、入院5日目までに95%の患者が退院し、入院5日以内の特掲診療料の算定点数の25-75%tile幅は50%tile値の15%程度であった。

<入院日数>



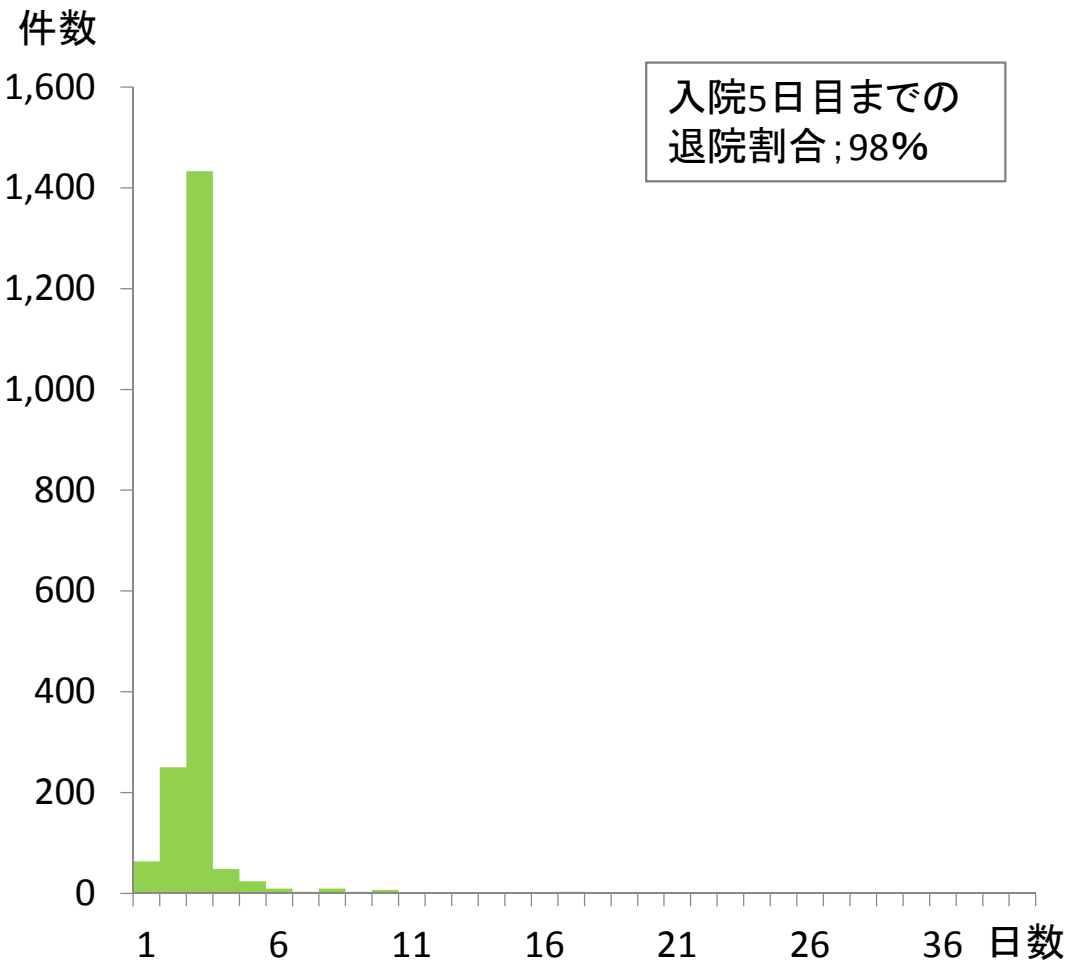
<特掲診療料の算定点数>



M001-2 ガンマナイフによる定位放射線治療

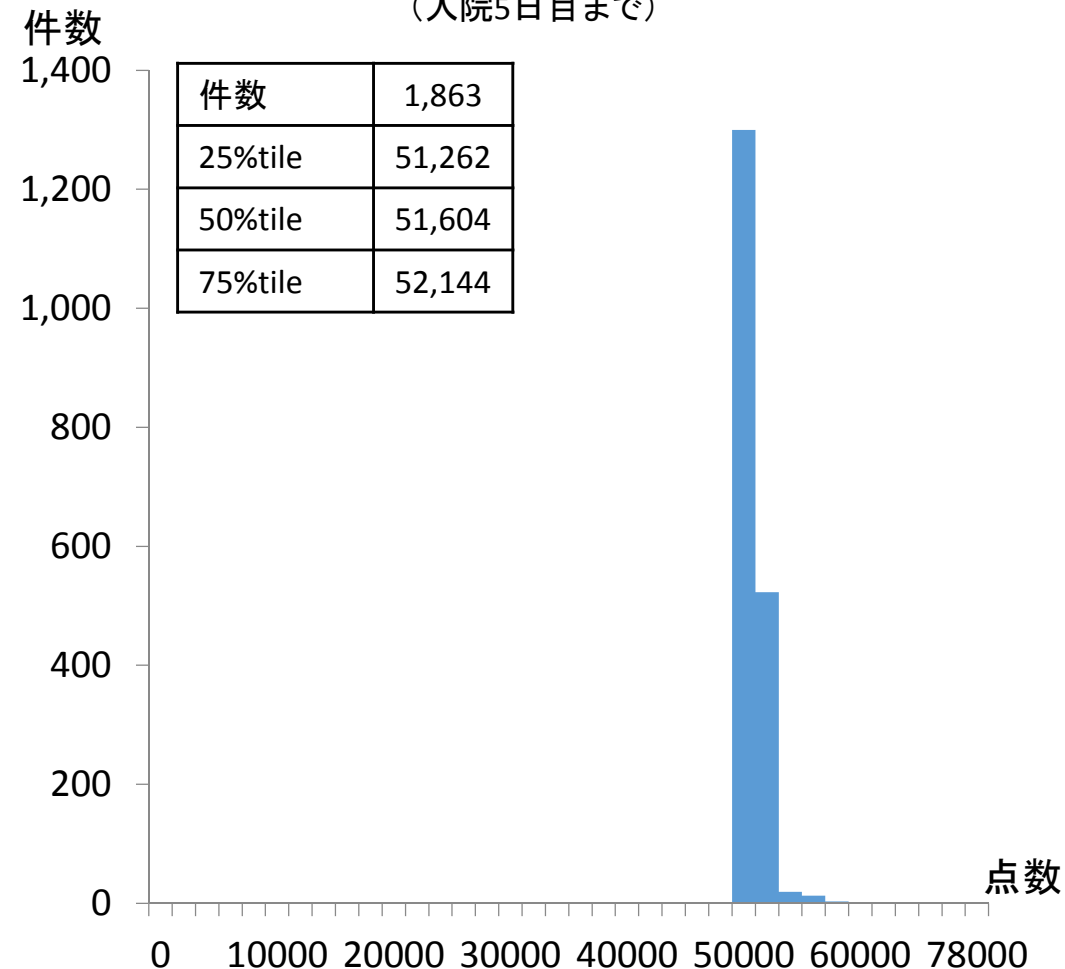
- ガンマナイフによる定位放射線治療については、入院5日目までに98%の患者が退院し、入院5日以内の特掲診療料の算定点数の25-75%tile幅は50%tile値の2%程度であった。

<入院日数>



<特掲診療料の算定点数>

(入院5日目まで)



中間とりまとめの構成

1. 調査概要等
2. 急性期入院医療について
 - 2-1. 7対1入院基本料の算定病床の動向について
 - 2-2. 特定除外制度の見直しに伴う影響について
 - 2-3. 重症度、医療・看護必要度について
3. 短期滞在手術等基本料について
- 4. 総合入院体制加算について**
5. 有床診療所入院基本料について
6. 地域包括ケア病棟入院料について
7. 医療資源の少ない地域に配慮した評価について
8. 慢性期入院医療について
 - 8-1. 在宅復帰機能強化加算について
 - 8-2. 療養病棟入院基本料2について
 - 8-3. 医療区分の評価項目について
 - 8-4. 脳卒中患者に関する慢性期医療の適切な評価について
9. その他
 - 9-1. 退院支援に係る取組について
 - 9-2. 入院中の他医療機関の受診について

平成26年度診療報酬改定

総合的かつ専門的な急性期医療を担う医療機関の評価

- 総合入院体制加算について、一定の実績等を有する医療機関に対し、より充実した評価を行う。
なお、従前の総合入院体制加算については、総合入院体制加算2として引き続き評価を行う。

(新) 総合入院体制加算1(1日につき・14日以内) 240点

[施設基準]

- ① 全身麻酔による手術件数が年800件以上である。なお、併せて以下のアからカの全てを満たすこと。

ア 人工心肺を用いた手術	40件／年以上	エ 放射線治療(体外照射法)	4,000件／年以上
イ 悪性腫瘍手術	400件／年以上	オ 化学療法	4,000件／年以上
ウ 腹腔鏡下手術	100件／年以上	カ 分娩件数	100件／年以上
- ② 救命救急医療(第三次救急医療)として24時間体制の救急を行っていること。
- ③ 医療法上の精神病床を有する医療機関であること。また、精神病棟入院基本料、精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料のいずれかを届け出ており、現に精神疾患患者の入院を受け入れていること。
- ④ 地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料および療養病棟入院基本料の届出を行っていない医療機関であること。
- ⑤ 当該保険医療機関の敷地内が禁煙であること。
- ⑥ 総合入院体制加算2の要件を全て満たすこと。

総合入院体制加算2(1日につき・14日以内) 120点

- ※ 新規に届け出る際は、地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料および療養病棟入院基本料の届出を行っていない医療機関であること。

総合入院体制加算の概要

総合入院体制加算 1 (1日につき) 240点

総合入院体制加算 2 (1日につき) 120点

※一般病棟入院基本料の届出病床で算定

趣旨: 十分な人員配置及び設備等を備え **総合的かつ専門的な急性期医療を24時間提供できる体制** 及び病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制等を評価

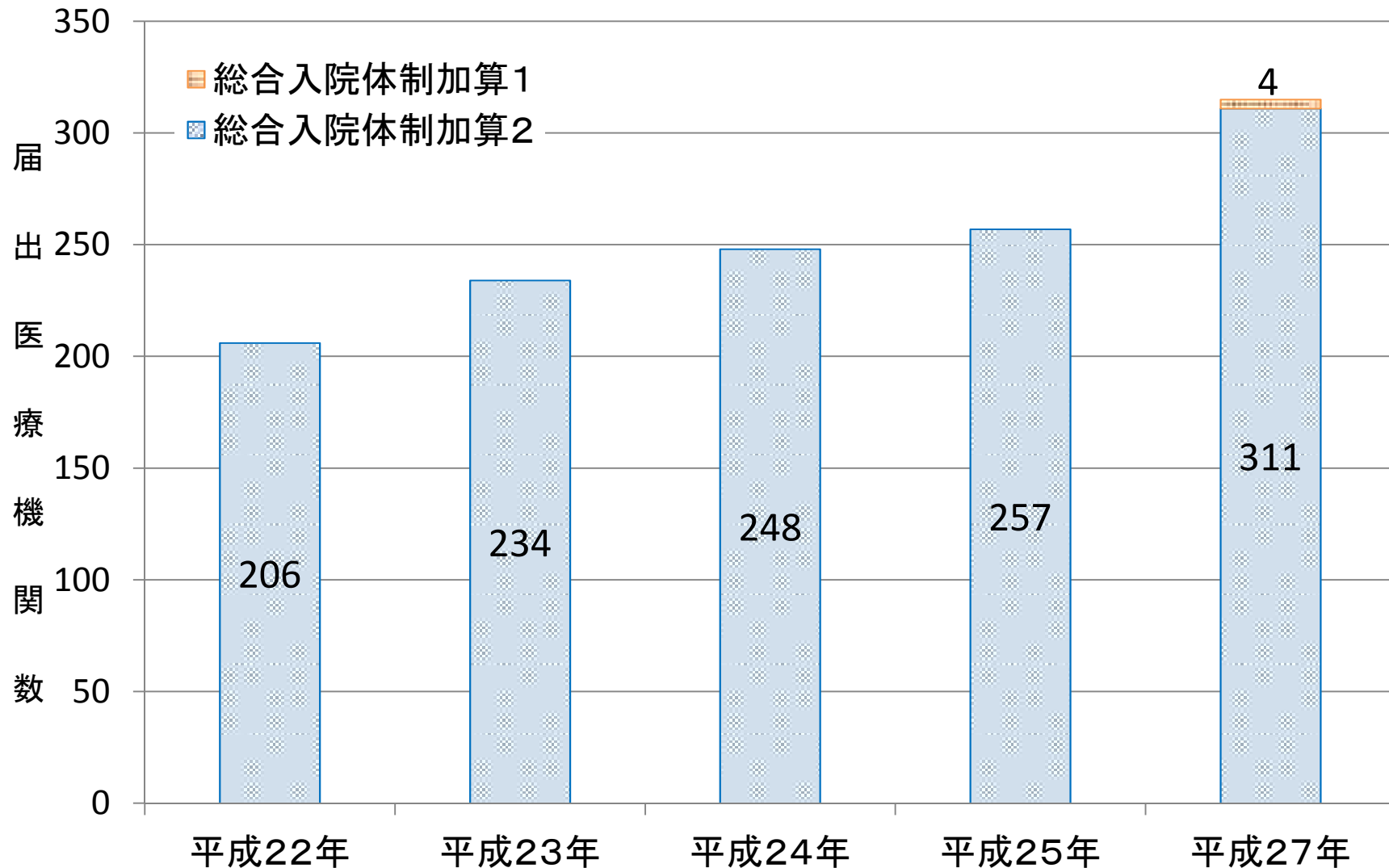
【主な施設基準】

総合入院体制加算1	総合入院体制加算2
○ 内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科及び産科又は産婦人科を標榜し、当該診療科に係る入院医療を提供している医療機関。	
○ 精神科については、24時間対応できる体制を確保し、医療法上の精神病床を有していること。また、 精神病棟入院基本料等の届け出ており、現に入院を受け入れていること。	○ 精神科については、 24時間対応できる体制があれば、必ずしも標榜し、入院医療を行う体制を必要としない。
○ 24時間の救急医療体制(救命救急センター、高度救命救急センター)	○ 24時間の救急医療体制(第2次救急医療機関、救命救急センター、高度救命救急センター、総合周産期母子医療センター等)
○ 画像診断、検査及び調剤を24時間実施できる体制	
○ 全身麻酔の手術件数が年800件以上であること。	
○ 以下の要件を 全て満たしていること。	○ 以下の要件を 満たすことが望ましい。
ア 人工心肺を用いた手術 40件/年以上 イ 悪性腫瘍手術 400件/年以上 ウ 腹腔鏡下手術 100件/年以上 エ 放射線治療(体外照射法) 4,000件/年以上 オ 化学療法 4,000件/年以上 カ 分娩件数 100件/年以上	

総合入院体制加算の届出数の推移

- 総合入院体制加算の届出医療機関は増加傾向にある。

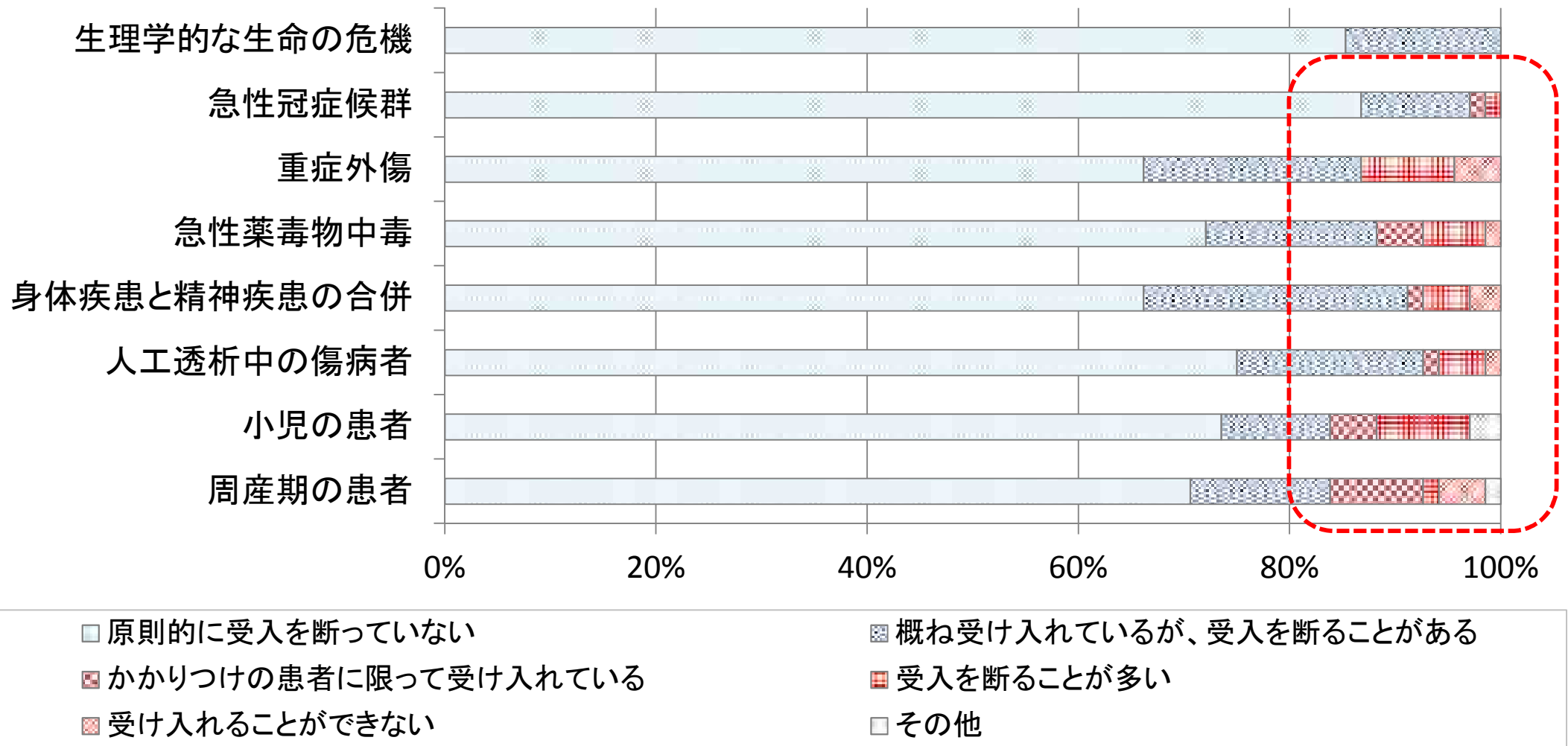
＜総合入院体制加算の届出医療機関数の推移＞



総合入院体制加算届出医療機関における救急患者受入方針

- 総合入院体制加算の届出医療機関であっても、一部の医療機関では、重症外傷や小児・周産期等の救急患者の受入に関して、限定的な対応方針をとっていた。

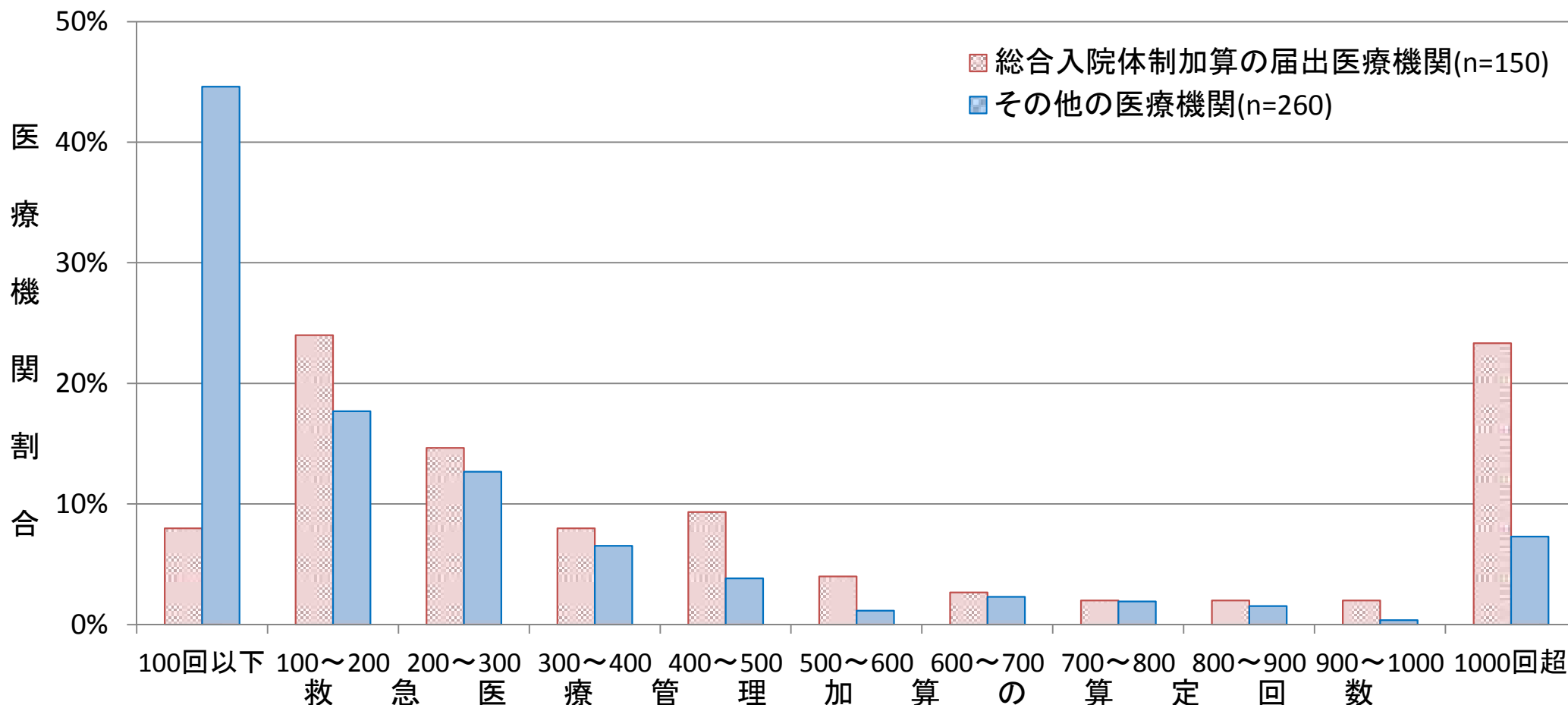
＜総合入院体制加算届出医療機関の救急患者の受入方針＞



救急患者の受入状況

- 総合入院体制加算の届出医療機関では、救急医療を担うその他の医療機関と比べて、救急医療管理加算の算定回数が1000回/月を超え、緊急に入院を必要とする重症患者を多く受け入れている医療機関が多くみられた。
- 他方、総合入院体制加算の届出医療機関であっても、緊急に入院を要する重症患者の受入が少ない医療機関も一定程度みられた。

＜救急医療管理加算の算定回数(1か月当たり)＞

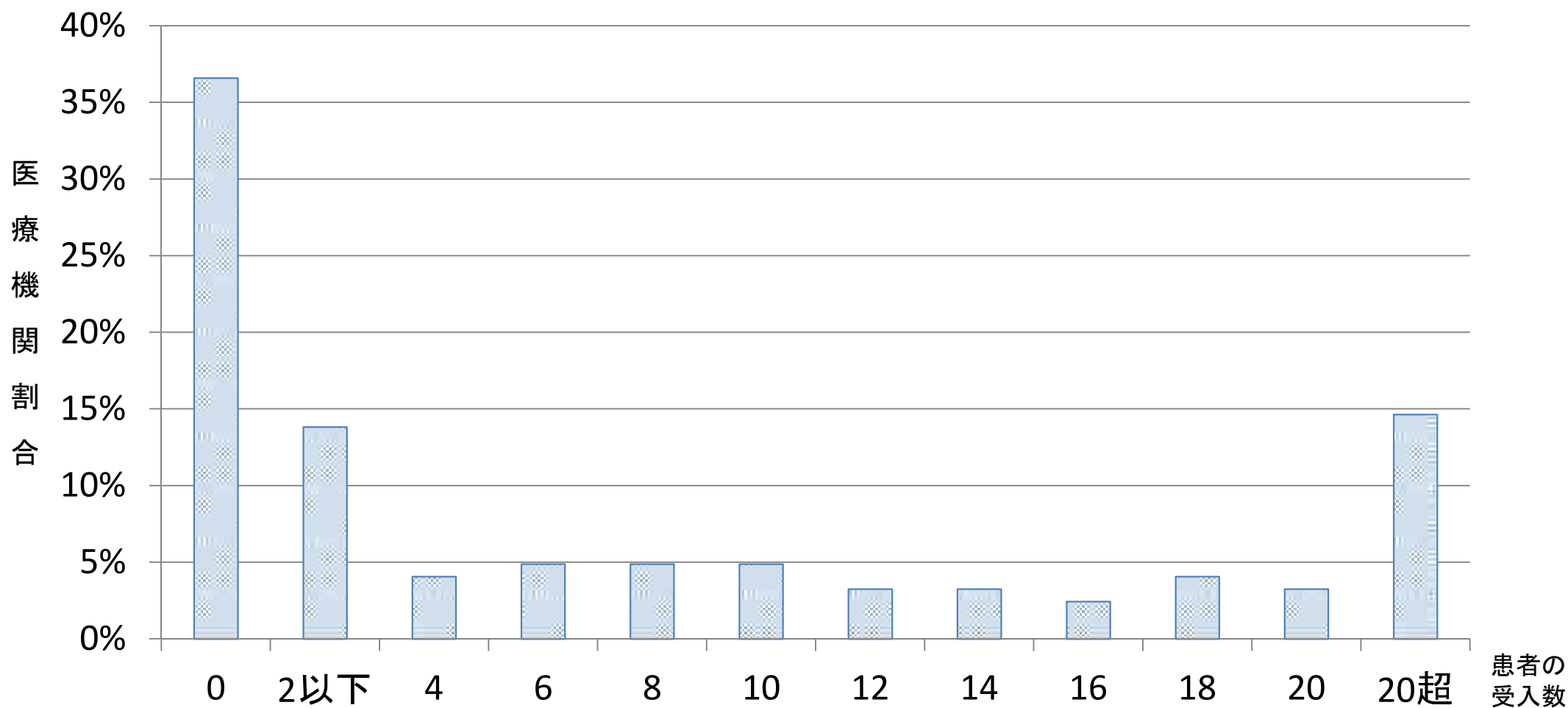


出典：平成26年度検証調査(救急医療：「救命救急入院料、新生児特定集中治療室管理料、小児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、総合入院体制加算のいずれかの届出を行っている医療機関(悉皆533施設)」及び「救急医療管理加算又は夜間休日救急搬送医学管理料の届出を行っている医療機関(無作為抽出467施設)」の合計1000施設を対象に調査を実施)

総合入院体制加算届出医療機関における認知症患者の受入状況

- 総合入院体制加算の届出医療機関であっても、認知症の救急搬送患者の受け入れをほとんど行っていない医療機関がみられた。

＜認知症の救急搬送患者の受入実績(1か月当たり)＞



出典：平成26年度検証調査(救急医療：「救命救急入院料、新生児特定集中治療室管理料、小児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、総合入院体制加算のいずれかの届出を行っている医療機関(悉皆533施設)」及び「救急医療管理加算又は夜間休日救急搬送医学管理料の届出を行っている医療機関(無作為抽出467施設)」の合計1000施設を対象に調査を実施)

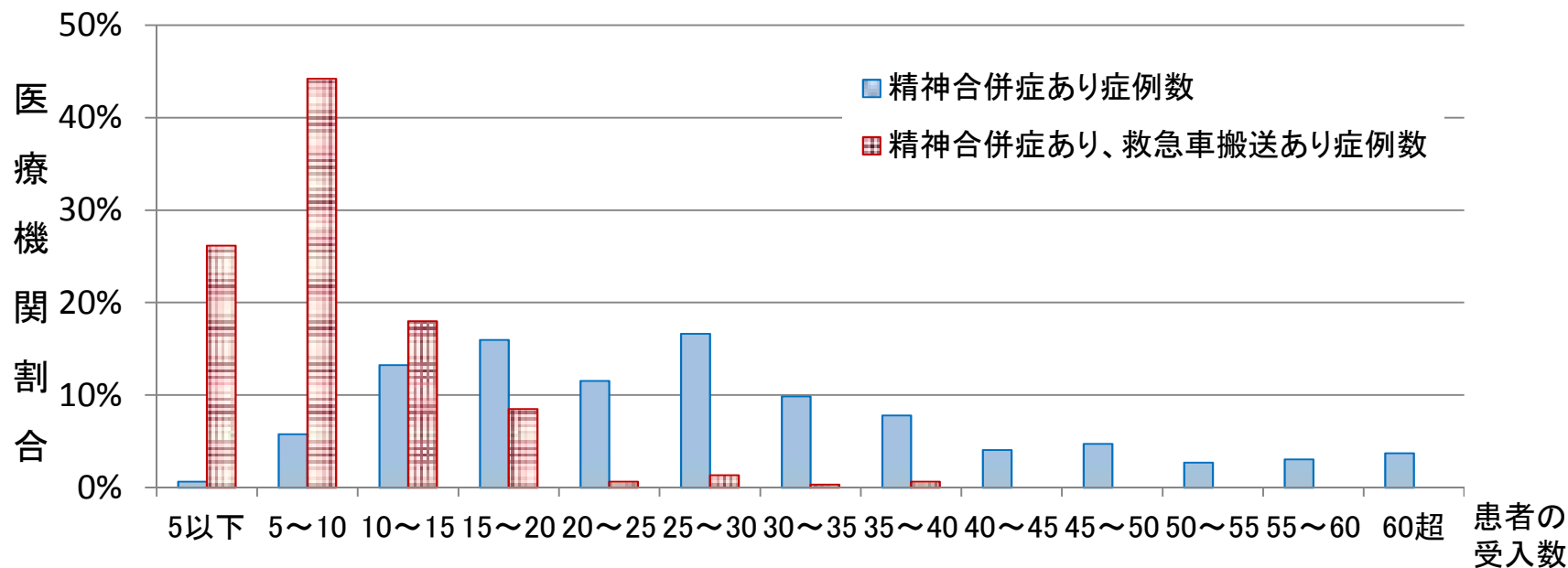
精神疾患合併患者の受入状況

- 総合入院体制加算1の届出医療機関では、精神疾患を合併している患者を多く受け入れていた。また、総合入院体制加算届出医療機関であっても、精神疾患合併患者の受入実績が少ない医療機関がみられた。

	1病院当たりの精神合併症あり※ 症例数(1か月当たり)	1病院当たりの精神合併症あり、 救急車搬送あり症例数(1か月当たり)
加算1届出医療機関	55.3	17.6
加算2届出医療機関	27.7	8.5

※MDC17(精神疾患)の病名をもつ患者

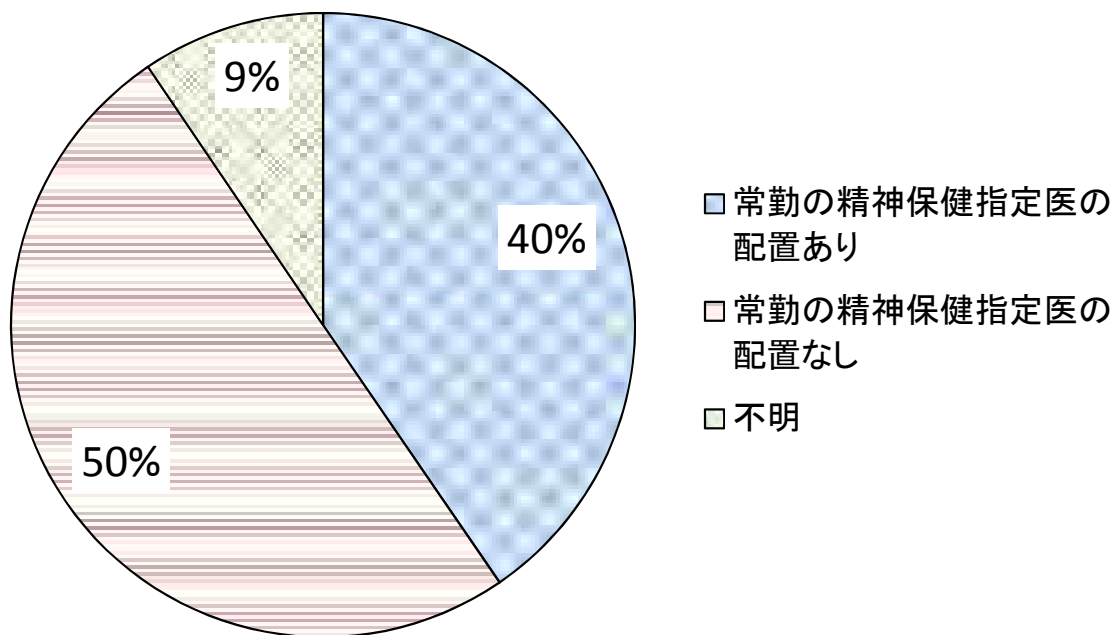
＜精神疾患合併患者の受入実績ごとの医療機関分布(1か月当たり)＞



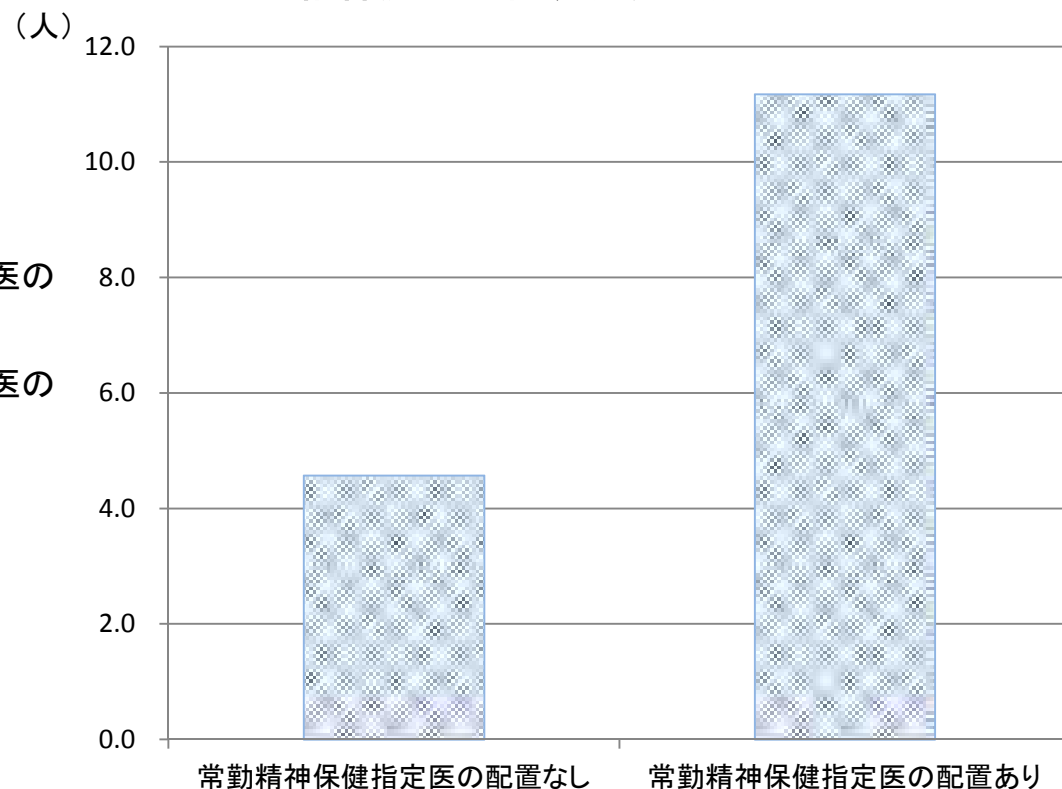
常勤精神保健指定医の有無による精神疾患患者の受入状況について

- 救急対応を行い緊急入院となった精神疾患患者数については、常勤精神保健指定医の配置がある医療機関が、配置のない医療機関に比べて多い傾向がみられた。

＜常勤精神保健指定医を配置している医療機関の割合＞



＜救急対応を行い緊急入院になった精神疾患患者数(1月間)の平均＞

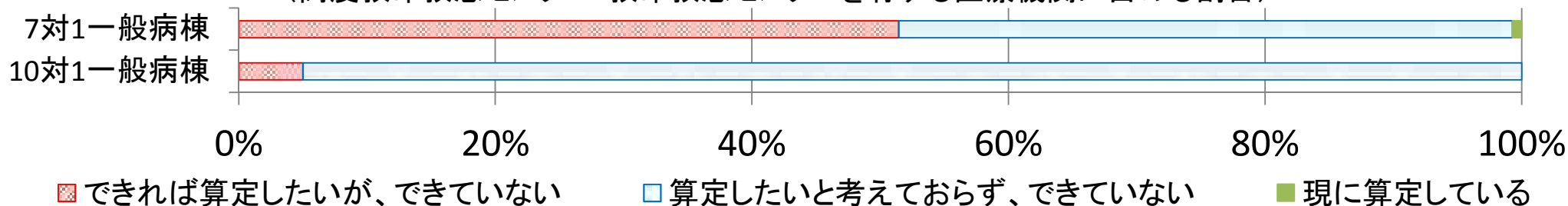


総合入院体制加算1の届出に関する意向

- 高度救命救急センター等に指定されている7対1一般病棟の半数程度は総合入院体制加算1の届出に関する意向をもっているが、精神疾患の患者の受入や化学療法に関する要件が困難であると考えている場合が多かった。

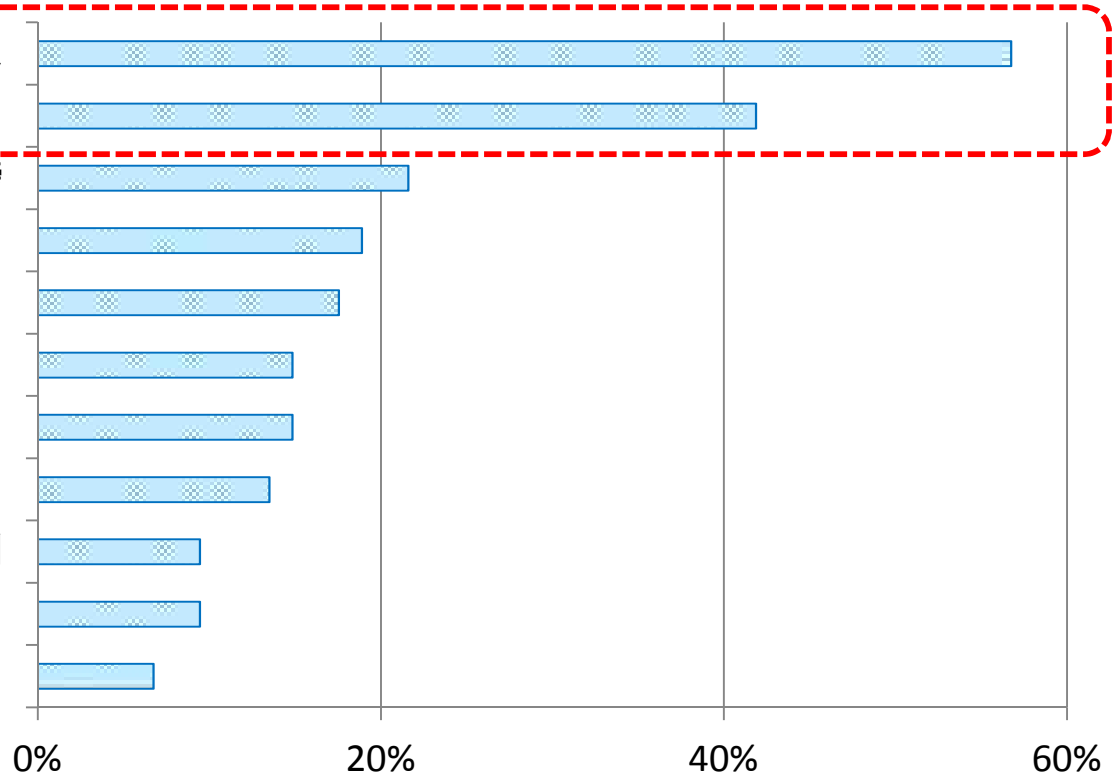
＜総合入院体制加算1の届出に関する意向＞

(高度救命救急センター・救命救急センターを有する医療機関に占める割合)



＜総合入院体制加算1を算定したいと回答した医療機関が満たすのが困難な要件＞

- 精神病棟入院基本料等の届出及び精神疾患患者の受入
- 化学療法の件数が4,000件以上
- 精神科、小児科、脳神経外科、産婦人科等の標榜
- 人工心肺を用いた手術の件数が40件以上
- 放射線治療(体外照射法)の件数が4,000件以上
- 診療情報提供料算定患者及び治癒患者が4割以上
- 悪性腫瘍手術の件数が400件以上
- 分娩の件数が100件以上
- 薬剤師の夜間当直及び24時間調剤
- 腹腔鏡下手術の件数が100件以上
- 全身麻酔による手術の件数が800件以上

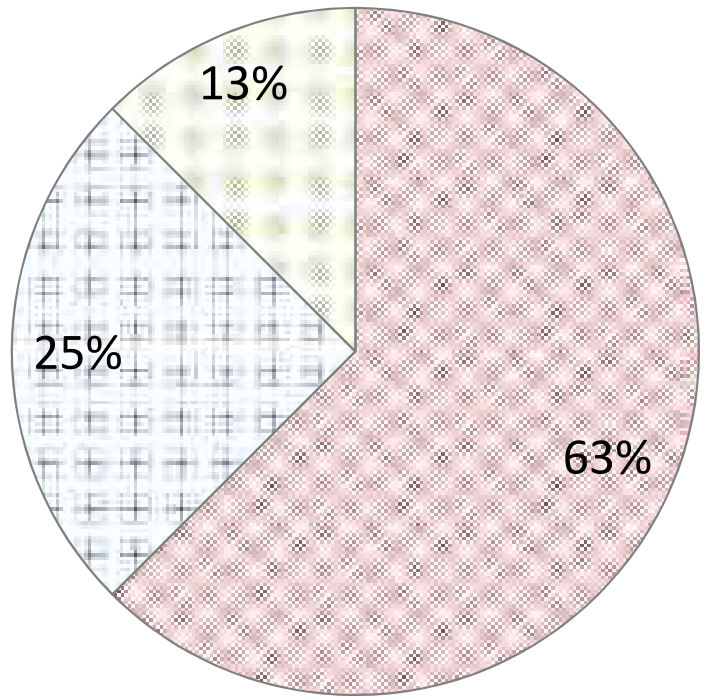
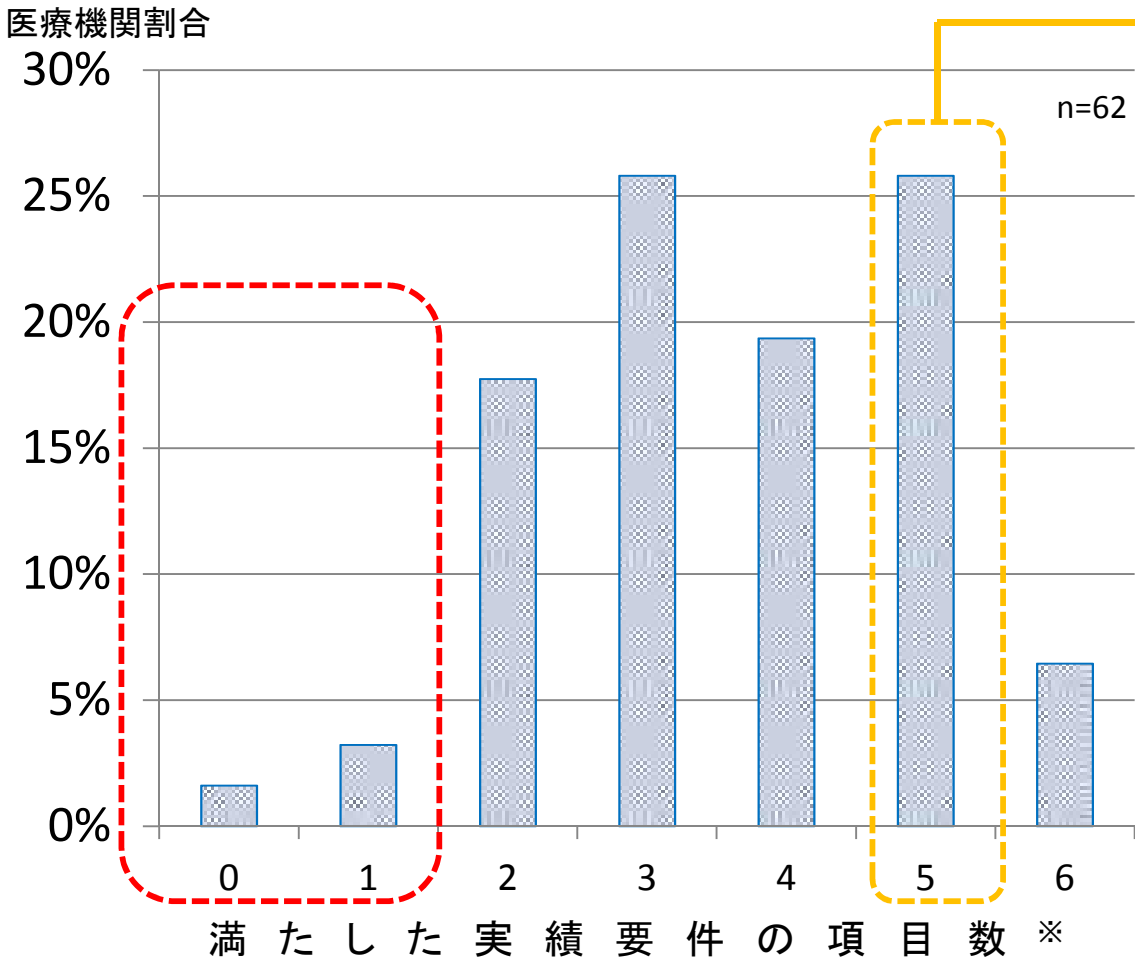


総合入院体制加算2届出医療機関が総合入院体制加算1を算定できない理由

- 総合入院体制加算2の届出医療機関のうち、実績要件を5項目満たしている医療機関が、総合入院体制加算1を算定するに当たって満たせていない項目として最も多かったのは「化学療法の件数が4,000件以上」の要件であった。
- 総合入院体制加算2の届出医療機関のうち、実績要件をほとんど満たしていない医療機関が一部にみられた。

＜総合入院体制加算2届出医療機関の実績状況＞

＜5項目を満たした医療機関が満たせない項目＞

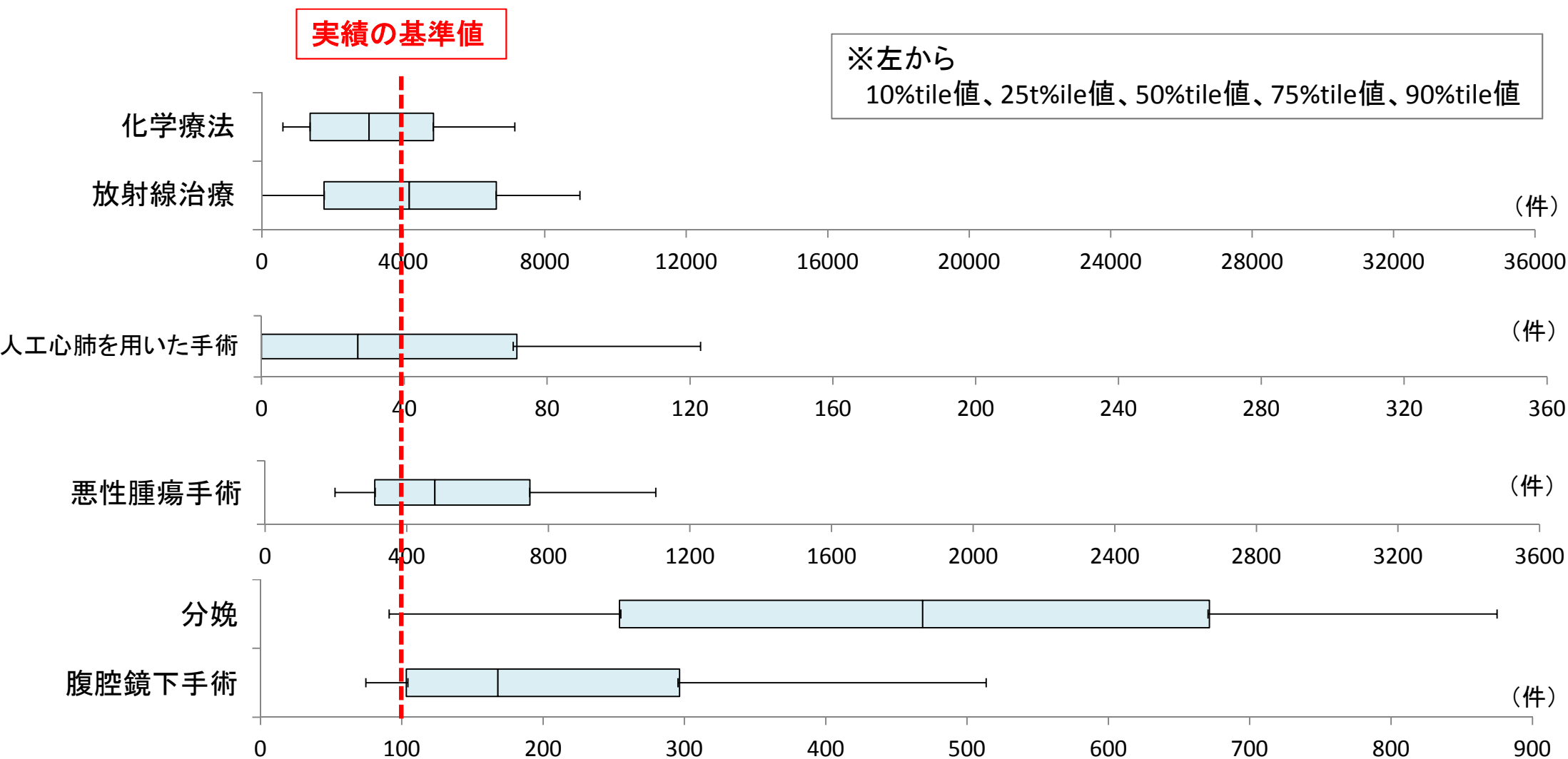


- 化学療法
- 人工心肺を用いた手術
- 放射線治療(体外照射法)

※実績要件:「人工心肺を用いた手術が40件以上」「悪性腫瘍手術が400件以上」「腹腔鏡下手術が100件以上」「放射線治療(体外照射法)が4,000件以上」「化学療法の件数が4,000件以上」「分娩の件数が100件以上」

総合入院体制加算2届出医療機関の診療状況

- 総合入院体制加算2の届出を行っている医療機関における診療実績は以下の通りであり、化学療法については中央値が基準値を下回っており、基準値と比較して診療実績のばらつきは相対的に小さかった。

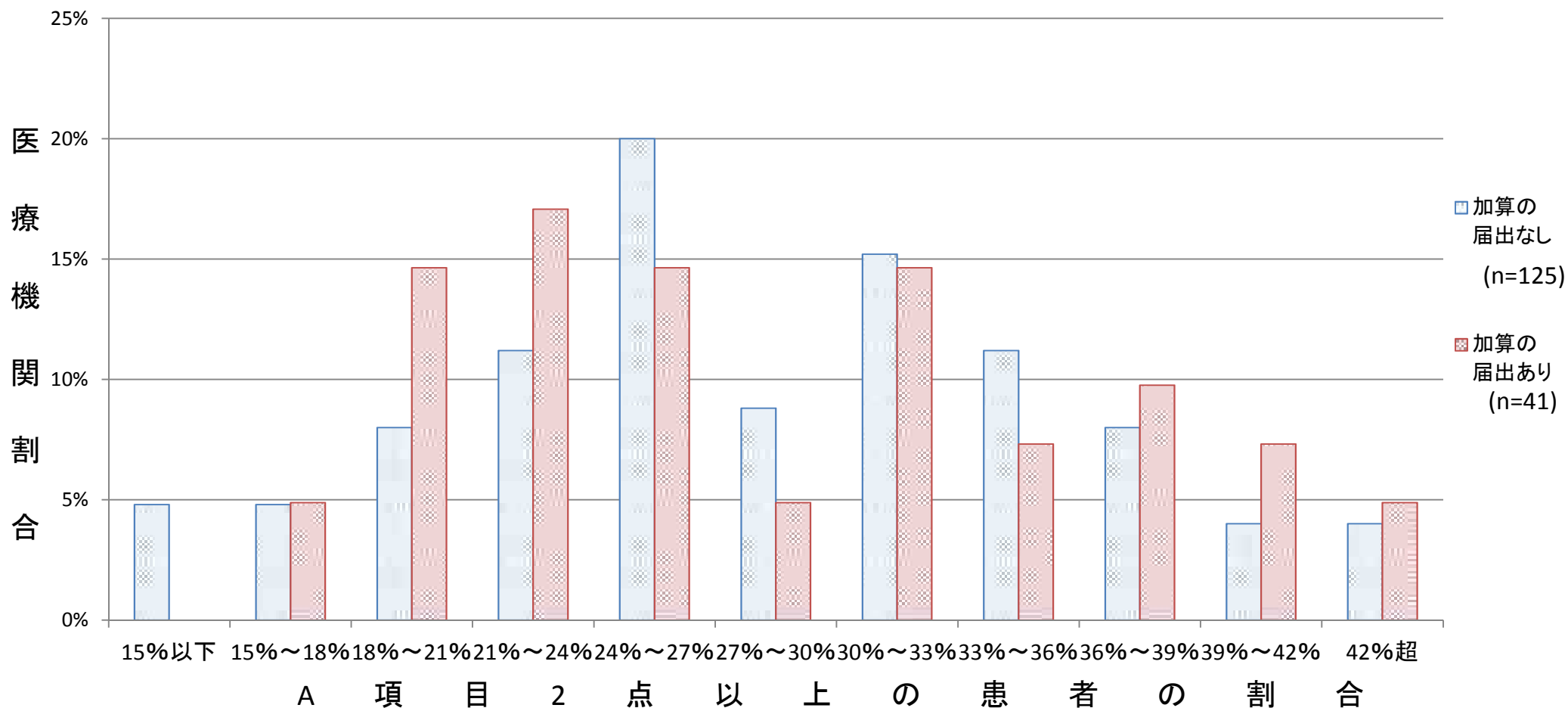


出典：保険局医療課調べ

A項目該当患者割合別の医療機関の該当割合

- 総合入院体制加算の届出医療機関とその他の7対1入院基本料の届出医療機関を比較した場合、A項目が2点以上の患者割合は類似の分布を示しており、総合入院体制加算の届出医療機関であってもA項目の患者が少ない医療機関がその他の医療機関と同等またはそれ以上にみられた。

<総合入院体制加算届出別の重症度、医療・看護必要度のA項目の該当患者状況>



A項目の該当患者割合別にみた医療機関の実績

○総合入院体制加算の届出の有無にかかわらず医療機関全体で見た場合でも、A項目が2点以上の該当割合が高い医療機関のほうが、総じて病床当たりの年間手術件数や一日当たりのレセプト単価の中央値が高い傾向が認められた。

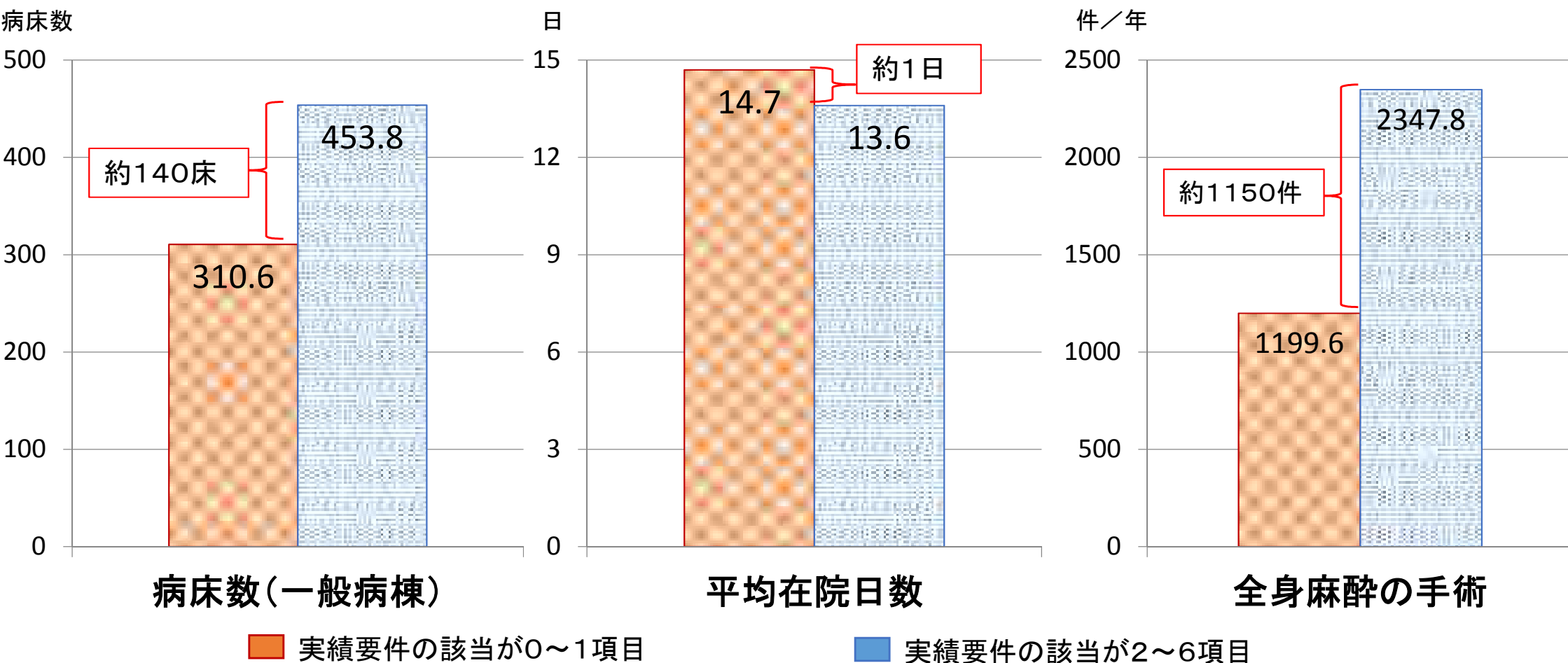
<A項目が2点以上の患者割合別の手術件数等の実績(中央値)>

A \geq 2該当割合	100床当たりの全麻手術の件数	100床当たりの人工心肺を用いた手術件数	100床当たりの悪性腫瘍の手術件数	100床当たりの腹腔鏡下手術件数	100床当たりの放射線治療件数	100床当たりの化学療法件数	100床当たりの分娩件数	救急自動車により搬送された初診患者数	レセプトの一日当たり入院単価
25%未満(n=44)	502	0	96	77	0	305	41	402	4,334
25～35%(n=55)	560	2	107	72	140	451	190	465	4,980
35%～(n=26)	569	2	148	67	893	603	65	486	5,806

実績要件の該当項目数別の診療状況等①

- 実績要件の該当項目が少ない医療機関は、一定程度実績要件に該当している医療機関と比較して、病床規模が小さく、平均在院日数が長い傾向にあった。また、全身麻酔の手術件数も少ない傾向がみられた。

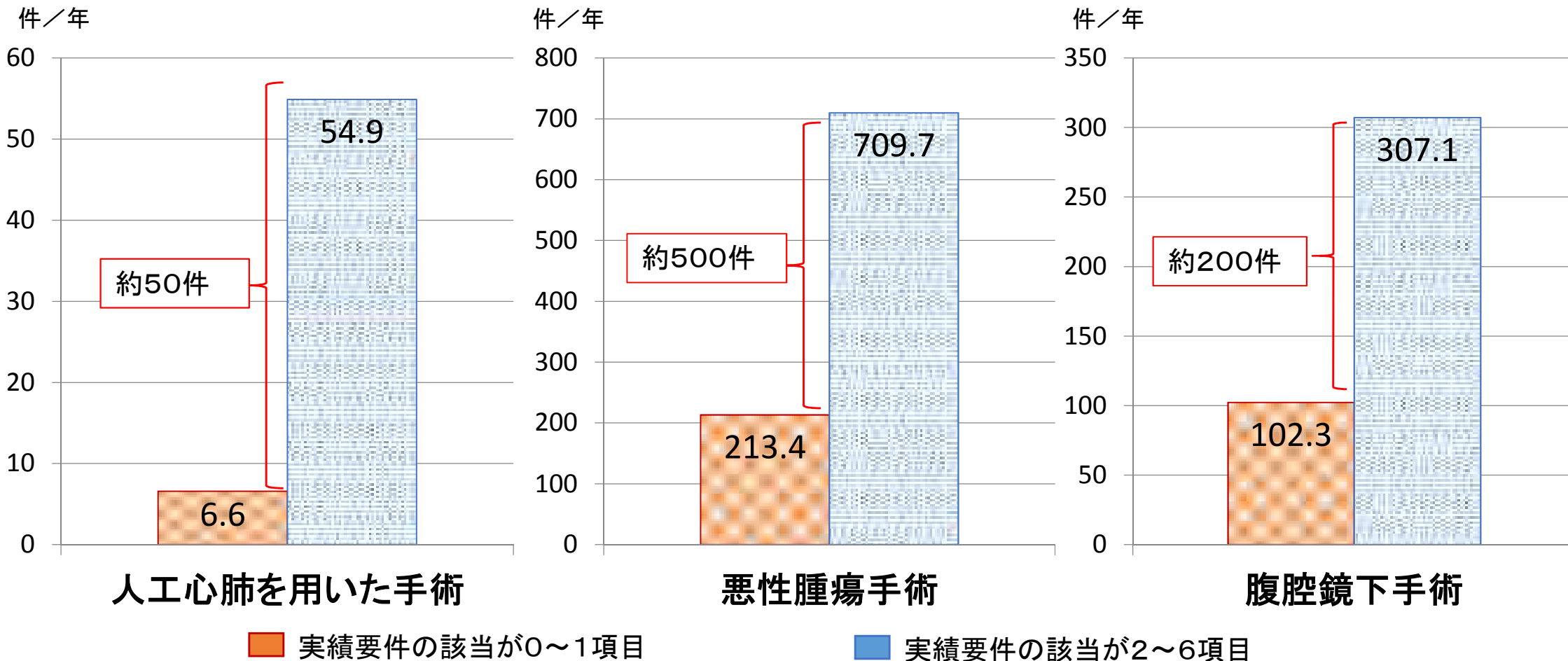
＜実績要件の該当項目別の医療機関の診療状況(平均値)＞



実績要件の該当項目数別の診療状況等②

- 実績要件の該当項目が少ない医療機関は、一定程度実績要件に該当している医療機関と比較して、各種手術の実施件数が少ない傾向があった。

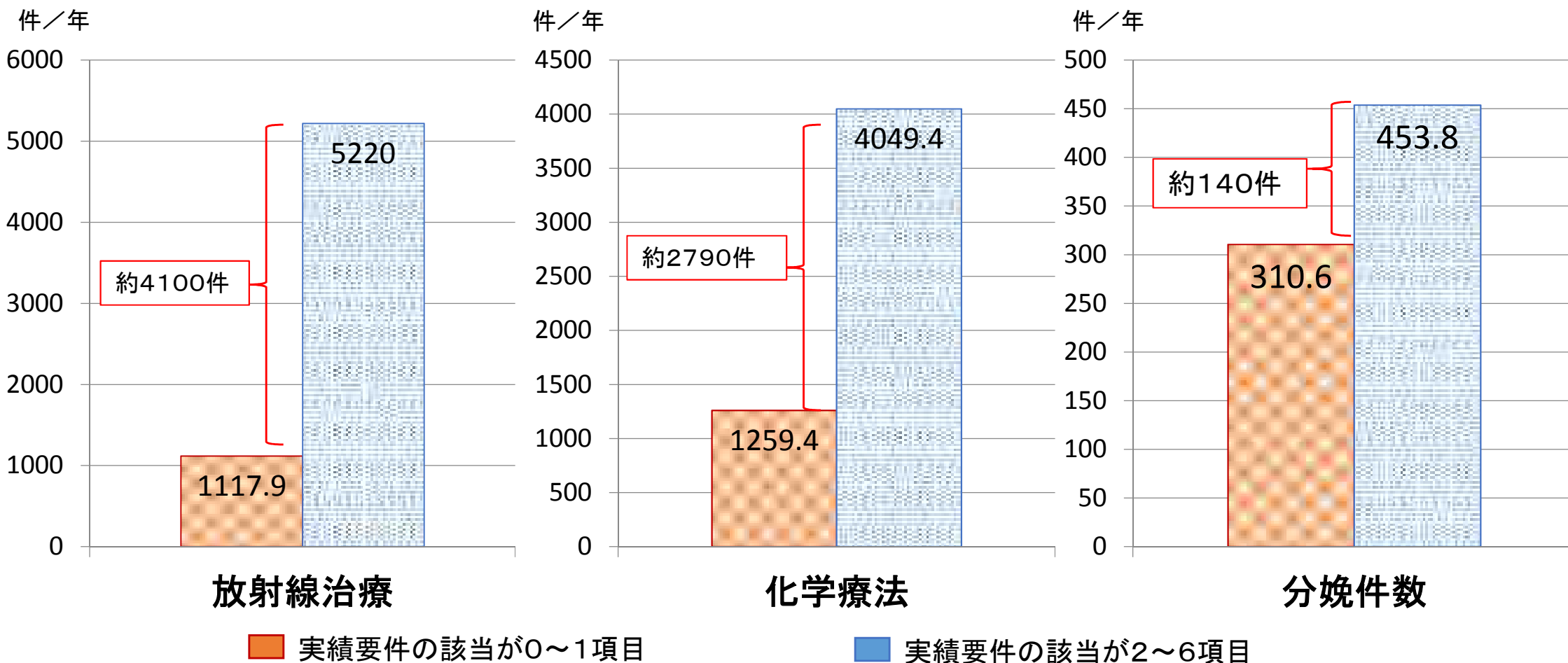
＜実績要件の該当項目別の医療機関の診療状況(平均値)＞



実績要件の該当項目数別の診療状況等③

- 実績要件の該当項目が少ない医療機関は、一定程度実績要件に該当している医療機関と比較して、放射線治療、化学療法及び分娩件数が少ない傾向にあった。

＜実績要件の該当項目別の医療機関の診療状況(平均値)＞



中間とりまとめの構成

1. 調査概要等
2. 急性期入院医療について
 - 2-1. 7対1入院基本料の算定病床の動向について
 - 2-2. 特定除外制度の見直しに伴う影響について
 - 2-3. 重症度、医療・看護必要度について
3. 短期滞在手術等基本料について
4. 総合入院体制加算について
- 5. 有床診療所入院基本料について**
6. 地域包括ケア病棟入院料について
7. 医療資源の少ない地域に配慮した評価について
8. 慢性期入院医療について
 - 8-1. 在宅復帰機能強化加算について
 - 8-2. 療養病棟入院基本料2について
 - 8-3. 医療区分の評価項目について
 - 8-4. 脳卒中患者に関する慢性期医療の適切な評価について
9. その他
 - 9-1. 退院支援に係る取組について
 - 9-2. 入院中の他医療機関の受診について

平成26年度診療報酬改定

有床診療所入院基本料の見直し

➤ 地域包括ケアシステムの中で複数の機能を担う有床診療所の評価を平均1.2倍引き上げるとともに、入院基本料3についても引き上げ(31日以上は約100点引き上げ)。

		14日以内		15～30日		31日以上	
		現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
地域包括ケアシステムの中で複数の機能を担う有床診療	(新)有床診療所入院基本料1	771点	➔ 861点	601点	➔ 669点	511点	➔ 567点
	(新)有床診療所入院基本料2	691点	➔ 770点	521点	➔ 578点	471点	➔ 521点
	(新)有床診療所入院基本料3	511点	➔ 568点	381点	➔ 530点	351点	➔ 500点
有床診療所入院基本料4(従前の入院基本料1)		771点	➔ 775点	601点	➔ 602点	511点	➔ 510点
有床診療所入院基本料5(従前の入院基本料2)		691点	➔ 693点	521点	➔ 520点	471点	➔ 469点
有床診療所入院基本料6(従前の入院基本料3)		511点	➔ 511点	381点	➔ 477点	351点	➔ 450点

※上記点数は、24年改定で、栄養管理実施加算の包括化に伴い、11点引き上げた入院基本料の見直しと、消費税対応分の上乗せを含む。

[算定要件]

有床診療所入院基本料1～3については以下の要件のうち2つ以上に該当すること。

- ・ 在宅療養支援診療所であって、過去1年間に訪問診療を実施した実績があること。
- ・ 過去1年間の急変時の入院件数が6件以上であること。
- ・ 夜間看護配置加算1または2を届け出ていること。(1:夜間に看護職員1人を含む2人以上を配置。加算2:夜間に看護職員1人以上を配置。)
- ・ 時間外対応加算1を届け出ていること。(患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる体制がとられていること。)
- ・ 過去1年間の新規入院患者のうち、他の保険医療機関の一般病床からの受入が1割以上であること。
- ・ 過去1年間の当該保険医療機関内における看取りの実績を2件以上有していること。
- ・ 過去1年間の全身麻酔、脊椎麻酔又は硬膜外麻酔(手術を実施した場合に限る。)の患者数があわせて30件以上であること(分娩を除く)。
- ・ 医療資源の少ない地域に属する有床診療所であること。
- ・ 過去1年間に介護保険によるリハビリテーション、居宅療養管理指導又は短期入所療養介護等を実施した実績があること、又は指定居宅介護支援事業所であること。
- ・ 過去1年間の分娩件数(帝王切開を含む)が30件以上であること。
- ・ 過去1年間に乳幼児加算・幼児加算、超重症児(者)入院診療加算、準超重症児(者)入院診療加算又は小児療養環境特別加算を算定したことがあること。

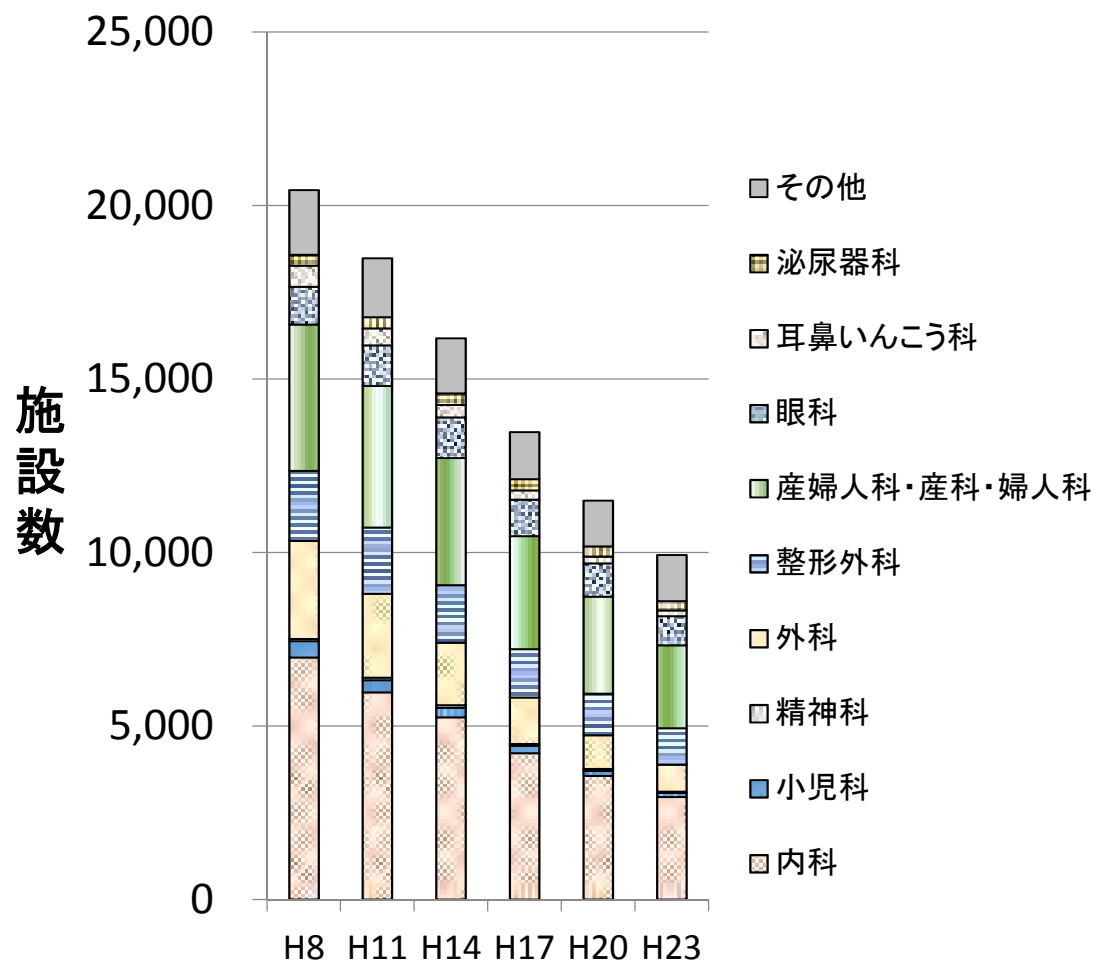
看護配置に係る基準については以下を満たすこと。

- 有床診療所入院基本料1と4は看護職員配置7人以上であること。
- 有床診療所入院基本料2と5は看護職員配置4人以上7人未満であること。
- 有床診療所入院基本料3と6は看護職員配置1人以上4人未満であること。

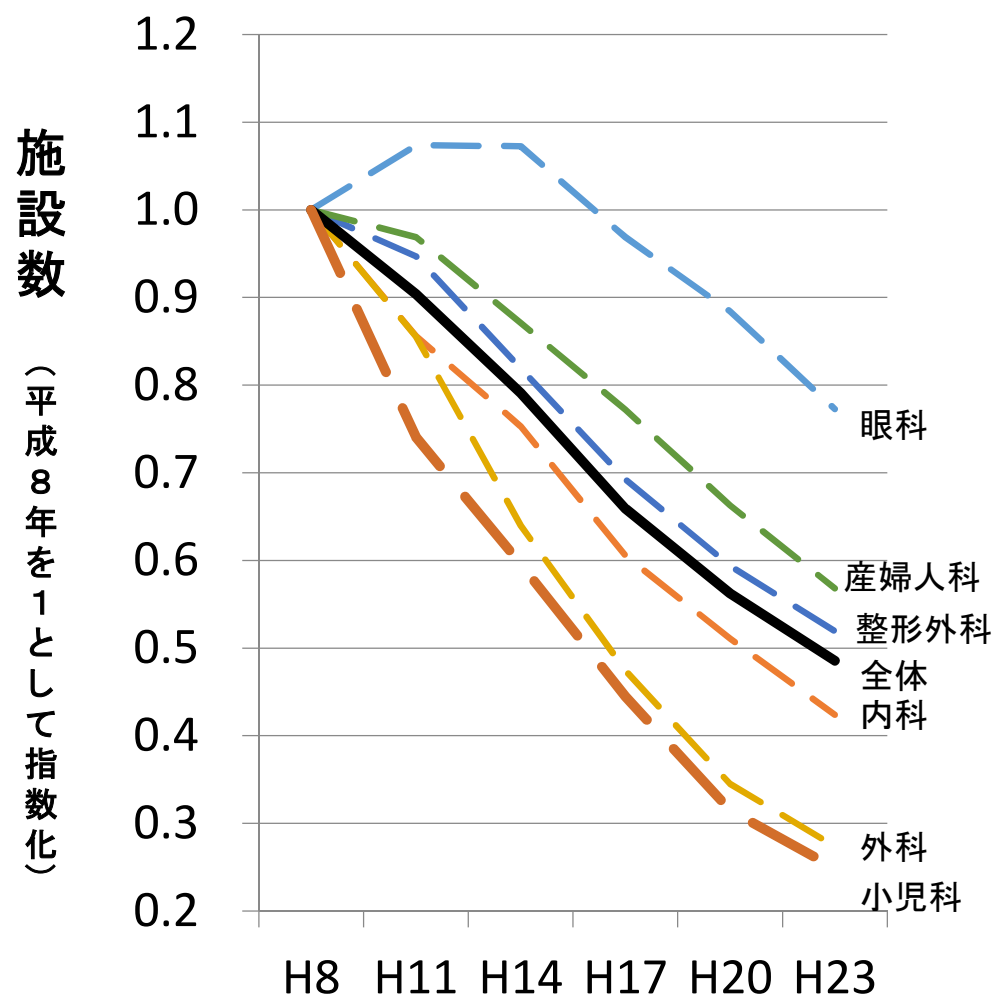
有床診療所の施設数(診療科別)

○ 有床診療所の施設数を診療科別にみると、内科、外科、整形外科、産婦人科等が比較的大きな割合を占める。

＜実数＞

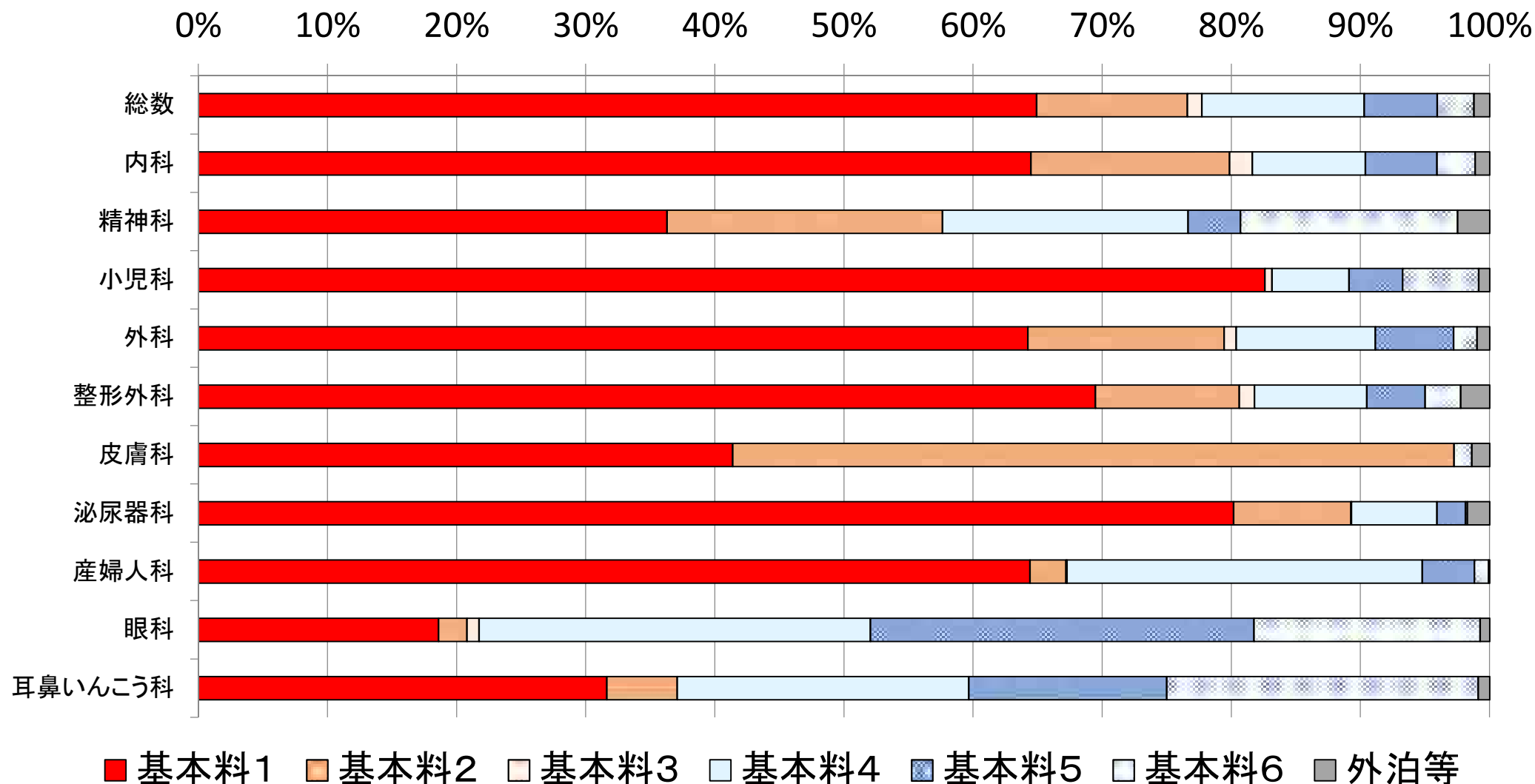


＜指数 (平成8年=1)＞



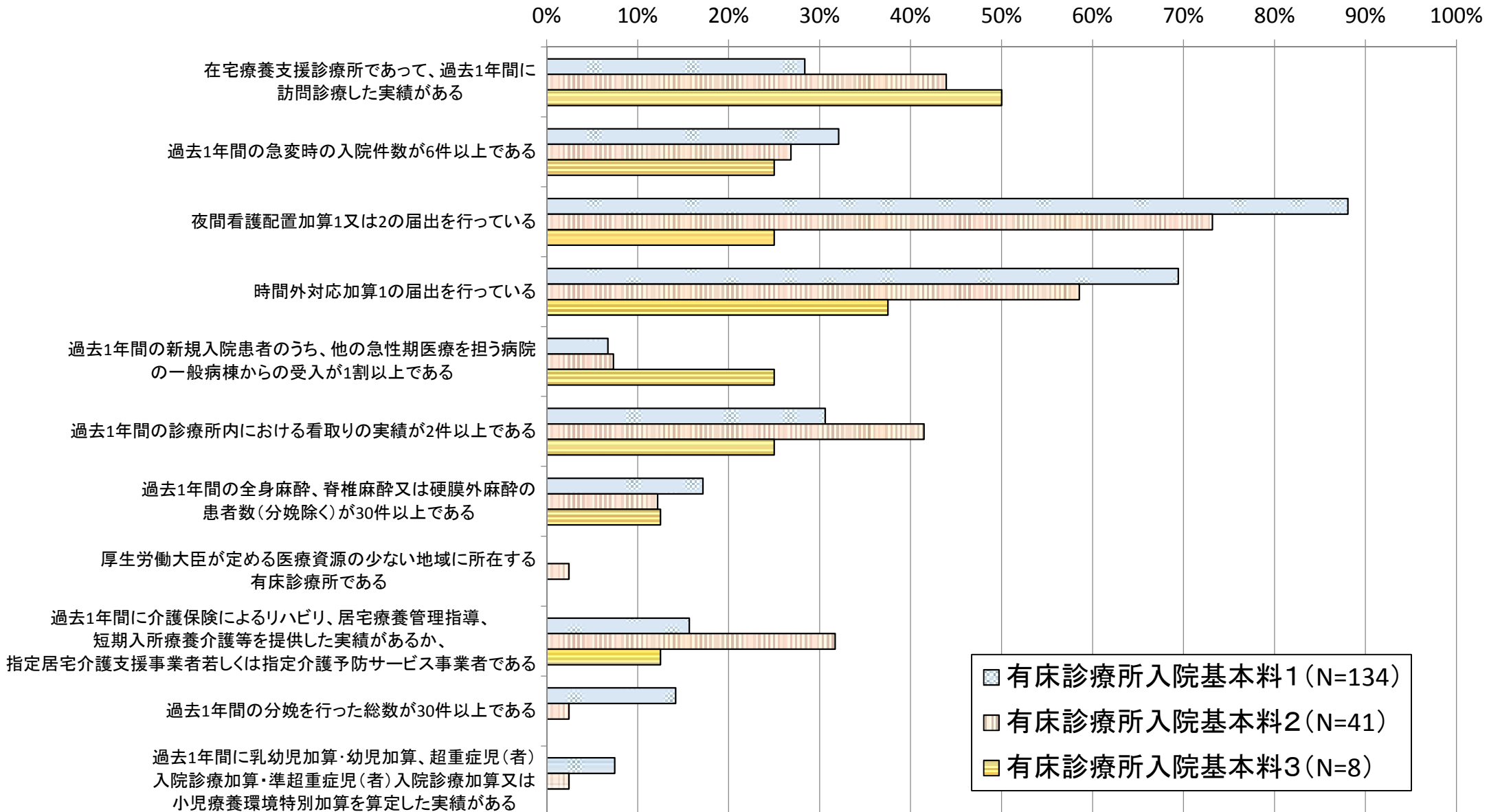
有床診療所入院基本料の算定状況

○ 入院基本料の算定回数のうち8割弱が基本料1－3であり、また眼科、耳鼻いんこう科を除く診療科で入院基本料算定回数の過半数を基本料1－3が占めた。



基本料1-3を届け出た医療機関が該当した要件

○ 入院基本料1-3を届け出る際に満たした要件としては、夜間看護配置加算、時間外対応加算1、在宅療養支援診療所等が多かった。



有床診療所に入院している患者の入院前の居場所

○ 有床診療所の入院患者の入院前の居場所としては自宅が最も多いが、内科、外科、整形外科では他院の急性期病床から、また内科では介護老人福祉施設からも一定程度受け入れていた。

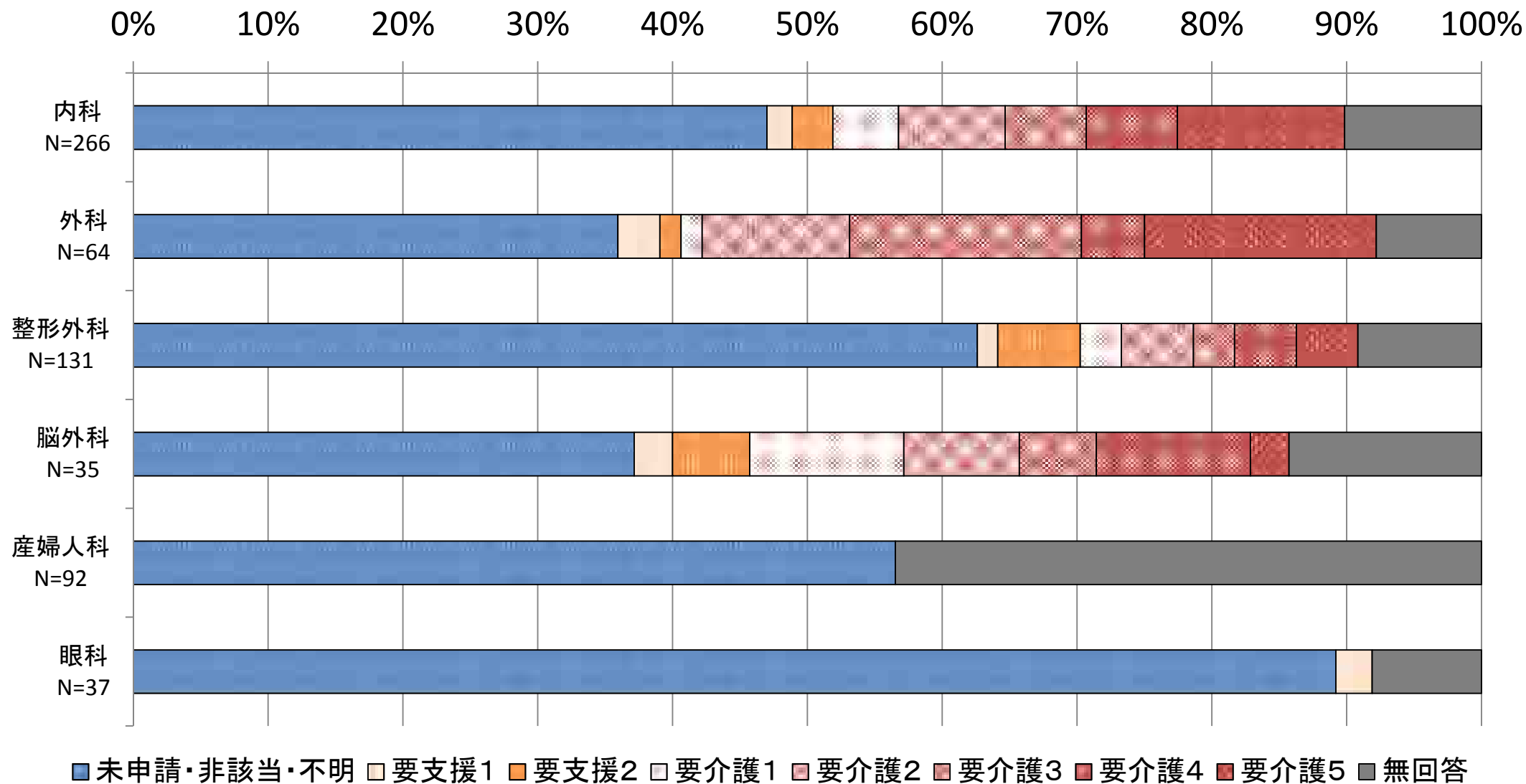
平成26年11月5日時点の入院患者の入院前の居場所		内科 N=266	外科 N=64	整形外科 N=131	産婦人科 N=92	眼科 N=37
自宅		55%	69%	73%	96%	100%
自院	急性期病床	0%	0%	2%	0%	0%
	慢性期病床	0%	0%	2%	0%	0%
他院	急性期病床	15%	13%	16%	0%	0%
	地域包括ケア・回復期病床	2%	0%	0%	0%	0%
	慢性期病床	3%	5%	1%	0%	0%
介護療養型医療施設		0%	2%	0%	0%	0%
介護老人保健施設		2%	9%	0%	0%	0%
介護老人福祉施設(特養)		10%	0%	2%	0%	0%
居住系介護施設		6%	0%	3%	0%	0%
障害者支援施設		5%	0%	0%	0%	0%
その他		2%	0%	0%	3%	0%
無回答		1%	3%	1%	1%	0%

有床診療所から退院した患者の退院先

- 有床診療所の入院患者の退院先は大部分が自宅であった。診療科によっては、一部、自院の一般病床、他院の急性期病床、介護老人保健施設等への退院や、死亡退院もみられた。

平成26年10月の1ヶ月間に退院した患者の退院先		内科 N=335	外科 N=57	整形外科 N=177	産婦人科 N=294	眼科 N=242	
自宅	在宅医療の提供あり	7%	0%	28%	1%	0%	
	在宅医療の提供なし	80%	77%	67%	96%	99%	
自院	一般病床	0%	7%	0%	0%	0%	
	療養病床	0%	0%	0%	0%	0%	
他院	急性期病床	4%	2%	2%	2%	0%	
	地域包括ケア病棟・回復期リハビリテーション病棟の病床		0%	0%	2%	0%	0%
	療養病床	在宅復帰機能強化加算あり	0%	2%	0%	0%	0%
	療養病床	上記以外	0%	0%	0%	0%	0%
	その他の病床		2%	0%	1%	0%	0%
介護療養型医療施設		0%	0%	0%	0%	0%	
介護老人保健施設	在宅強化型、在宅復帰・在宅療養支援機能加算あり	0%	5%	0%	0%	0%	
	上記以外	1%	0%	1%	0%	0%	
介護老人福祉施設(特養)		1%	0%	0%	0%	0%	
居住系介護施設		1%	2%	1%	0%	1%	
障害者支援施設		0%	0%	0%	0%	0%	
死亡退院		4%	5%	0%	0%	0%	
その他		1%	0%	0%	0%	0%	

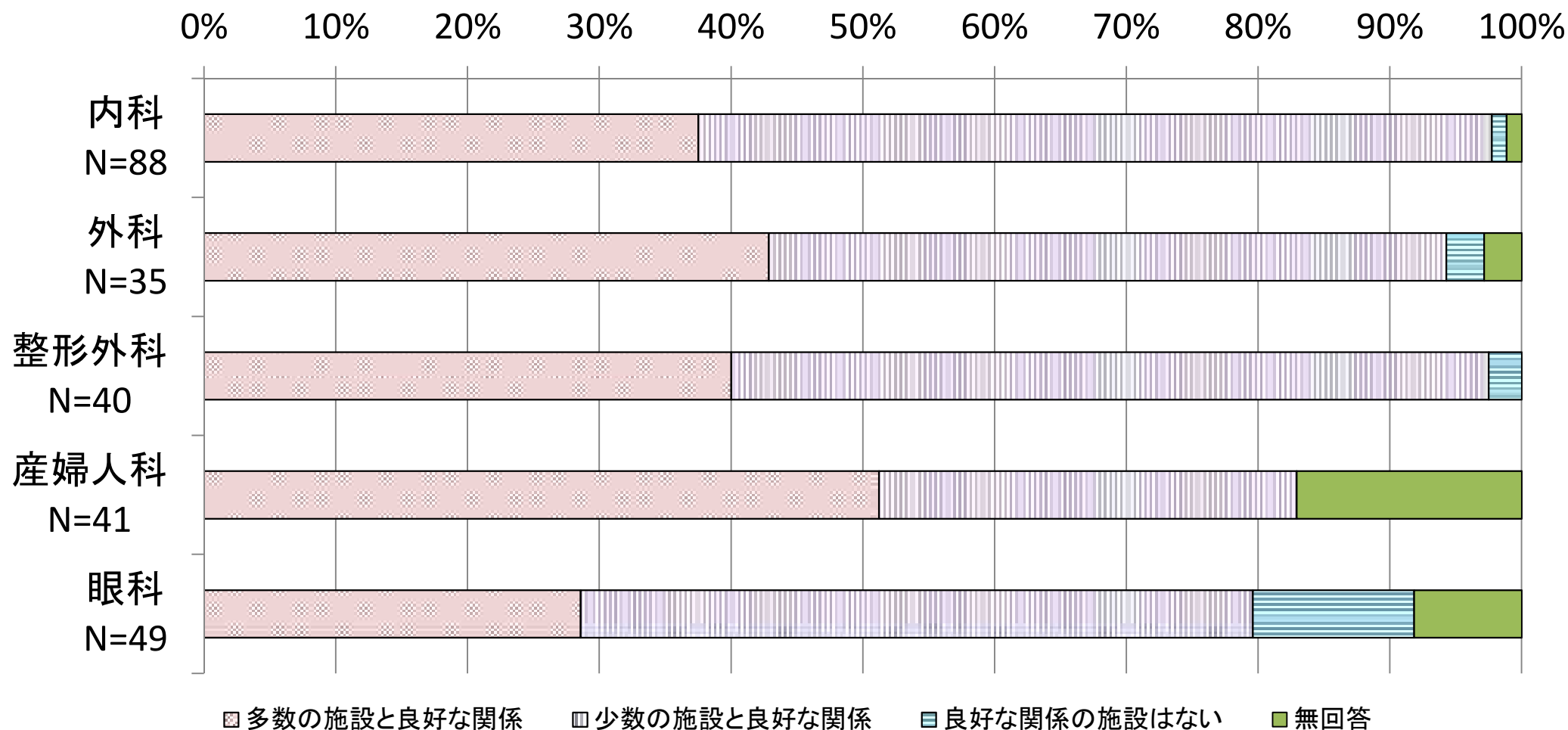
有床診療所の入院患者の要介護度の分布



地域の機関との連携の状況について①

○ 自院の重症患者を緊急に急性期医療機関に紹介することについて、多くの医療機関が診療科にかかわらず他の施設と良好な関係を築いていた。

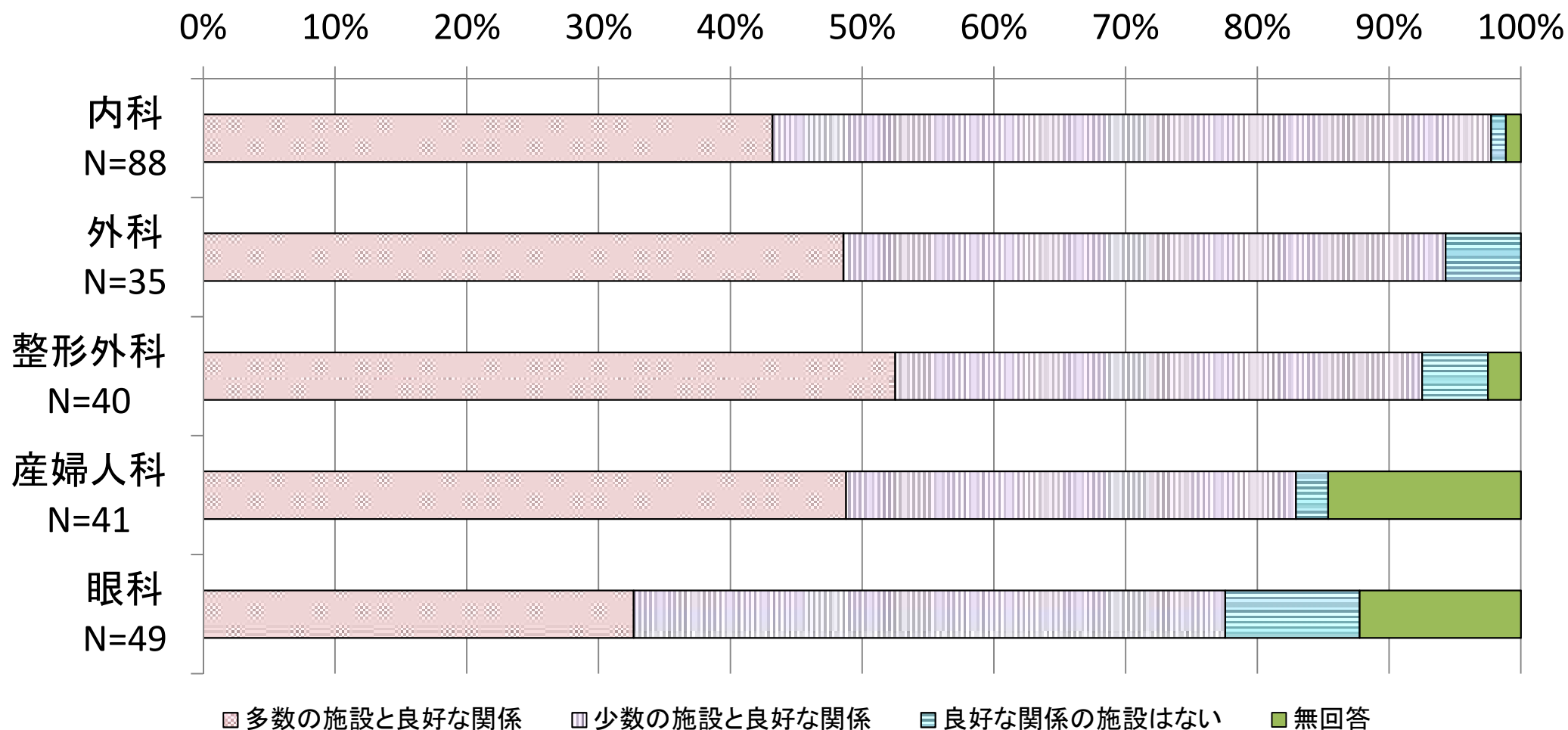
自院の重症患者の急性期医療機関への緊急の紹介



地域の機関との連携の状況について②

- 自院の専門外の患者を地域の医療機関へコンサルテーションすることについて、多くの医療機関が診療科にかかわらず他の施設と良好な関係を築いていた。

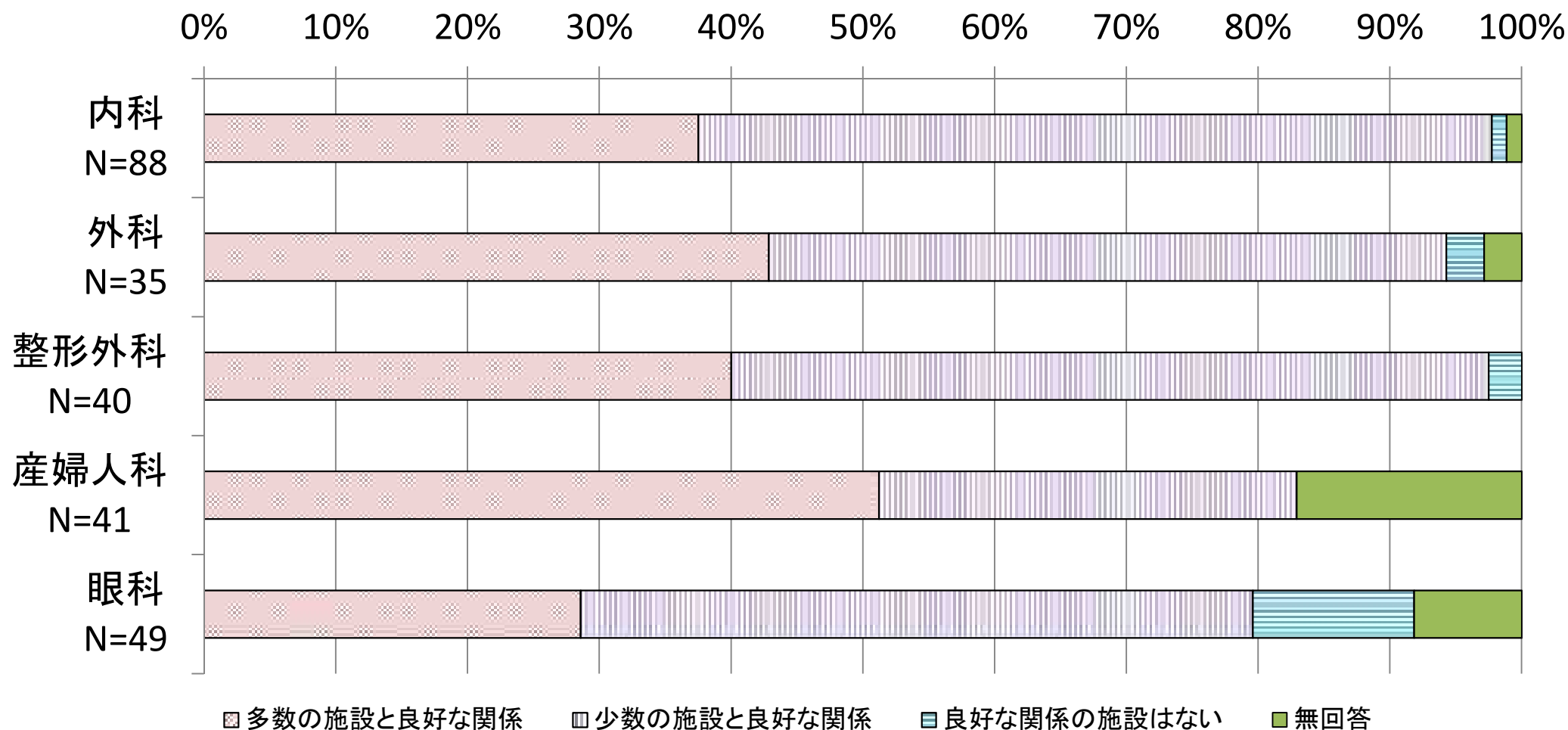
自院の専門外の患者の、地域の医療機関へのコンサルテーション



地域の機関との連携の状況について③

- 急性期治療を終えた患者の自院への受け入れについて、多くの医療機関が診療科にかかわらず他の施設と良好な関係を築いていた。

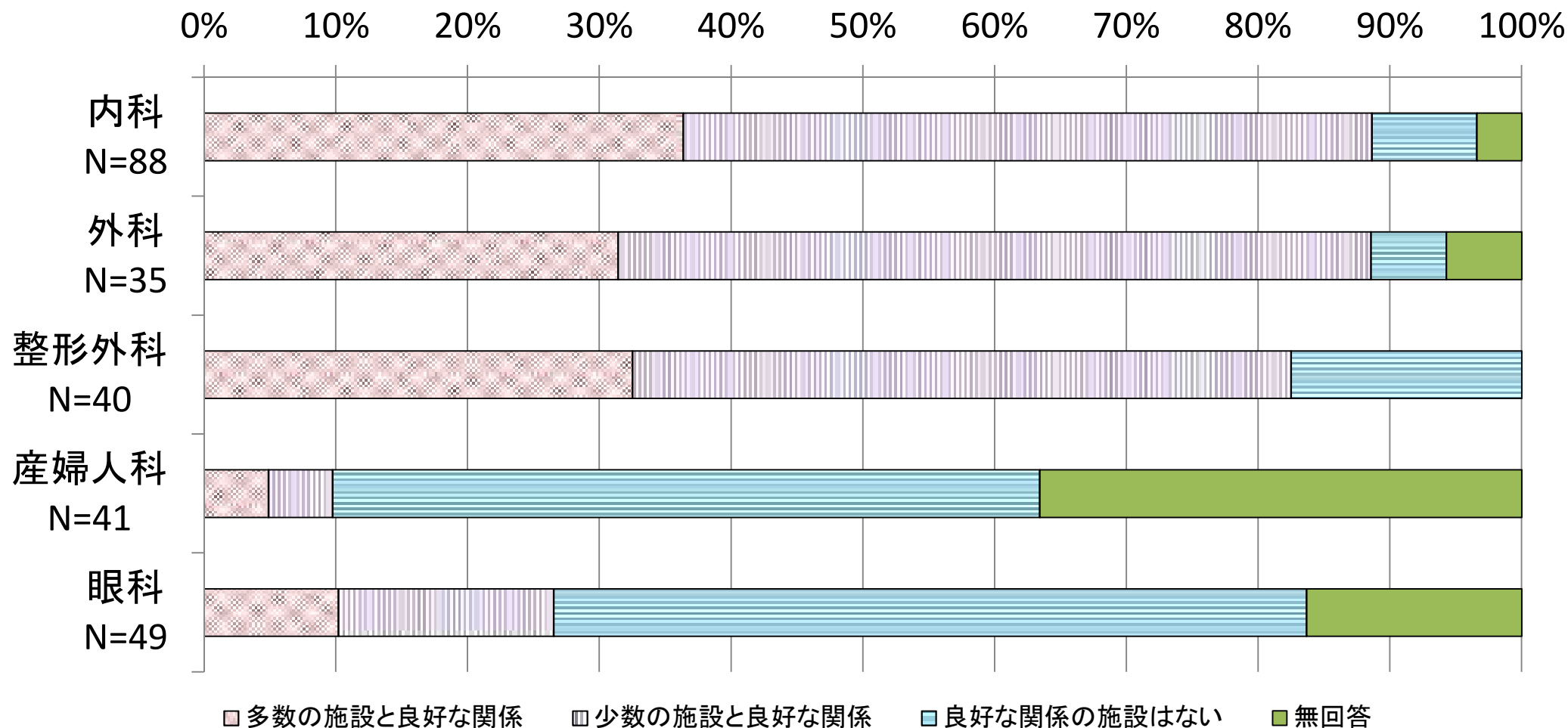
急性期治療を終えた患者の自院への受け入れ



地域の機関との連携の状況について④

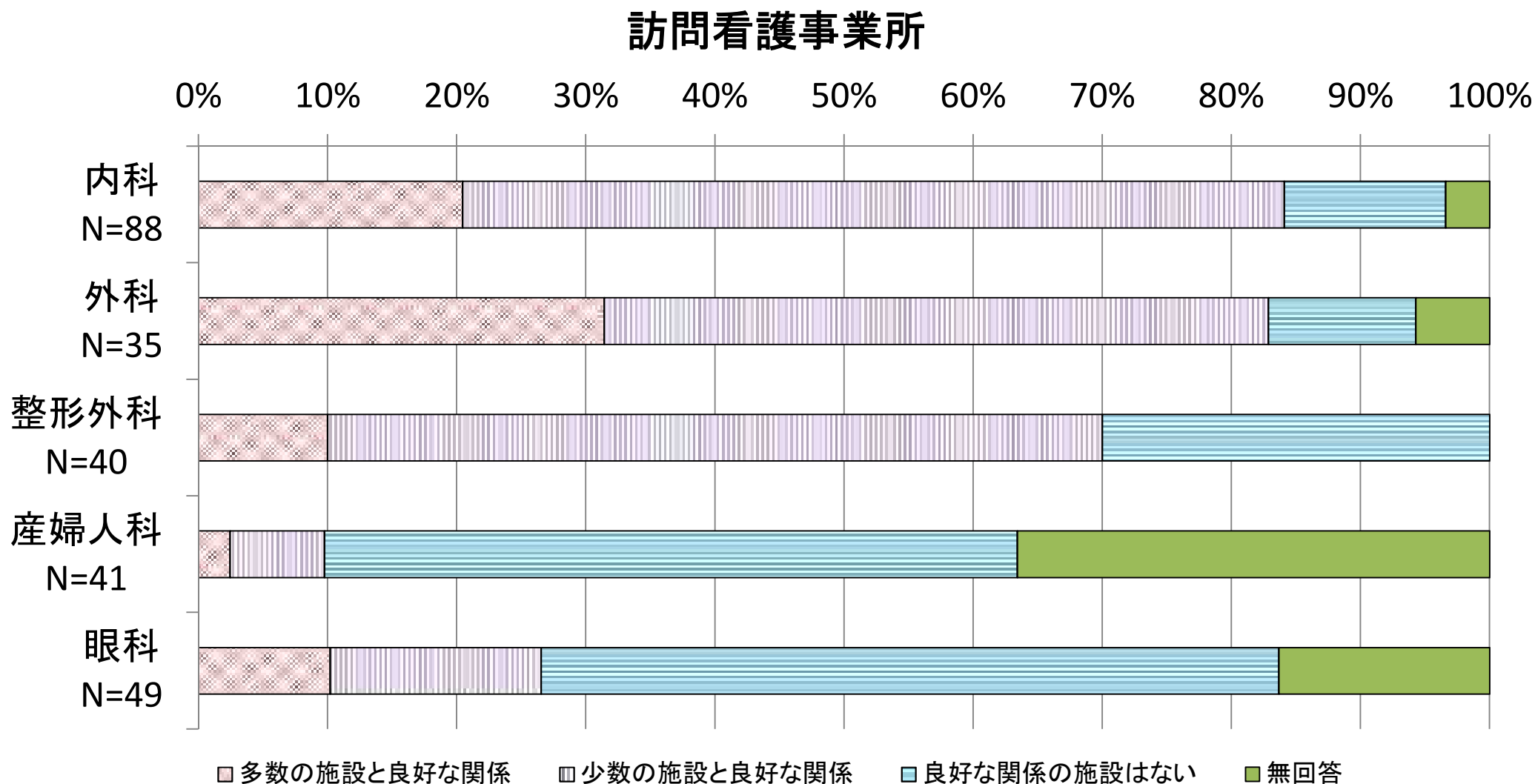
- 内科、外科、整形外科では多くの医療機関が訪問・通所系介護事業所やケアマネジャーと良好な関係を築いていた。

訪問・通所系介護事業所やケアマネジャー



地域の機関との連携の状況について⑤

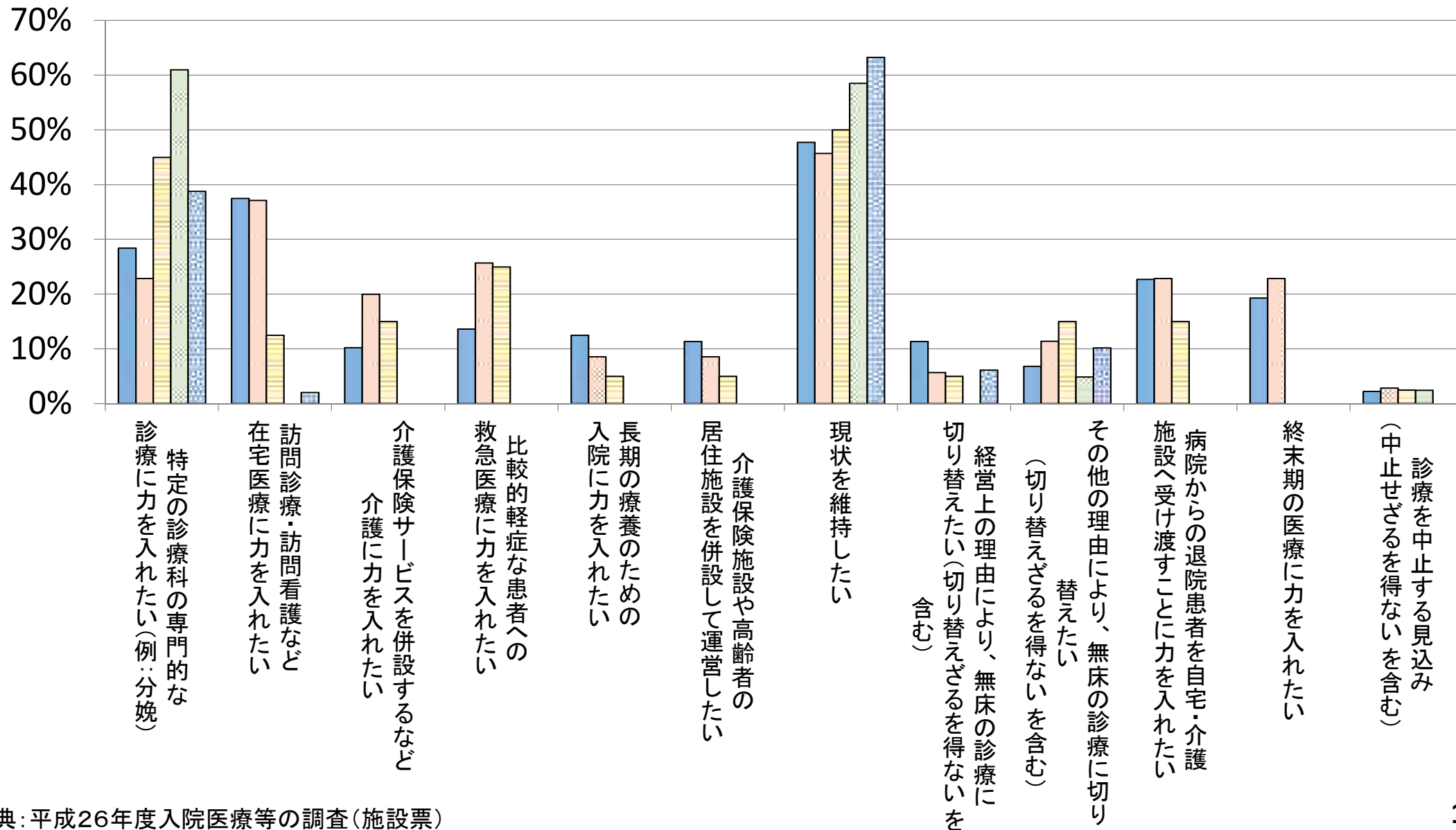
○ 内科、外科、整形外科では多くの医療機関が訪問看護事業所と良好な関係を築いていた。



今後5－10年を見据えた運営の方向性

○ 今後の運営の方向性については、現状を維持したいと答えた医療機関が多かったが、内科、外科では訪問診療や自宅・介護施設への受け渡し、終末期医療等に力を入れたいとした施設も一定程度みられた。

■ 内科 ■ 外科 ■ 整形外科 ■ 産婦人科 ■ 眼科



中間とりまとめの構成

1. 調査概要等
2. 急性期入院医療について
 - 2-1. 7対1入院基本料の算定病床の動向について
 - 2-2. 特定除外制度の見直しに伴う影響について
 - 2-3. 重症度、医療・看護必要度について
3. 短期滞在手術等基本料について
4. 総合入院体制加算について
5. 有床診療所入院基本料について
- 6. 地域包括ケア病棟入院料について**
7. 医療資源の少ない地域に配慮した評価について
8. 慢性期入院医療について
 - 8-1. 在宅復帰機能強化加算について
 - 8-2. 療養病棟入院基本料2について
 - 8-3. 医療区分の評価項目について
 - 8-4. 脳卒中患者に関する慢性期医療の適切な評価について
9. その他
 - 9-1. 退院支援に係る取組について
 - 9-2. 入院中の他医療機関の受診について

平成26年度診療報酬改定

地域包括ケアを支援する病棟の評価

➤ 急性期後の受入をはじめとする地域包括ケアシステムを支える病棟の充実が求められていることから新たな評価を新設する。

(新)	<u>地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)1</u>	<u>2,558点</u>	<u>(60日まで)</u>
	<u>地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)2</u>	<u>2,058点</u>	<u>(60日まで)</u>
	<u>看護職員配置加算</u>	<u>150点</u>	
	<u>看護補助者配置加算</u>	<u>150点</u>	
	<u>救急・在宅等支援病床初期加算</u>	<u>150点</u>	<u>(14日まで)</u>

[施設基準等]

- ① 疾患別リハビリテーション又はがん患者リハビリテーションを届け出ていること
- ② 入院医療管理料は病室単位の評価とし、届出は許可病床200床未満の医療機関で1病棟に限る。
- ③ 療養病床については、1病棟に限り届出することができる。
- ④ 許可病床200床未満の医療機関にあっては、入院基本料の届出がなく、地域包括ケア病棟入院料のみの届出であっても差し支えない。
- ⑤ 看護配置13対1以上、専従の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士1人以上、専任の在宅復帰支援担当者1人以上
- ⑥ 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A項目1点以上の患者が10%以上
- ⑦ 以下のいずれかを満たすこと ア) 在宅療養支援病院、イ) 在宅療養後方支援病院(新設・後述)として年3件以上の受入実績、ウ) 二次救急医療施設、エ) 救急告示病院
- ⑧ データ提出加算の届出を行っていること
- ⑨ リハビリテーションを提供する患者について、1日平均2単位以上提供していること。
- ⑩ 平成26年3月31日に10対1、13対1、15対1入院基本料を届け出ている病院は地域包括ケア病棟入院料を届け出ている期間中、7対1入院基本料を届け出ることはいできない。
- ⑪ 在宅復帰率7割以上 (地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)1のみ)
- ⑫ 1人あたりの居室面積が6.4㎡以上である (地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料)1のみ)

看護職員配置加算:看護職員が最小必要人数に加えて50対1以上

看護補助者配置加算:看護補助者が25対1以上(原則「みなし補助者」を認めないが、平成27年3月31日までは必要数の5割まで認められる。)

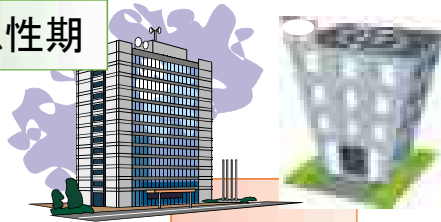
救急・在宅等支援病床初期加算:他の急性期病棟(自院・他院を問わず)、介護施設、自宅等から入院または転棟してきた患者について算定

参考：地域包括ケア病棟の主な役割（イメージ）

注：介護施設等、自宅・在宅医療から直接、急性期・高度急性期の病院へ入院することも可能。

急性期

急性期・高度急性期



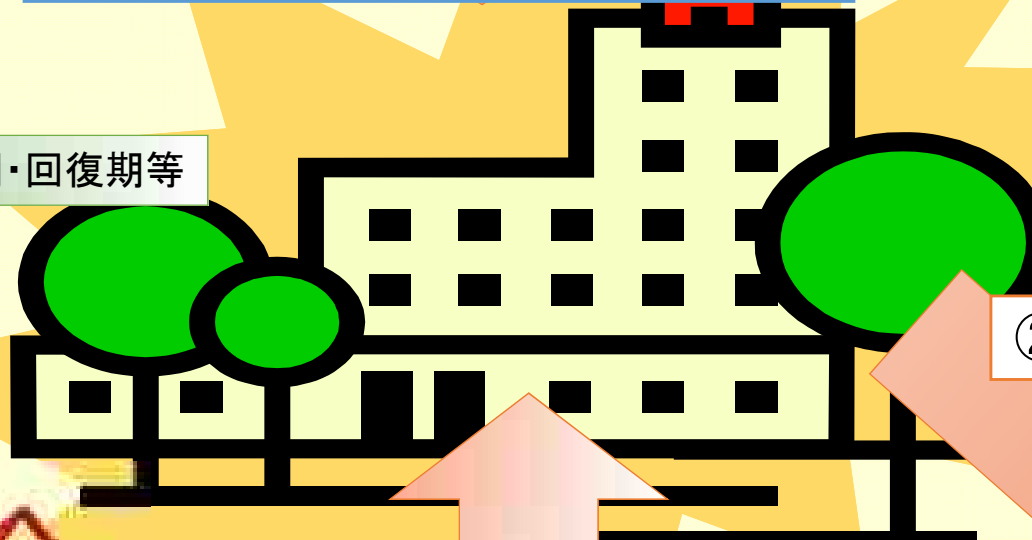
①急性期からの受け入れ

入院患者の重症度、看護必要度の設定 など

重症度・看護必要度A項目1点以上の患者 15%以上

入院患者データの提出

亜急性期・回復期等



②在宅・生活復帰支援

在宅復帰率の設定 など

長期療養
介護等

介護施設等

③緊急時の受け入れ

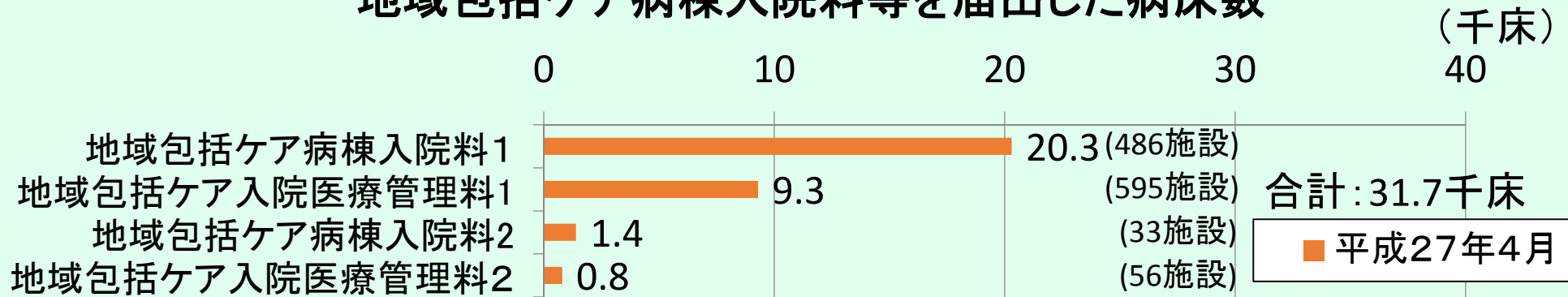
・二次救急病院の指定
・在宅療養支援病院の届出 など

自宅・在宅医療

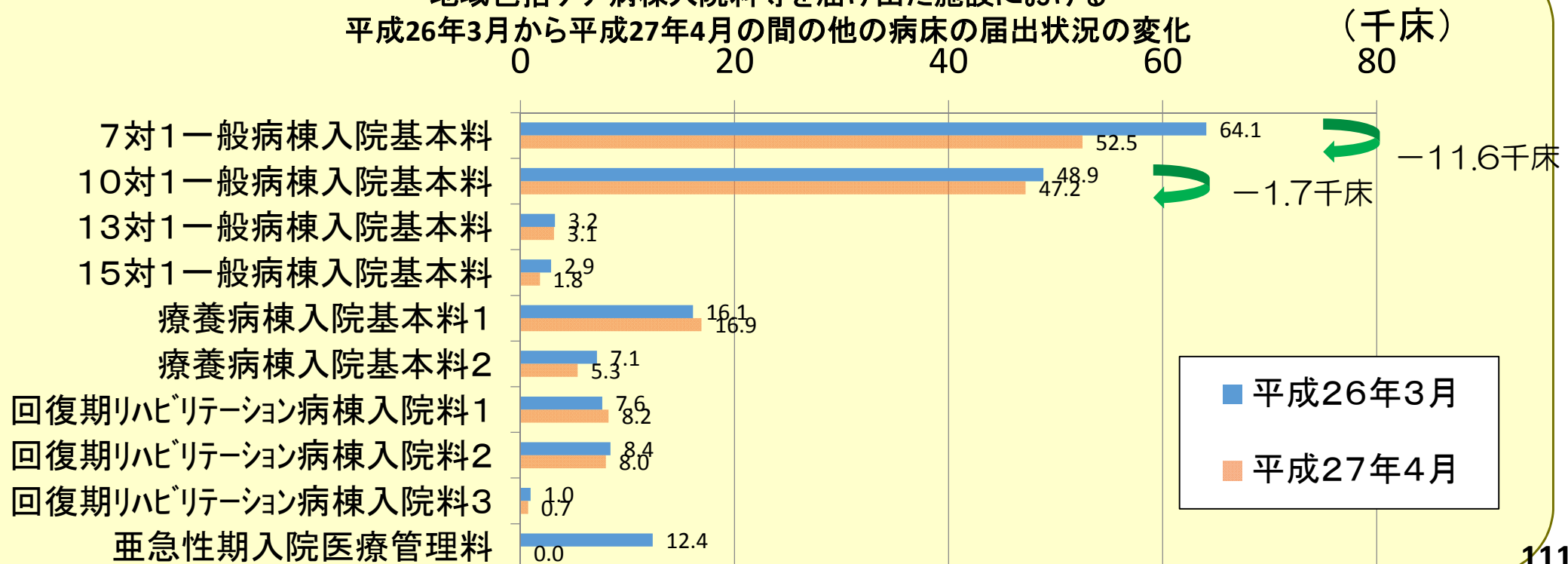


地域包括ケア病棟入院料等を届け出た施設数における他の届出状況

地域包括ケア病棟入院料等を届出した病床数



地域包括ケア病棟入院料等を届け出た施設における 平成26年3月から平成27年4月の間の他の病床の届出状況の変化

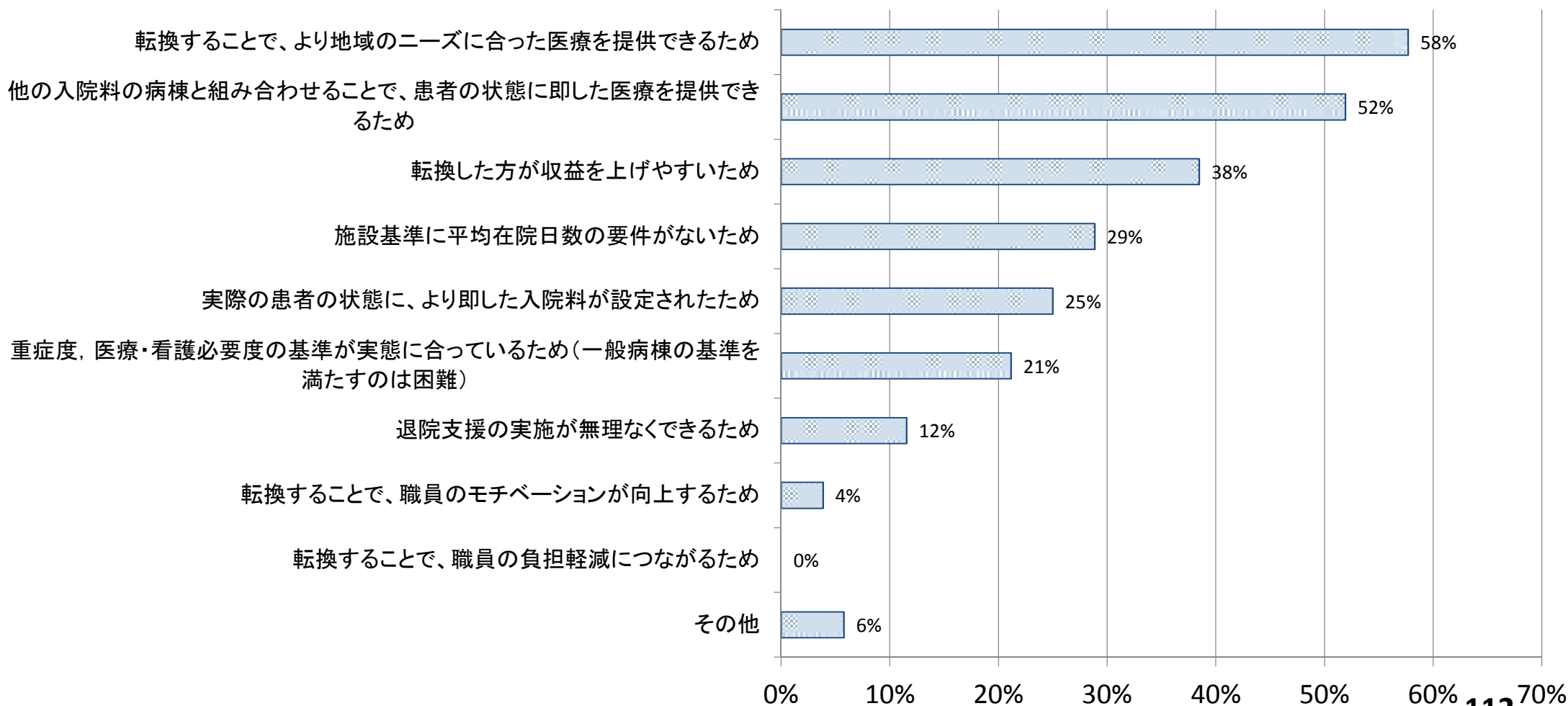


地域包括ケア病棟へ転換した理由

- 地域包括ケア病棟へ転換した理由は、「地域のニーズに合った医療を提供できるため」や「他の入院料の病棟と組み合わせることで、患者の状態に即した医療を提供できるため」とする回答が多かった。

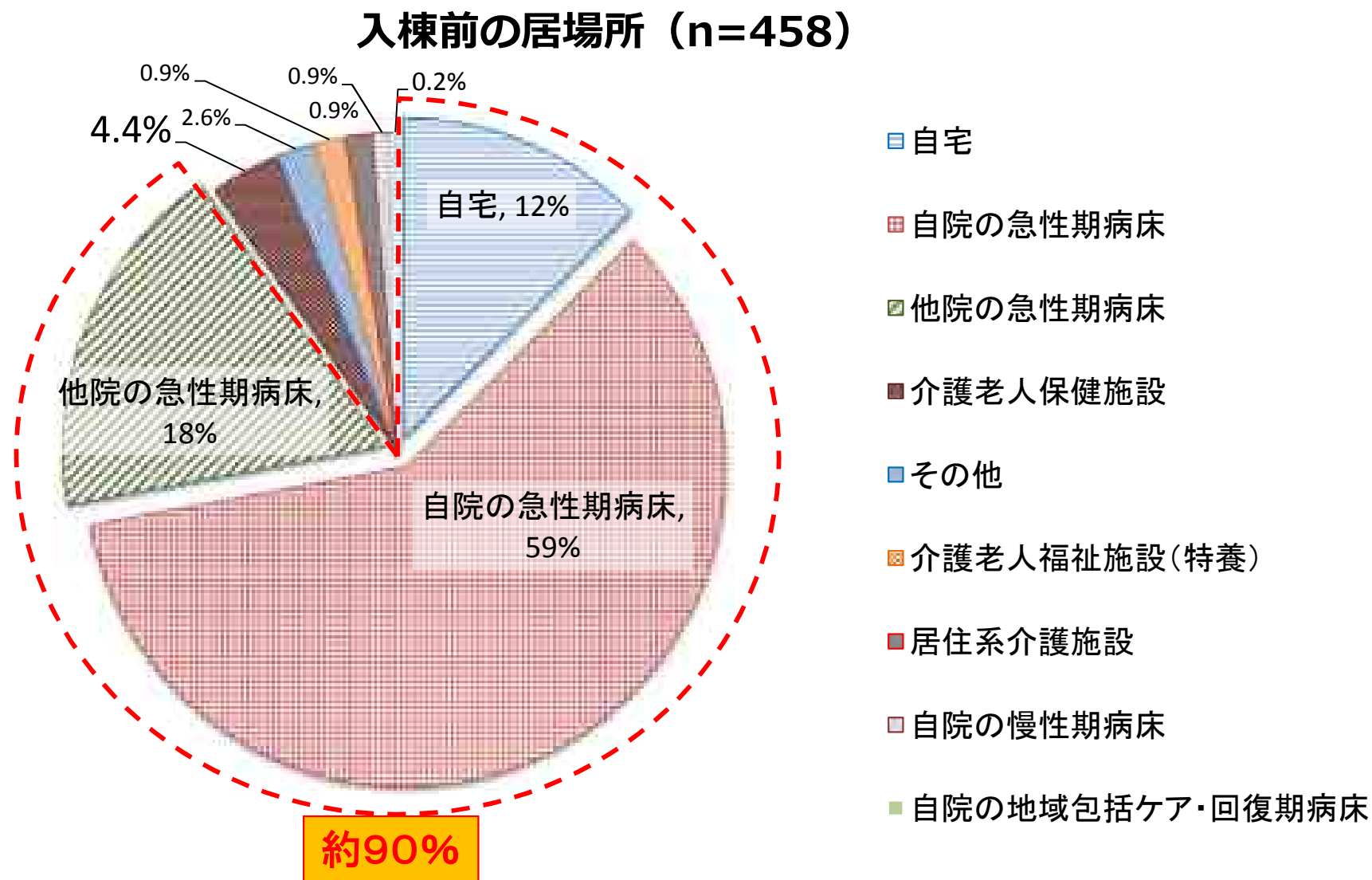
＜地域包括ケア病棟へ転換した理由＞

n=52



地域包括ケア病棟における入棟患者の状況

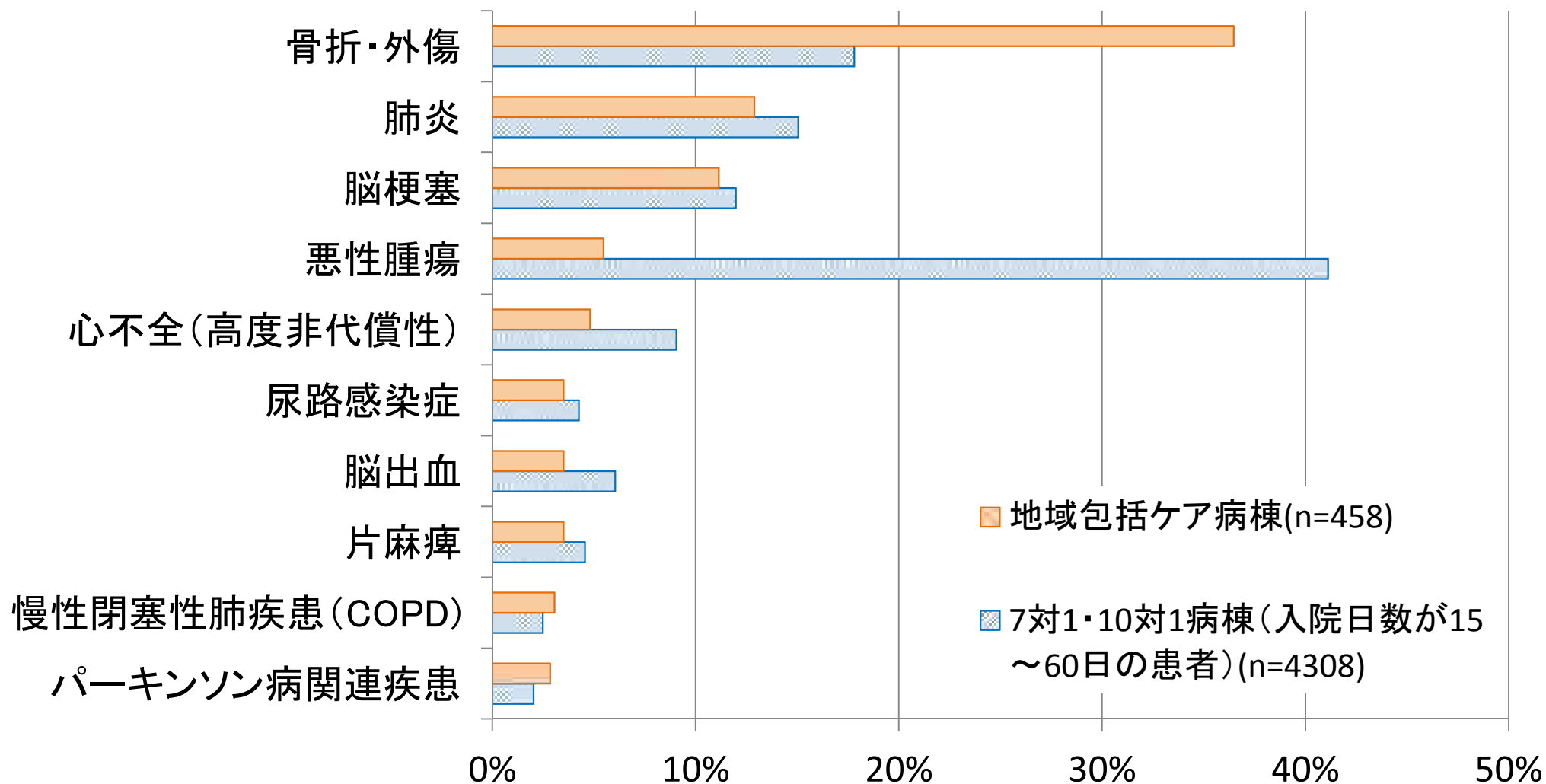
- 地域包括ケア病棟へ入棟した患者の入棟前の居場所は、自院・他院の急性期病床と自宅が約90%を占めた。



疾患（7対1、10対1病棟との比較）

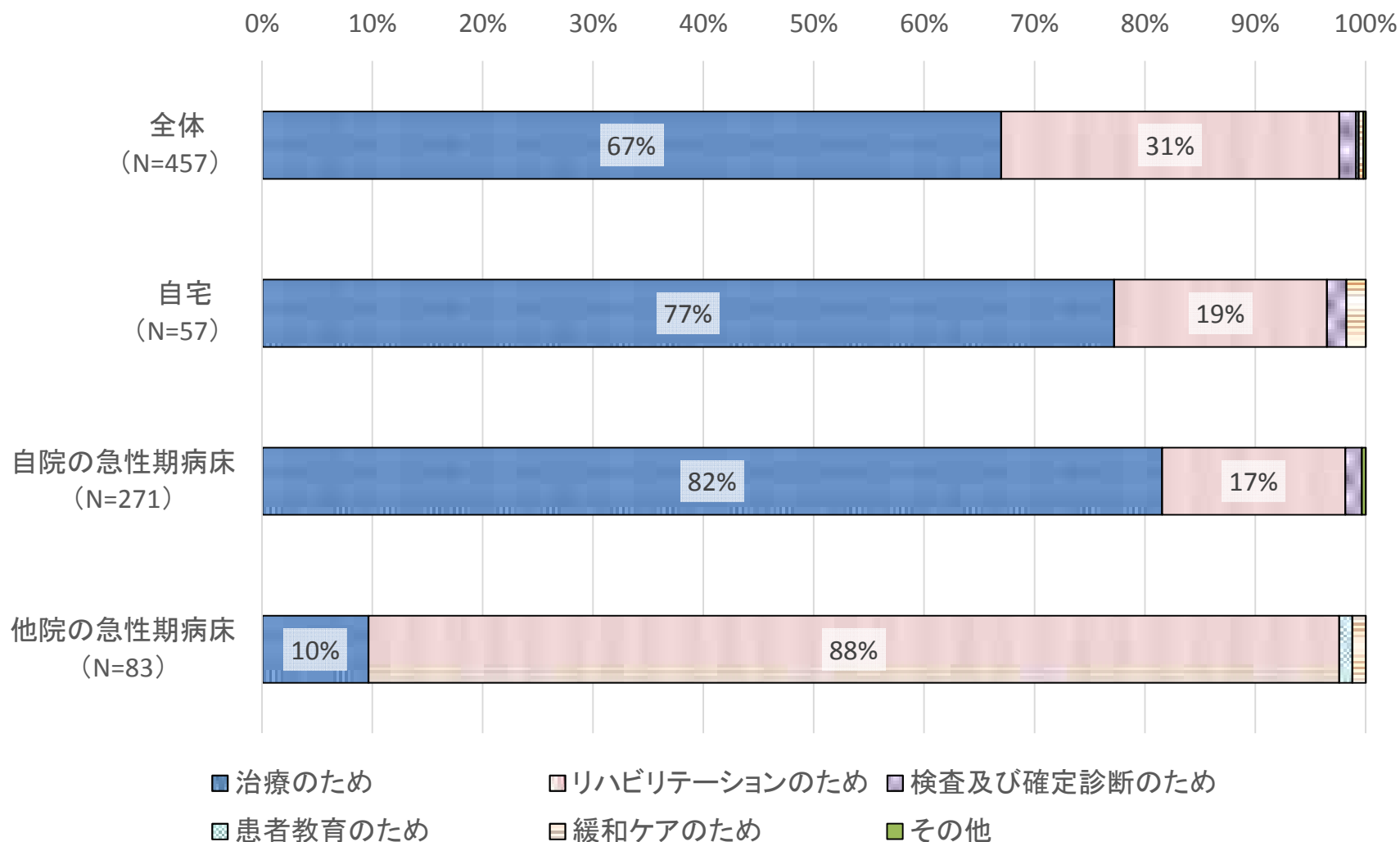
- 地域包括ケア病棟に入院している患者は、7対1・10対1病棟に入院している患者と比べて特に「骨折・外傷」に罹患している患者の割合が高かった。

＜疾患別の患者割合＞



地域包括ケア病棟への入院の理由（入棟前の居場所別）

- 地域包括ケア病棟への入院理由は、全体としては「治療のため」が多いが、他院の急性期病床から入棟した患者については、「リハビリテーションのため」が88%を占めていた。

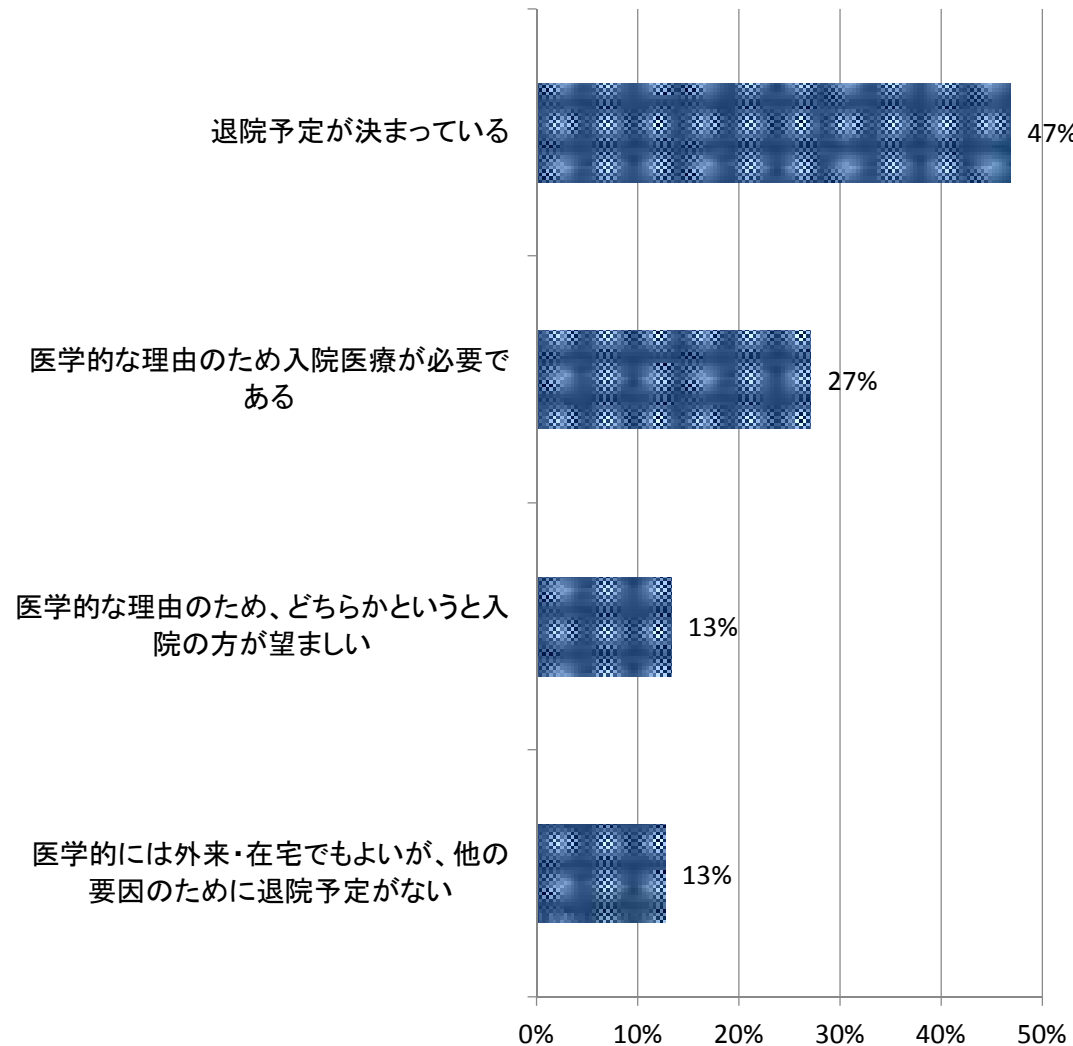


入院継続の理由と退院へ向けた目標

- 地域包括ケア病棟に入棟した患者のうち約半数は退院予定が決まっており、退院に向けてリハビリテーションを実施している患者の割合が大きい。

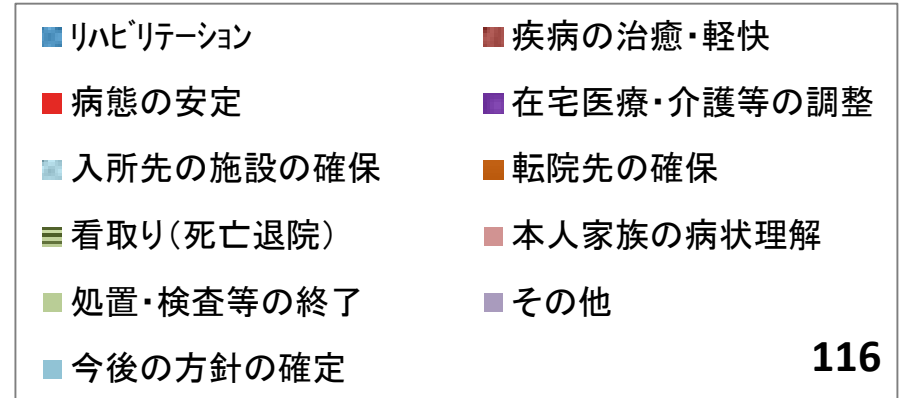
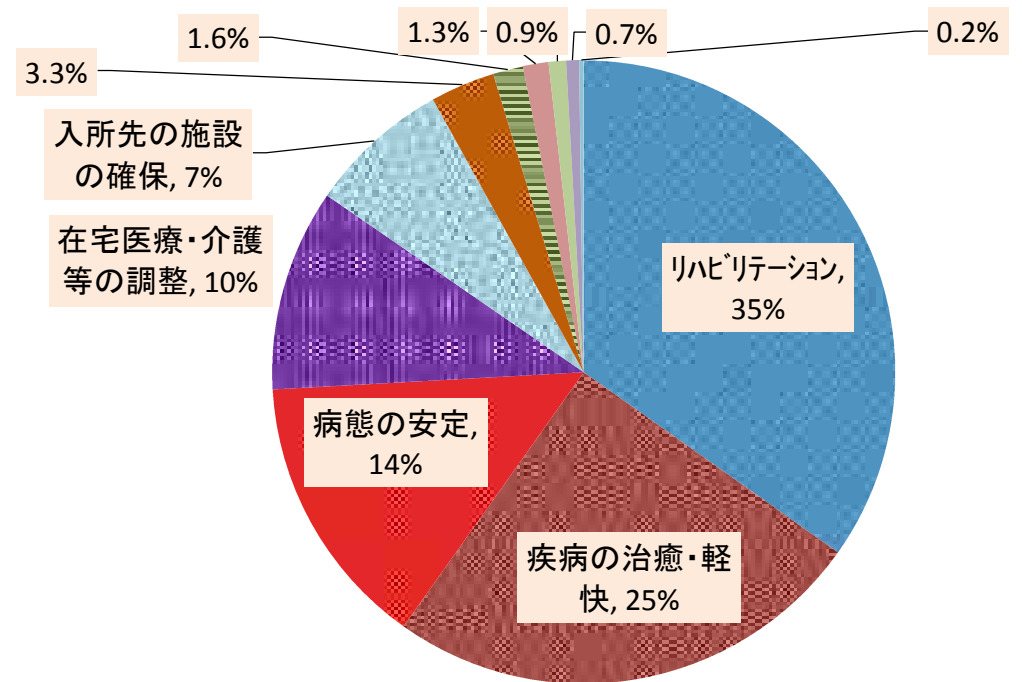
<入院継続の理由等>

n=458



<退院へ向けた目標>

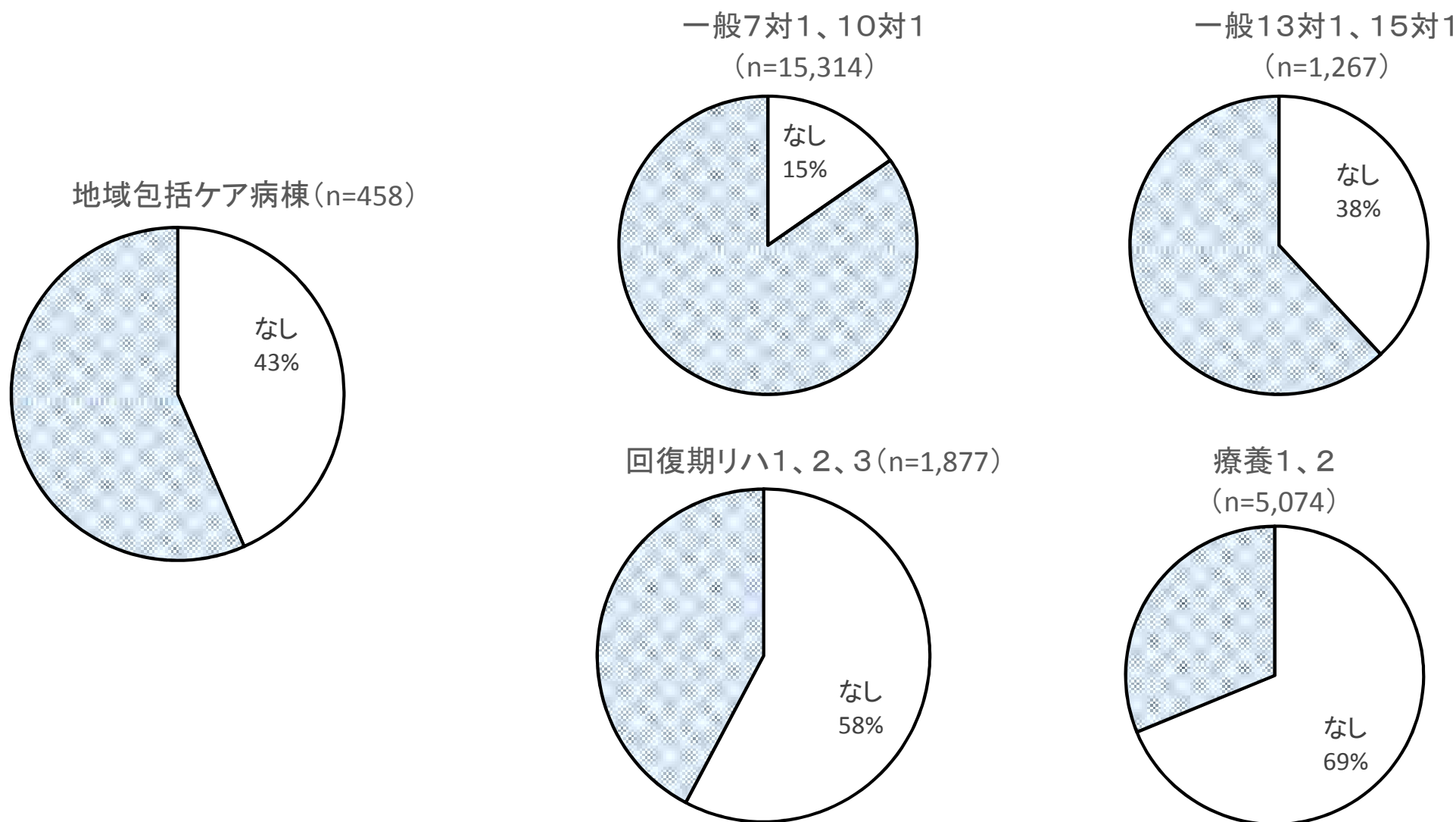
n=448



検査等の実施状況(他の病棟区分との比較)

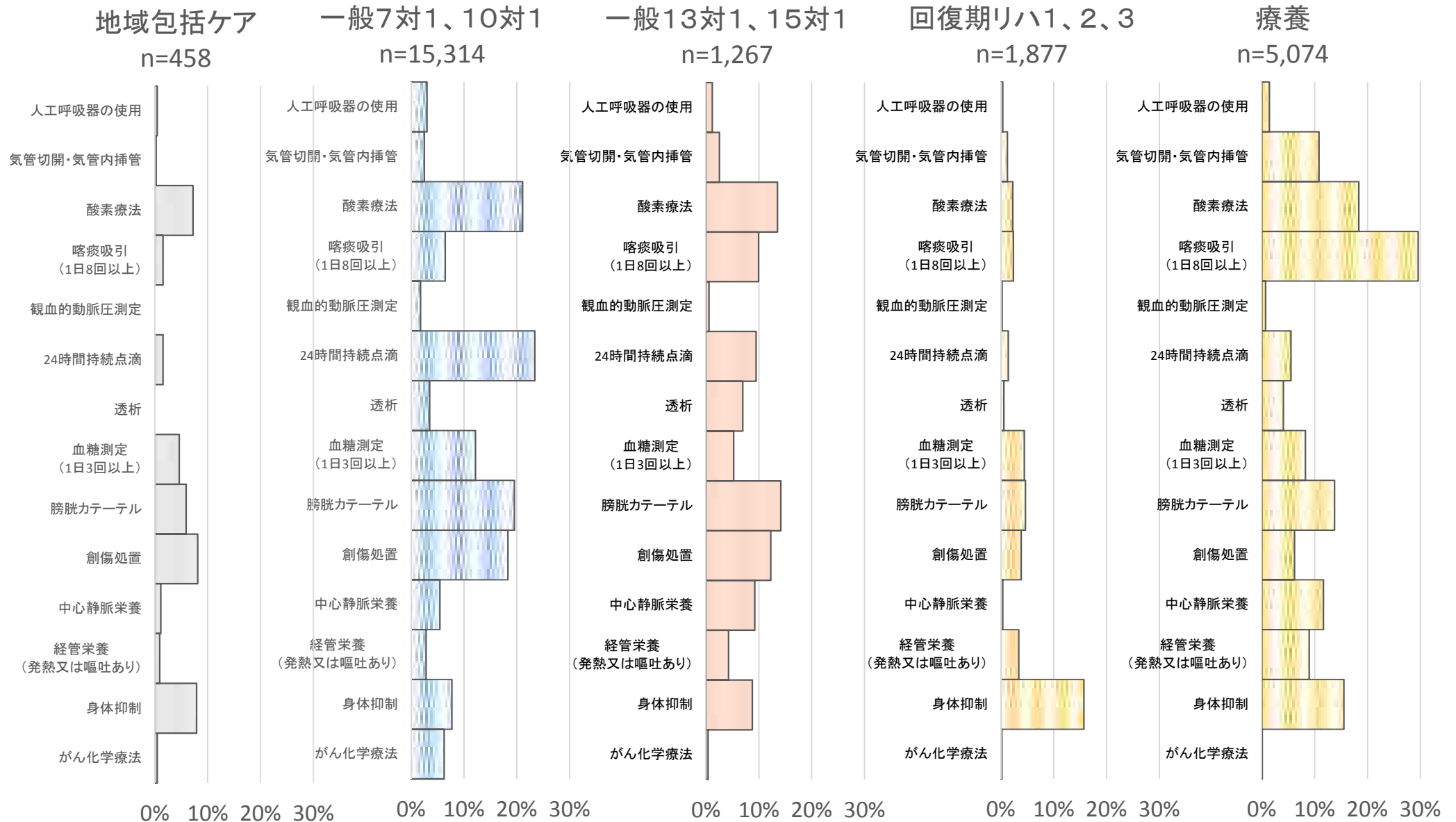
- 地域包括ケア病棟の患者の4割強は、過去7日間に検体検査、生体検査、X線単純撮影、CT・MRIのいずれも受けていなかった。

調査日から過去7日間に、検体検査、生体検査、X線単純撮影、CT・MRIのいずれも受けていなかった患者の割合



処置の実施状況（他の病棟区分との比較）

○ 地域包括ケア病棟で行われた処置は一般病棟、療養病棟と比較すると少なく、回復期リハビリテーション病棟のものに近かった。

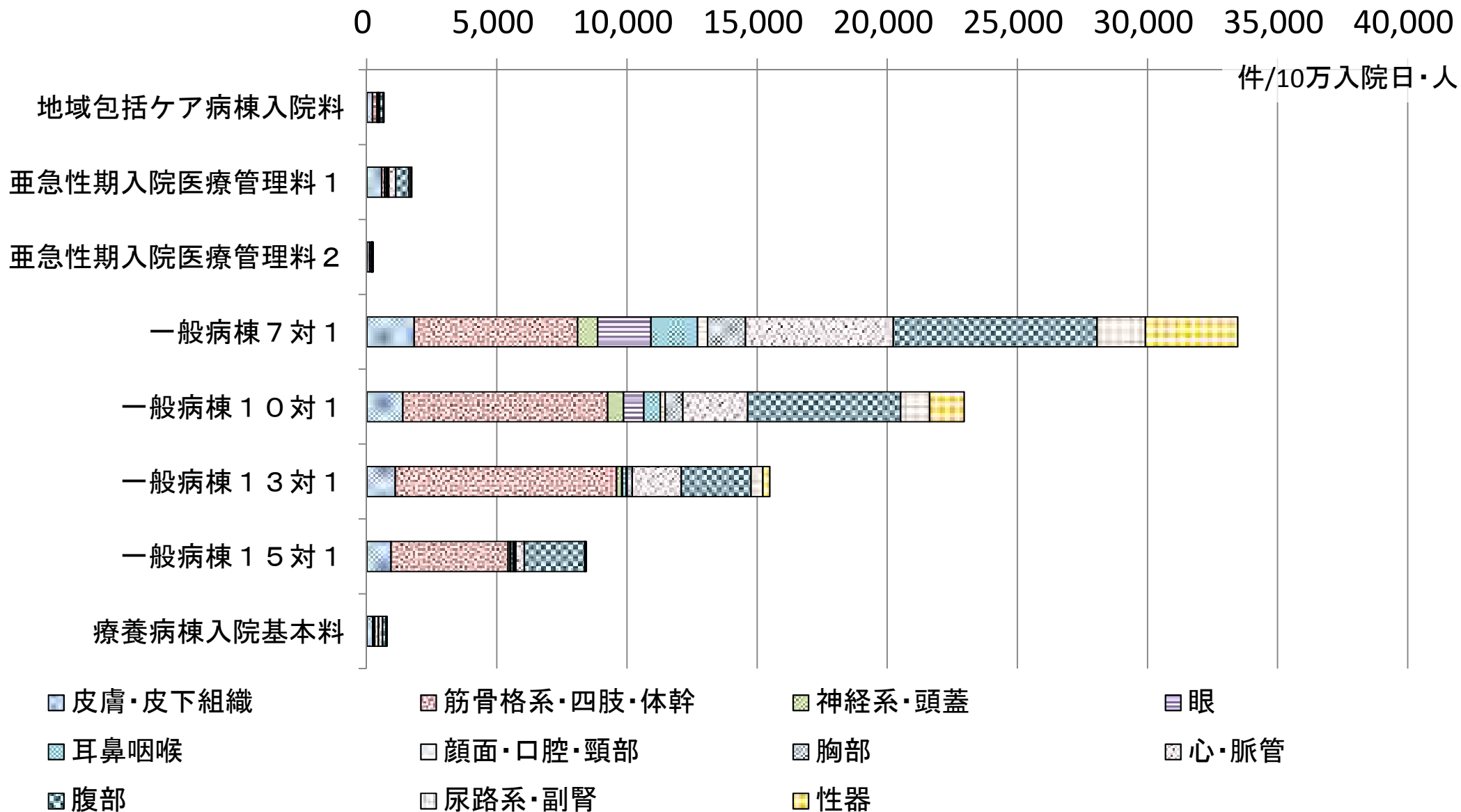


地域包括ケア病棟入院料の包括範囲

	地域包括ケア病棟 入院料	亜急性期入院医 療管理料1(廃止)	亜急性期入院医 療管理料2(廃止)	療養病棟入院 基本料	回復期リハビリテーション 病棟入院料	DPC (包括評価部分)
B 医学管理等	○ 地域連携計画退院 時指導料(I)を除く	×	○ 地域連携計画退院 時指導料(I)を除く	×	○ 地域連携計画退院時 指導料(I)を除く	×
C 在宅医療	×	×	×	×	×	×
D 検査	○	○	○	○	○	○ 一部例外あり
E 画像診断	○	○	○	単純撮影等は ○	○	○ 一部例外あり
F 投薬	○ 一部薬剤を除く	○ 一部薬剤を除く	○ 一部薬剤を除く	○ 一部薬剤を除く	○ 一部薬剤を除く	○ 一部薬剤を除く
G 注射	○ 一部薬剤を除く	○ 一部薬剤を除く	○ 一部薬剤を除く	○ 一部薬剤を除く	○ 一部薬剤を除く	○ 一部薬剤を除く
H リハビリテーション	○ 摂食機能療法を除く	×	×	×	×	×
I 精神科専門療 法	○	×	○	×	○	×
J 処置	○ 人工腎臓を除く	○ 1000点以上を除く	○ 人工腎臓を除く	○ 一部処置を除く	○ 人工腎臓を除く	○ 1000点以上を除く
K 手術	○	×	○	×	○	×
L 麻酔	○	×	○	×	○	×
M 放射線治療	○	○	○	×	○	×
N 病理診断	○	○	○	○	○	×

地域包括ケア病棟等で実施された手術

- 地域包括ケア病棟で行われた手術の件数は、亜急性期1、2、療養病棟で行われた手術の件数と同程度であり、一般病棟のものよりも少なかった。



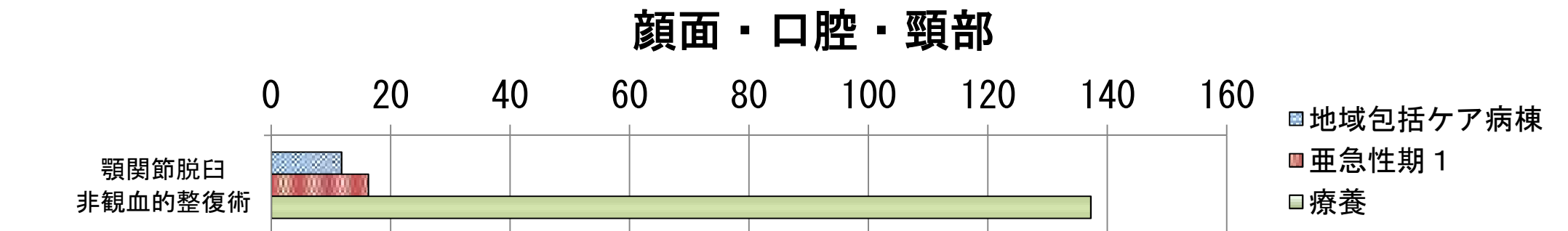
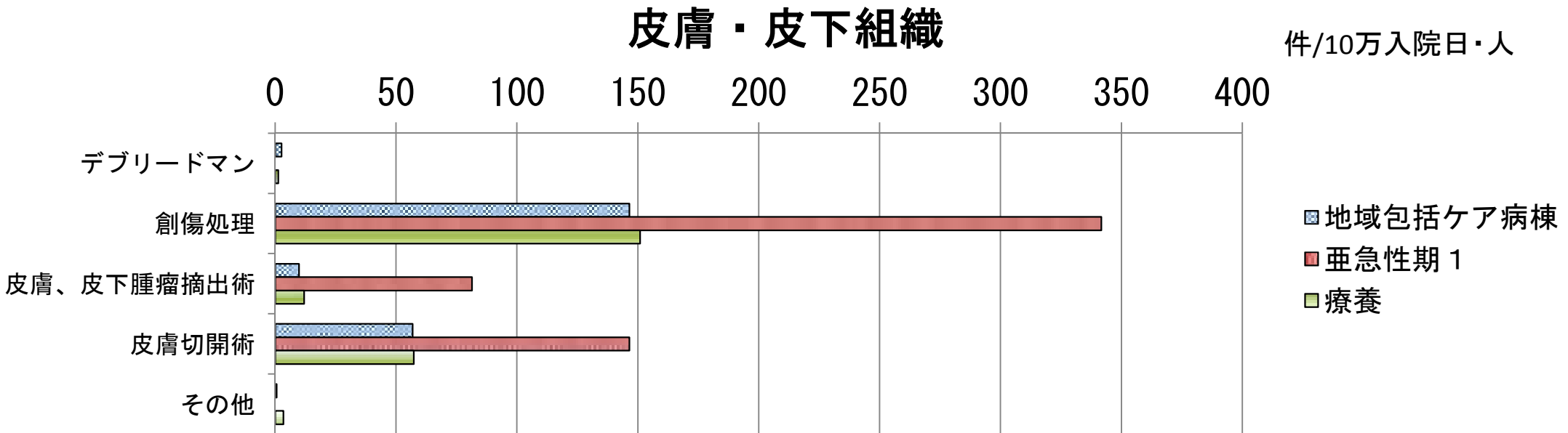
地域包括ケア病棟等で実施された手術

- 入院1日・人あたりの手術点数は地域包括ケア病棟で2.9点、亜急性1で9.9点、療養で4.5点であった。

病棟	手術点数(輸血を含む) ／入院1日・人
地域包括ケア病棟	2.9
亜急性1	9.9
亜急性2	0.7
一般7対1	635.1
一般10対1	387.6
一般13対1	208.5
一般15対1	102.4
療養	4.5

地域包括ケア病棟等で実施された手術

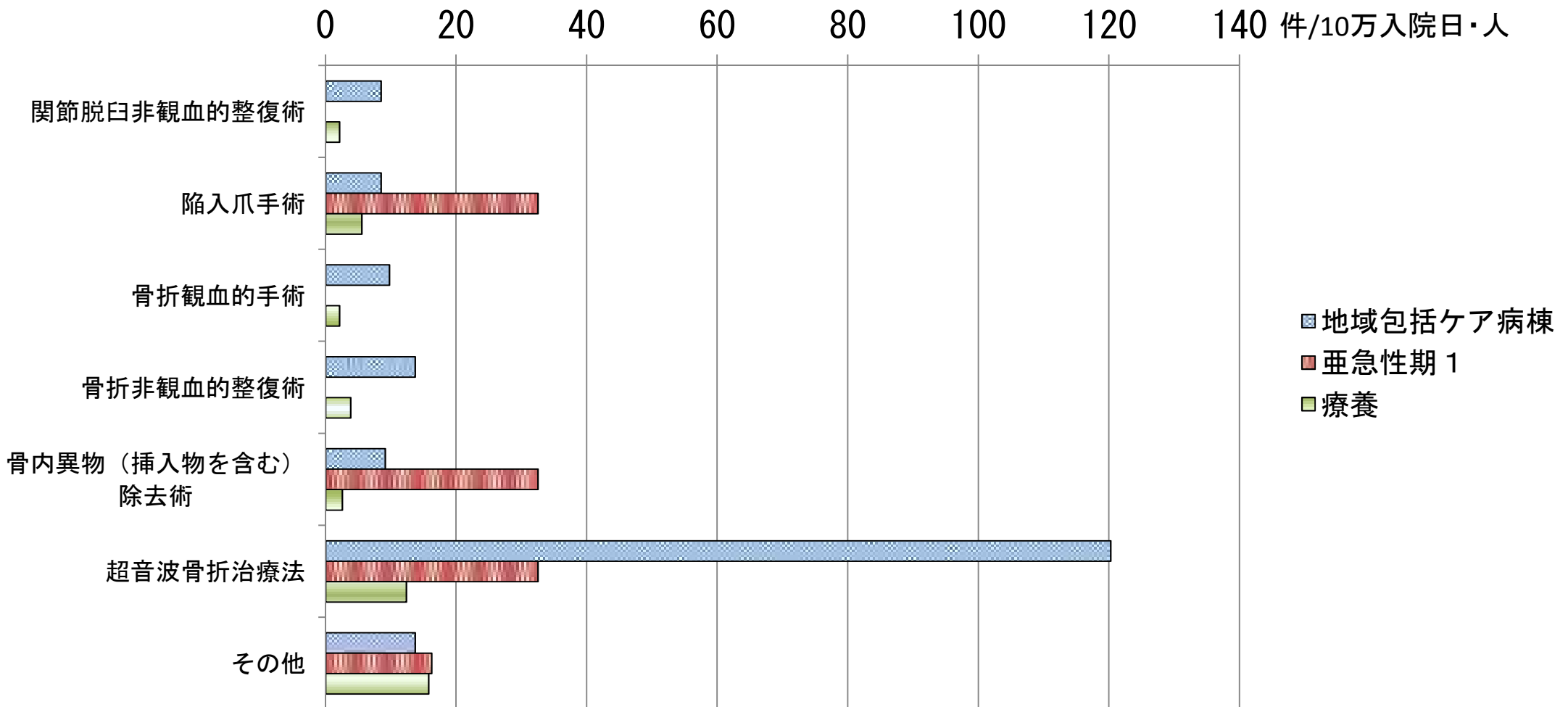
- 地域包括ケア病棟で行われた皮膚・皮下組織の手術の中では、創傷処理と皮膚切開術が多くを占めた。亜急性期1、療養病棟においても同様であった。
- 顔面・口腔・頸部の手術としては、地域包括ケア病棟で実施されたものは少なかったが、そのほとんどは顎関節脱臼非観血的整復術であった。



地域包括ケア病棟他で実施された手術

- 筋骨格系・四肢・体幹の手術の中では、地域包括ケア病棟では超音波骨折治療法が最も多かった。
- 亜急性期1では超音波骨折治療法のほか、陥入爪手術、骨内異物除去術が多かった。

筋骨格系・四肢・体幹



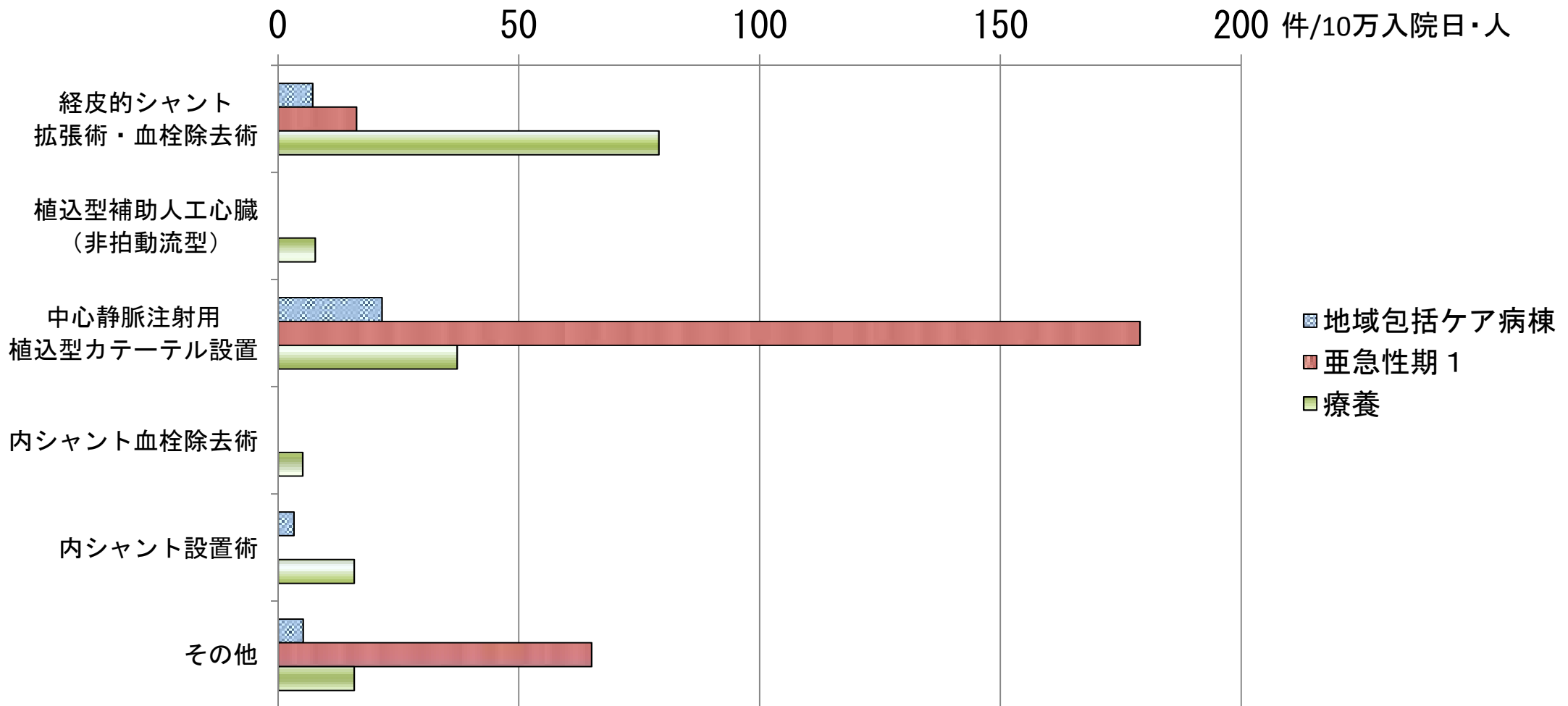
出典：医療機関提出データ

（亜急性期入院医療管理料は平成26年4－6月、それ以外は平成26年10月－12月）

地域包括ケア病棟等で実施された手術

- 地域包括ケア病棟で実施された心・脈管の手術は少なかったが、その中では、中心静脈静注用植込型カテーテル設置が多かった。
- なお、亜急性期1では中心静脈静注用植込型カテーテル設置が多かったが、療養病床では経皮的シャント拡張術・血栓除去術が多かった。

心・脈管

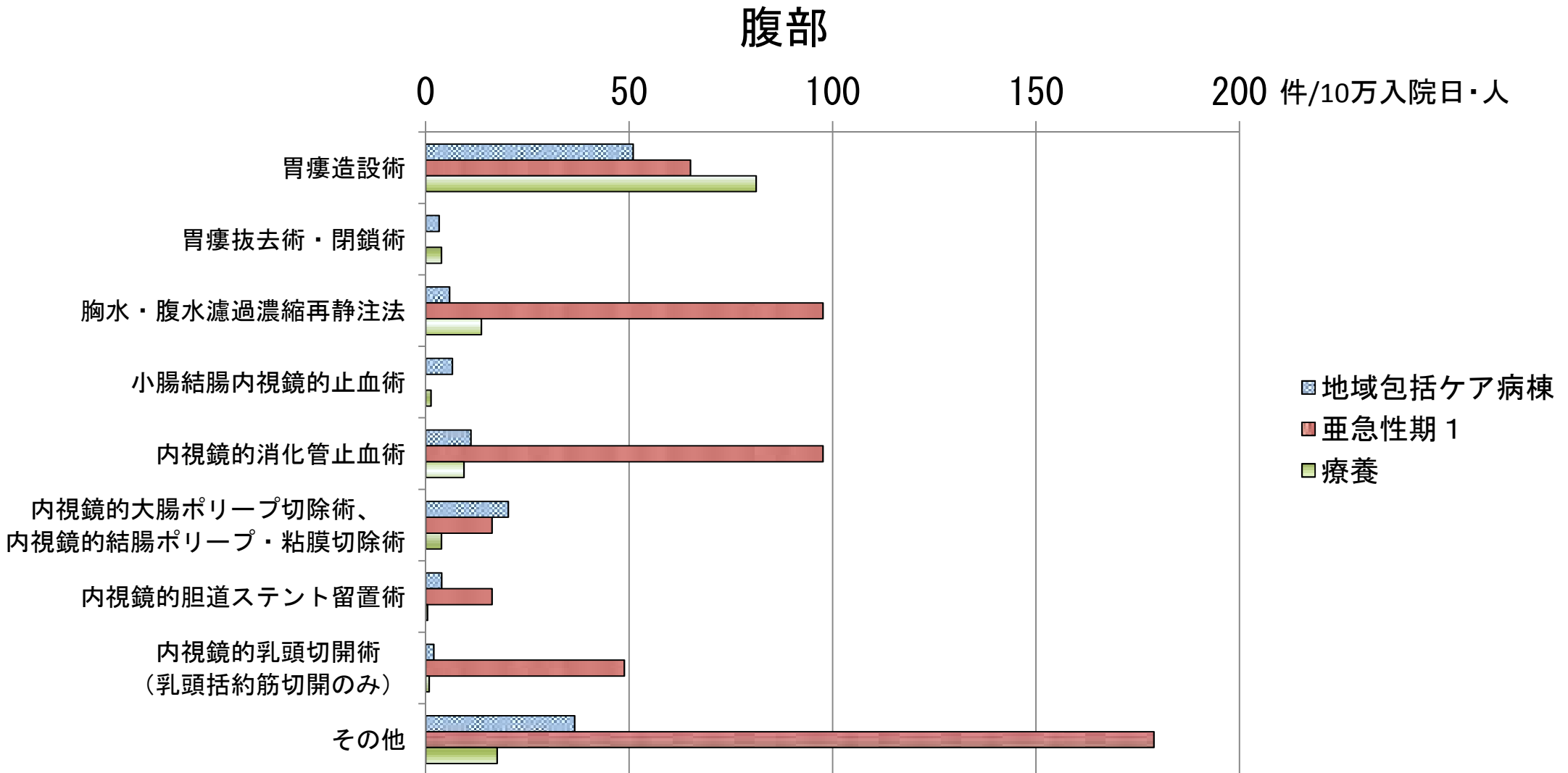


出典：医療機関提出データ 124

(亜急性期入院医療管理料は平成26年4-6月、それ以外は平成26年10月-12月)

地域包括ケア病棟等で実施された手術

- 地域包括ケア病棟で実施された腹部の手術としては、胃瘻造設術が多かった。
- 療養病棟では同様に胃瘻造設術が多く、亜急性期1では胃瘻造設術の他、胸水・腹水濾過濃縮再静注法、内視鏡的手術が多かった。

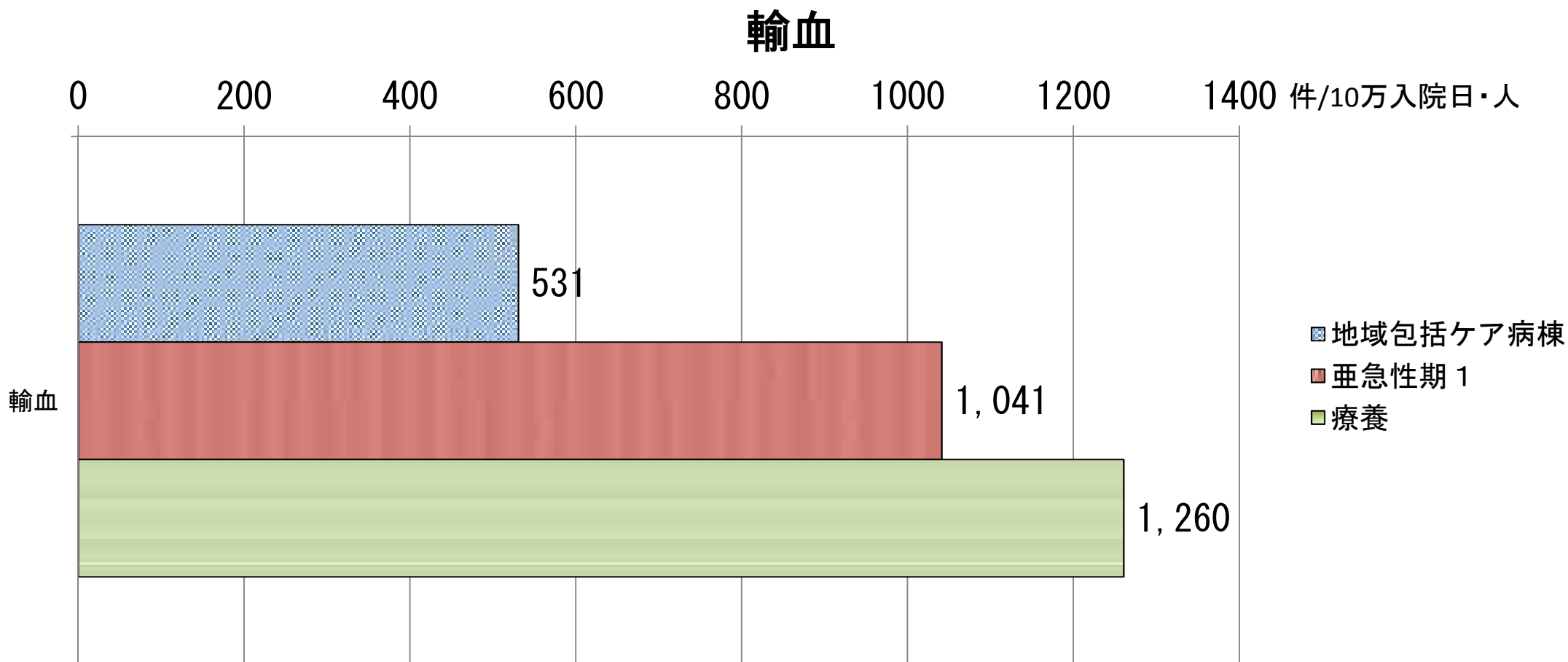


出典：医療機関提出データ

(亜急性期入院医療管理料は平成26年4-6月、それ以外は平成26年10月-12月)

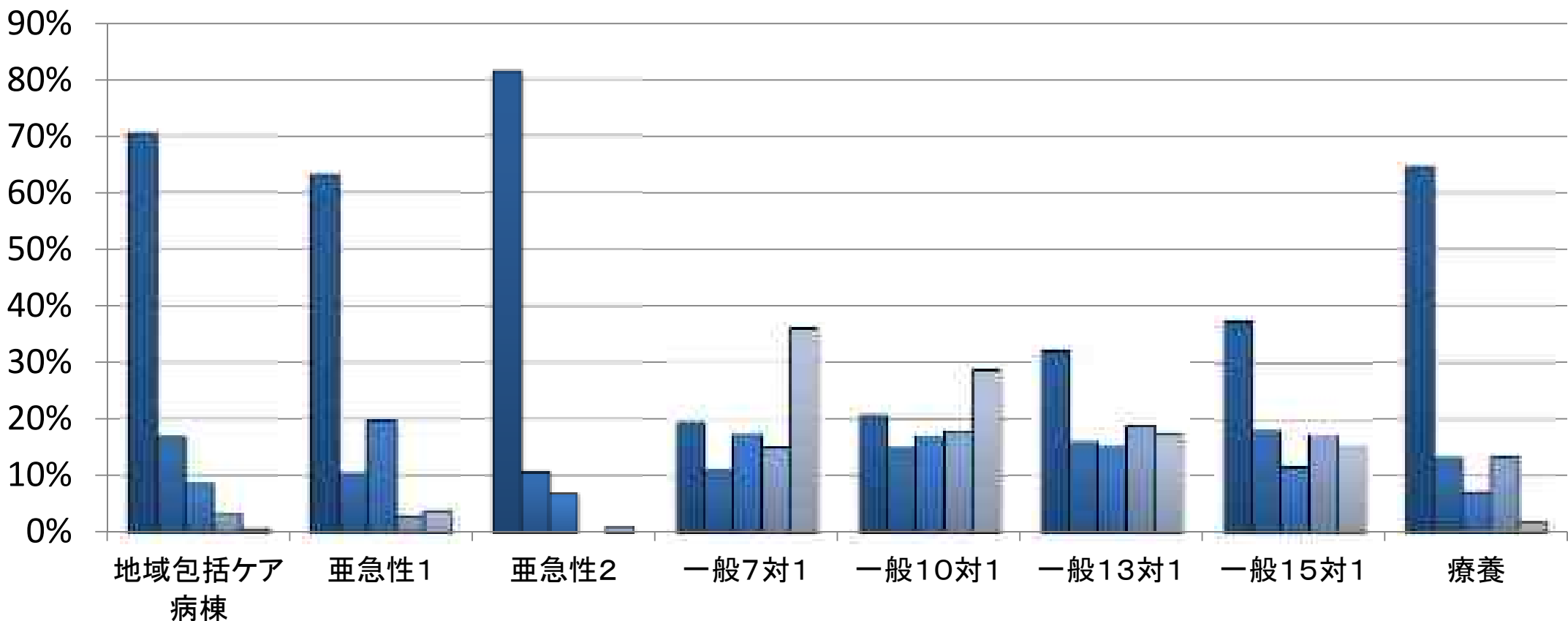
地域包括ケア病棟等で実施された輸血

- 地域包括ケア病棟における輸血の件数は入院10万日当たり531件であった。
- これは、亜急性期1、療養病棟よりも少ない傾向にあった。



地域包括ケア病棟等で実施された手術

- 地域包括ケア病棟で行われた手術の7割は5,000点未満であった。亜急性1、療養病棟についても5,000点未満の手術が7割弱を占めたが、10,000点を超える手術も一定程度みられた。



■ 0点以上5,000点未満

■ 5,000点以上10,000点未満

■ 10,000点以上15,000点未満

■ 15,000点以上20,000点未満

■ 20,000点以上

※輸血を含まない

出典：医療機関提出データ・DPCデータ **127**

(亜急性期入院医療管理料は平成26年4-6月、それ以外は平成26年10月-12月)

地域包括ケア病棟等で実施された麻酔

- 入院10万日・人あたりの全身麻酔算定数は地域包括ケア病棟で8.5回、亜急性1で130.2回、療養で11.1回であった。

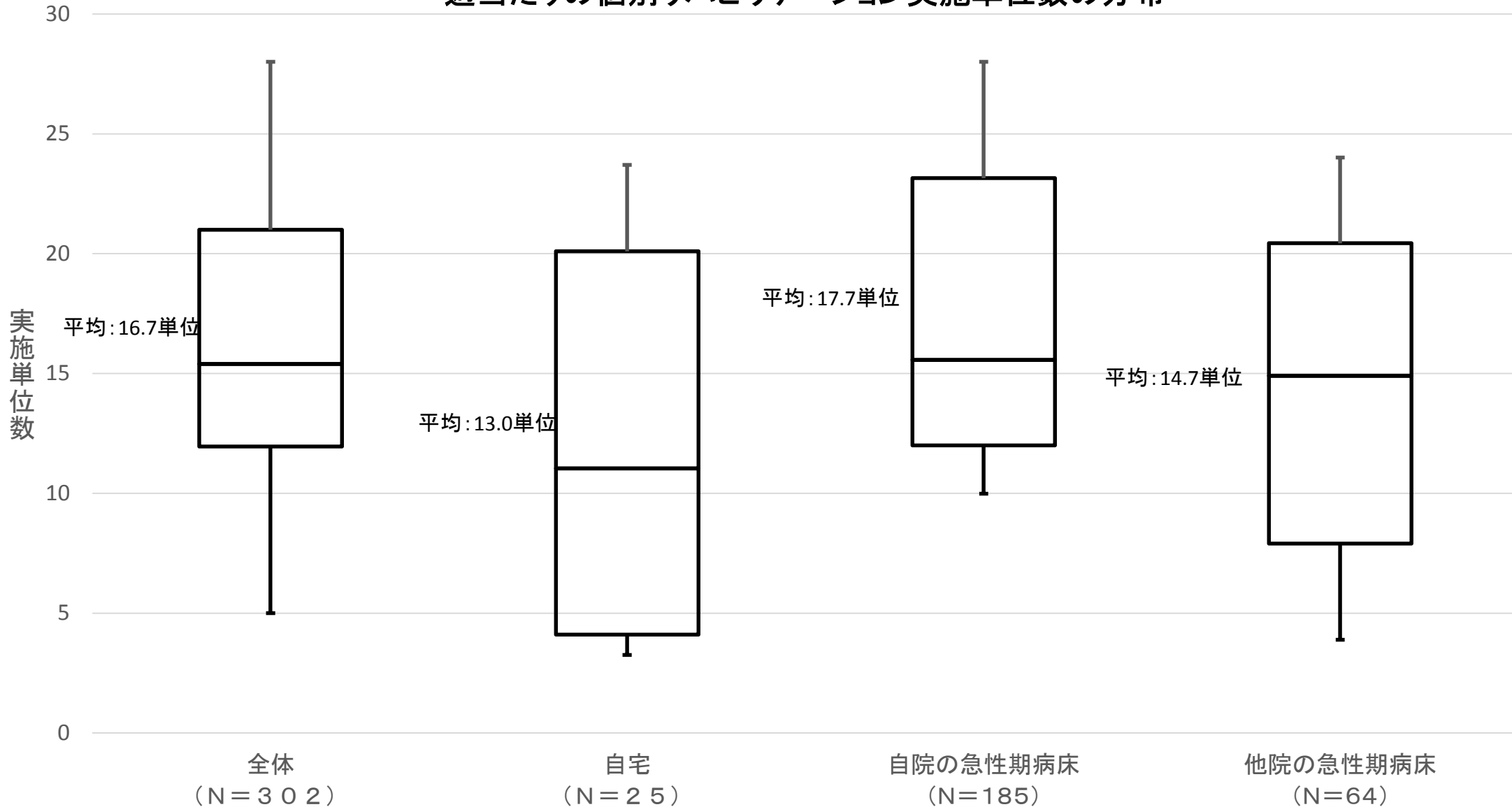
病棟	麻酔点数 ／入院1日・人		全身麻酔算定回数 ／入院10万日・人	
		ブロック注射を除く		手術料算定回数 (輸血を含まない) に対する割合
地域包括ケア病棟	0.3	0.1	8.5	(1.3%)
亜急性1	1.3	1.0	130.2	(7.5%)
亜急性2	0.3	0.1	6.9	(2.9%)
一般7対1	128.0	126.7	16,762.7	(50.1%)
一般10対1	89.5	88.8	11,780.4	(51.3%)
一般13対1	48.6	47.8	6,478.1	(41.8%)
一般15対1	23.4	23.2	3,035.1	(36.0%)
療養	0.2	0.1	11.1	(1.5%)

出典：医療機関提出データ・DPCデータ
(亜急性期入院医療管理料は平成26年4-6月、それ以外は平成26年10月-12月)

個別リハビリテーションの実施状況（入棟前の居場所別）

- 地域包括ケア病棟でリハビリテーションの対象となった患者に対するリハビリテーション提供単位数は、平均で週14単位（1日当たり2単位）をやや上回っていた。患者単位での提供単位数は幅広く分布していた。

週当たりの個別リハビリテーション実施単位数の分布

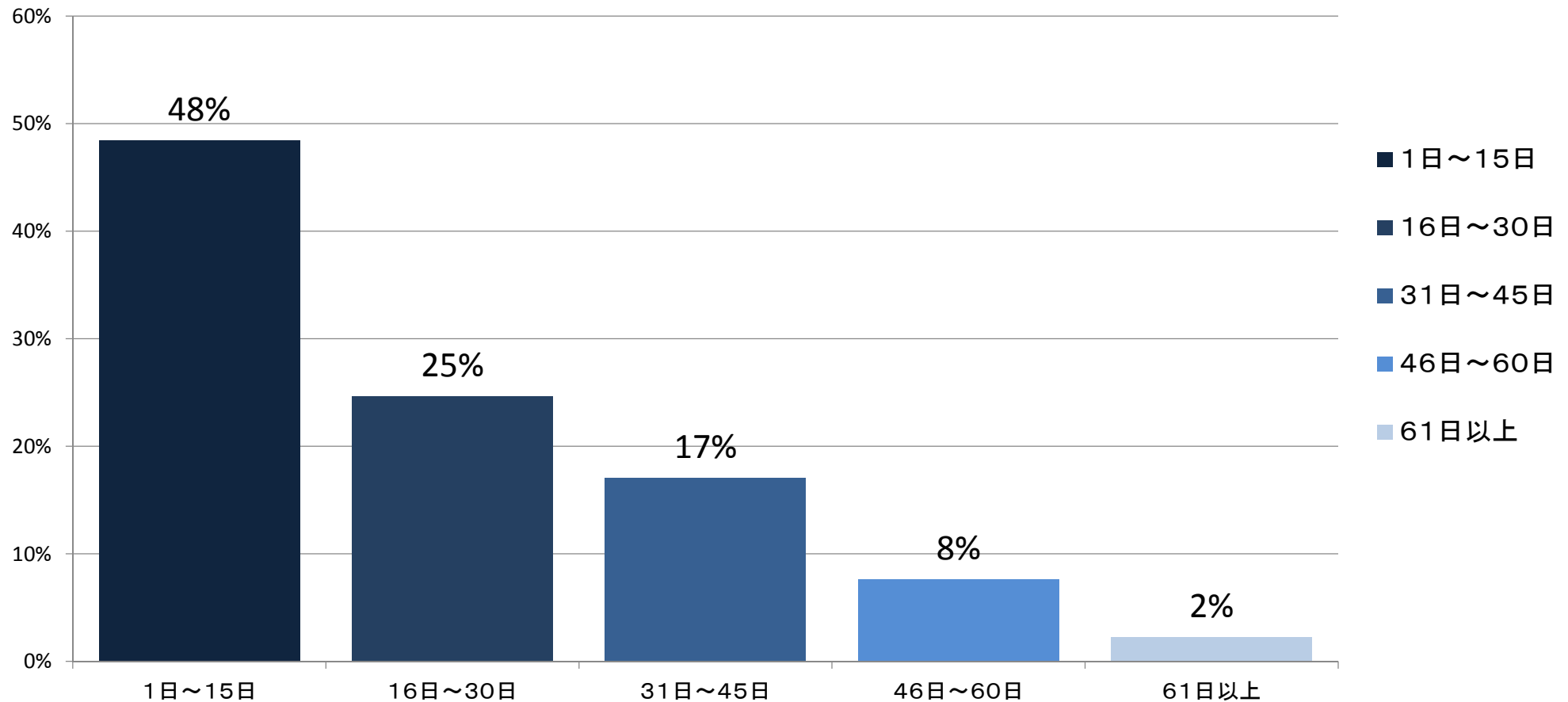


地域包括ケア病棟に入院している患者の在院期間

- 地域包括ケア病棟に入院している患者の半数近くは、入棟後15日以内の患者であり、30日以上入院している患者は全体の25%程度であった。

＜入棟日から調査基準日までの在院期間＞

n=446

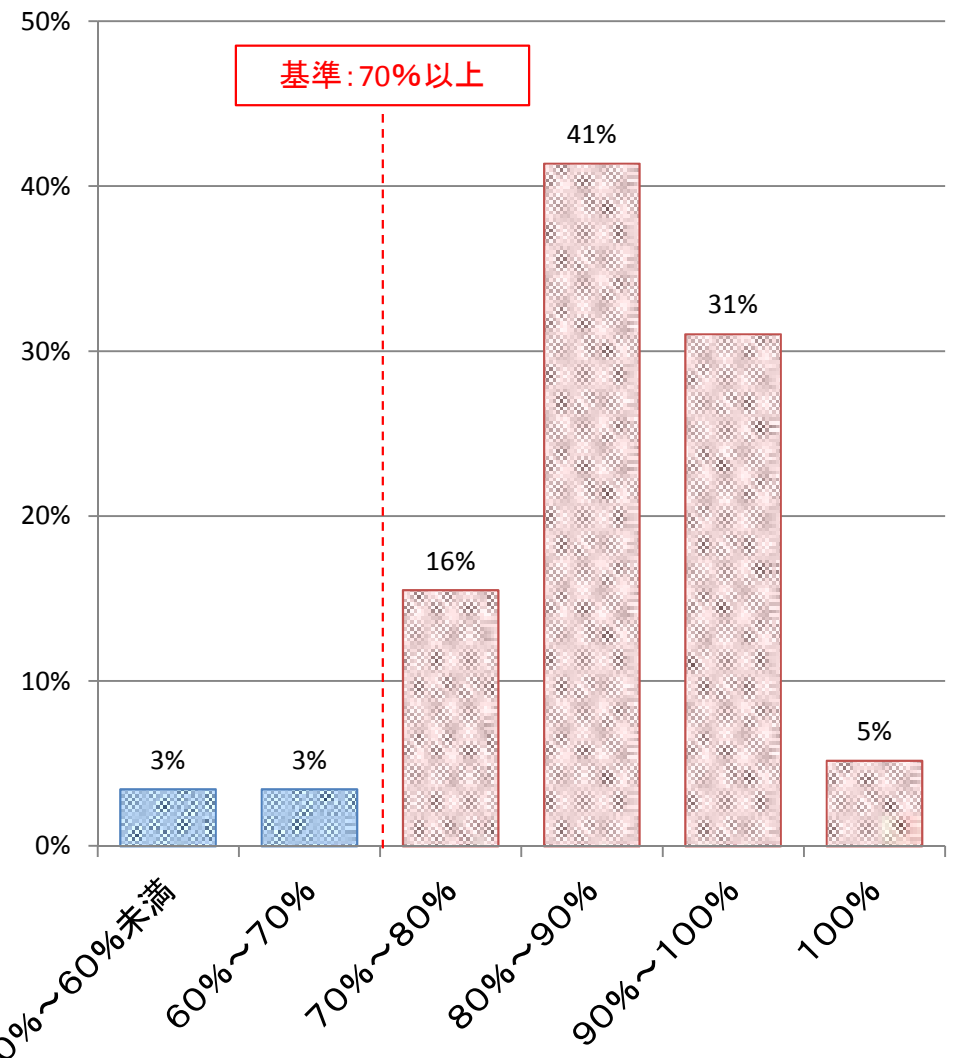


地域包括ケア病棟における在宅復帰率

- 地域包括ケア病棟の在宅復帰率は、施設基準の要件となっている70%を大きく上回る医療機関が多く、個別の退棟先は自宅や介護老人保健施設が多かった。

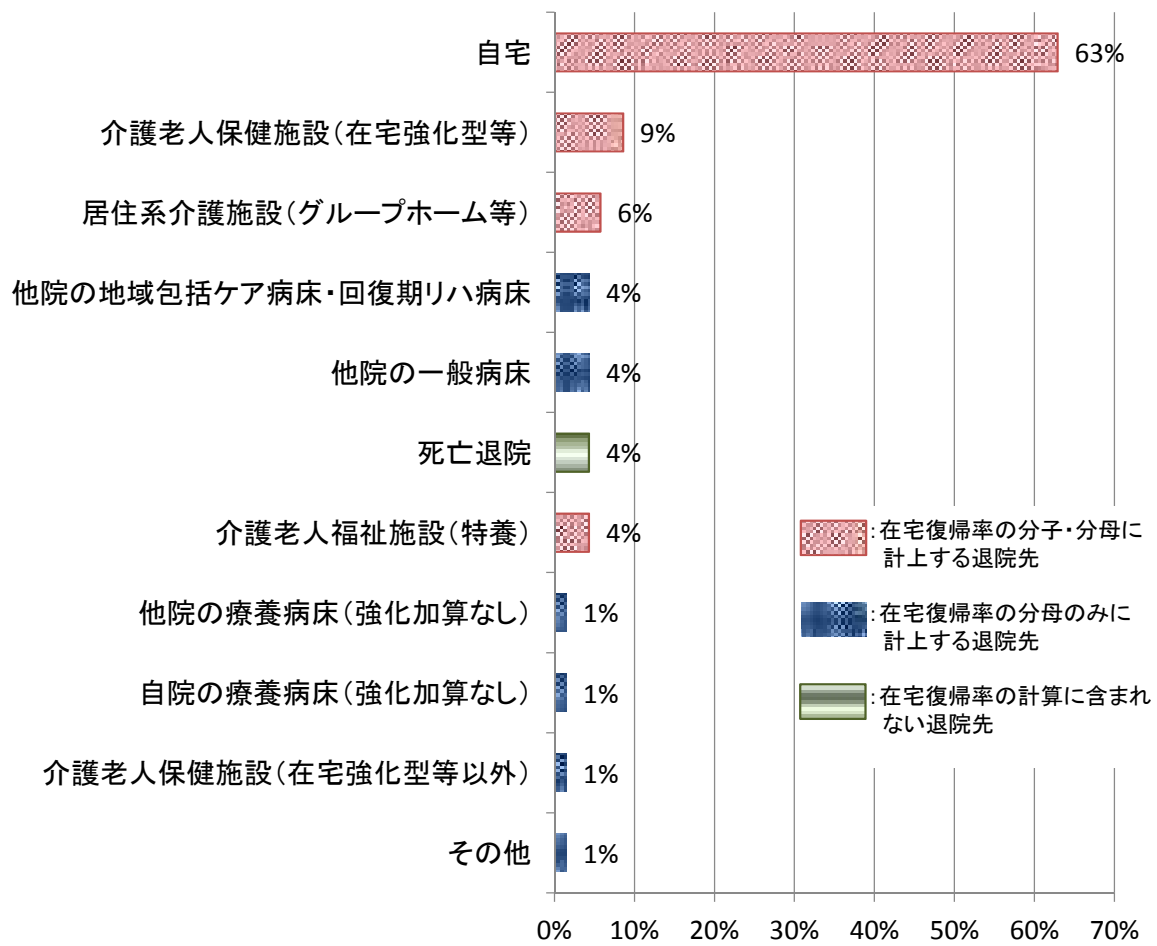
在宅復帰率と該当割合

n=58



退棟先別の患者割合

n=70



■ :在宅復帰率の分子・分母に計上する退院先
■ :在宅復帰率の分母のみに計上する退院先
■ :在宅復帰率の計算に含まれない退院先

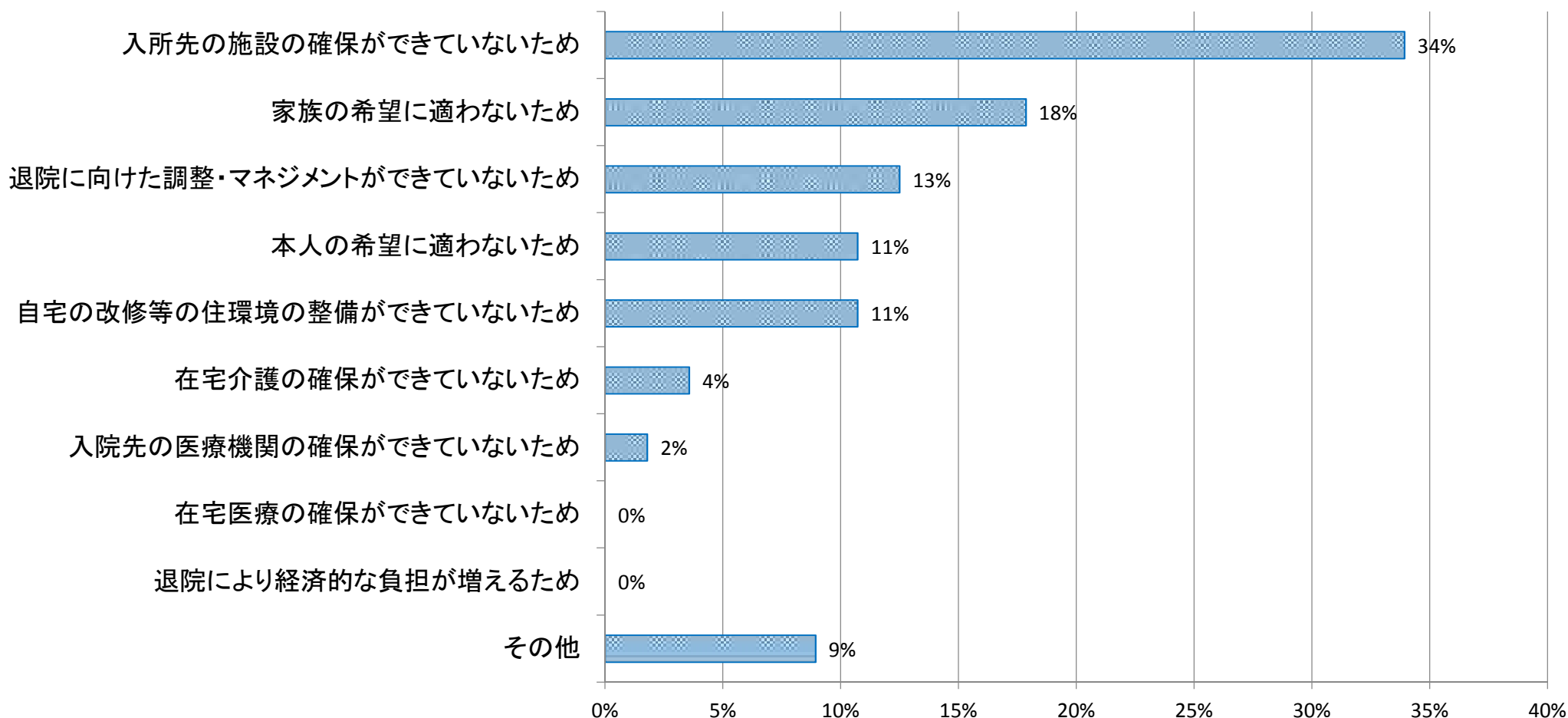
出典：平成26年度入院医療等の調査(病棟票、患者票：H26年8月～10月の3月間の在宅復帰率を計上)

医学的な理由以外の要因で退院できない理由

- 地域包括ケア病棟において、医学的な理由以外の要因により退院できない患者の多くは、入所先施設確保の問題や家族の希望等が原因と回答している場合が多い。

医学的な理由以外の要因で退院できない理由（最も当てはまるもの）

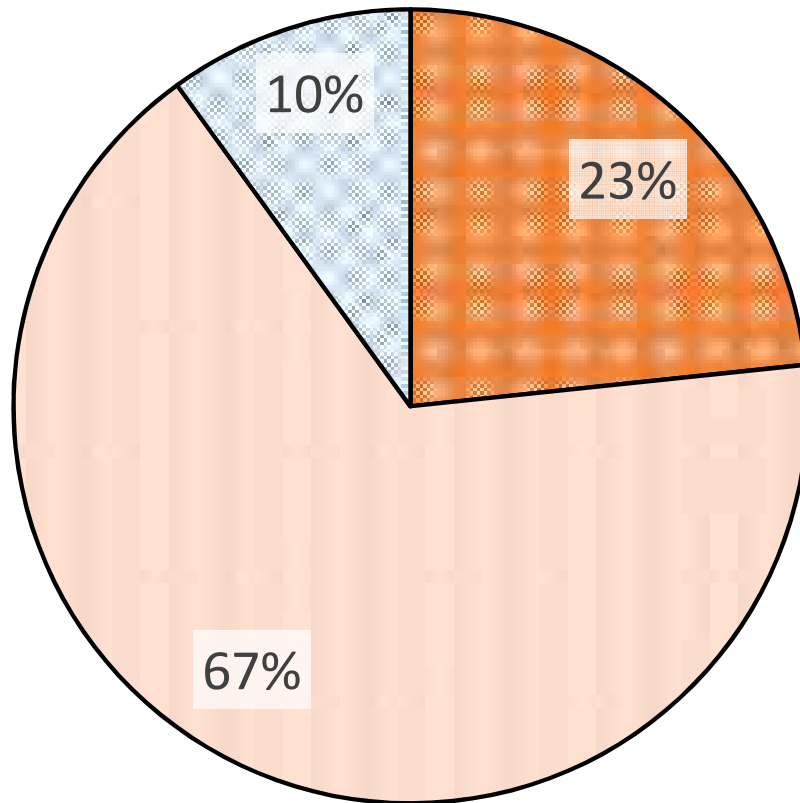
n=56



退院支援

- 地域包括ケア病棟の大部分で、専従又は専任の退院支援職員が配置されていた。

病棟への専従又は専任の退院支援職員の配置
(n=60)

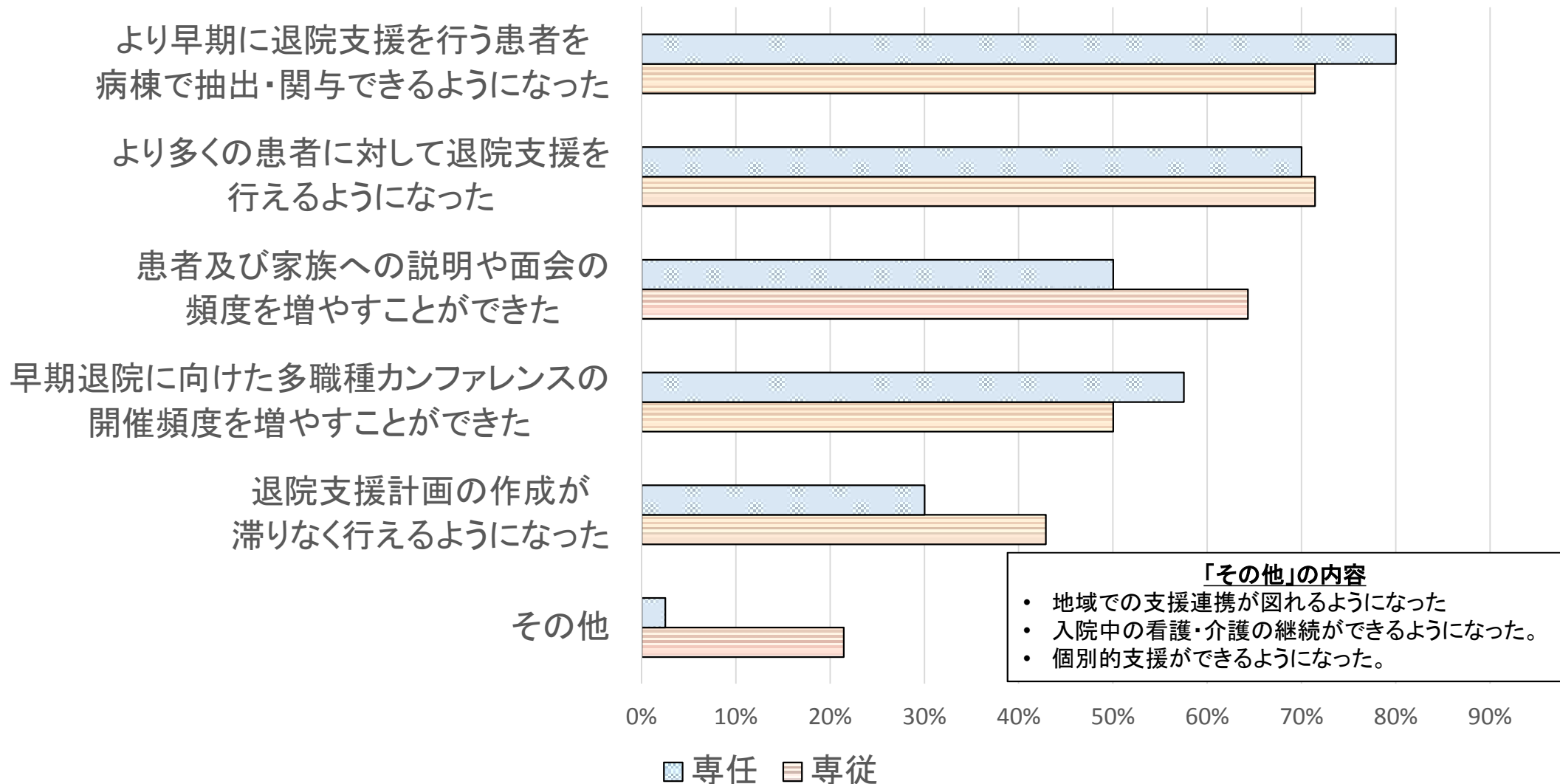


- 専任の退院支援職員が病棟に配置されている
- 専従の退院支援職員が病棟に配置されている
- 専従／専任の退院支援職員は病棟に配置されていない

退院支援

- 退院支援職員を専任又は専従で配置したことによる効果として、7割以上の病棟が「より早期に退院支援を行う患者を病棟で抽出／関与できるようになった」「より多くの患者に対して退院支援を行えるようになった」を挙げた。

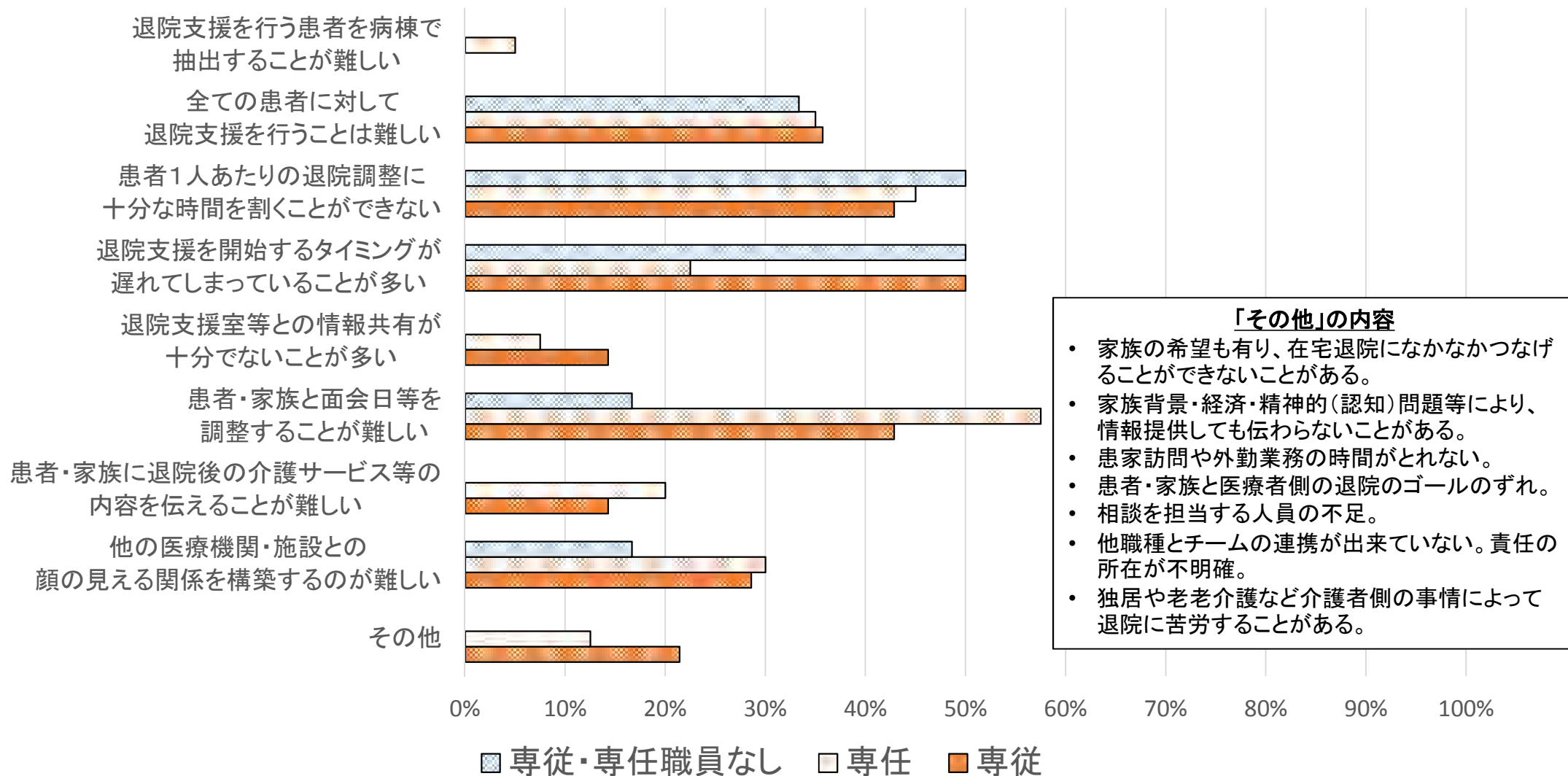
退院支援職員の配置による効果 (n=54病棟)



退院支援

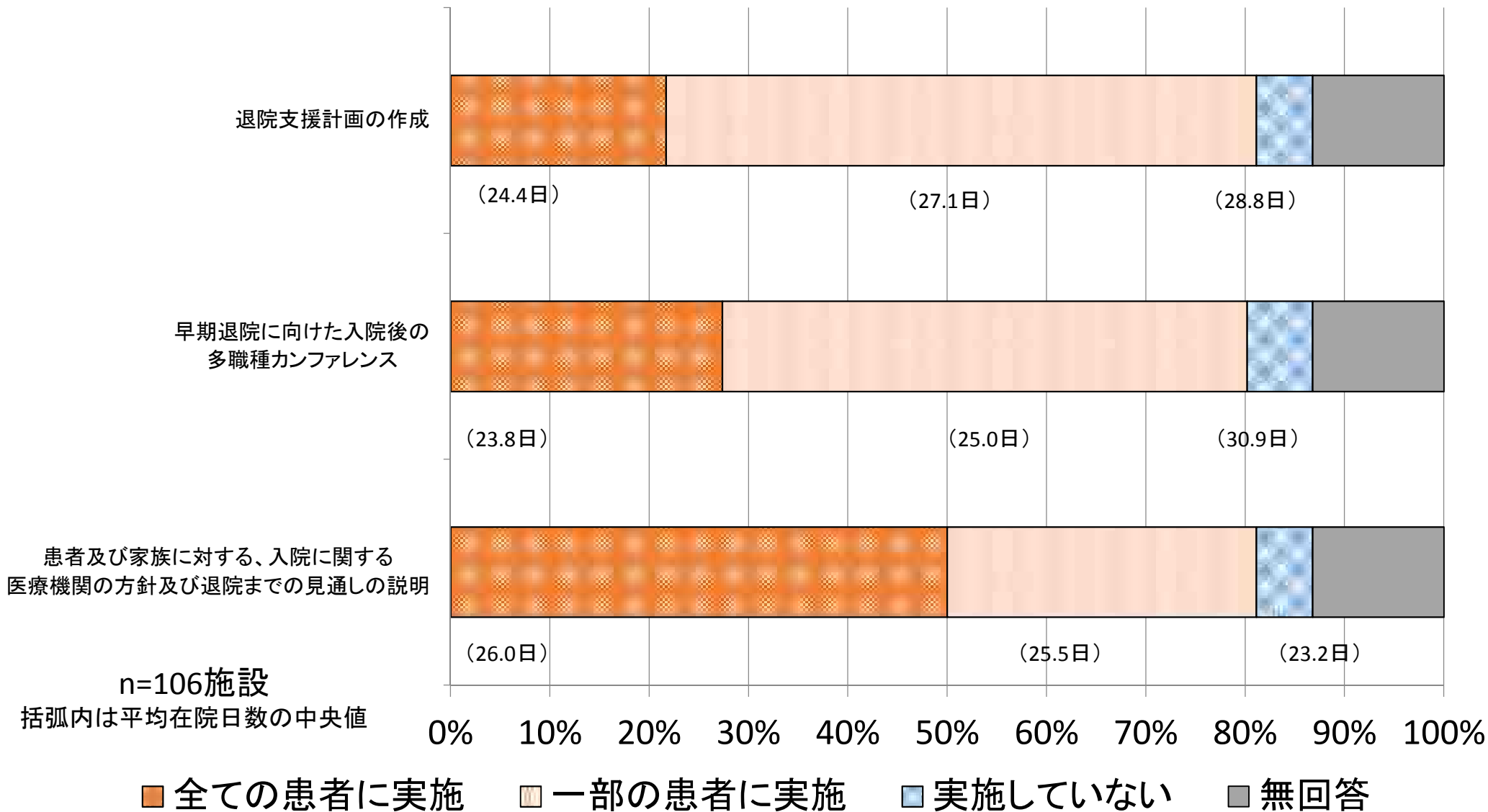
- 退院支援で困難を感じる点としては、「患者・家族と面会日等を調整することが難しい」「患者1人あたりの退院調整に十分な時間を割くことができない」「退院支援を開始するタイミングが遅れてしまっていることが多い」等が挙げられた。

退院支援で困難を感じる点 (n=60病棟)



退院支援

○ 退院支援の取り組みとしては、「患者及び家族に対する、入院に関する医療機関の方針及び退院までの見通しの説明」「早期退院に向けた入院後の多職種カンファレンス」「退院支援計画の作成」とも8割程度の医療機関が実施していた。



n=106施設
括弧内は平均在院日数の中央値

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

中間とりまとめの構成

1. 調査概要等
2. 急性期入院医療について
 - 2-1. 7対1入院基本料の算定病床の動向について
 - 2-2. 特定除外制度の見直しに伴う影響について
 - 2-3. 重症度、医療・看護必要度について
3. 短期滞在手術等基本料について
4. 総合入院体制加算について
5. 有床診療所入院基本料について
6. 地域包括ケア病棟入院料について
- 7. 医療資源の少ない地域に配慮した評価について**
8. 慢性期入院医療について
 - 8-1. 在宅復帰機能強化加算について
 - 8-2. 療養病棟入院基本料2について
 - 8-3. 医療区分の評価項目について
 - 8-4. 脳卒中患者に関する慢性期医療の適切な評価について
9. その他
 - 9-1. 退院支援に係る取組について
 - 9-2. 入院中の他医療機関の受診について

平成26年度診療報酬改定①

地域に配慮した評価①

医療資源の少ない地域(特定地域・30二次医療圏※)に配慮した評価について、対象医療圏は変更せずに、地域包括ケア病棟入院料等の要件を緩和した評価を導入することとし、チーム医療等に係る評価については、対象の範囲を拡大するとともに専従要件等を緩和し、それに応じた評価とする。 ※特定機能病院、200床以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟7対1、10対1入院基本料を算定している病院を除く

➤ 地域包括ケア病棟入院料等について、要件を緩和した評価を行う。

(新)	地域包括ケア病棟入院料1(特定地域)	2,191点(1日につき)
(新)	地域包括ケア入院医療管理料1(特定地域)	2,191点(1日につき)
(新)	地域包括ケア病棟入院料2(特定地域)	1,763点(1日につき)
(新)	地域包括ケア入院医療管理料2(特定地域)	1,763点(1日につき)

[施設基準]

看護職員配置が常時15対1以上、専任の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士1名以上及び専任の在宅復帰支援担当者1人以上が配置されていること。等

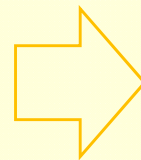
➤ 看護要員の夜勤72時間要件の緩和対象となる特定一般病棟入院料について、一般病棟が1病棟のみの病院を対象に加える。

現行

【特定一般病棟入院料】

1	特定一般病棟入院料1(13対1)	1,103点
2	特定一般病棟入院料2(15対1)	945点

[施設基準] 1病棟のものに限る



改定後

【特定一般病棟入院料】

1	特定一般病棟入院料1(13対1)	1,121点
2	特定一般病棟入院料2(15対1)	960点

[施設基準] 一般病棟が1病棟のものに限る

平成26年度診療報酬改定②

地域に配慮した評価②

- チームで診療を行う入院基本料等加算について、専従要件を緩和した評価を新設する。 ※()は元の点数

栄養サポートチーム加算(特定地域)	100点(週1回)(200点)
緩和ケア診療加算(特定地域)	200点(1日につき)(400点)
(新) 外来緩和ケア管理料(特定地域)	150点(月1回)(300点)
(新) 糖尿病透析予防指導管理料(特定地域)	175点(月1回)(350点)
(新) 褥瘡ハイリスク患者ケア加算(特定地域)	250点(入院中1回)(500点)
(新) 退院調整加算(特定地域) (退院時1回)	
<u>一般病棟等の場合</u>	170点(14日以内)(340点)
	75点(15日以上30日以内)(150点)
	25点(31日以上)(50点)
<u>療養病棟等の場合</u>	400点(30日以内)(800点)
	300点(31日以上90日以内)(600点)
	200点(91日以上120日以内)(400点)
	100点(121日以上)(200点)

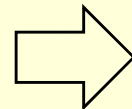
[施設基準]

- ① 専従、専任、常勤要件を緩和する(ただし、医師は常勤とする。)
- ② 専任チームの設置を緩和し、指導等を行った場合に算定可とする

(例)糖尿病透析予防指導管理料の施設基準

当該保険医療機関内に、以下から構成される透析予防診療チームが設置されていること。

- ア 糖尿病指導の経験を有する専任の医師
- イ 糖尿病指導の経験を有する専任の看護師又は保健師
- ウ 糖尿病指導の経験を有する専任の管理栄養士



(特定地域の点数を算定する場合)

以下から構成される透析予防診療チームにより、透析予防に係る専門的な診療が行われていること。

- ア 糖尿病指導の経験を有する医師
- イ 糖尿病指導の経験を有する看護師又は保健師
- ウ 糖尿病指導の経験を有する管理栄養士

- 一般病棟入院基本料の届出について、**病棟毎の届出を引き続き可能とする。**

医療提供しているが、医療資源の少ない地域(特定地域・30二次医療圏)

都道府県	二次医療圏	市町村
北海道	中空知	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
	東胆振	苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町
	北網	北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町
	十勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中礼内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
	釧路	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
秋田県	大館・鹿角	大館市、鹿角市、小坂町
	由利本荘・にかほ	由利本荘市、にかほ市
山形県	置賜	米沢市、長井市、南陽市、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
	庄内	鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町
福島県	会津	会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町
東京都	島しょ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
新潟県	下越	村上市、新発田市、胎内市、関川村、粟島浦村、聖籠町
	上越	上越市、妙高市、糸魚川市
	佐渡	佐渡市
長野県	飯伊	飯田市、下伊那郡(松川町、高森町阿南町、清内路村、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村)
岐阜県	飛騨	高山市、飛騨市、下呂市、白川村
和歌山県	田辺	田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町
島根県	隠岐	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
岡山県	津山・英田	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
香川県	小豆	小豆郡(土庄町、小豆島町)
高知県	幡多	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町
長崎県	五島	五島市
	上五島	新上五島町、小値賀町
	壱岐	壱岐市
	対馬	対馬市
熊本県	球磨	人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村
鹿児島県	熊毛	西之表市、熊毛郡(中種子町、南種子町、屋久島町)
	奄美	奄美市、大島郡(大和村、宇検村、瀬戸内町、籠郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町)
沖縄県	宮古	宮古島市、多良間村
	八重山	石垣市、竹富町、与那国町

参考：医療資源の少ない地域に配慮した評価の算定状況

- 算定回数に一定の増加はみられるものの、多くの算定項目がほとんど利用されていない状況にある。

算定項目	点数	H24件数	H25件数	H24回数	H25回数
緩和ケア診療加算 指定地域	200	-	-	-	-
栄養サポートチーム加算 指定地域	100	3	17	3	36
亜急性期入院医療管理料1(指定地域)	1,761	-	15	-	170
亜急性期入院医療管理料2(指定地域)	1,661	-	22	-	375
特定一般病棟入院料1	1,103	-	113	-	1,163
特定一般病棟入院料2	945	77	109	1,487	2,123
特定一般病棟入院料 入院期間加算(14日以内)	450	39	152	289	1,236
特定一般病棟入院料 入院期間加算(15日以上30日以内)	192	25	63	251	527
特定一般病棟入院料 重症児(者)受入連携 加算	2,000	-	-	-	-
特定一般病棟入院料 救急・在宅等支援病床初期 加算	150	80	61	676	543
特定一般病棟入院料 一般病棟看護必要度評価 加算	5	-	-	-	-
特定一般病棟入院料(亜急性期入院医療管理)	1,761	-	-	-	-
特定一般病棟入院料(亜急性期入院医療管理・リハビリ算定患者)	1,661	-	-	-	-
特定一般病棟入院料 リハビリテーション提供体制 加算	50	-	-	-	-

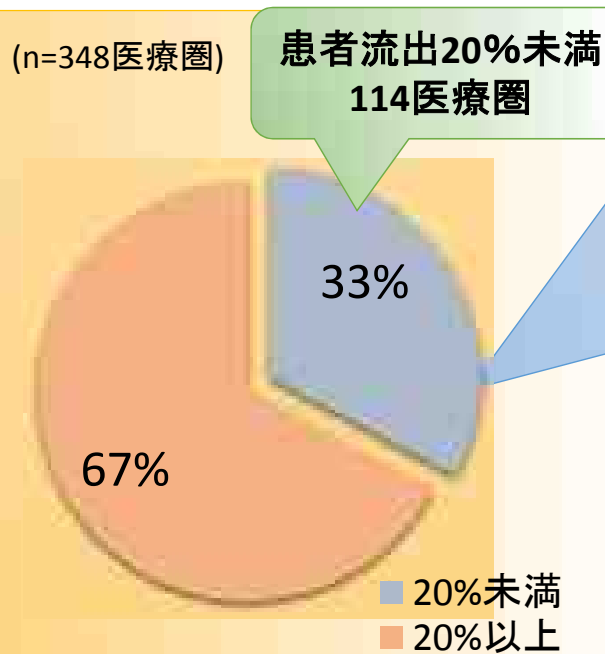
医療提供が困難な地域の考え方について

地域に密着した医療提供を行う医療提供が困難な地域等において、下記の観点から地域の条件を検討

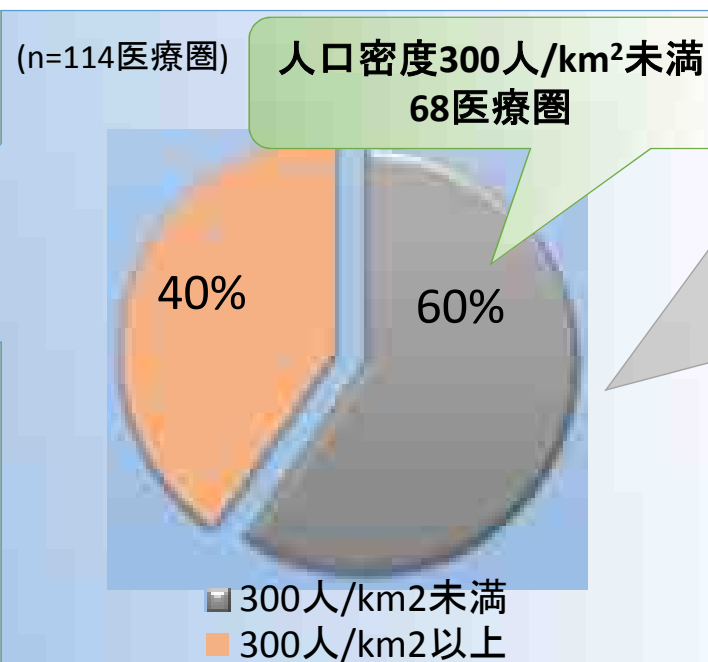
- ① 自己完結した医療を提供している地域
- ② 医療従事者の確保等が困難な地域
- ③ 医療機関が少ない地域

※ただし、特定機能病院、200床以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟7対1、10対1入院基本料を算定している病院を除く

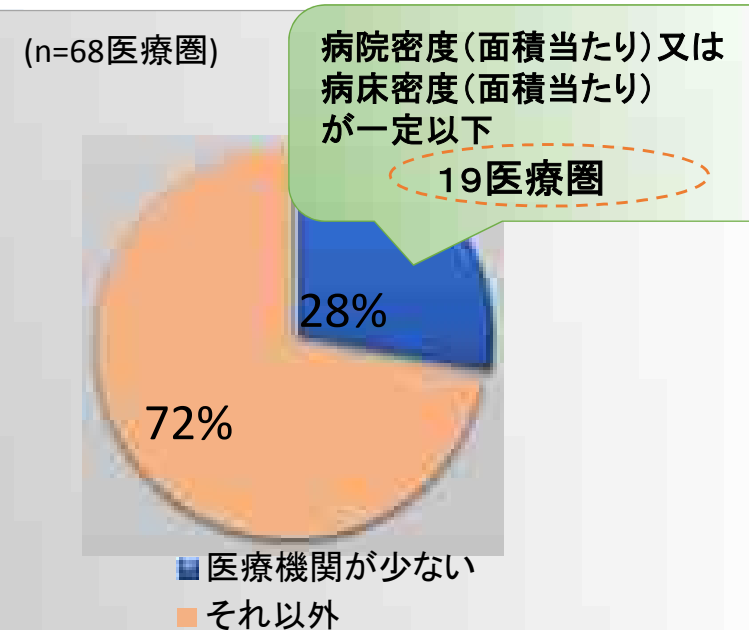
①自己完結した医療を提供



②医療従事者の確保が困難な地域



③医療機関が少ない地域

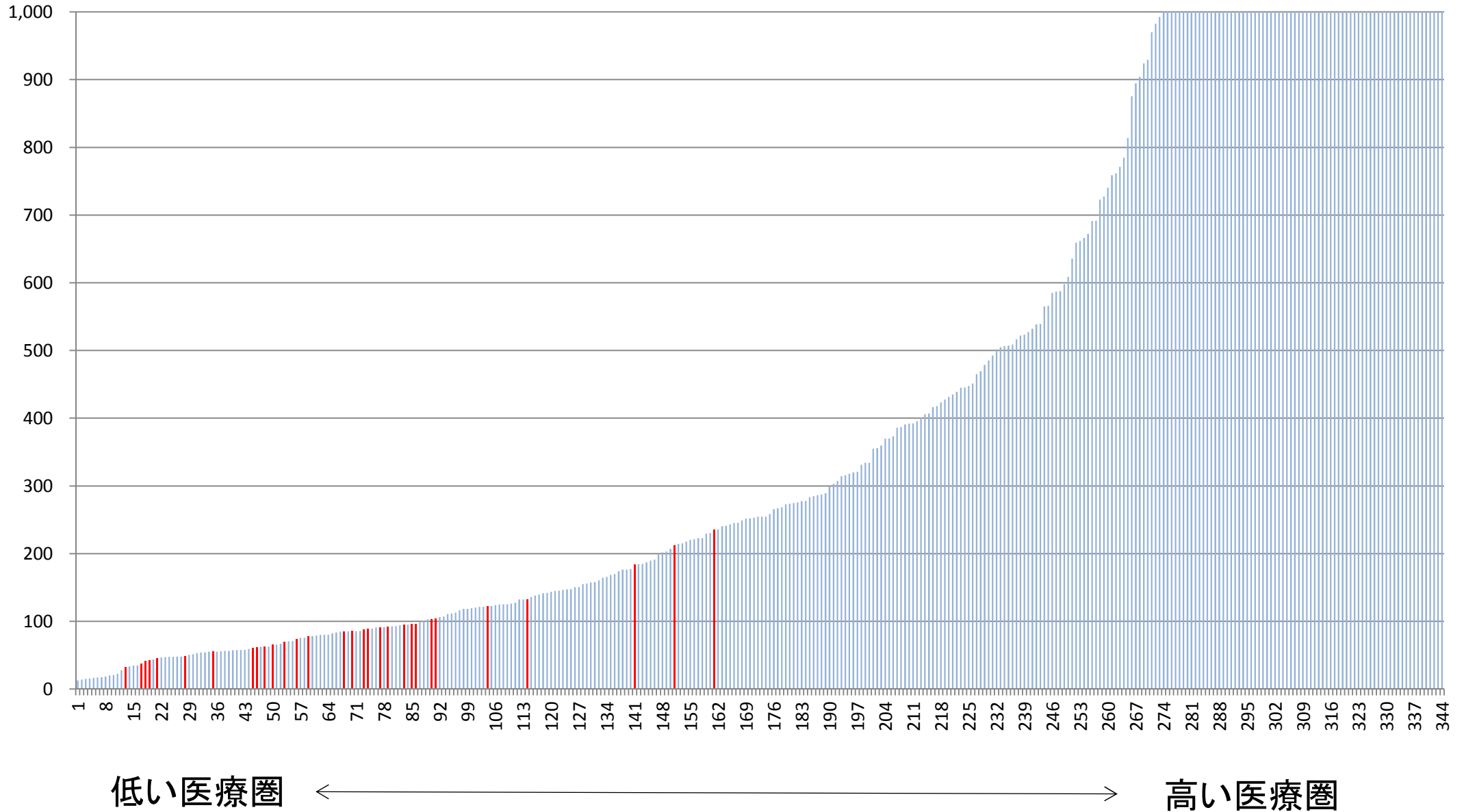


※病院総数、病院病床数が少なくても、面積が小さければ、一定程度医療機関の数は満たされていると考えられることから、面積当たりとした。

平成24年診療報酬改定では、これらに離島の医療圏を加えた30医療圏を、“医療提供しているが、医療資源の少ない地域”としている。

二次医療圏の人口密度と現行の特定地域の分布

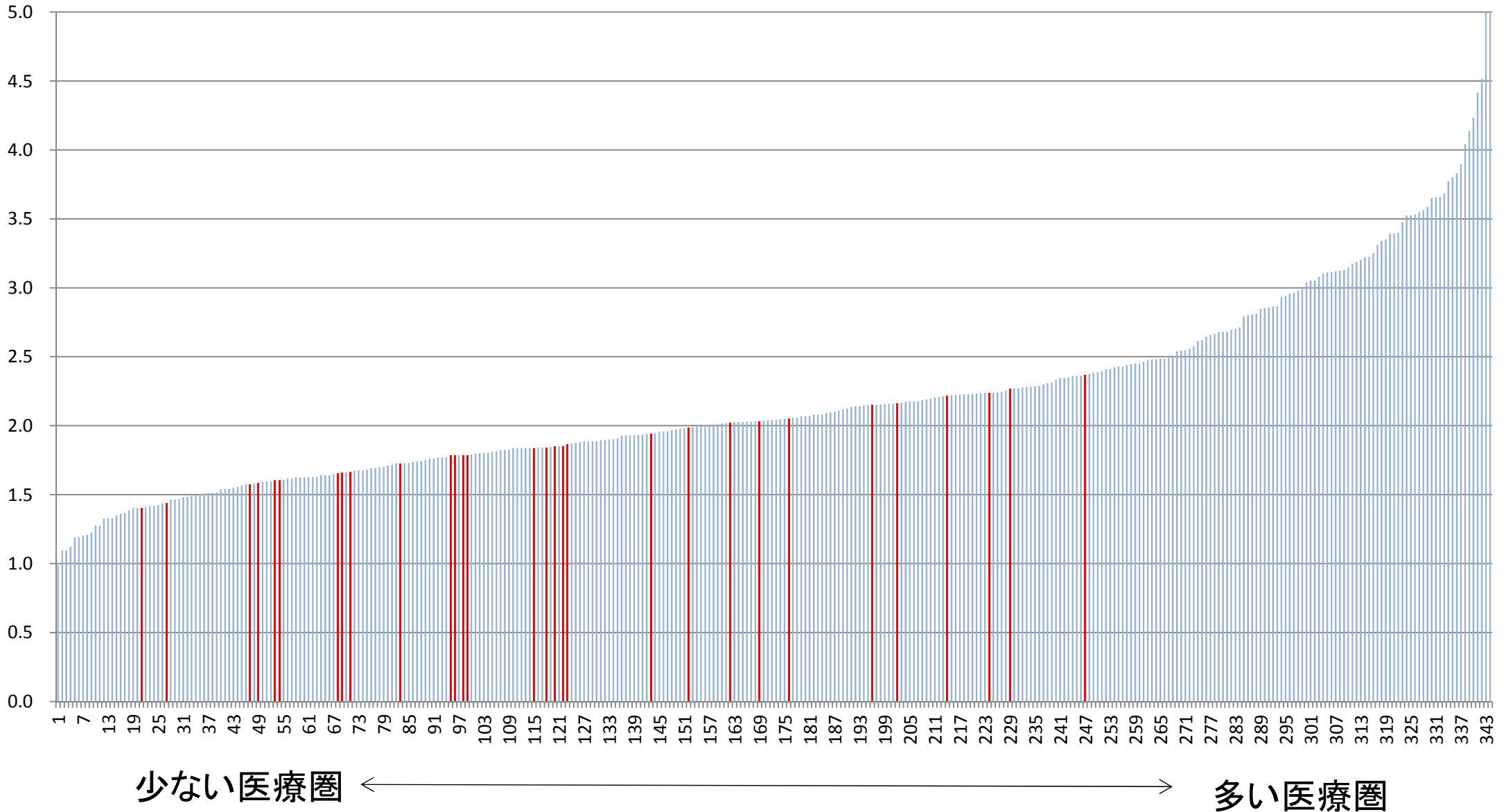
人口密度(人/㎢)



■ : 現行の特定地域

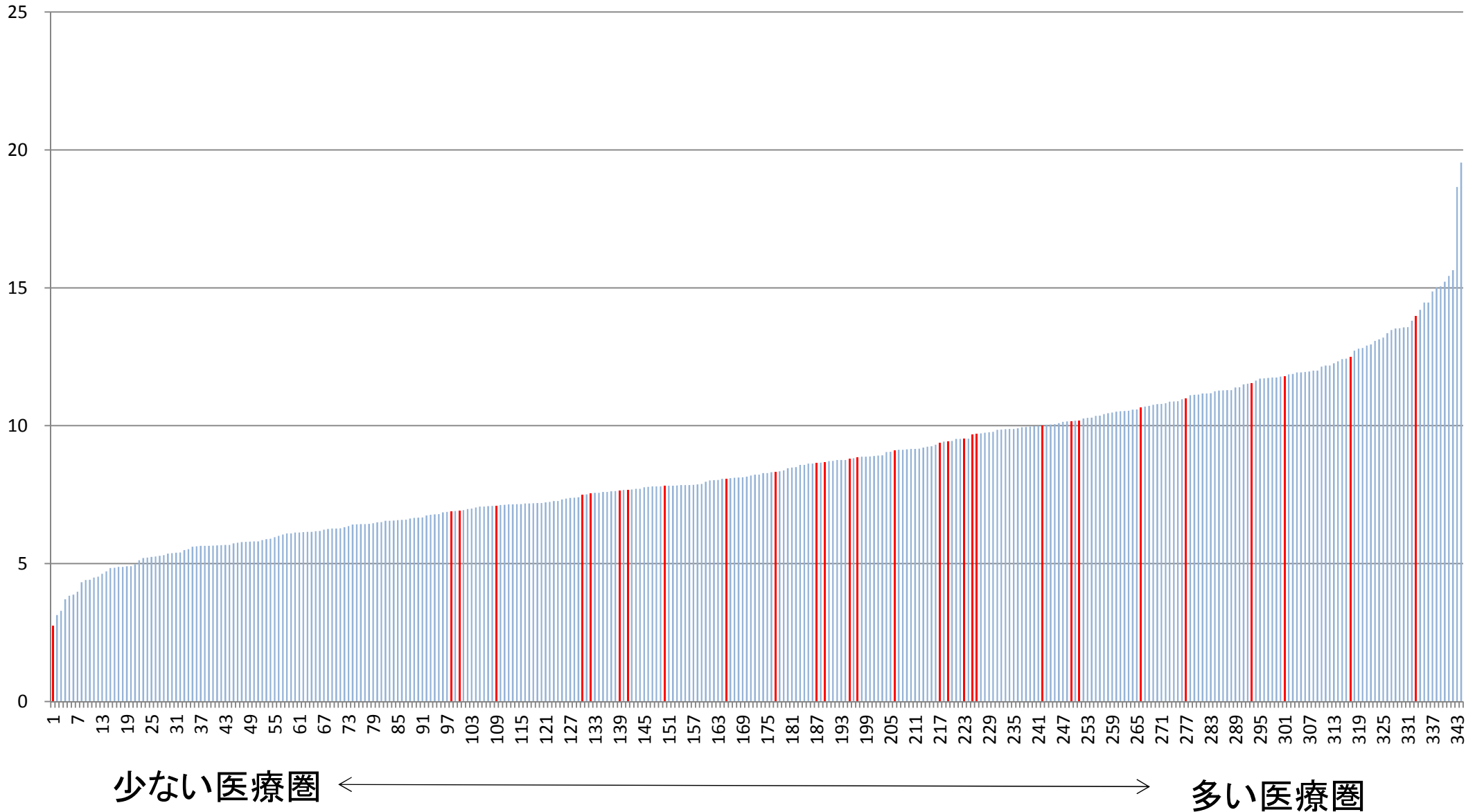
二次医療圏の医師数と現行の特定地域の分布

人口1,000人あたりの医師数



二次医療圏の看護師数と現行の特定地域の分布

人口1,000人あたりの看護師数



■ : 現行の特定地域

特定地域に含まれていない離島

<沖縄県の例>

医療圏の一部が離島となっている地域

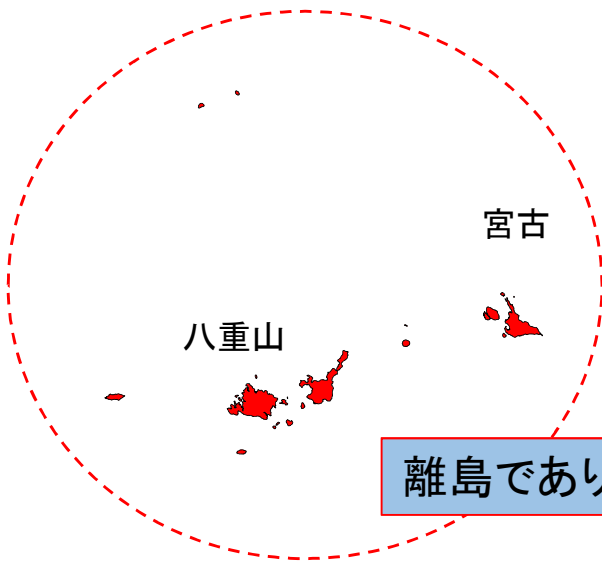


※次頁拡大図

宮古

八重山

離島であり、現行の特定地域に指定されている地域

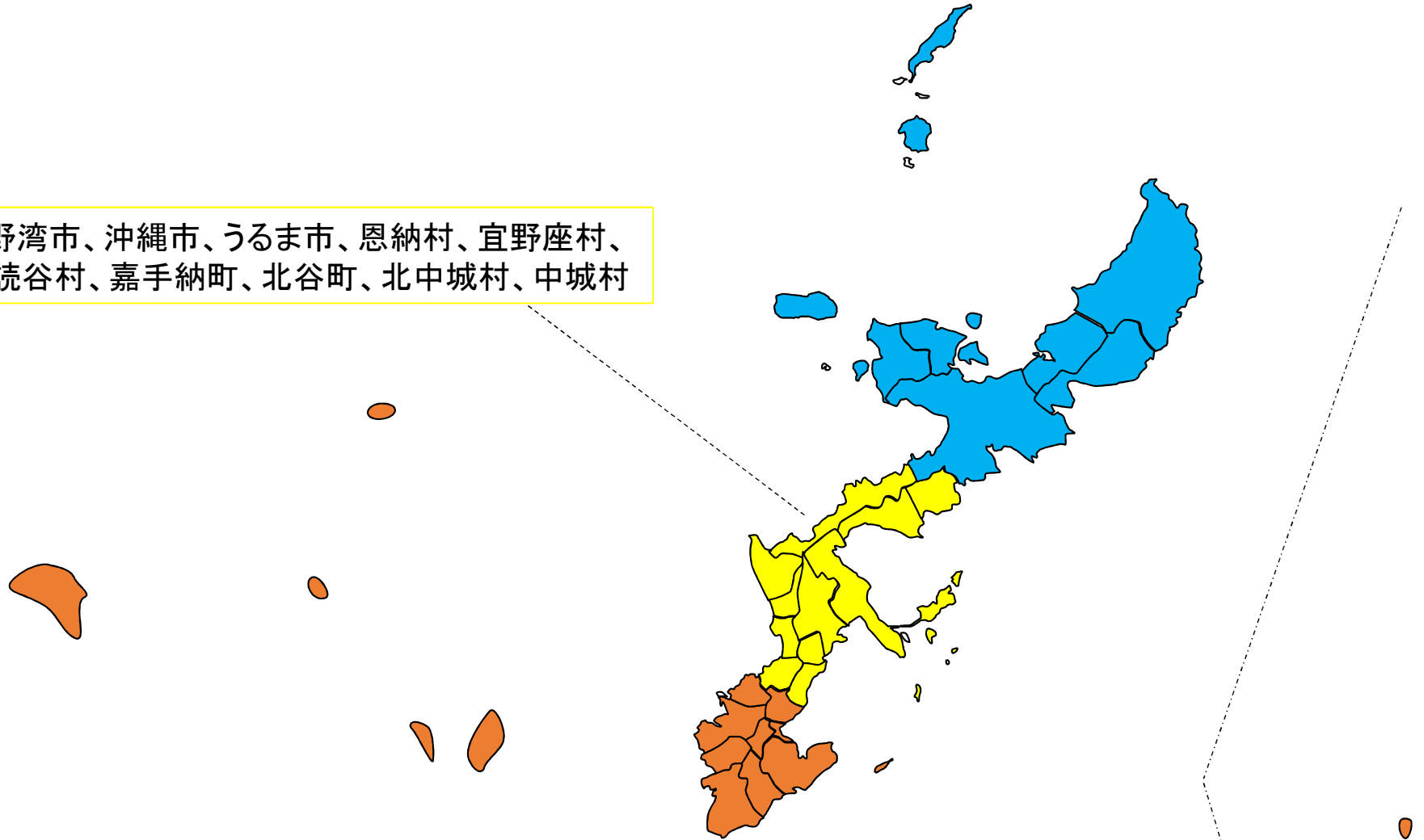


特定地域に含まれていない離島

<沖縄県の例>

北部: 名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村

中部: 宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村



南部: 那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町

医療資源の少ない地域に配慮した評価に対する医療機関の意識 ＜ヒアリング調査の結果＞

＜ヒアリングにより得た医療機関の主な意見＞

設問	医療機関の主な意見等
退院支援の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスとの連携が課題である。 ・地域内に介護サービスを提供する事業所が少ない。
医療少資源地域関連の診療報酬改定項目に対する評価とその具体的な事由	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定機能病院、200床以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟7対1、10対1入院基本料を算定している病院を除く」とあるため、緩和要件が活用できない。 ・各種加算をとりたいと考えてはいるが、医療従事者は地方に留まる率が低いため不足しており、体制を整備できない。給与を上げて難しい。 ・遠隔地で行われる研修への参加が容易ではなく、要件を満たすことが難しい。
在宅療養支援病院・診療所に係る要件の困難事項とその具体的な事由	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤医師が少なく、要件を満たすのが難しい。 ・半径4km以内に診療所は存在しないこと、との要件を満たすのは難しい。 ・他医療機関と24時間往診体制を確保するのは難しい。
診療提供体制等に対する評価とその具体的な事由	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者特に看護師の確保が困難。 ・患者が多様であり専門医師が不足している。 ・程よい規模の後方病院が不足している。

※1例として、以下のように要件を変えた場合の、対象地域のシミュレーションを実施

①自己完結した医療を提供

(現行)患者流出率20%未満



(例)問わない

②医療従事者の確保が困難な地域

(現行)人口密度300人/km²未満



(例)人口あたり医師数が下位3分の1かつ人口あたり看護師数が下位2分の1

③医療機関が少ない地域

(現行)病院密度が下位15%または病床密度が下位15%

※このシミュレーションにおいて、③の要件は変更していない。

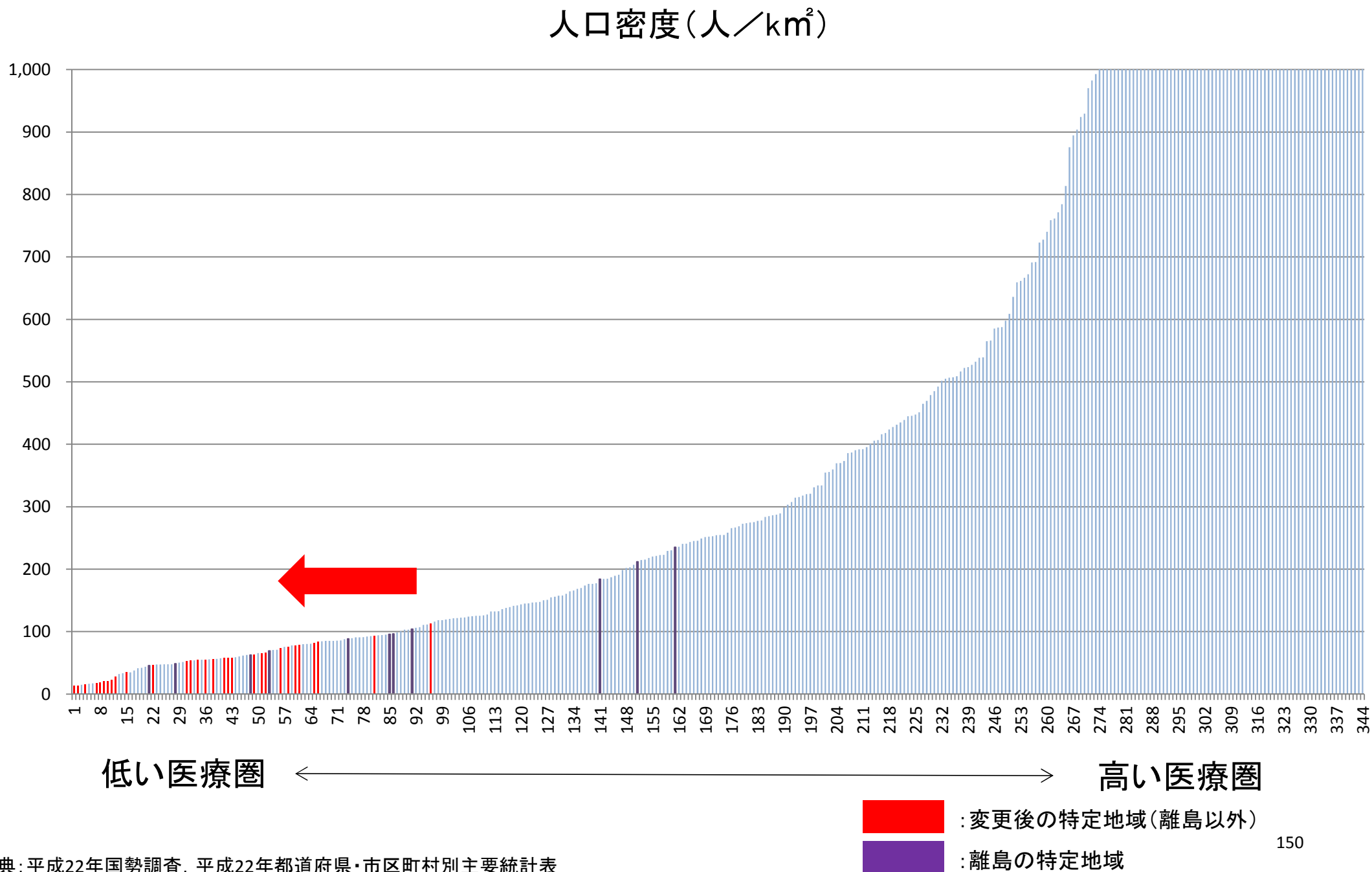
【結果】

(現行) 30 医療圏	引き続き要件を満たす二次医療圏数	12医療圏 (うち離島 11)
	新たに要件を満たす二次医療圏数	29医療圏
	要件を満たさなくなる二次医療圏数	18医療圏

41
医療圏

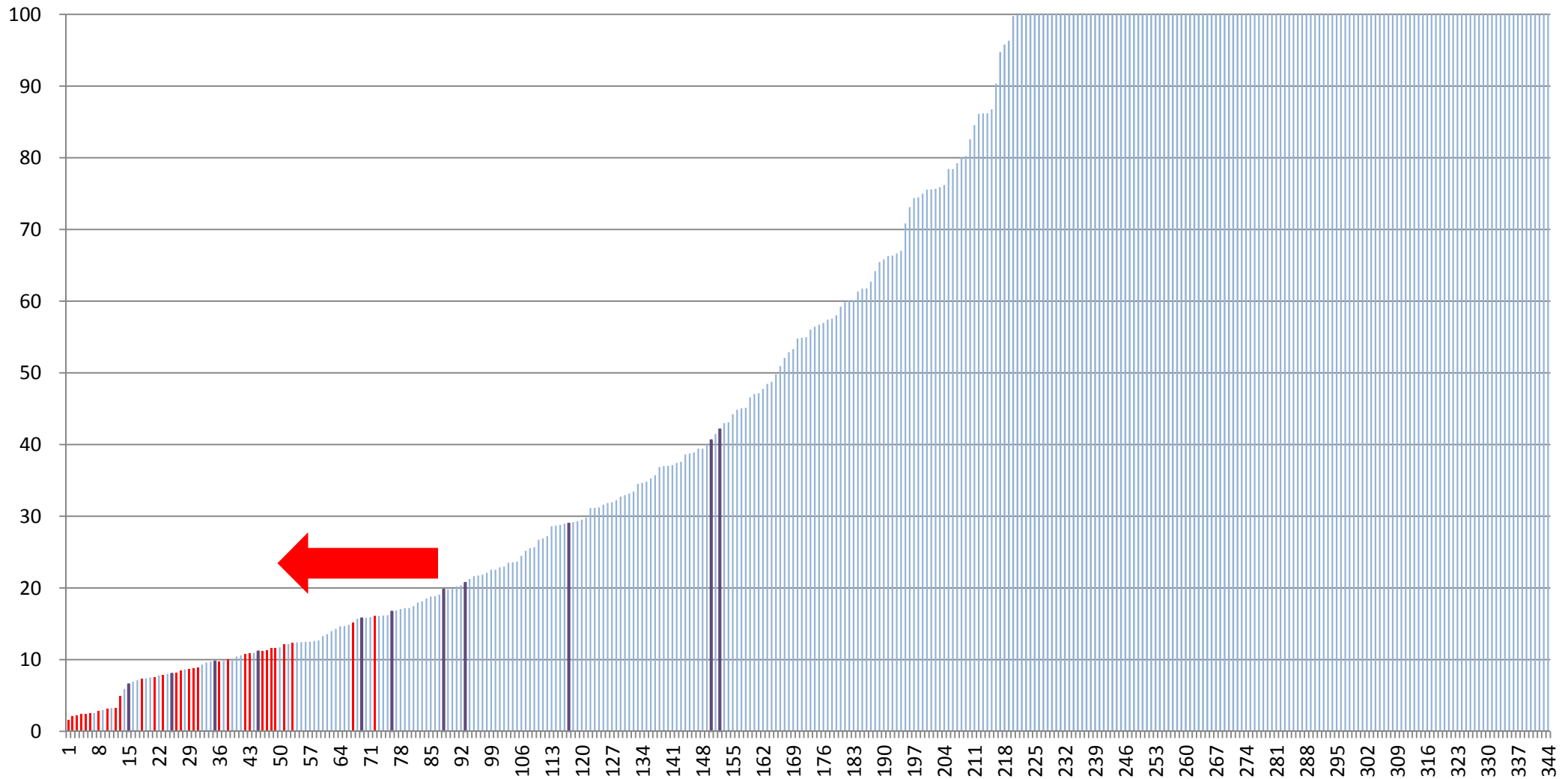
面積割合 16.5% ⇒ 16.8%
 人口割合 3.2% ⇒ 3.3%
 病院数割合 4.1% ⇒ 3.6% ¹⁴⁹

二次医療圏の人口密度と変更後の特定地域の分布



二次医療圏の医師密度と変更後の特定地域の分布

医師密度(人/100km²)



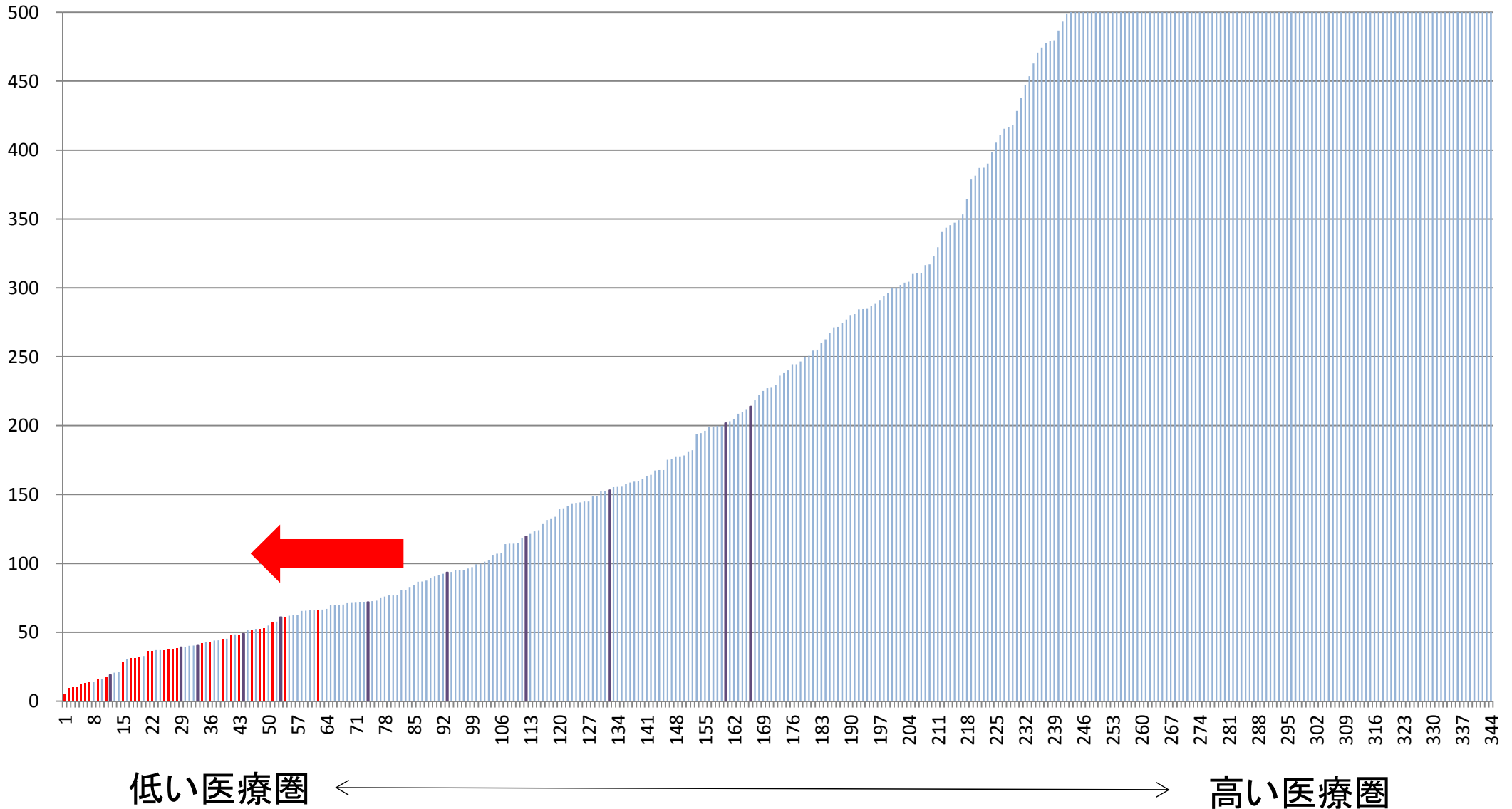
低い医療圏 ←



→ 高い医療圏

- : 変更後の特定地域(離島以外)
- : 離島の特定地域

二次医療圏の看護師密度と変更後の特定地域の分布

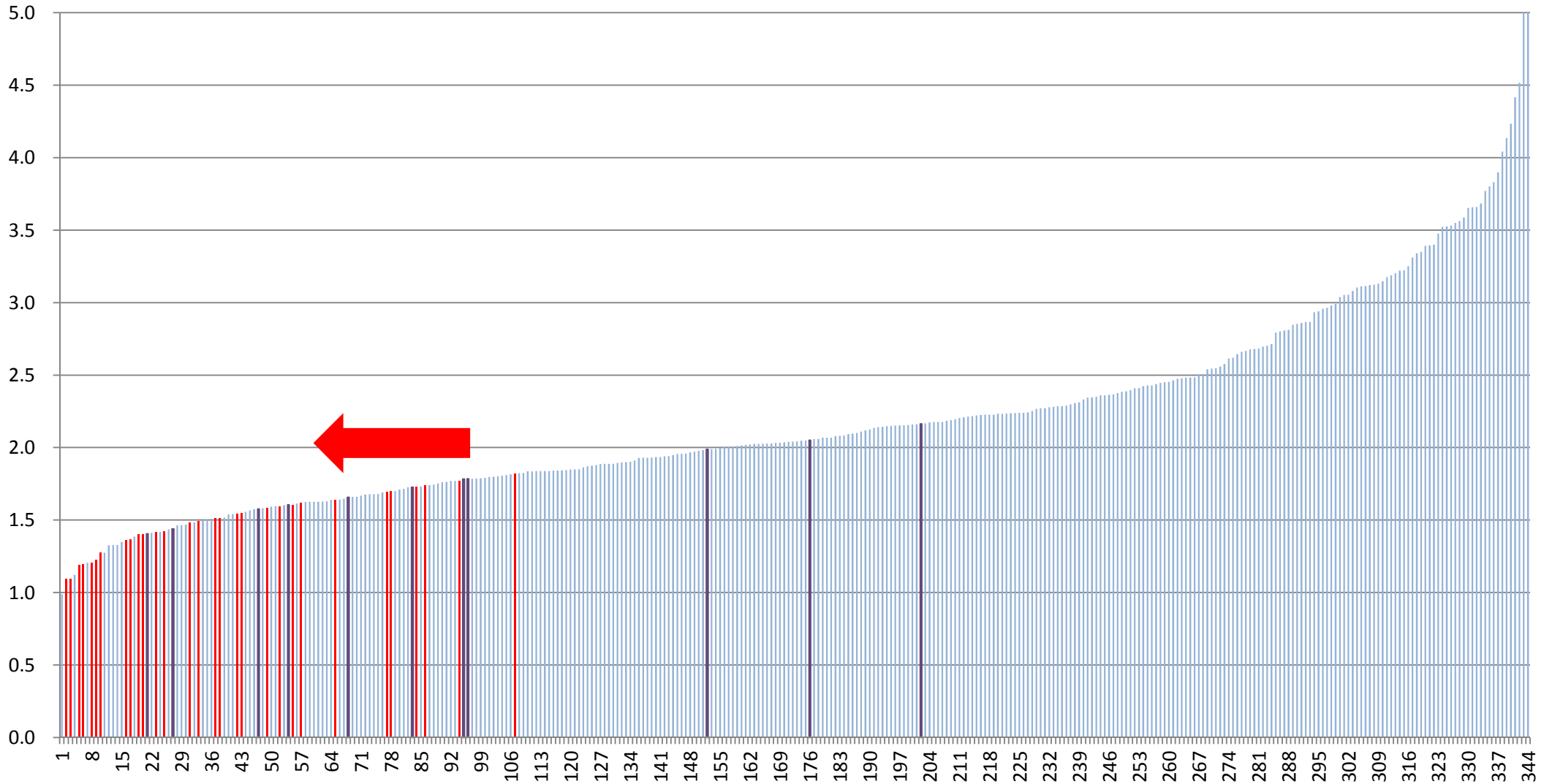
看護師密度(人/100km²)



 : 変更後の特定地域(離島以外)
 : 離島の特定地域

二次医療圏の医師数と変更後の特定地域の分布

人口1,000人あたりの医師数



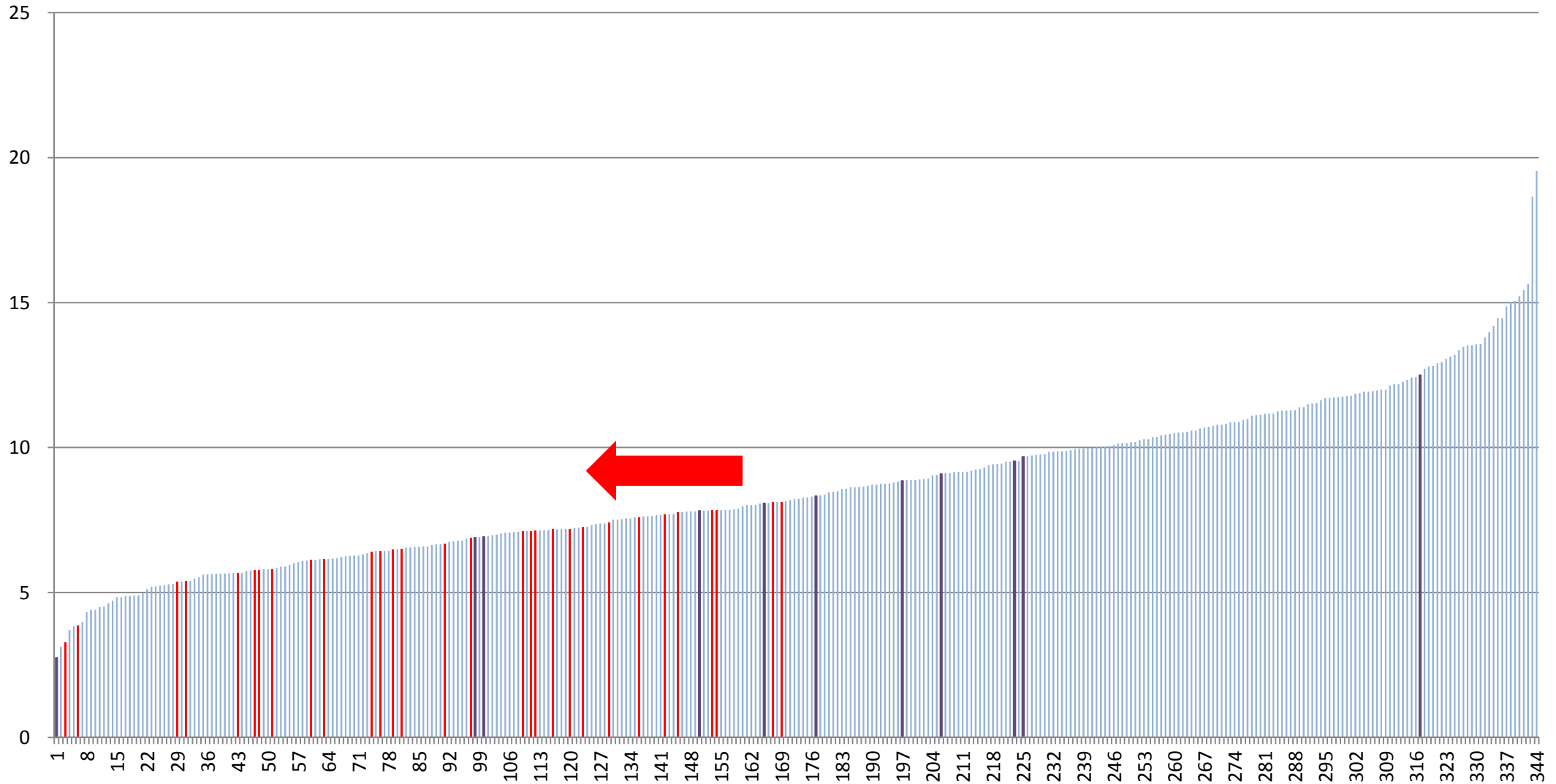
少ない医療圏 ←

→ 多い医療圏

- : 変更後の特定地域(離島以外)
- : 離島の特定地域

二次医療圏の看護師数と変更後の特定地域の分布

人口1,000人あたりの看護師数



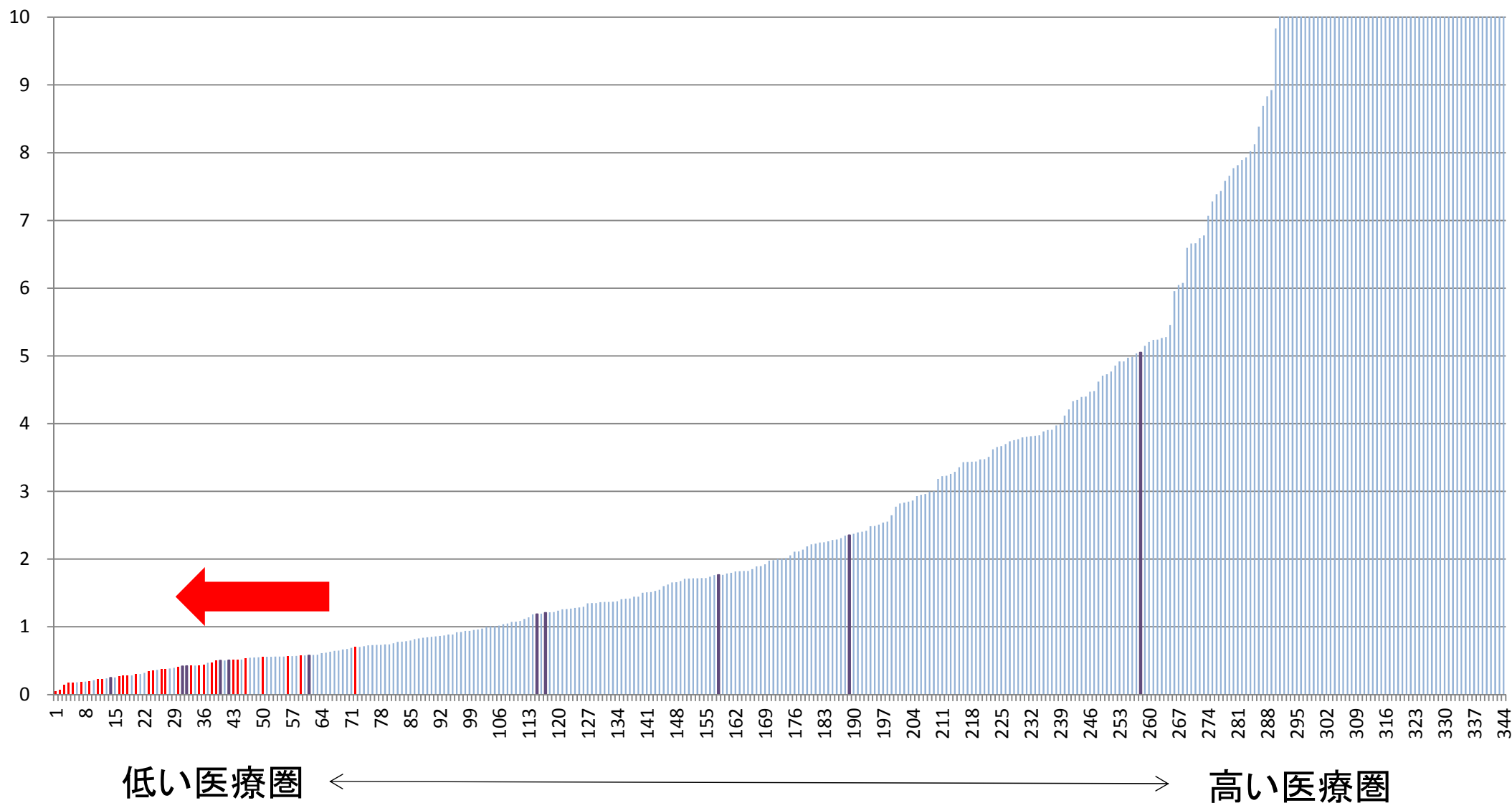
少ない医療圏 ←

→ 多い医療圏

- : 変更後の特定地域(離島以外)
- : 離島の特定地域

二次医療圏の病院密度と変更後の特定地域の分布

病院密度(病院数/100km²)



- : 変更後の特定地域(離島以外)
- : 離島の特定地域

中間とりまとめの構成

1. 調査概要等
2. 急性期入院医療について
 - 2-1. 7対1入院基本料の算定病床の動向について
 - 2-2. 特定除外制度の見直しに伴う影響について
 - 2-3. 重症度、医療・看護必要度について
3. 短期滞在手術等基本料について
4. 総合入院体制加算について
5. 有床診療所入院基本料について
6. 地域包括ケア病棟入院料について
7. 医療資源の少ない地域に配慮した評価について
- 8. 慢性期入院医療について**
 - 8-1. 在宅復帰機能強化加算について**
 - 8-2. 療養病棟入院基本料2について
 - 8-3. 医療区分の評価項目について
 - 8-4. 脳卒中患者に関する慢性期医療の適切な評価について
9. その他
 - 9-1. 退院支援に係る取組について
 - 9-2. 入院中の他医療機関の受診について

平成26年度診療報酬改定

療養病棟における在宅復帰機能の評価

➤ 一定の在宅復帰率等の実績を有する病棟に対する評価を新設する。

(新) 在宅復帰機能強化加算 10点(1日につき)

[算定要件]

- ①療養病棟入院基本料1を届け出ていること。
- ②在宅に退院した患者(1ヶ月以上入院していた患者に限る)が50%以上であること。
- ③退院患者の在宅生活が1月以上(医療区分3は14日以上)継続することを確認していること。
- ④病床回転率が10%以上であること。

〈②の計算式〉

直近6月間に「自宅、居住系介護施設等」に退院した患者
(退院した患者の自宅等での生活が1月以上【医療区分3の患者については14日以上】
継続する見込みであることを確認できた患者に限る)

直近6月間における退院患者数(当該病棟に入院した期間が1月以上の患者)－再入院患者－死亡退院した患者－病状の急性増悪等により、他の医療機関(当該医療機関と特別の関係にあるものを除く)での治療が必要になり転院した患者

〈④の計算式〉

30.4

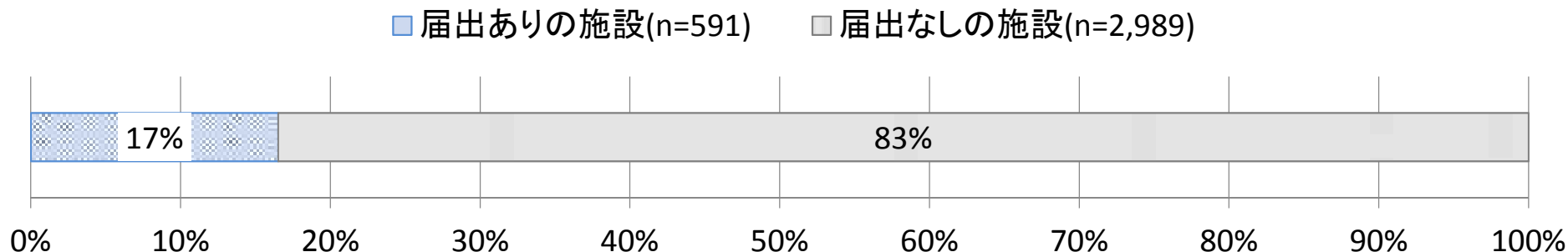
平均在院日数

※平均在院日数の算定は、
一般病棟入院基本料等の「平均在院日数の算定方法」に準ずる

療養病棟における在宅復帰機能強化加算の算定状況

- 療養病棟入院基本料1を届出している施設の17%で、在宅復帰機能強化加算が届出が行われていた。また、当該加算を届け出ている病棟は、届け出していない病棟と比べて在宅復帰率が高い、平均在院日数が短いといった特徴がみられた。

1. 在宅復帰機能強化加算届出状況（保険局医療課調べ）



2. 平均在院日数在宅復帰率（平成26年度入院分科会調査（病棟票））

	療養病棟入院基本料1					
	全体		在宅復帰機能強化加算届出あり		在宅復帰機能強化加算届出なし	
	回答病棟数	平均値	回答病棟数	平均値	回答病棟数	平均値
平均在院日数（日）	241	317.8	51	159.7	190	360.2
在宅復帰率（%）	171	58.8	51	74.9	120	52.0

※ 「在宅復帰率」=A÷B : A. 該当する病棟から、自宅もしくは居住系介護施設等（老健施設は含まない）へ退院した患者であり、在宅での生活が1月以上（医療区分3の場合は14日以上）継続する見込であることを確認できた者、B. 該当する病棟から、退院した患者（死亡退院・急性増悪により転棟または転院した患者・再入院患者を除く）

療養病棟における患者の流れ

○ 療養病棟では、自宅や自院・他院の急性期病床から入棟し、自宅へ退院又は死亡退院する患者の割合が高かった。また、特に在宅復帰機能強化加算の届出医療機関では、自宅からの入退院の割合が高かった。

入棟前の居場所(n=38/74)

		加算あり	加算なし
自宅		39%	16%
自院	急性期病床	18%	31%
	地域包括ケア・回復期病床	3%	1%
	慢性期病床	0%	0%
他の病院	急性期病床	21%	32%
	地域包括ケア・回復期病床	0%	1%
	慢性期病床	0%	1%
介護施設	介護療養型医療施設	0%	0%
	介護老人保健施設	5%	3%
	介護老人福祉施設（特養）	3%	3%
	居住系介護施設	11%	5%
	障害者支援施設	0%	0%
その他		0%	5%

療養病棟

退院先(n=38/74)

		加算あり	加算なし
自宅		32%	15%
自院	一般病床	3%	7%
	地域包括ケア病床・回復期リハ病床	0%	0%
	療養病床	0%	1%
	その他の病床	0%	3%
他の病院	一般病床	5%	5%
	地域包括ケア病床・回復期リハ病床	0%	1%
	療養病床	0%	0%
	その他の病床	0%	1%
有床診療所		0%	0%
介護施設	介護療養型医療施設	0%	0%
	介護老人保健施設	3%	4%
	介護老人福祉施設（特養）	11%	4%
	居住系介護施設（グループホーム等）	11%	7%
	障害者支援施設	0%	0%
その他	死亡退院	37%	49%
	その他	0%	3%

療養病棟における患者の流れ（自宅からの入院除く）

○ 自宅から入院した患者を除いた退院先の割合をみると、在宅復帰機能強化加算の届出病棟は、他の病棟と比べ、介護施設への退院がやや多く、自宅への退院の割合に差は見られなかった。

入棟前の居場所(n=23/62)

		加算あり	加算なし
自宅		-	-
自院	急性期病床	30%	37%
	地域包括ケア・回復期病床	4%	2%
	慢性期病床	0%	0%
他の病院	急性期病床	35%	39%
	地域包括ケア・回復期病床	0%	2%
	慢性期病床	0%	2%
介護施設	介護療養型医療施設	0%	0%
	介護老人保健施設	9%	3%
	介護老人福祉施設（特養）	4%	3%
	居住系介護施設	17%	6%
	障害者支援施設	0%	0%
その他		0%	6%

療養病棟

退院先(n=23/62)

		加算あり	加算なし
自宅		4%	5%
自院	一般病床	4%	8%
	地域包括ケア病床・回復期リハ病床	0%	0%
	療養病床	0%	2%
	その他の病床	0%	3%
他の病院	一般病床	9%	6%
	地域包括ケア病床・回復期リハ病床	0%	2%
	療養病床	0%	0%
	その他の病床	0%	2%
有床診療所		0%	0%
介護施設	介護療養型医療施設	0%	0%
	介護老人保健施設	4%	5%
	介護老人福祉施設（特養）	13%	5%
	居住系介護施設（グループホーム等）	13%	3%
	障害者支援施設	0%	0%
その他	死亡退院	52%	56%
	その他	0%	3%

在宅復帰機能強化加算の算定要件

[算定要件]

- ①療養病棟入院基本料1を届け出ていること。
- ②在宅に退院した患者(1ヶ月以上入院していた患者に限る)が50%以上であること。
- ③退院患者の在宅生活が1月以上(医療区分3は14日以上)継続することを確認していること。
- ④病床回転率が10%以上であること。

現在の算定要件では、
自宅からの入院と
他院からの転院とを
区別せずに
在宅復帰機能を
評価している。

〈②の計算式〉

直近6月間に「自宅、居住系介護施設等」に退院した患者
(退院した患者の自宅等での生活が1月以上【医療区分3の患者については14日以上】
継続する見込みであることを確認できた患者に限る)

直近6月間における退院患者数(当該病棟に入院した期間が1月以上の患者)－再入院患者－死亡退院した患者－病状の急性増悪等により、他の医療機関(当該医療機関と特別の関係にあるものを除く)での治療が必要になり転院した患者

〈④の計算式〉

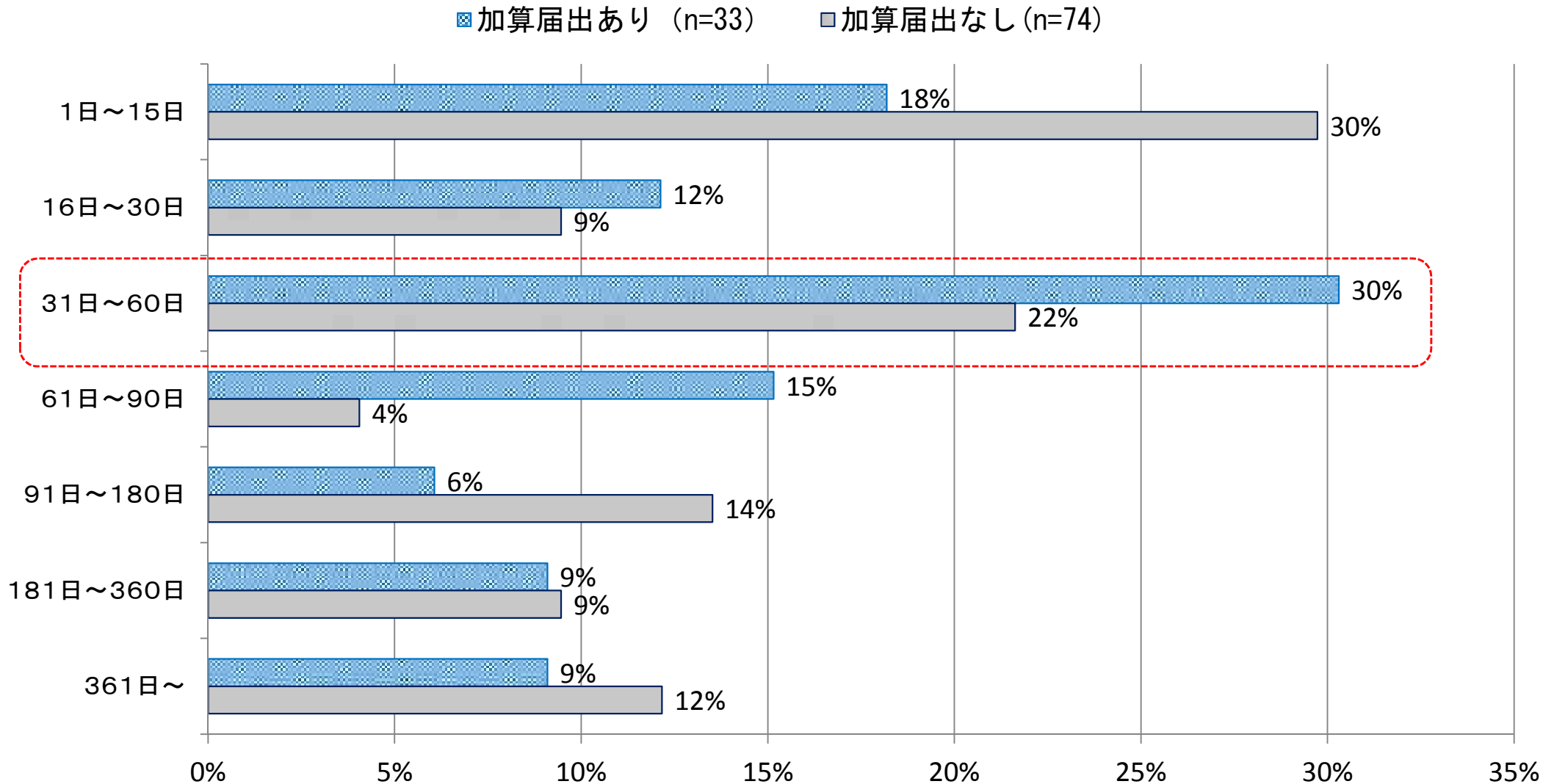
30.4

平均在院日数

※平均在院日数の算定は、
一般病棟入院基本料等の「平均在院日数の算定方法」に準ずる

在宅復帰機能強化加算の算定病棟の退院患者の入棟期間

○ 在宅復帰機能強化加算届出病棟において、退院患者の入棟期間は、在宅復帰率に計上される31～60日の割合が高かった。



注) 平成27年5月29日入院分科会資料とは入棟期間を分析している点で異なる。162

早期退院の取り組み

- 退院支援の専門職員を配置している施設や入院時に退院に向けた入院後の多職種カンファレンスを実施している施設では、他の施設と比べて連携している医療機関の数は2倍以上であり、平均在院日数が約100日短く、在宅復帰率は約10%高かった。

【入院時に退院に向けた入院後の多職種カンファレンスを実施】

	連携病院数	連携診療所数	平均在院日数	在宅復帰率
実施している	9.4施設 n=223	10.3施設 n=219	235.7日 n=232	51.8% n=230
実施していない	4.0施設 n=59	4.4施設 n=58	347.4日 n=67	39.9% n=67

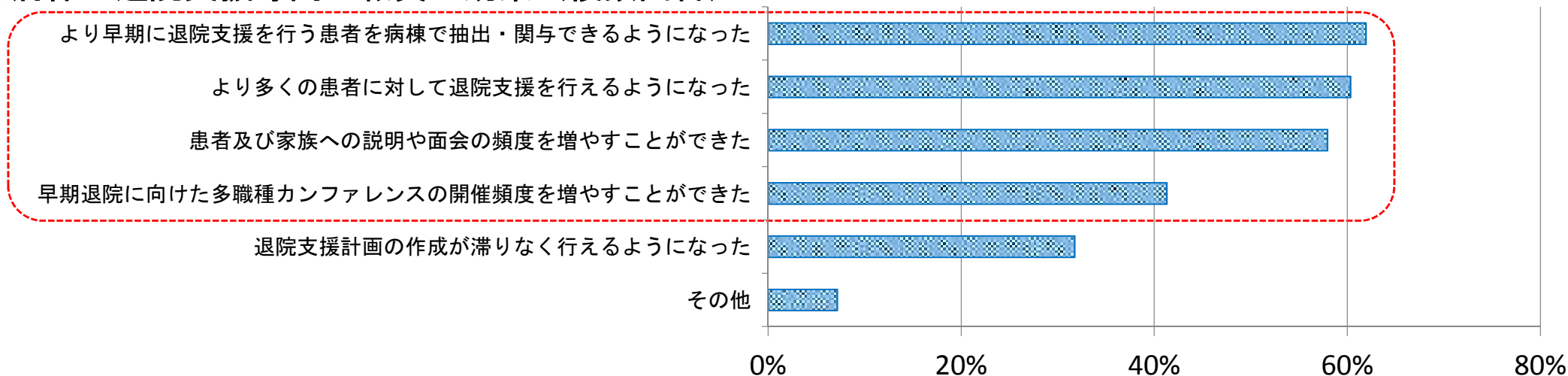
【退院支援室・連携室の設置】

	連携病院数	連携診療所数	平均在院日数	在宅復帰率
いずれか設置している	8.3施設 n=279	9.2施設 n=267	263.6日 n=337	48.7% n=337
いずれも設置していない	1.3施設 n=30	1.3施設 n=26	357.0日 n=163	36.0% n=173

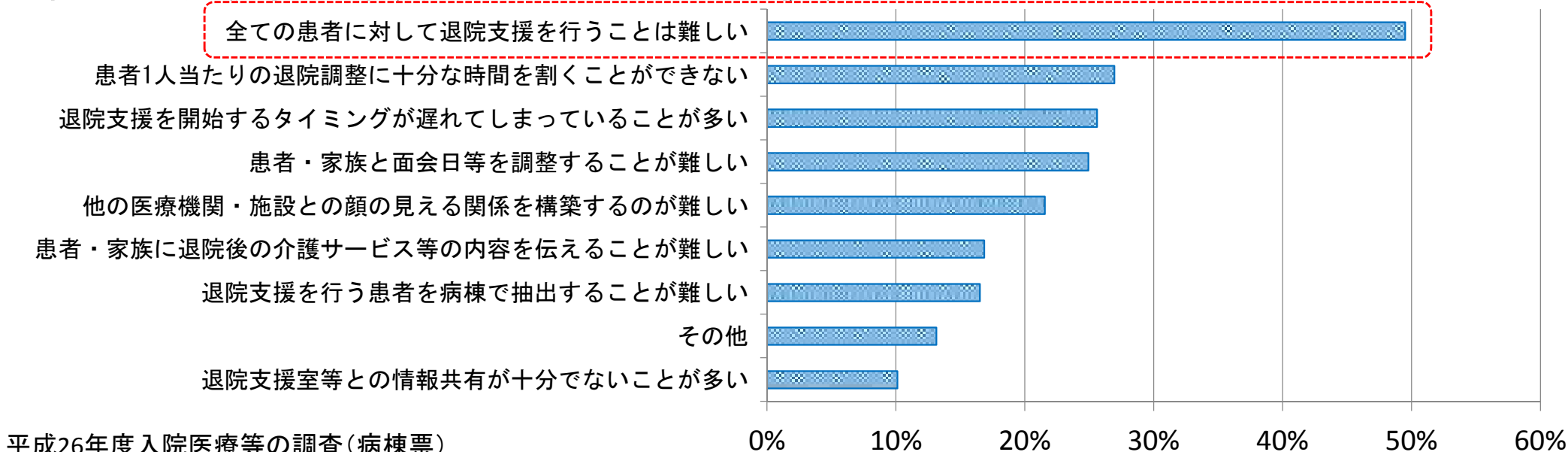
病棟の退院支援専門の職員の効果

- 退院支援専門の職員を配置している病棟では、患者や家族に対する説明の増加や多職種カンファレンスの増加といった効果が見られた。一方、退院支援の専門職員のない病棟では十分な退院支援を行うことが難しいとの回答が多く見られた。

＜病棟の退院支援専門の職員の効果（複数回答） n=126＞



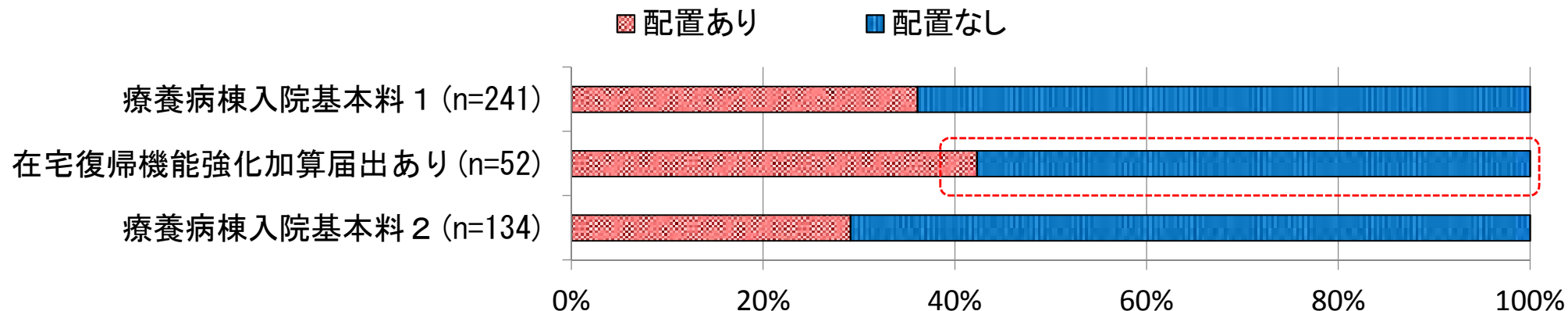
＜病棟に退院支援専門の職員がいないための困難（複数回答） n=297＞



退院支援専門の職員の配置状況

- 在宅復帰機能強化加算の届出病棟の約60%で専任又は専従の退院支援専門の職員が配置されていなかった。職員を配置している病棟では、看護師及び社会福祉士が多く配置されていた。

【病棟の退院支援専門の職員の配置状況】



配置のある病棟の平均人数	療養病棟入院基本料1		療養病棟入院基本料2	
	専任	専従	専任	専従
看護師	0.1 人	0.6 人	0.1 人	0.7 人
准看護師	0.0 人	0.1 人	0.0 人	0.1 人
相談員	0.4 人	0.8 人	0.3 人	0.8 人
(内数) 社会福祉士	0.3 人	0.6 人	0.3 人	0.7 人
その他の職種	0.0 人	0.1 人	0.0 人	0.1 人
[再掲] 介護支援専門員の資格を有する者	0.1 人	0.2 人	0.2 人	0.3 人
合計	0.5 人	1.6 人	0.4 人	1.7 人

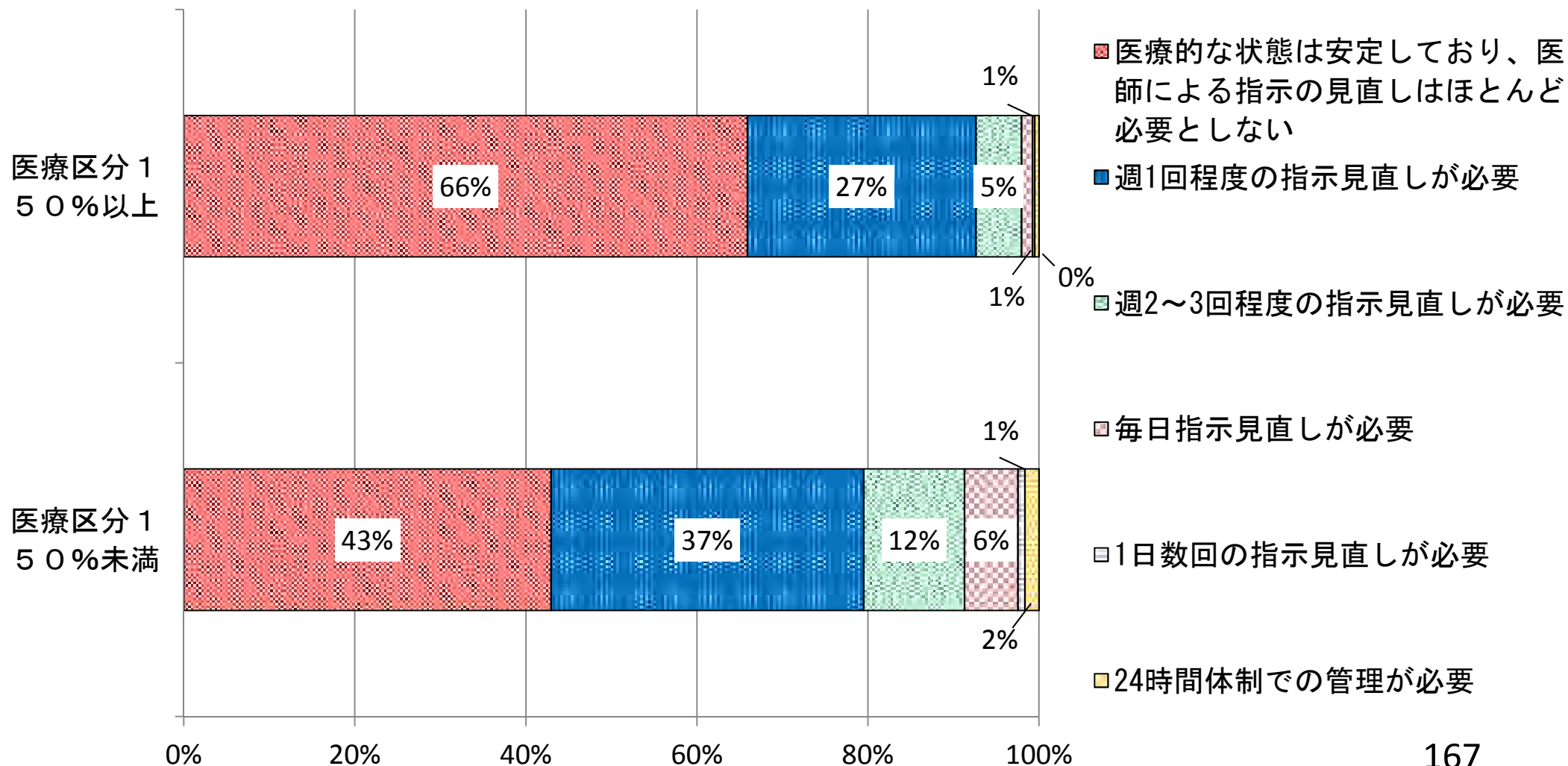
中間とりまとめの構成

1. 調査概要等
2. 急性期入院医療について
 - 2-1. 7対1入院基本料の算定病床の動向について
 - 2-2. 特定除外制度の見直しに伴う影響について
 - 2-3. 重症度、医療・看護必要度について
3. 短期滞在手術等基本料について
4. 総合入院体制加算について
5. 有床診療所入院基本料について
6. 地域包括ケア病棟入院料について
7. 医療資源の少ない地域に配慮した評価について
- 8. 慢性期入院医療について**
 - 8-1. 在宅復帰機能強化加算について
 - 8-2. 療養病棟入院基本料2について**
 - 8-3. 医療区分の評価項目について
 - 8-4. 脳卒中患者に関する慢性期医療の適切な評価について
9. その他
 - 9-1. 退院支援に係る取組について
 - 9-2. 入院中の他医療機関の受診について

医療区分1の割合が高い病棟の患者像①

- 医療区分1の患者の割合が50%以上の病棟では、50%未満の病棟と比べて医師による指示の見直しがほとんど必要でない患者の割合が高く、60%を超えていた。

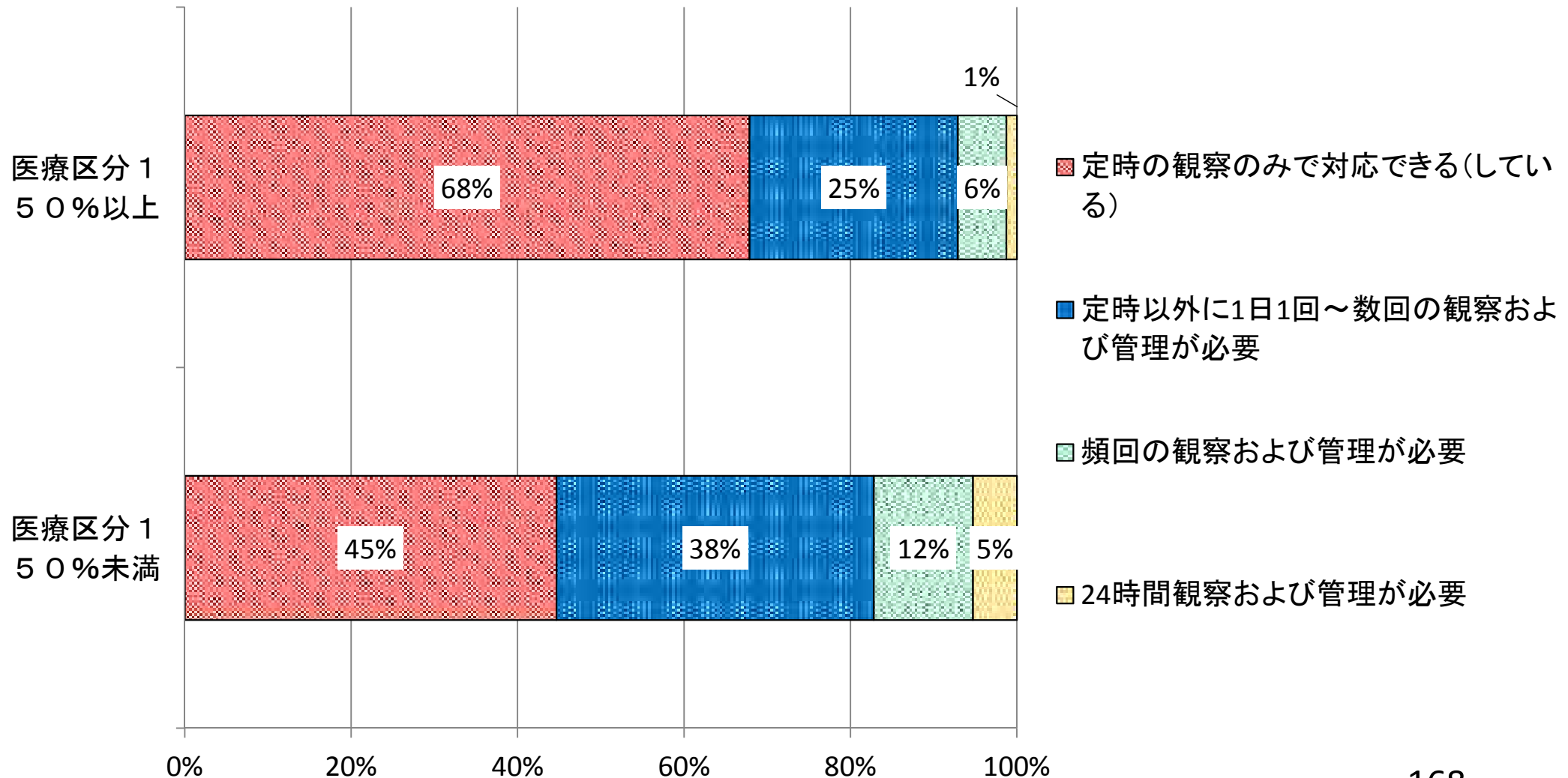
<医師による指示の見直しの頻度>



医療区分1の割合が高い病棟の患者像②

- 医療区分1の患者の割合が50%以上の病棟では、50%未満の病棟と比べて看護師による定時の観察のみで対応できる患者の割合が高く、60%を超えていた。

<看護師による観察及び管理の頻度>



医療区分の年次推移

○ 療養病棟入院基本料1の届出病棟では医療区分1の患者の割合は減少する傾向にあるが、療養病棟入院基本料2の届出病棟ではその割合は増加する傾向にある。

医療療養

■ 医療区分1 ■ 医療区分2 ■ 医療区分3

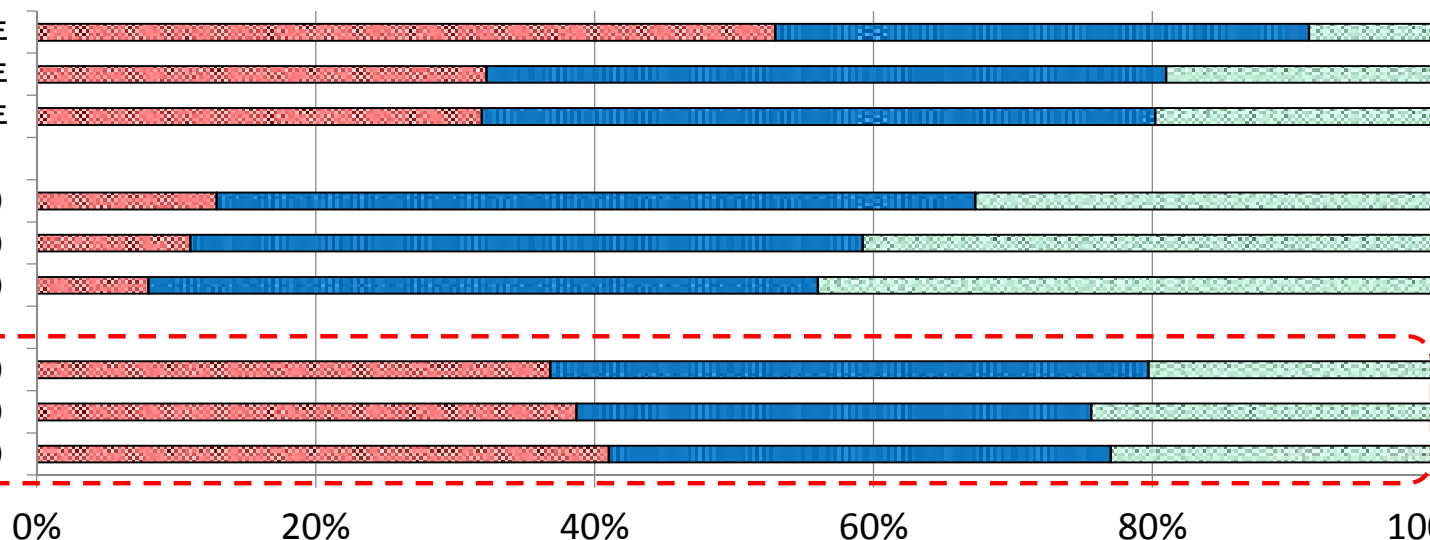
平成17年
平成18年
平成20年

療養1

平成22年(20:1)
平成24年(20:1)
平成26年(20:1)

療養2

平成22年(25:1)
平成24年(25:1)
平成26年(25:1)

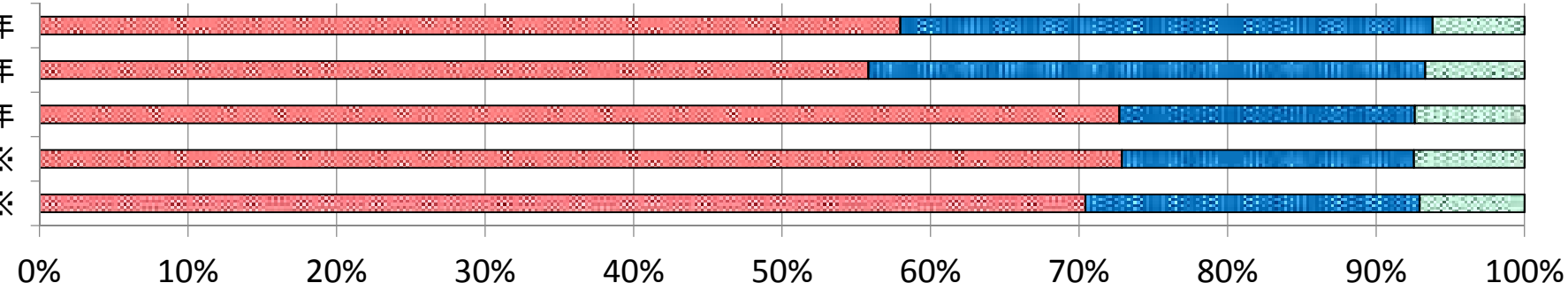


許可病床数(割合)

年度	療養1	療養2
平成22年	99,400 (47%)	110,800 (52%)
平成23年	112,900 (53%)	99,100 (46%)
平成24年	125,100 (58%)	89,600 (41%)
平成25年	128,200 (62%)	79,100 (38%)

(参考)介護療養

平成17年
平成18年
平成22年
平成24年※
平成26年※



(出典) 平成17~20年:慢性期入院医療の包括評価に関する調査

※出典から不明・無回答・未実施の割合除外して再計算している。

平成22年:医療施設・介護施設の利用者に関する横断調査

平成24年:医療療養;平成24年度入院医療等の調査、介護療養;療養病床から転換した介護老人保健施設等のあり方に関する調査研究事業

平成26年:医療療養;平成26年度入院医療等の調査、介護療養;介護サービス事業所における医療職の勤務実態および医療・看護の提供実態に関する横断的な調査研究事業

中間とりまとめの構成

1. 調査概要等
2. 急性期入院医療について
 - 2-1. 7対1入院基本料の算定病床の動向について
 - 2-2. 特定除外制度の見直しに伴う影響について
 - 2-3. 重症度、医療・看護必要度について
3. 短期滞在手術等基本料について
4. 総合入院体制加算について
5. 有床診療所入院基本料について
6. 地域包括ケア病棟入院料について
7. 医療資源の少ない地域に配慮した評価について
- 8. 慢性期入院医療について**
 - 8-1. 在宅復帰機能強化加算について
 - 8-2. 療養病棟入院基本料2について
 - 8-3. 医療区分の評価項目について**
 - 8-4. 脳卒中患者に関する慢性期医療の適切な評価について
9. その他
 - 9-1. 退院支援に係る取組について
 - 9-2. 入院中の他医療機関の受診について

療養病棟入院基本料について

療養病棟入院基本料 1

【施設基準】

看護配置:20:1以上 (医療区分2・3の患者が8割以上)

	医療区分 1	医療区分 2	医療区分 3
ADL 区分3	967点	1,412点	1,810点
ADL 区分2	919点	1,384点	1,755点
ADL 区分1	814点	1,230点	1,468点

療養病棟入院基本料 2

【施設基準】

看護配置25:1以上

	医療区分 1	医療区分 2	医療区分 3
ADL 区分3	902点	1,347点	1,745点
ADL 区分2	854点	1,320点	1,691点
ADL 区分1	750点	1,165点	1,403点

医療区分

医療 区分 3	<p>【疾患・状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スモン・医師及び看護師により、常時監視・管理を実施している状態 <p>【医療処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間持続点滴・中心静脈栄養・人工呼吸器使用・ドレーン法・胸腹腔洗浄 ・発熱を伴う場合の気管切開、気管内挿管・感染隔離室における管理 ・酸素療法(酸素を必要とする状態かを毎月確認)
医療 区分 2	<p>【疾患・状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筋ジストロフィー・多発性硬化症・筋萎縮性側索硬化症・パーキンソン病関連疾患 ・その他の難病(スモンを除く) ・脊髄損傷(頸髄損傷)・慢性閉塞性肺疾(COPD) ・疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍・肺炎・尿路感染症 ・リハビリテーションが必要な疾患が発症してから30日以内・脱水かつ発熱を伴う状態 ・体内出血・頻回の嘔吐かつ発熱を伴う状態・褥瘡・末梢循環障害による下肢末端開放創 ・せん妄・うつ状態・暴行が毎日みられる状態(原因・治療方針を医師を含め検討) <p>【医療処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透析・発熱又は嘔吐を伴う場合の経腸栄養・喀痰吸引(1日8回以上) ・気管切開・気管内挿管のケア・頻回の血糖検査 ・創傷(皮膚潰瘍・手術創・創傷処置)
医療区分1	医療区分2・3に該当しない者

ADL区分

ADL区分1: 11点未満

ADL区分2: 11点以上～23点未満

ADL区分3: 23点以上

当日を含む過去3日間の全勤務帯における患者に対する支援のレベルについて、下記の4項目に0～6の範囲で最も近いものを記入し合計する。

新入院(転棟)の場合は、入院(転棟)後の状態について評価する。

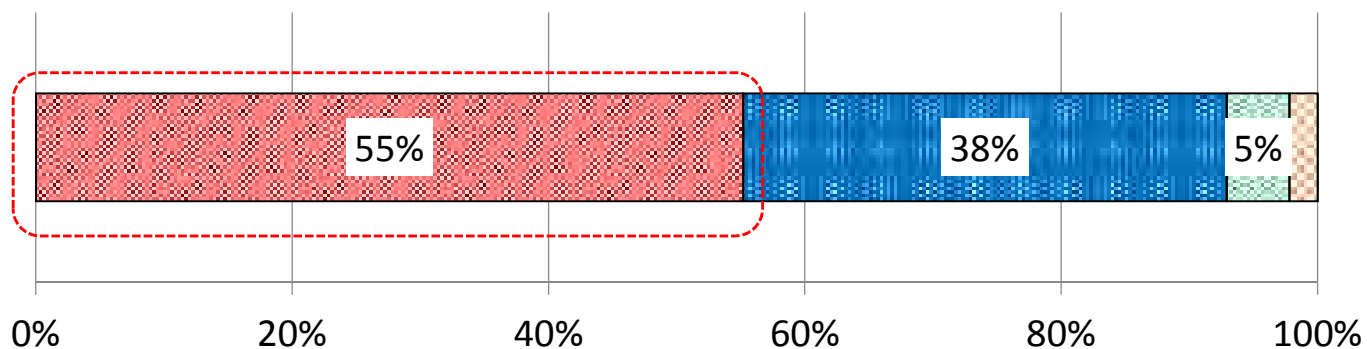
- (0. 自立、1. 準備のみ、2. 観察、3. 部分的援助、
4. 広範な援助、5. 最大の援助、6. 全面依存)

項目	支援 のレベル
a ベッド上の可動性	
b 移乗	
c 食事	
d トイレの使用	
(合計点)	

うつ状態に該当する患者の患者像

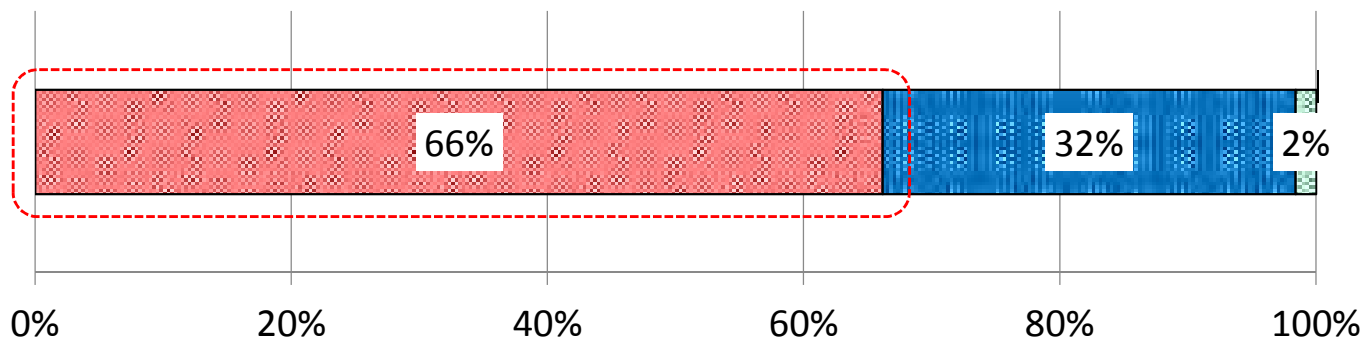
○ うつ状態の患者のうち、50%以上で医師による指示の見直しがほとんど必要なく、60%以上で看護師による定時の観察のみで対応できる状態であった。また、90%以上の患者で過去1ヶ月に急性増悪は見られなかった。

<医師による指示の見直しの頻度(n=183)>



- 医療的な状態は安定しており、医師による指示の見直しはほとんど必要としない
- 週1回程度の指示見直しが必要
- 週2~3回程度の指示見直しが必要
- 毎日指示見直しが必要
- 1日数回の指示見直しが必要
- 24時間体制での管理が必要

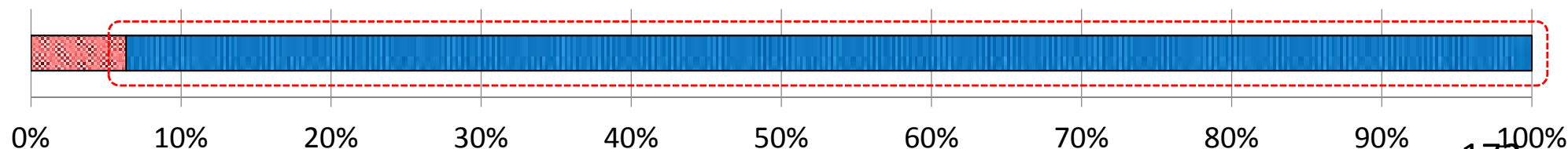
<看護師による観察及び管理の頻度(n=183)>



- 定時の観察のみで対応できる(している)
- 定時以外に1日1回~数回の観察および管理が必要
- 頻回の観察および管理が必要
- 24時間観察および管理が必要

<過去1ヶ月の急性増悪の有無(n=189)>

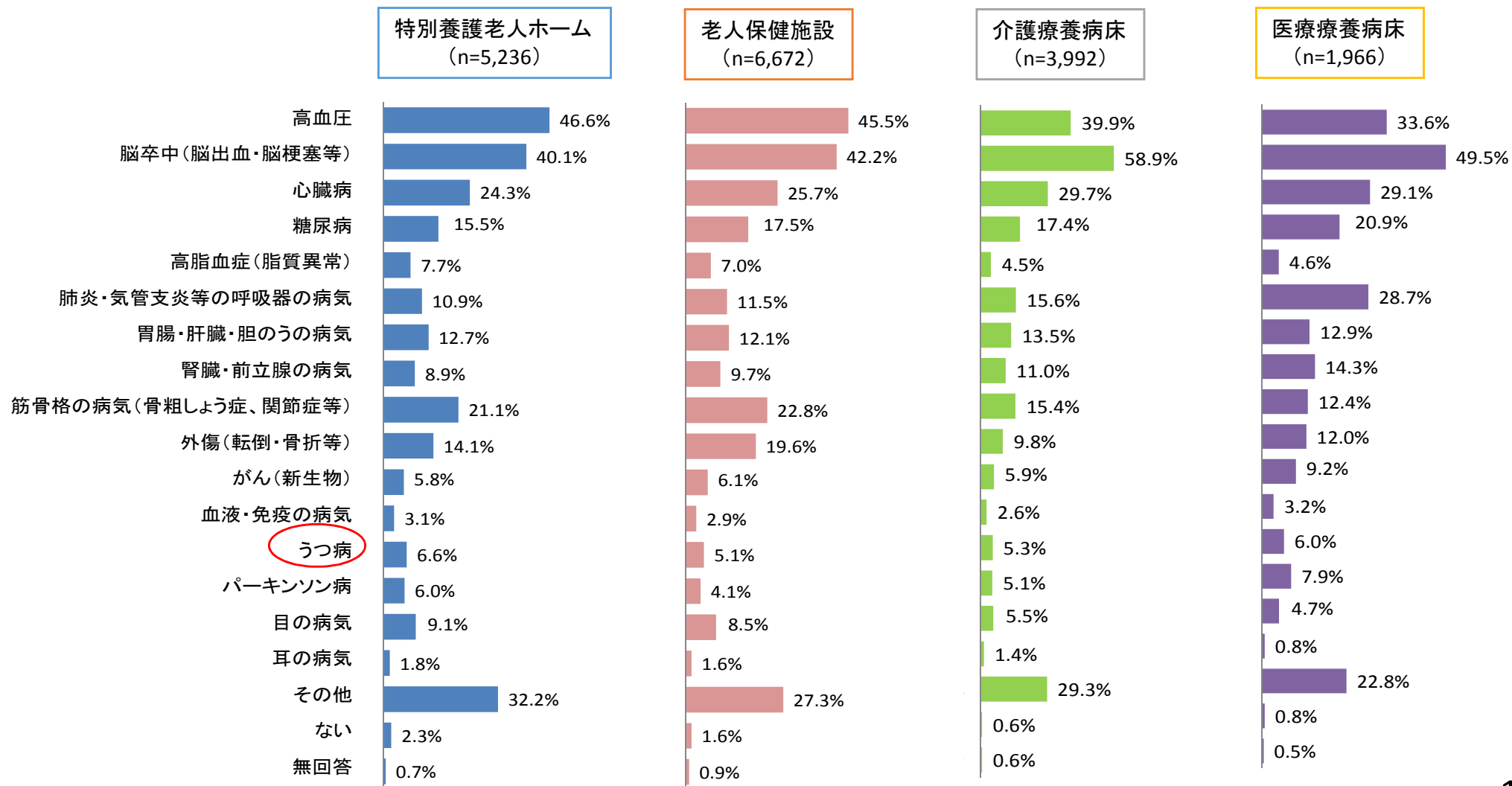
■ 急性増悪があった ■ 急性増悪はなく、安定している



医療療養病床と介護保険施設における傷病

○ 介護療養型医療施設をはじめ特別養護老人ホームや老人保健施設においても医療療養病床と同程度にうつ病の受け入れを行っていた。

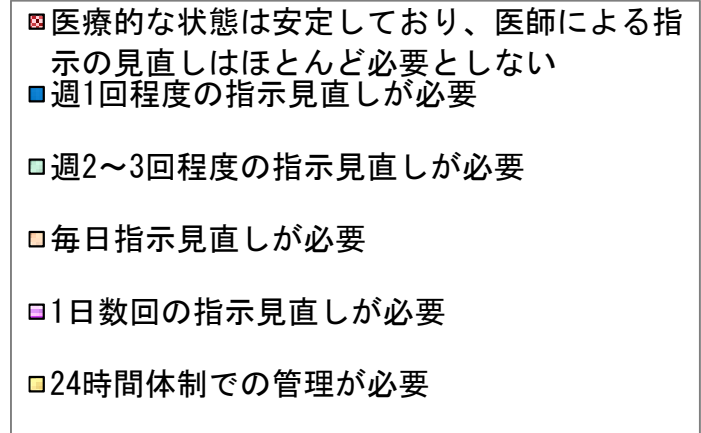
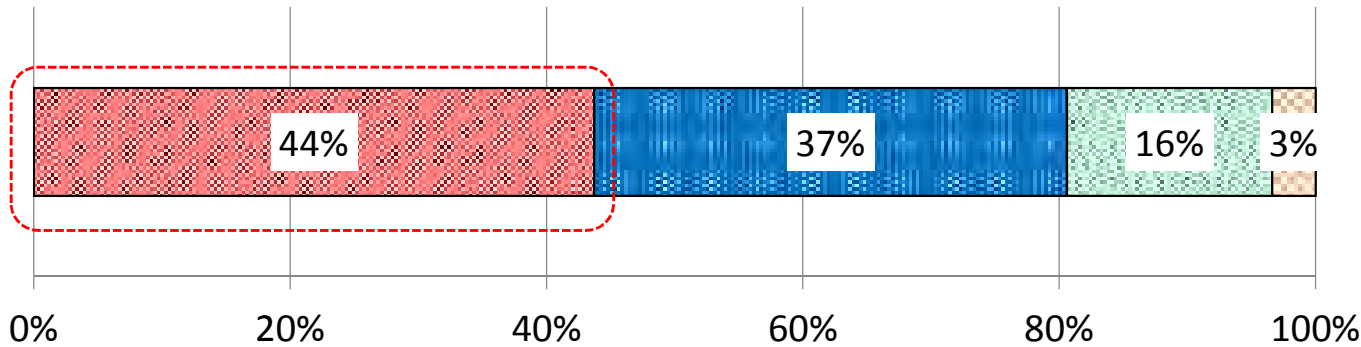
<有している傷病(複数回答)>



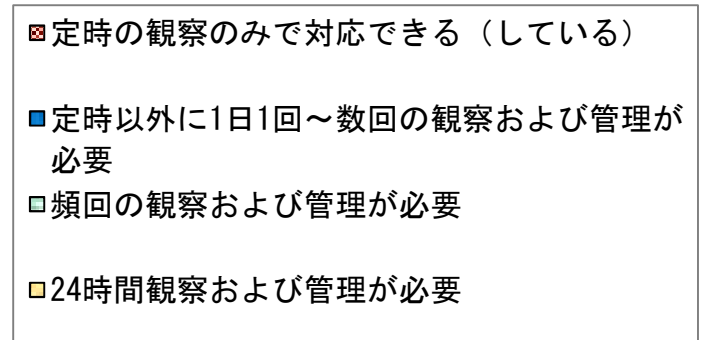
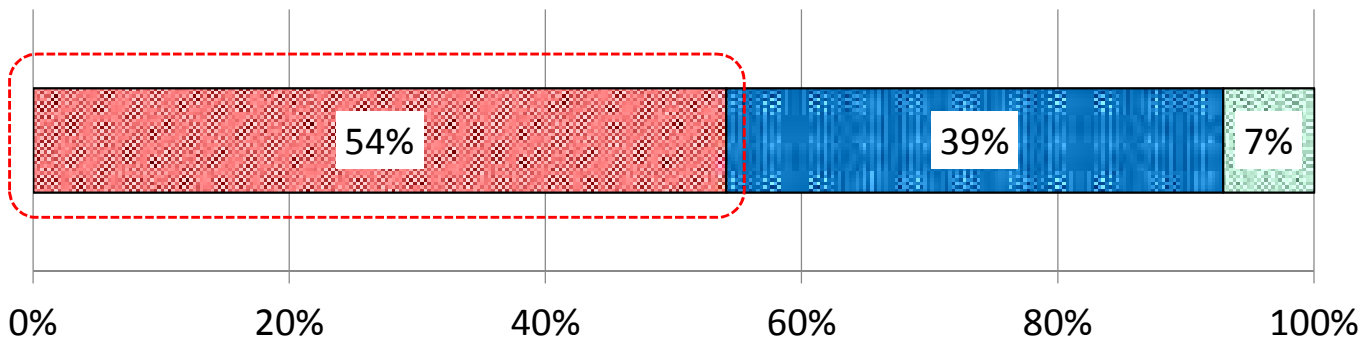
頻回の血糖検査を実施している患者の患者像

○ 頻回の血糖検査に該当する患者のうち、40%以上で医師による指示の見直しがほとんど必要なく、50%以上で看護師による定時の観察のみで対応できる状態であった。また、約85%の患者で過去1ヶ月に急性増悪は見られなかった。

<医師による指示の見直しの頻度(n=268)>

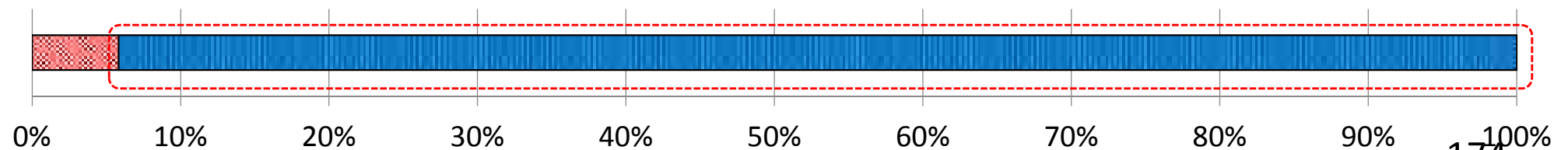


<看護師による観察及び管理の頻度(n=268)>



<過去1ヶ月の急性増悪の有無(n=275)>

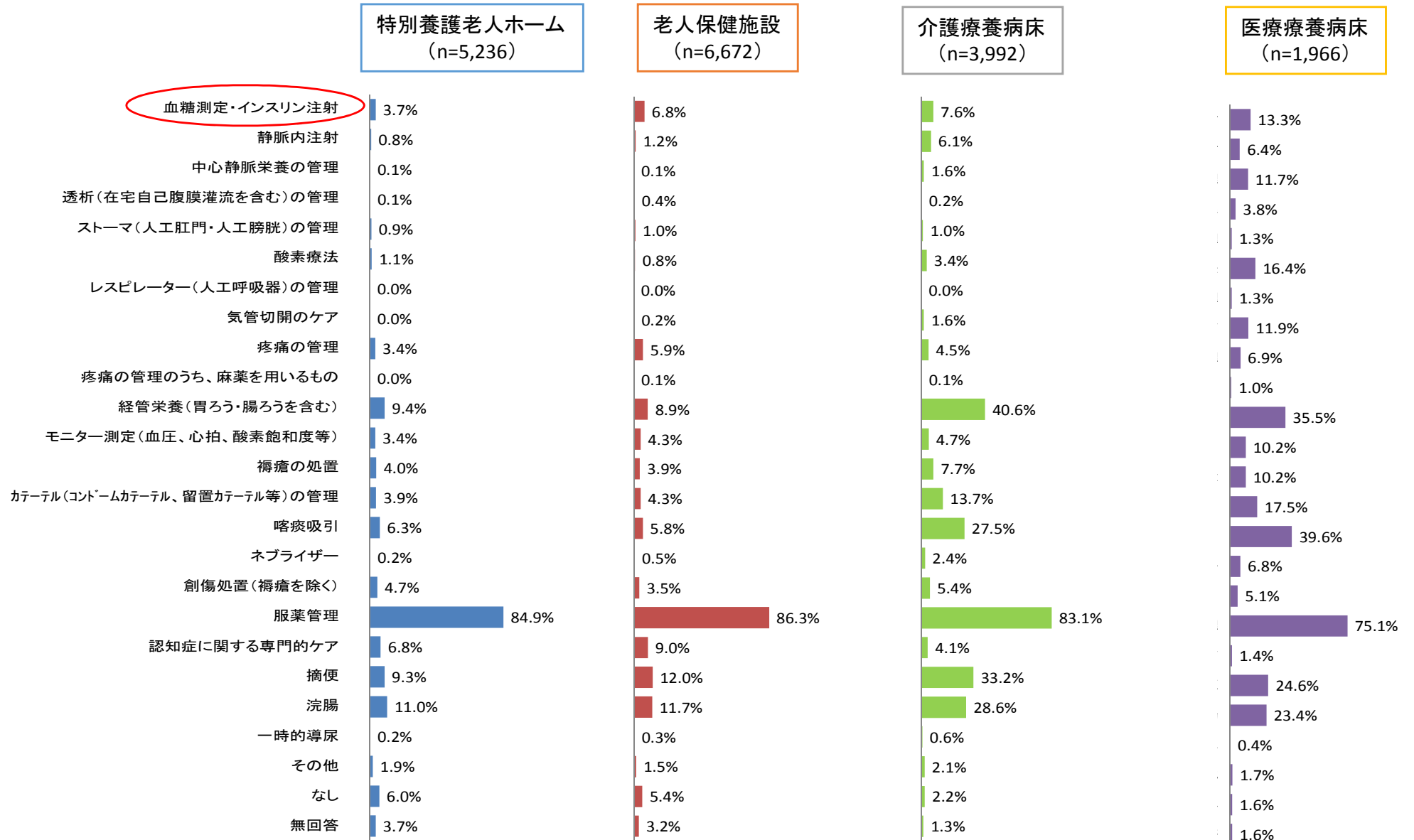
■ 急性増悪があった ■ 急性増悪はなく、安定している



医療療養病床と介護保険施設における処置の実施

○ 介護療養型医療施設をはじめ特別養護老人ホームや老人保健施設においても一定程度血糖測定・インスリン注射を行っていた。

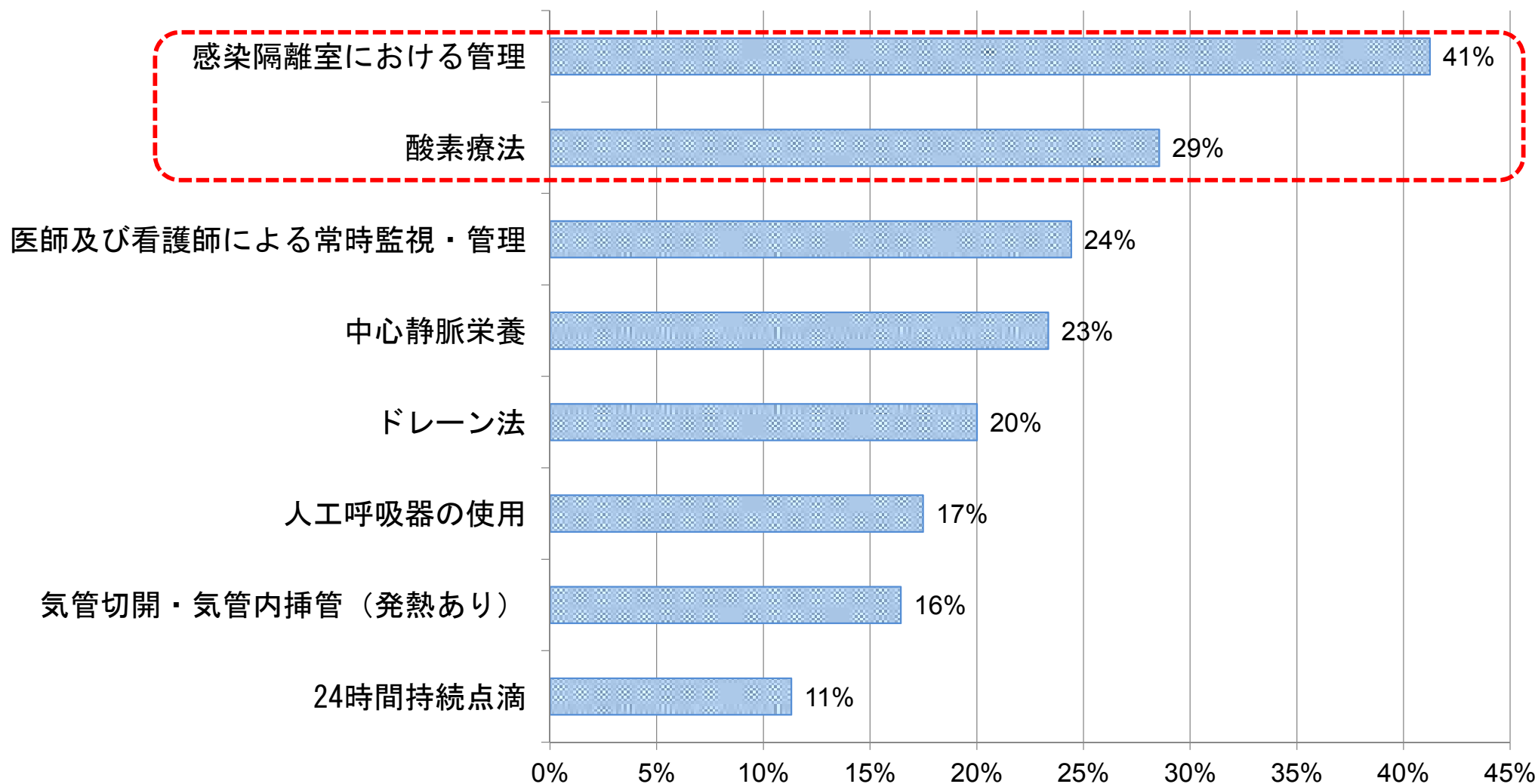
<現在受けている治療(複数回答)>



医療区分3の項目別の「看護師の観察及び管理」の頻度

○ 看護師による定時の観察のみで対応できる患者の割合は、「感染隔離室における管理」や「酸素療法」で高かった。

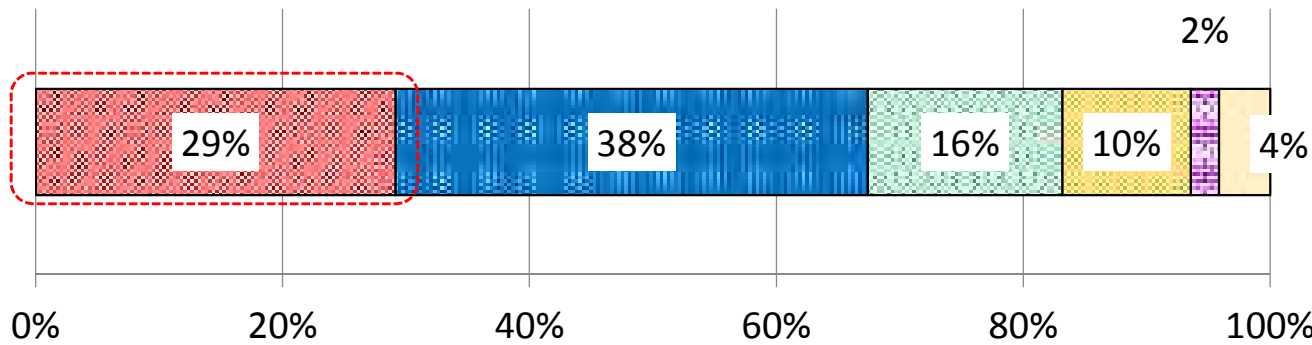
<定時の観察のみで対応できる(している)割合>



酸素療法を実施している患者の患者像

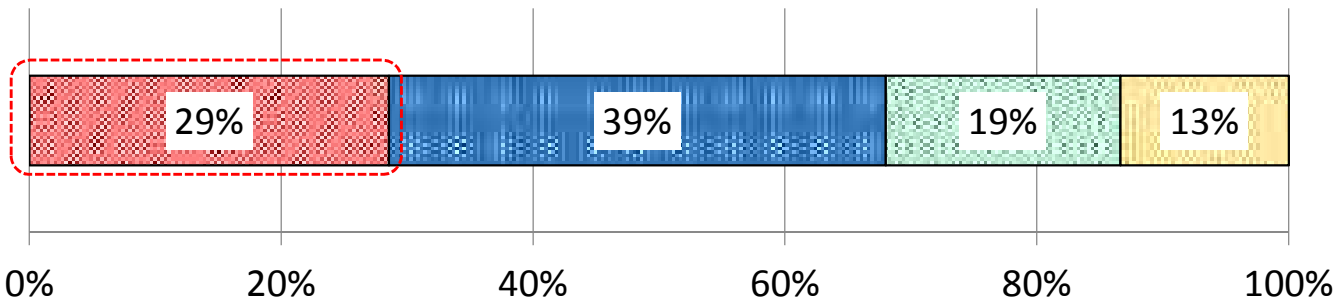
○ 酸素療法に該当する患者のうち、約30%で医師による指示の見直しがほとんど必要なく、約30%で看護師による定時の観察のみで対応できる状態であった。また、約75%の患者で過去1月に急性増悪は見られなかった。

<医師による指示の見直しの頻度 (n=1,009)>



- 医療的な状態は安定しており、医師による指示の見直しはほとんど必要としない
- 週1回程度の指示見直しが必要
- 週2~3回程度の指示見直しが必要
- 毎日指示見直しが必要
- 1日数回の指示見直しが必要
- 24時間体制での管理が必要

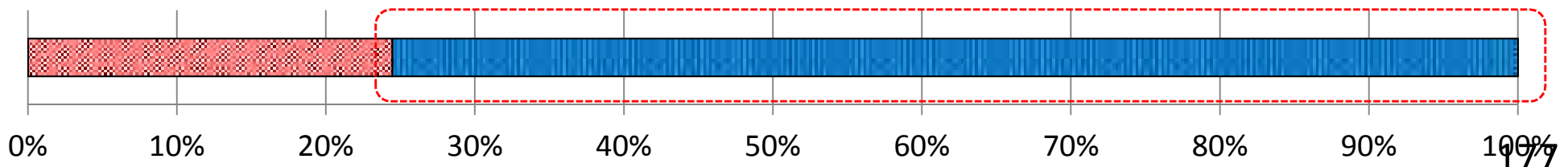
<看護師による観察及び管理の頻度 (n=1,009)>



- 定時の観察のみで対応できる (している)
- 定時以外に1日1回~数回の観察および管理が必要
- 頻回の観察および管理が必要
- 24時間観察および管理が必要

<過去1ヶ月の急性増悪の有無 (n=1,014)>

■ 急性増悪があった ■ 急性増悪はなく、病態は安定している



診療報酬上の在宅酸素療法に関する基準

<C103 在宅酸素療法指導管理料>

- | | |
|-------------------|--------|
| 1 チアノーゼ型先天性心疾患の場合 | 1,300点 |
| 2 その他の場合 | 2,500点 |

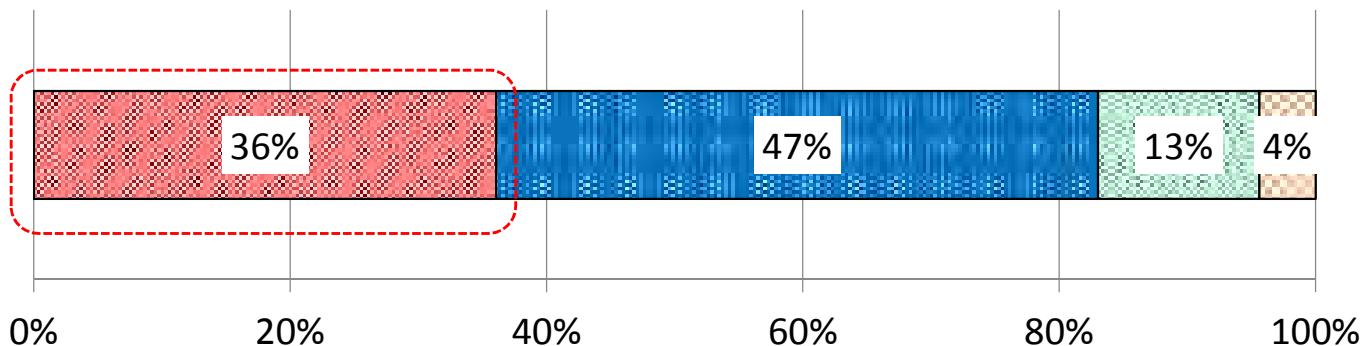
「その他の場合」の対象となる患者は、高度慢性呼吸不全例のうち、在宅酸素療法導入時に動脈血酸素分圧55mmHg以下の者及び動脈血酸素分圧60mmHg以下で睡眠時又は運動負荷時に著しい低酸素血症を来す者であって、医師が在宅酸素療法を必要であると認めたもの及び慢性心不全患者のうち、医師の診断により、NYHAⅢ度以上であると認められ、睡眠時のチェンストークス呼吸がみられ、無呼吸低呼吸指数（1時間当たりの無呼吸数及び低呼吸数をいう。）が20以上であることが睡眠ポリグラフィー上確認されている症例

※動脈血酸素分圧55mmHg＝動脈血酸素飽和度88%
動脈血酸素分圧60mmHg＝動脈血酸素飽和度90%

褥瘡（皮膚層の喪失又は複数箇所）に該当する患者の患者像

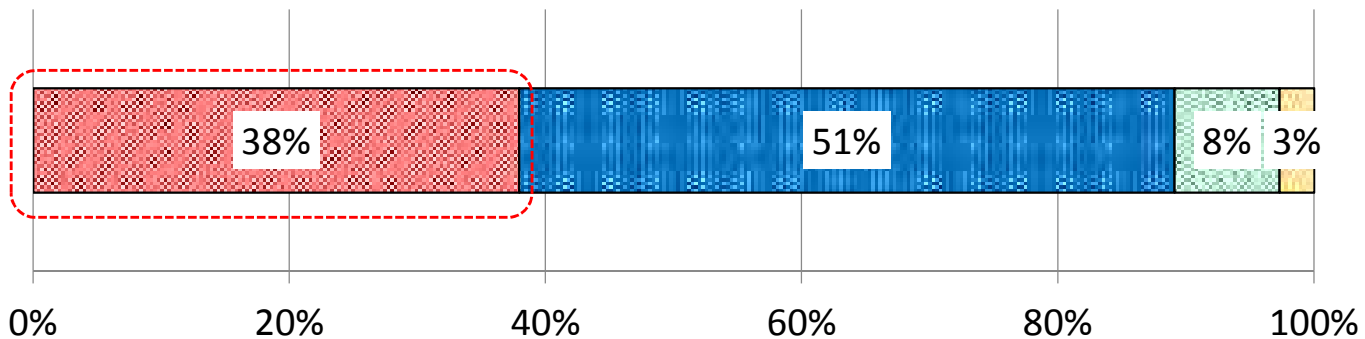
○ 褥瘡に該当する患者のうち、約40%で医師による指示の見直しがほとんど必要なく、約40%で看護師による定時の観察のみで対応できる状態であった。また、90%以上の患者で過去1ヶ月に急性増悪は見られなかった。

<医師による指示の見直しの頻度 (n=183)>



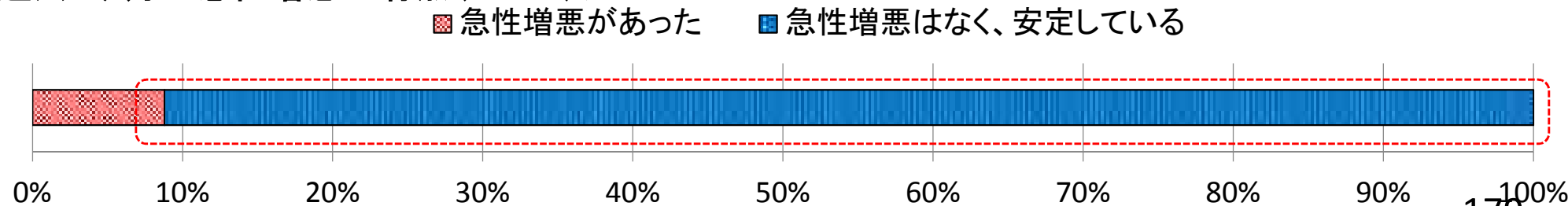
- 医療的な状態は安定しており、医師による指示の見直しはほとんど必要としない
- 週1回程度の指示見直しが必要
- 週2~3回程度の指示見直しが必要
- 毎日指示見直しが必要
- 1日数回の指示見直しが必要
- 24時間体制での管理が必要

<看護師による観察及び管理の頻度 (n=182)>



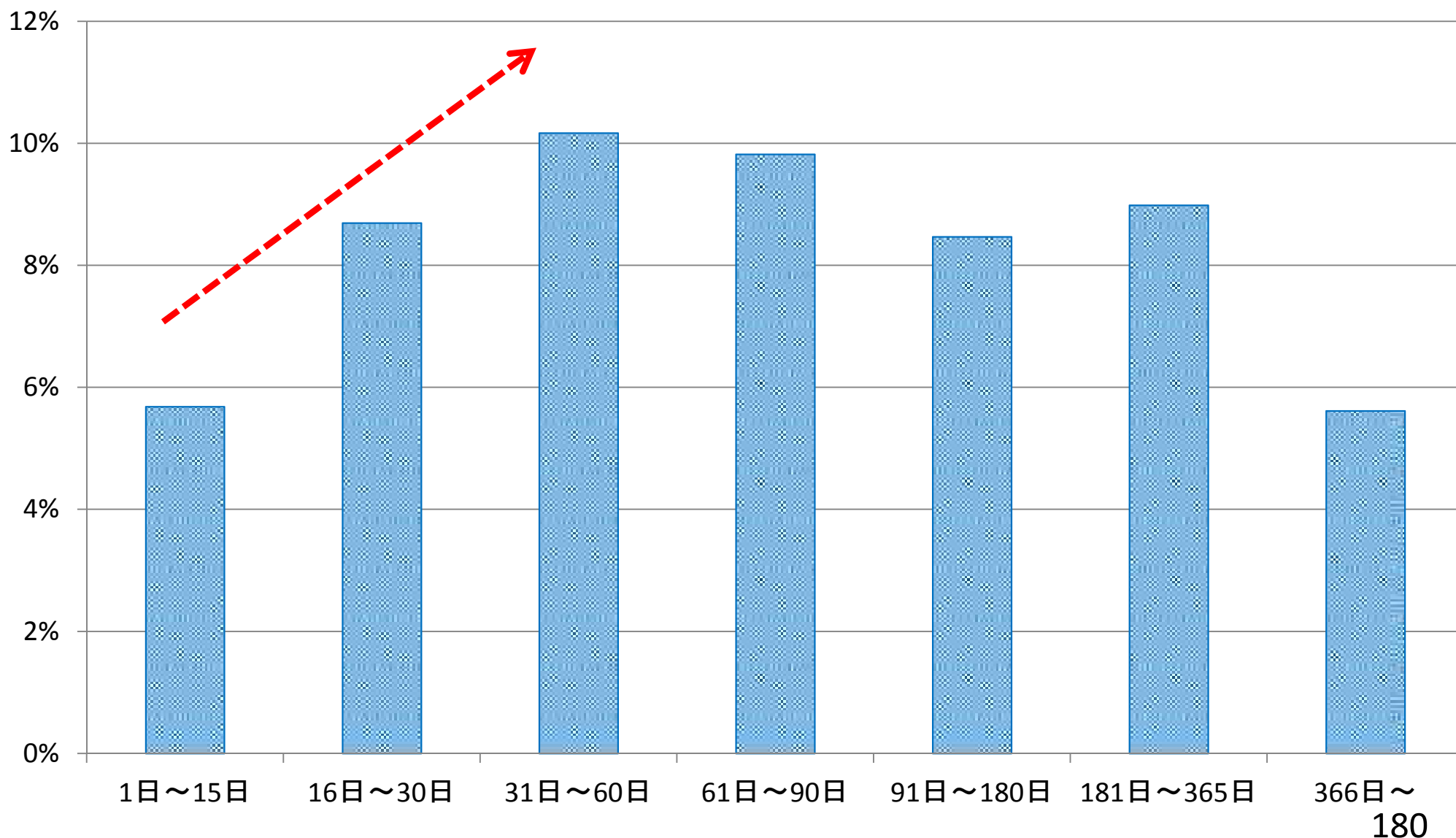
- 定時の観察のみで対応できる（している）
- 定時以外に1日1回~数回の観察および管理が必要
- 頻回の観察および管理が必要
- 24時間観察および管理が必要

<過去1ヶ月の急性増悪の有無 (n=182)>



入棟期間ごとの褥瘡に該当する患者の割合

- 入棟期間60日まで入棟期間が長くなると共に、入院患者に占める褥瘡(皮膚層の喪失又は複数箇所)の割合が増加していた。



難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年5月23日成立)

趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、難病の患者に対する医療費助成(注)に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずる。

(注)これまでは法律に基づかない予算事業(特定疾患治療研究事業)として実施していた。

概要

(1) 基本方針の策定

- 厚生労働大臣は、難病に係る医療その他難病に関する施策の総合的な推進のための基本的な方針を策定。

(2) 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立

- 都道府県知事は、申請に基づき、医療費助成の対象難病(指定難病)の患者に対して、医療費を支給。
- 指定難病に係る医療を実施する医療機関を、都道府県知事が指定。
- 支給認定の申請に添付する診断書は、指定医が作成。
- 都道府県は、申請があった場合に支給認定をしないときは、指定難病審査会に審査を求めなければならない。
- 医療費の支給に要する費用は都道府県が支払い、国は、その2分の1を負担。

(3) 難病の医療に関する調査及び研究の推進

- 国は、難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究を推進。

(4) 療養生活環境整備事業の実施

- 都道府県は、難病相談支援センターの設置や訪問看護の拡充実施等、療養生活環境整備事業を実施できる。

施行期日

平成27年1月1日

※児童福祉法の一部を改正する法律(小児慢性特定疾病の患児に対する医療費助成の法定化)と同日

難病の新たな医療費助成制度について

○ 医療費助成の対象疾病の拡大

○ 対象疾病

- 難病:56疾病 → 306疾病(平成27年7月から)

○ 受給者数

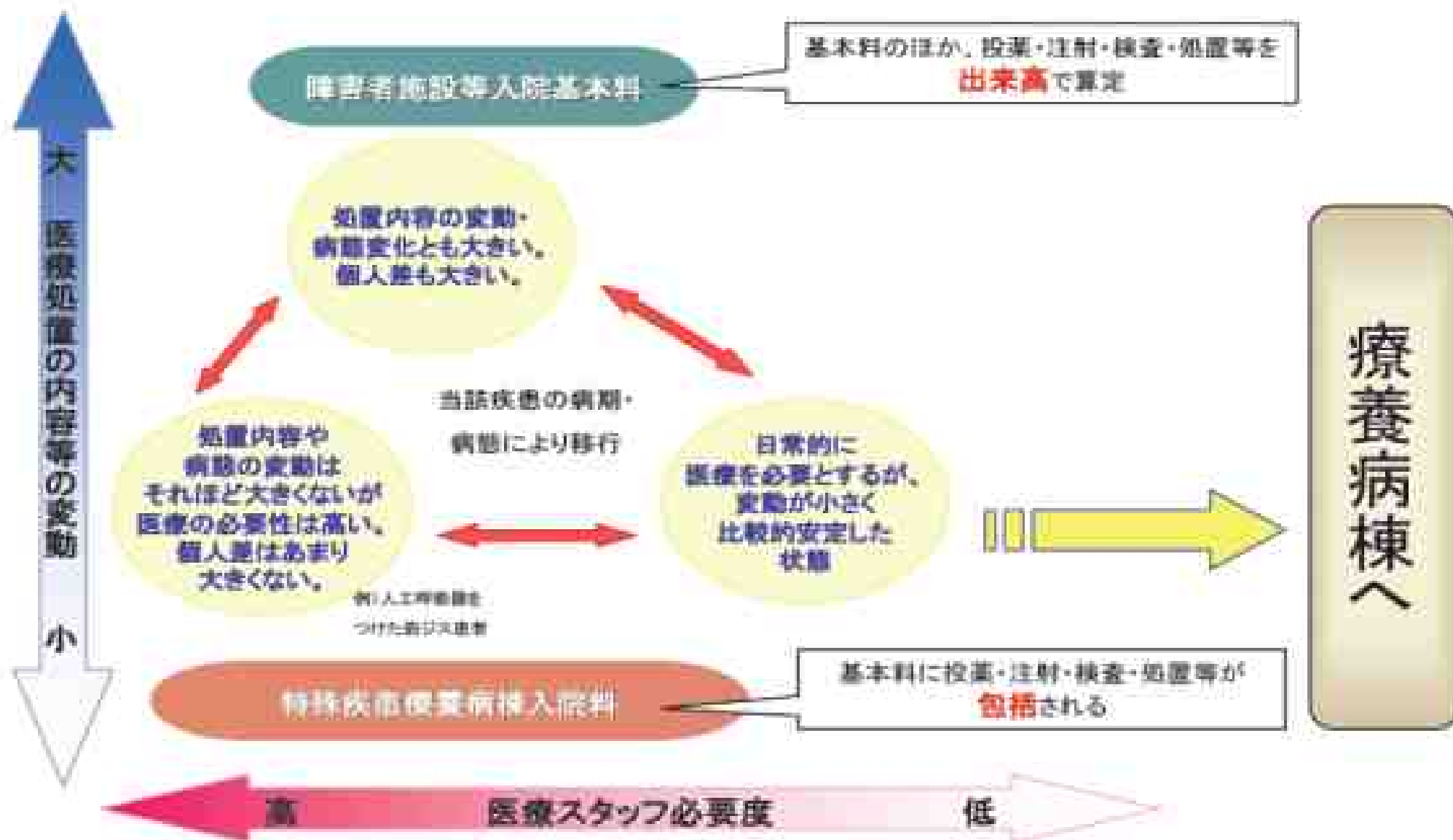
- 難病:約78万人(平成23年度) → 約150万人(平成27年度)(試算 ※)

※ 平成25年12月時点の試算。

中間とりまとめの構成

1. 調査概要等
2. 急性期入院医療について
 - 2-1. 7対1入院基本料の算定病床の動向について
 - 2-2. 特定除外制度の見直しに伴う影響について
 - 2-3. 重症度、医療・看護必要度について
3. 短期滞在手術等基本料について
4. 総合入院体制加算について
5. 有床診療所入院基本料について
6. 地域包括ケア病棟入院料について
7. 医療資源の少ない地域に配慮した評価について
- 8. 慢性期入院医療について**
 - 8-1. 在宅復帰機能強化加算について
 - 8-2. 療養病棟入院基本料2について
 - 8-3. 医療区分の評価項目について
 - 8-4. 脳卒中患者に関する慢性期医療の適切な評価について**
9. その他
 - 9-1. 退院支援に係る取組について
 - 9-2. 入院中の他医療機関の受診について

障害者施設等・特殊疾患療養病棟等の位置づけ



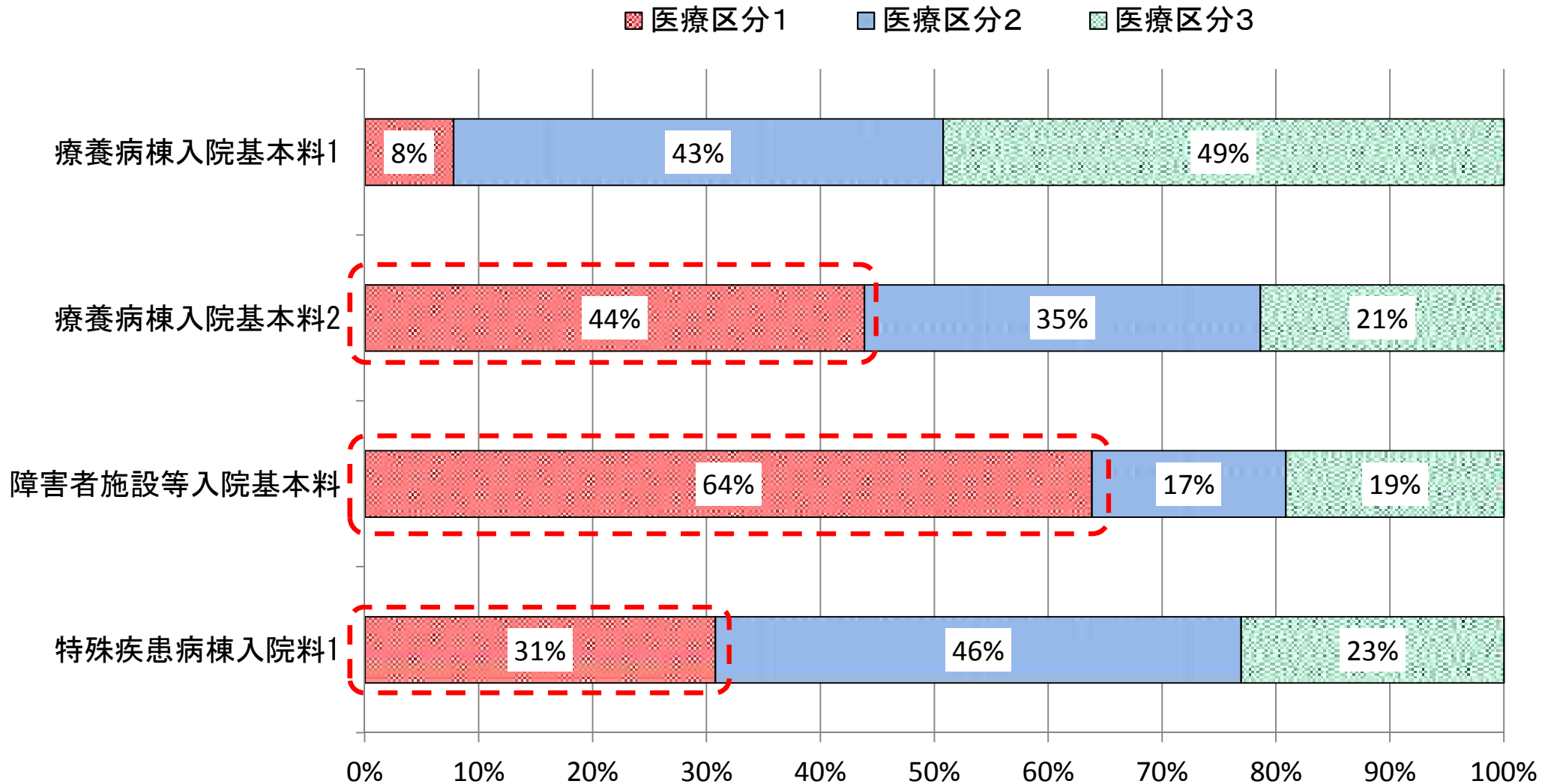
各病棟における患者の状態の比較～主病名～

- 療養病棟入院基本料、障害者病棟入院基本料、特殊疾患病棟入院料の届出を行っている病棟それぞれにおいて、脳血管疾患の患者は一定数入院していた。

	療養病棟 入院基本料1 (n=1,731)	療養病棟 入院基本料2 (n=781)	障害者施設等 入院基本料 (n=1,769)	特殊疾患病棟 入院料1 (n=146)	特殊疾患病棟 入院料2 (n=206)
神経系の疾患	16.3%	7.8%	43.1%	38.4%	30.6%
パーキンソン病	6.3%	3.6%	5.8%	14.4%	1.0%
アルツハイマー病	3.6%	1.4%	0.4%	2.7%	7.3%
てんかん	0.5%	0.6%	3.6%	0.7%	2.4%
脳性麻痺及びその他の麻痺 性症候群	0.7%	0.3%	22.3%	10.3%	17.0%
自律神経系の障害	0.7%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%
その他の神経系の疾患	4.5%	1.9%	10.2%	10.3%	2.9%
脳血管疾患	26.7%	23.9%	10.8%	17.8%	1.0%
くも膜下出血	2.2%	1.3%	1.2%	1.4%	0.5%
脳内出血	6.7%	5.2%	2.5%	0.7%	0.0%
脳梗塞	16.1%	16.3%	5.3%	8.9%	0.0%
脳動脈硬化(症)	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%
その他の脳血管疾患	1.7%	1.2%	1.6%	6.8%	0.5%

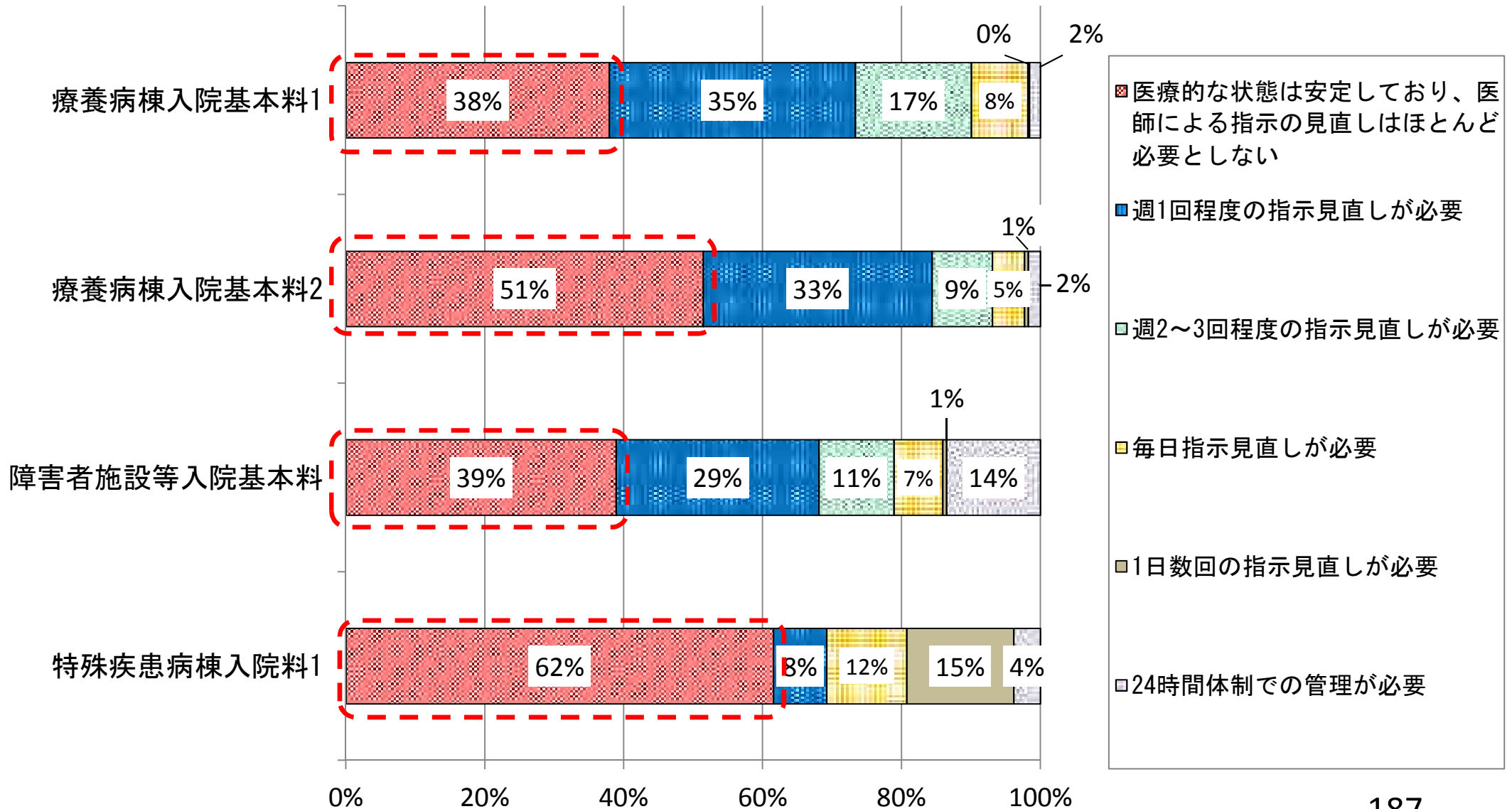
脳卒中※患者の医療区分

○ 医療区分1の患者の比率は療養病棟入院基本料2の病棟では約40%のところ、障害者施設等入院基本料の病棟では60%以上、特殊疾患病棟入院料の病棟では約30%であった。



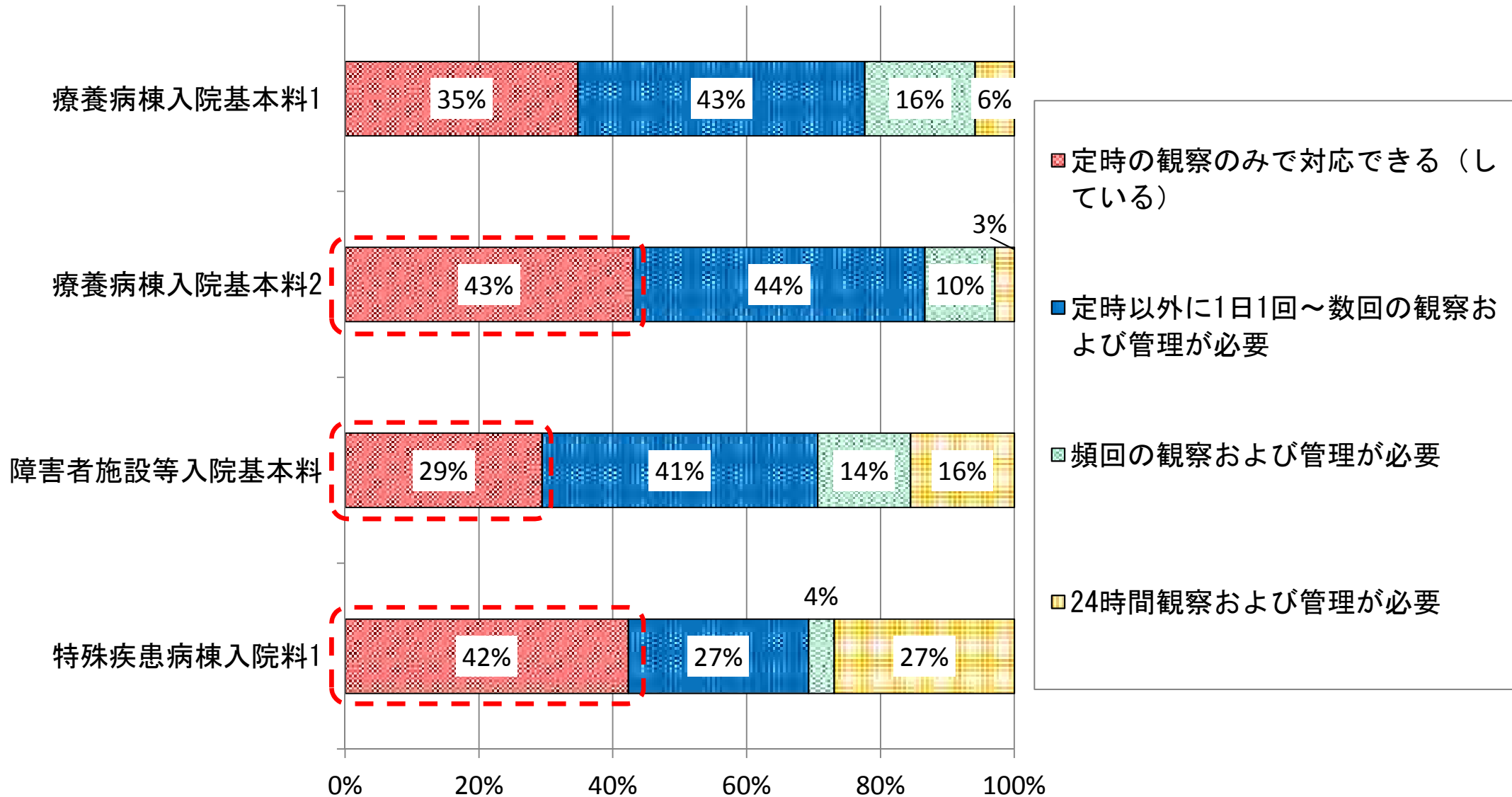
脳卒中※患者の「医師による指示の見直し」の頻度

○ 医師による指示の見直しをほとんど必要としない患者の比率は療養病棟入医基本料の病棟では約40～50%のところ、障害者施設等入院基本料の病棟では約40%、特殊疾患病棟入院料の病棟では60%以上であった。



脳卒中※患者の「看護師による観察及び管理」の頻度

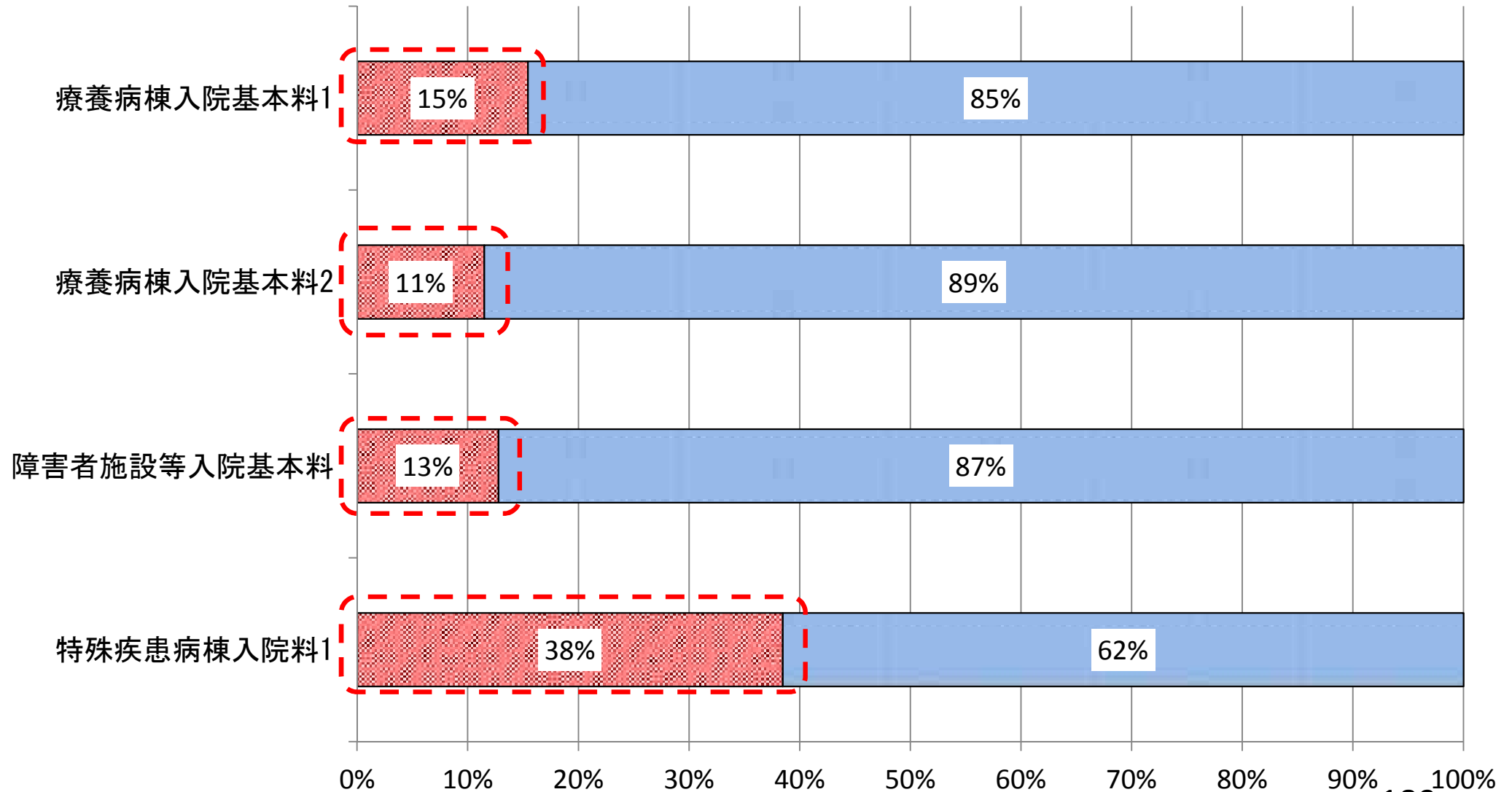
○ 看護師による定時の観察のみで対応できる患者の比率は療養病棟入院基本料の病棟では約30～40%のところ、障害者施設等入院基本料の病棟では約30%、特殊疾患病棟入院料の病棟では約40%であった。



脳卒中※患者の急性増悪

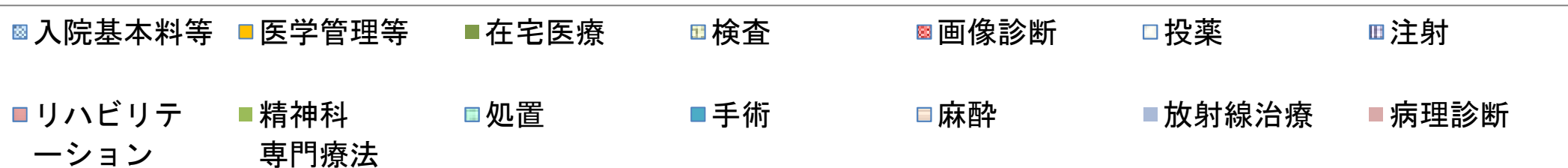
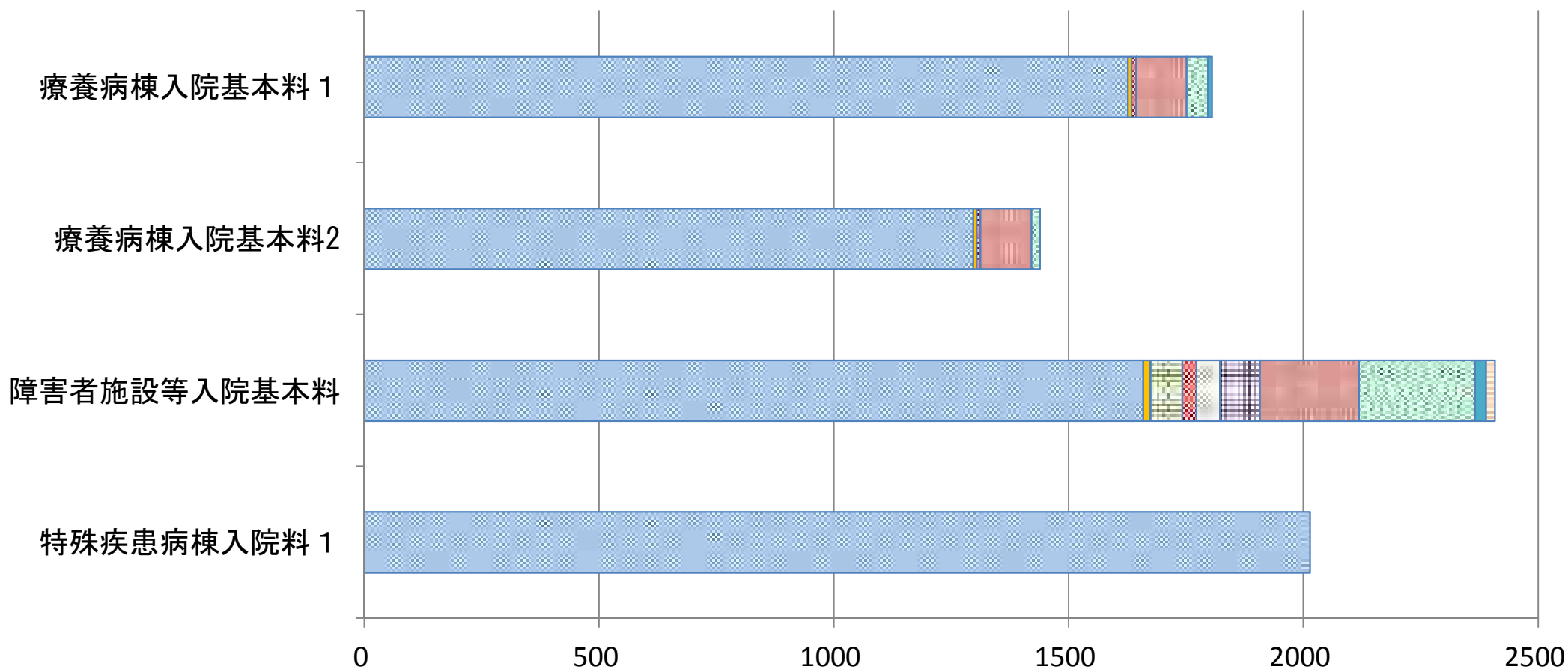
○ 過去1ヶ月に急性増悪があった脳卒中患者の割合は障害者施設等入院基本料の届出病棟と療養病棟入院基本料の届出病棟で同様であった。また、特殊疾患病棟入院料1の届出病棟では急性増悪の割合が多く見られた。

■ 急性増悪があった ■ 急性増悪はなく、病態は安定している



脳卒中患者の入院料ごとの一日平均単価

<1日当たりのレセプト請求点数(点数/日数)>



一日あたり点数

中間とりまとめの構成

1. 調査概要等
2. 急性期入院医療について
 - 2-1. 7対1入院基本料の算定病床の動向について
 - 2-2. 特定除外制度の見直しに伴う影響について
 - 2-3. 重症度、医療・看護必要度について
3. 短期滞在手術等基本料について
4. 総合入院体制加算について
5. 有床診療所入院基本料について
6. 地域包括ケア病棟入院料について
7. 医療資源の少ない地域に配慮した評価について
8. 慢性期入院医療について
 - 8-1. 在宅復帰機能強化加算について
 - 8-2. 療養病棟入院基本料2について
 - 8-3. 医療区分の評価項目について
 - 8-4. 脳卒中患者に関する慢性期医療の適切な評価について
- 9. その他**
 - 9-1. 退院支援に係る取組について**
 - 9-2. 入院中の他医療機関の受診について

退院支援に係る診療報酬の変遷

【入院治療計画の策定】

平成8年：入院治療計画加算（入院時医学管理料）

- ・総合的な入院治療計画の策定に対する評価（現在、入院基本料の算定要件）

平成12年：急性期病院加算、急性期特定病院加算として「詳細な入院診療計画」を評価

平成14年：急性期入院加算、急性期特定入院加算（改）

- ・詳細な入院診療計画に加え、退院指導計画を作成し、退院後の療養上の留意点に関する説明や指導を実施

【医療機関の連携の推進】

平成18年：地域連携診療計画管理料、地域連携診療計画管理料退院指導料

- ・対象疾患；大腿骨頸部骨折

平成20年：地域連携診療計画管理料等の対象疾患に脳卒中が追加

【退院支援計画の策定と退院時の情報共有の推進】

平成20年：退院調整加算、総合評価加算

平成22年：介護支援連携指導料、急性期病棟等退院調整加算、慢性期病棟等退院調整加算、
新生児退院調整加算

平成24年：退院調整加算1・2、新生児退院調整加算1・2、地域連携計画加算

退院支援に係る主な診療報酬上の評価①

退院に向けた院内の取組に関する主な評価

項目名	概要
退院調整加算(退院時1回)	入院早期より退院困難な要因を有する者を抽出し、その上で退院困難な要因を有する者に対して、適切な退院先に適切な時期に退院できるよう、退院支援計画の立案及び当該計画に基づき退院した場合に算定する。
新生児特定集中治療室 退院調整加算 (入院中又は退院時1回)	新生児特定集中治療室又は新生児集中治療室に入室し、集中的な治療を受けた退院困難な要因を有する患者に対して、より適切な退院先に退院できるよう、退院支援計画を策定し、退院先の選定や必要な社会福祉サービスの調整等も含め、退院調整を行う取組を行った場合に算定する。
総合評価加算(入院中1回)	65歳以上の者等については、入院当初から退院後にどのような生活を送るかということを念頭に置いた医療を行うことは特に重要なことであり、身体機能や退院後に必要となりうる介護サービス等について総合的に評価を行い、入院中の診療や適切な退院調整に活用する取組を行った場合に算定する。
退院前訪問指導料 (入院中1回)	継続して1月を超えて入院すると見込まれる入院患者の円滑な退院のため、入院中又は退院日に患家を訪問し、患者の病状、患家の家屋構造、介護力等を考慮しながら、患者又はその家族等退院後に患者の看護に当たる者に対して、退院後の在宅での療養上必要と考えられる指導を行った場合に算定する。
精神科地域移行実施加算 (1日につき)	精神障害者の地域移行支援に係る取組を計画的に進めることにより、入院期間が5年を超える入院患者のうち、患者数が1年間で5%以上減少した場合に、当該保険医療機関の精神病棟に入院した患者について算定する。

退院支援に係る主な診療報酬上の評価②

退院に向けた院外との情報共有等に関する主な評価

項目名	概要
退院時共同指導料 (入院中1回)	保険医療機関に入院中の患者について、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医等が、当該患者が入院している保険医療機関に赴いて、患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、入院中の保険医療機関の保険医等と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に算定する。
介護支援連携指導料 (入院中2回)	入院の原因となった疾患・障害や入院時に行った患者の心身の状況等の総合的な評価の結果を踏まえ、退院後に介護サービスを導入することが適切であると考えられる患者等が退院後により適切な介護サービスを受けられるよう、社会福祉士等がケアプランの作成を担当する介護支援専門員と共同して導入すべき介護サービス等について説明及び指導を行った場合に算定する
診療情報提供料(I) (月1回)	医療機関間の有機的連携の強化及び医療機関から保険薬局又は保健・福祉関係機関への診療情報提供機能の評価を目的として設定されたものであり、保険医療機関が、診療に基づき他の機関での診療の必要性等を認め、患者に説明し、その同意を得て当該機関に対して、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に算定する。

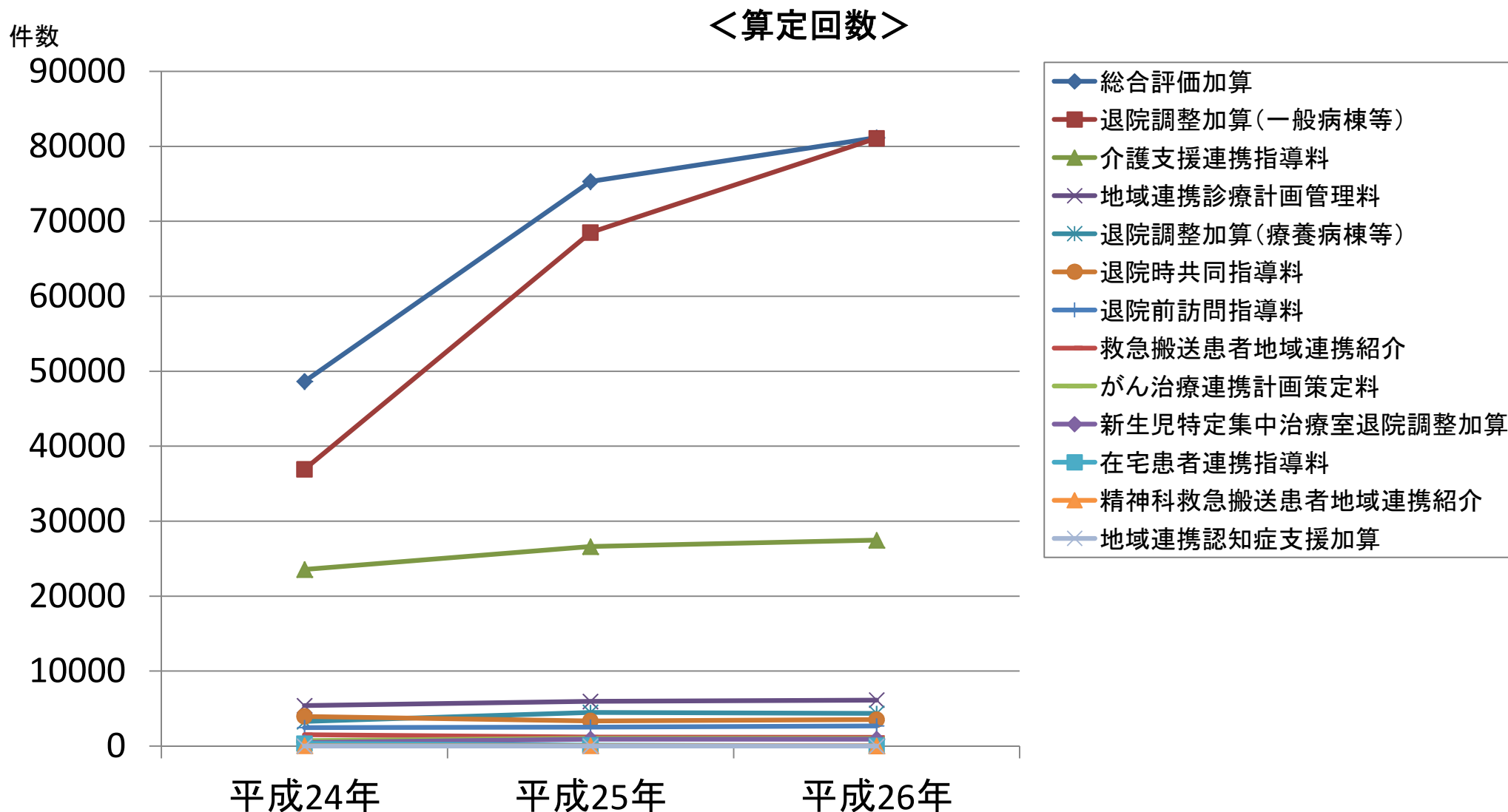
退院支援に係る主な診療報酬上の評価③

退院に向けた医療機関の連携に関する主な評価

項目名	概要
救急搬送患者地域 連携紹介加算(退院時1回)	高次の救急医療機関に緊急入院した患者について、他の保険医療機関でも対応可能な場合に、高次の救急医療機関の負担軽減及び緊急入院の受入が円滑化を図るため、入院7日以内に当該患者に係る診療情報を文書により提供した上で他の医療機関に転院させた場合に算定する。
精神科救急搬送患者地域 連携紹介加算(退院時1回)	精神科救急医療機関に緊急入院した患者について、後方病床の役割を担う保険医療機関で対応可能な場合に、精神科救急医療機関の負担軽減及び緊急入院の受入が円滑化を図るため、入院60日以内に当該患者に係る診療情報を文書により提供した上で他の医療機関に転院させた場合に算定する。
地域連携認知症支援加算 (入院初日)	認知症に対する短期的かつ集中的な治療のため、保険医療機関が当該患者に係る診療情報を文書により提供した上で、他の保健医療機関の病棟に転院させた場合であって、60日以内に、元の保険医療機関に入院した場合に算定する。
地域連携診療計画管理料 (退院時等1回)	地域連携診療計画の対象疾患(大腿骨頸部骨折・脳卒中)の患者に対し、地域連携診療計画に沿って治療を行うことについて患者の同意を得た上で、入院後7日以内に値行き連携診療計画に基づく個別の患者毎の診療計画を作成するとともに、説明し、それを文書にて患者又は家族に提供した場合に算定する。
がん治療連携計画策定料1 (退院時等1回)	がん診療連携拠点病院等を中心に策定された地域連携診療計画に沿ったがん治療に関わる医療機関の連携により、がん患者に対して地域における切れ目のない医療が提供されることを評価したものであり、地域連携診療計画を作成するとともに、文書にて患者等に説明し、他の医療機関に診療情報を文書により提供した場合に算定する。

退院支援に係る主な診療報酬上の評価の算定状況

○ 退院支援に係る診療報酬上の評価は多く存在するが、退院調整加算、総合評価加算、介護支援連携指導料等一部の項目を除き、算定回数はそれほど多くない。



退院支援に係る主な取組と評価

ストラクチャー評価

【人員の配置に関する評価】

- ・退院調整部門の設置及び専従の職員(1名以上)の配置(退院調整加算等)
- ・総合的な機能評価に係る研修を修了した医師等がいること(総合評価加算)

【医療機関間の恒常的な連携に関する評価】

- ・紹介元と受入先の医療機関があらかじめ協議を行って連携をとっていること(救急搬送患者地域連携紹介加算等)
- ・あらかじめ地域連携診療計画が作成され、連携医療機関と共有されていること(地域連携診療計画管理料等)

プロセス評価

【早期退院に向けた院内の取組に関する評価】

- ・入院早期の退院困難な患者の抽出(退院調整加算等)
- ・入院早期の家族等との面談(退院調整加算等)
- ・退院支援計画の作成(退院調整加算等)
- ・地域連携診療計画の作成(地域連携診療計画管理料等)
- ・日常生活、認知機能、意欲等に関する総合的な評価の実施(総合評価加算)
- ・病棟及び退院調整部門の関係職種による共同カンファレンスの実施(退院調整加算等)
- ・患家を訪問した上で、退院後に在宅で必要となる療養上の指導の実施(退院前訪問指導料)

【医療機関間の恒常的な連携に関する評価】

- ・3回/年以上の連携医療機関間の会合の実施(地域連携診療計画管理料)

【退院に向けた情報提供等に関する評価】

- ・退院・転院後の保険医療機関等との連絡や調整、情報提供(退院調整加算等)
- ・入院している保険医療機関及び退院後の在宅療養を担う保険医療機関職員による共同指導(退院時共同指導料)
- ・入院している保険医療機関の職員と介護支援専門員による共同指導(介護支援連携指導料)

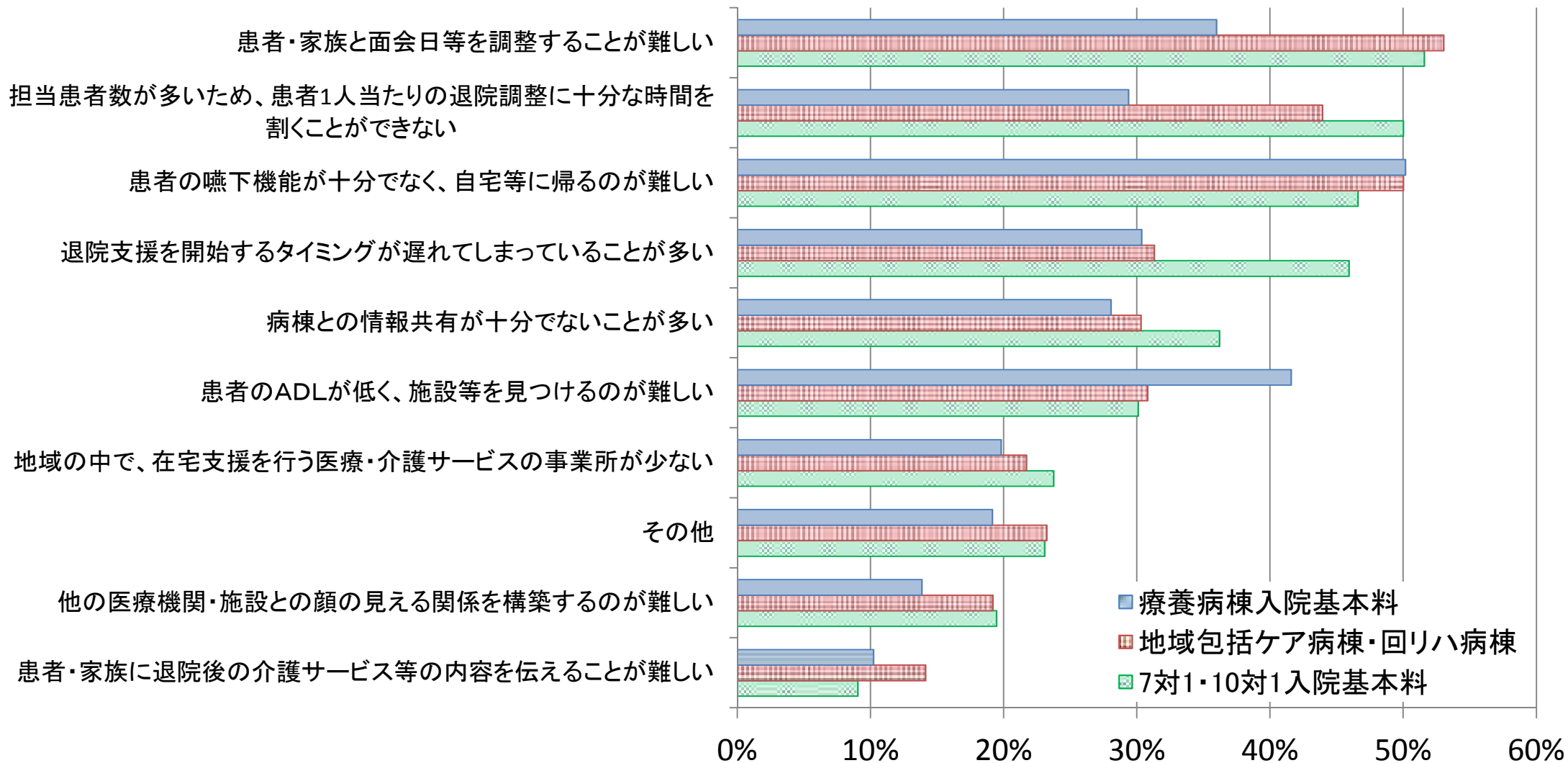
アウトカム評価

- ・平均在院日数が17日以内(地域連携診療計画管理料)
- ・入院期間が5年を超える入院患者のうち、退院した患者の数が1年間で5%以上の実績(精神科地域移行実施加算)

退院支援を行うに当たって困難な点

- 退院支援室等において、退院支援を行うに当たって困難な点として、患者・家族との面会や十分な退院調整に向けた時間の確保、嚥下機能が低下した患者の取扱い等が挙げられた。

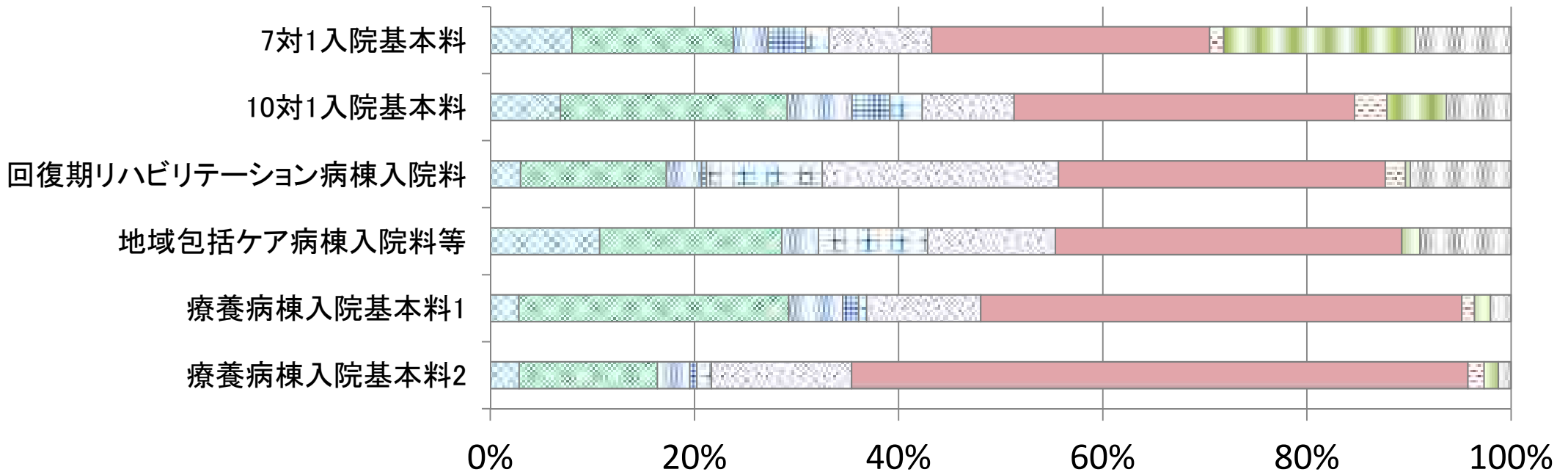
＜入院料別の退院支援を行うに当たって困難な点＞



外来・在宅で管理可能な患者が退院できない理由

- 「医学的には外来・在宅でもよいが、他の要因のために退院予定がない」患者が、退院できない理由としては、「入所先の施設の確保ができていないため」「家族の希望に合わないため」とする割合が多かった。
- その他、7対1病棟では「入院先の医療機関が確保できていないため」とする患者も多くみられた。

＜入院料別の退院できない理由＞



- 本人の希望に合わないため
- 在宅介護の確保ができていないため
- 自宅の改修等の住環境の整備ができていないため
- 家族等による介護は困難であり、入所先の施設の確保ができていないため
- 入院先の医療機関の確保ができていないため
- 家族の希望に合わないため
- 在宅医療の確保ができていないため
- 全体の調整・マネジメントができていないため
- 自宅に退院、または施設に入所すれば経済的な負担が増えるため
- その他

地域連携室・退院支援室の設置状況

- 療養病棟では限定的だったものの、病床数の少ない医療機関を含め、多くの医療機関において地域連携支援室又は退院支援室を設置していた。
- また、病床数の少ない医療機関の方が病床数当たりの専従職員が多い傾向がみられた。

<地域連携支援室・退院支援室の設置状況(病床規模別)>

		200床未満		200～500床		500床以上	
		設置あり	設置なし	設置あり	設置なし	設置あり	設置なし
7対1入院基本料	医療機関数	72(86%)	12(14%)	144(100%)	-	67(100%)	-
	職員数(/100床)	4		3		2	
10対1入院基本料	医療機関数	172(73%)	63(27%)	30(88%)	4(12%)	3(100%)	-
	職員数(/100床)	3		2		2	
地域包括ケア病棟 入院料 (入院医療管理料)	医療機関数	70(93%)	5(7%)	26(100%)	-	1(100%)	-
	職員数(/100床)	3		2		0	
回復期 リハビリテーション 病棟入院料	医療機関数	122(87%)	18(13%)	51(96%)	2(4%)	-	-
	職員数(/100床)	4		2		-	
療養病棟 入院基本料	医療機関数	255(60%)	172(40%)	80(87%)	12(13%)	-	-
	職員数(/100床)	3		1		-	

退院支援に向けた院内の取組について

- 病床規模に関わらず、多くの医療機関で入院時に早期退院に向けた多職種カンファレンスを実施していた。

<入院時の早期退院に向けた多職種カンファレンスの実施(病床規模別)>

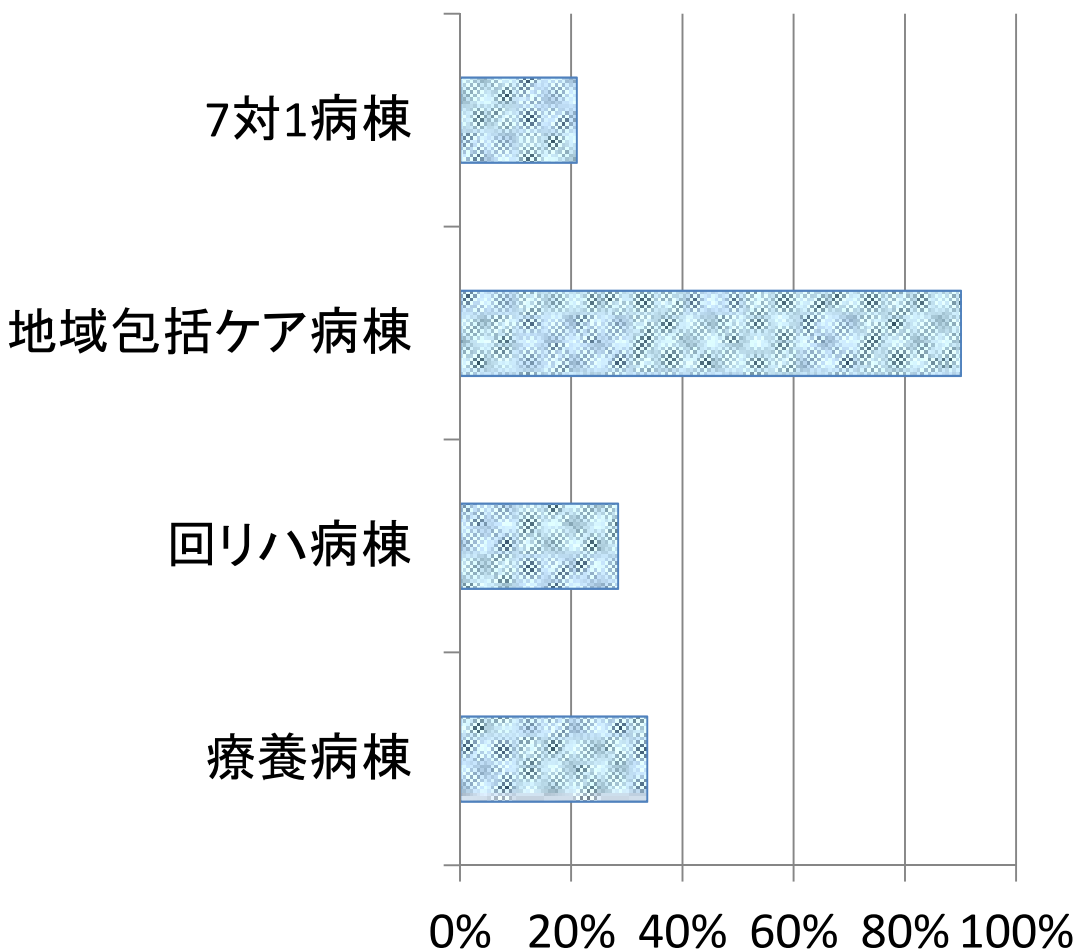
		200床未満		200～500床		500床以上	
		実施あり	実施なし	実施あり	実施なし	実施あり	実施なし
7対1・10対1 入院基本料	実施施設数	184(89%)	22(11%)	148(94%)	9(6%)	65(97%)	2(3%)
	平均在院日数	15.2	15.0	13.4	14.9	13.0	13.3
地域包括ケア病棟 入院料 (入院医療管理料)	実施施設数	59(92%)	5(8%)	20(91%)	2(9%)	1	0
	平均在院日数	27.1	26.6	25.4	39.2	21.8	-
回復期リハビリ テーション病棟 入院料	実施施設数	103(95%)	5(5%)	43(96%)	2(4%)	0	0
	平均在院日数	70.0	65.7	75.6	100.1	-	-
療養病棟 入院基本料	実施施設数	174(76%)	54(24%)	55(86%)	9(14%)	0	0
	平均在院日数	214.1	332.7	303.0	378.1	-	-

病棟への退院支援職員の配置状況

- 地域包括ケア病棟では、約90%の病棟で退院支援に係る専任又は専従の職員を病棟に配置しており、他の病棟と比べて極めて高い値を示していた。
- 7対1病棟と療養病棟では、職員の配置を行っている病棟の方が平均在院日数が短い傾向がみられた。

＜病棟への退院支援に専任／専従の職員の配置＞

＜病棟への退院支援職員の配置別の平均在院日数＞

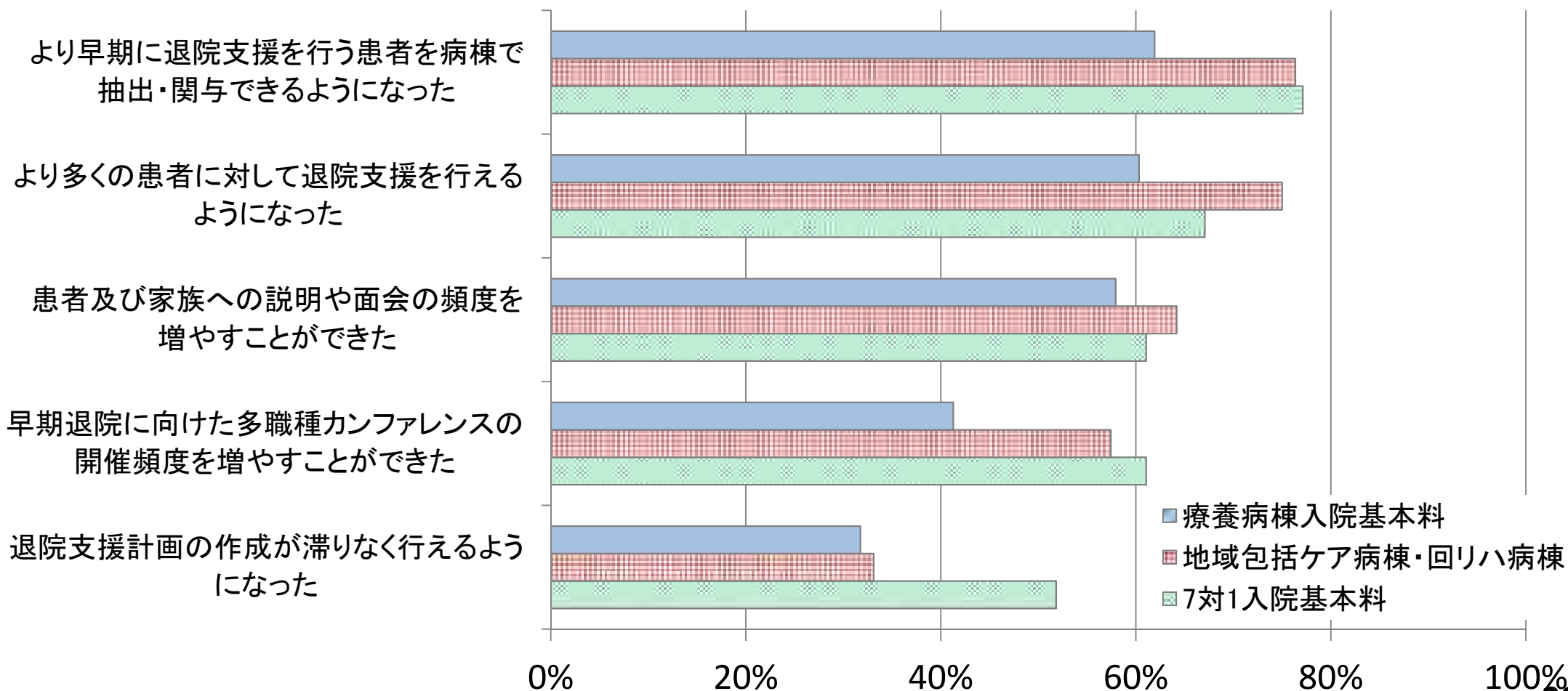


	専任／専従職員の配置	
	あり	なし
7対1病棟	12.7	13.0
地域包括ケア病棟	28.0	22.2
回りハ病棟	73.0	68.5
療養病棟	256.9	348.4

病棟への退院支援職員の配置による効果

- 病棟に専任/専従の退院支援の職員を配置した効果として、より早く患者を抽出できるようになった或いはより多くの患者に対して退院支援を行えるようになったとする回答が多くみられた。
- また、療養病棟よりも7対1・10対1入院基本料や地域包括ケア・回復期リハビリテーション病棟において、効果が高いとする回答が多くみられた。

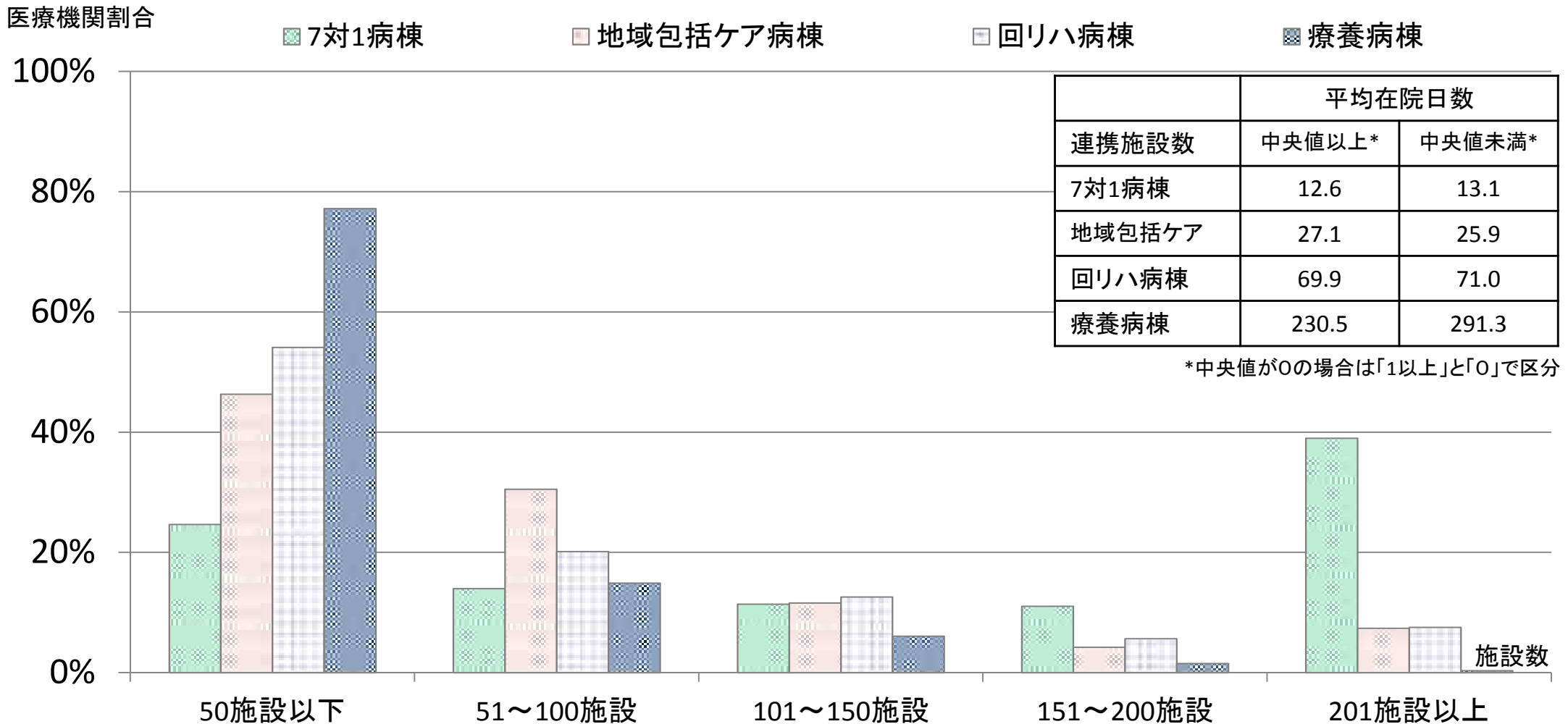
＜病棟への退院支援職員配置による効果＞



退院支援に向けた院外との連携について

- 入院期間が短い入院料を届け出ている医療機関ほど、連携施設数が多かった。また、地域包括ケア病棟を除き、連携施設数の多い医療機関ほど平均在院日数が短い傾向がみられた。

<連携施設数の状況>



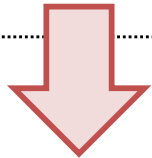
7対1病棟における在宅復帰率の評価について

- 現在の在宅復帰率の計算では退棟先の評価が3段階に分かれており、自宅等への退棟と在宅復帰率が要件化されている病棟への退棟が同等に最も評価されている。
- また、自院の他病床への退棟等が2番目に評価されている。

最も評価されている退棟先
(分子に含まれる退棟先)

自宅 + 高齢者向け集合住宅等

回復期リハ病棟入院料
地域包括ケア病棟(病室)
療養病棟(加算あり)
介護老人保健施設(在宅強化型等)

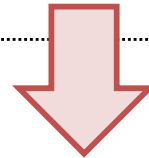


- ・この退棟先が増加すると在宅復帰率が上がる。
- ・自宅へ直接退院した場合と在宅復帰率が要件化された病棟へ退院した場合が同等に評価されている。

2番目に評価されている退棟先
(計算に含まれない退棟先)

自院の他病床
(在宅復帰率が要件化されている病棟を除く)

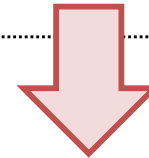
死亡退院



- ・計算から除外されているため、この退棟先が増加しても在宅復帰率は変化しない。

最も低く評価されている退棟先
(分母にのみ含まれる退棟先)

他医療機関
(在宅復帰率が要件化されている病棟を除く)
介護保険施設
(在宅復帰率が要件化されている病棟を除く)

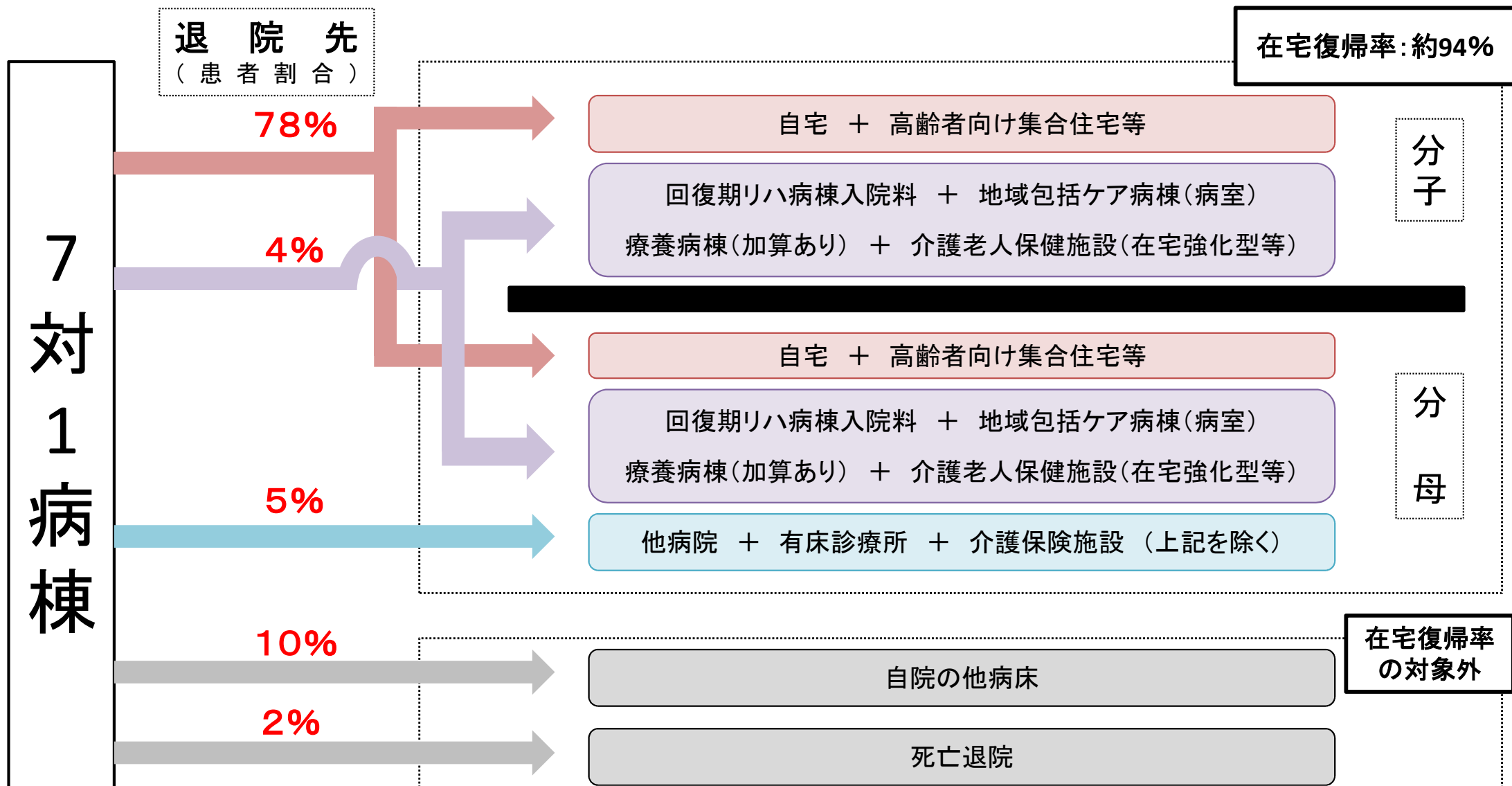


- ・この退棟先が増加すると在宅復帰率が下がる。

7対1病棟における在宅復帰率（患者別）

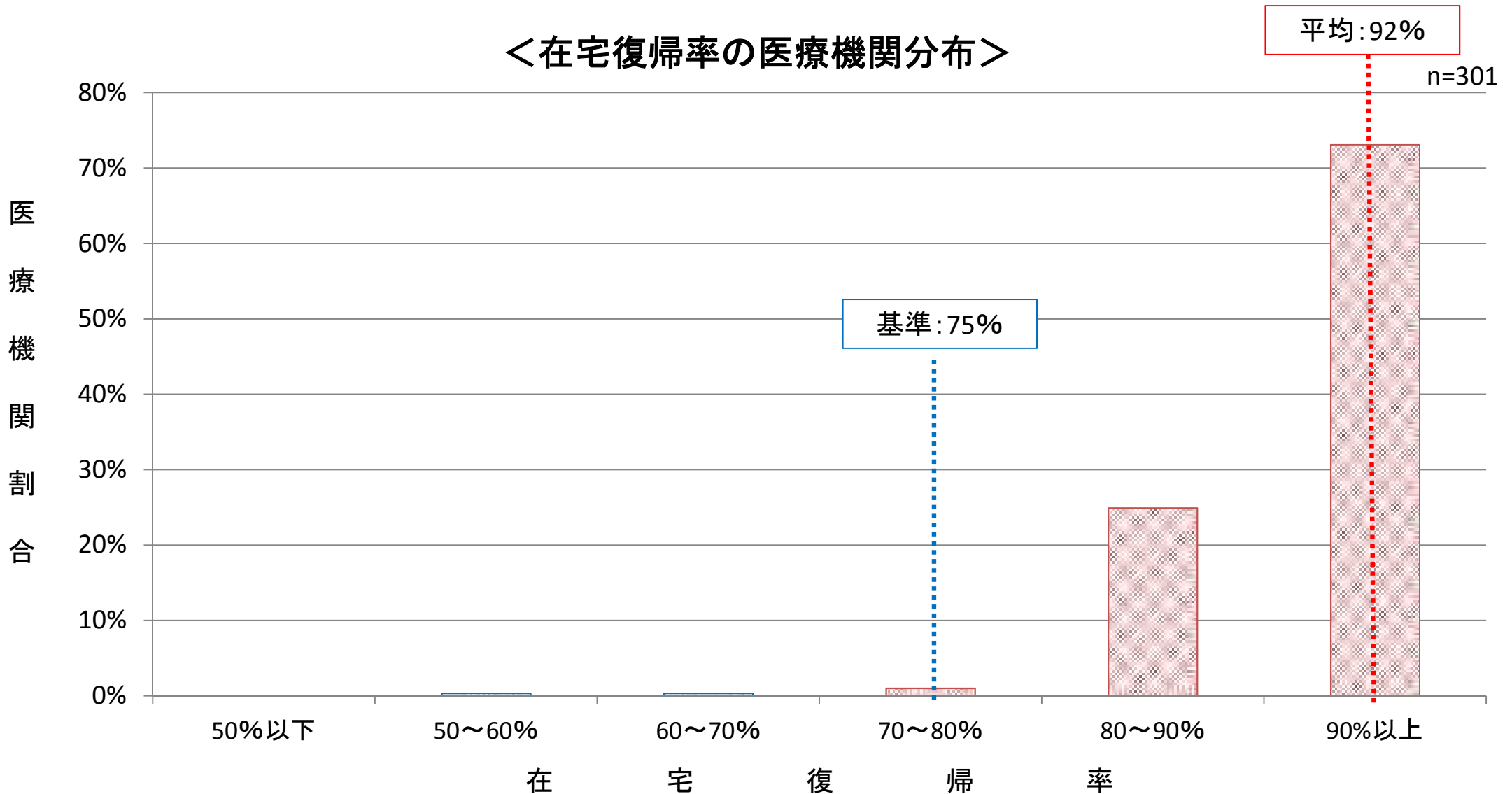
診調組 入-1
27.5.29

○ 7対1病棟からの退院患者全体の在宅復帰率は約94%であるが、直接、自宅及び高齢者向け集合住宅等に退院した患者の割合は78%であった。



7対1病棟における在宅復帰率の状況（医療機関別）

- 7対1一般病棟における在宅復帰率は平均92%であり、ほとんどの医療機関が施設基準の要件となっている75%よりも高い値を示している。



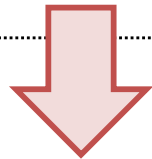
地域包括ケア病棟における在宅復帰率の評価について

- 現在の在宅復帰率の計算では退棟先の評価が3段階に分かれており、自宅等への退棟と在宅復帰率が要件化されている病棟への退棟が同等に最も評価されている。

最も評価されている退棟先
(分子に含まれる退棟先)

自宅 + 高齢者向け集合住宅等

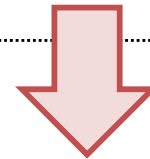
療養病棟(加算あり)
介護老人保健施設(在宅強化型等)



- ・この退棟先が増加すると在宅復帰率が上がる。
- ・自宅へ直接退院した場合と在宅復帰率が要件化された病棟へ退院した場合が同等に評価されている。

2番目に評価されている退棟先
(計算に含まれない退棟先)

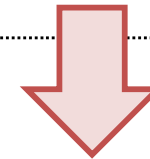
死亡退院



- ・計算から除外されているため、この退棟先が増加しても在宅復帰率は変化しない。

最も低く評価されている退棟先
(分母にのみ含まれる退棟先)

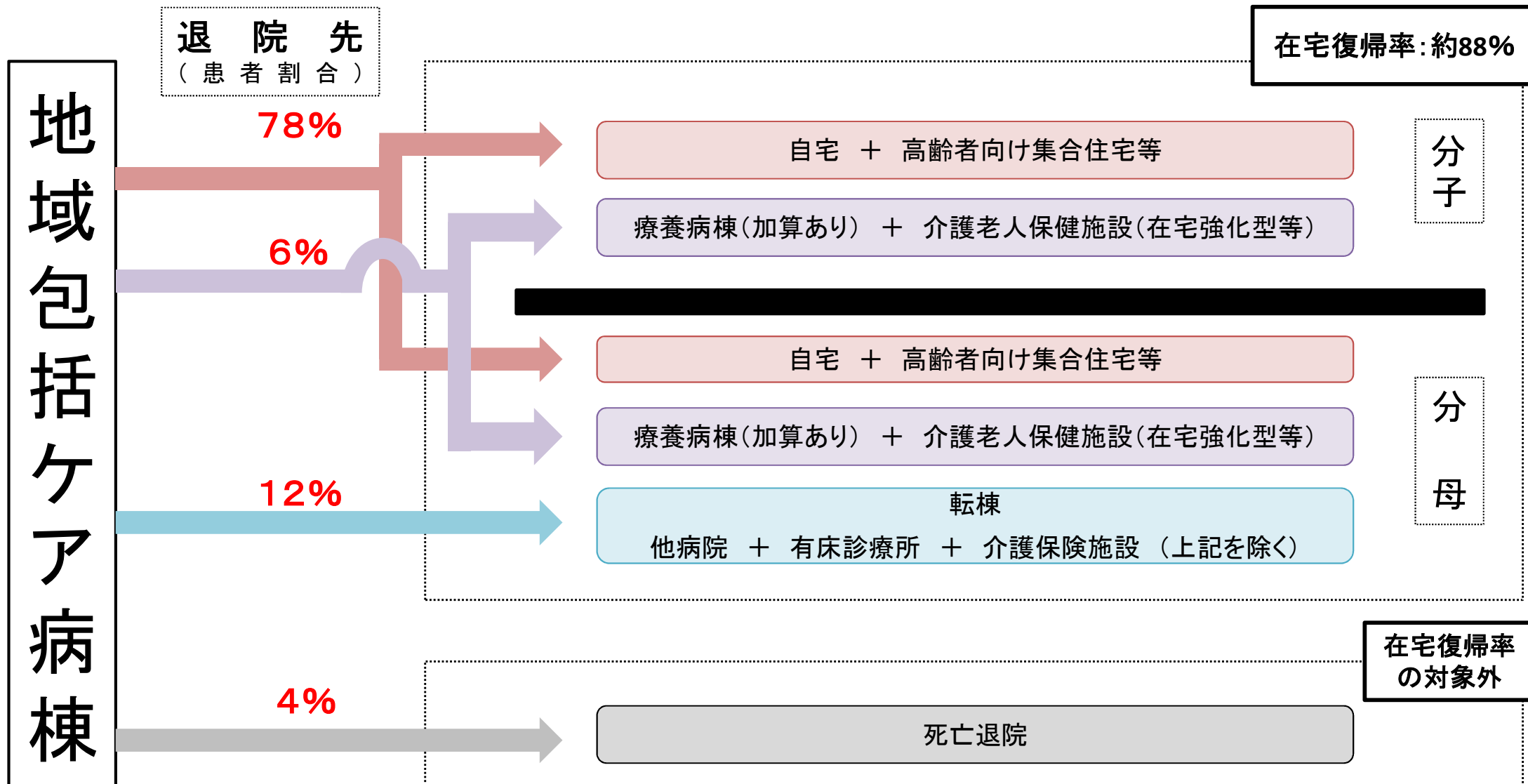
他医療機関
(在宅復帰率が要件化されている病棟を除く)
介護保険施設
(在宅復帰率が要件化されている病棟を除く)



- ・この退棟先が増加すると在宅復帰率が下がる。

地域包括ケア病棟における在宅復帰率（患者別）

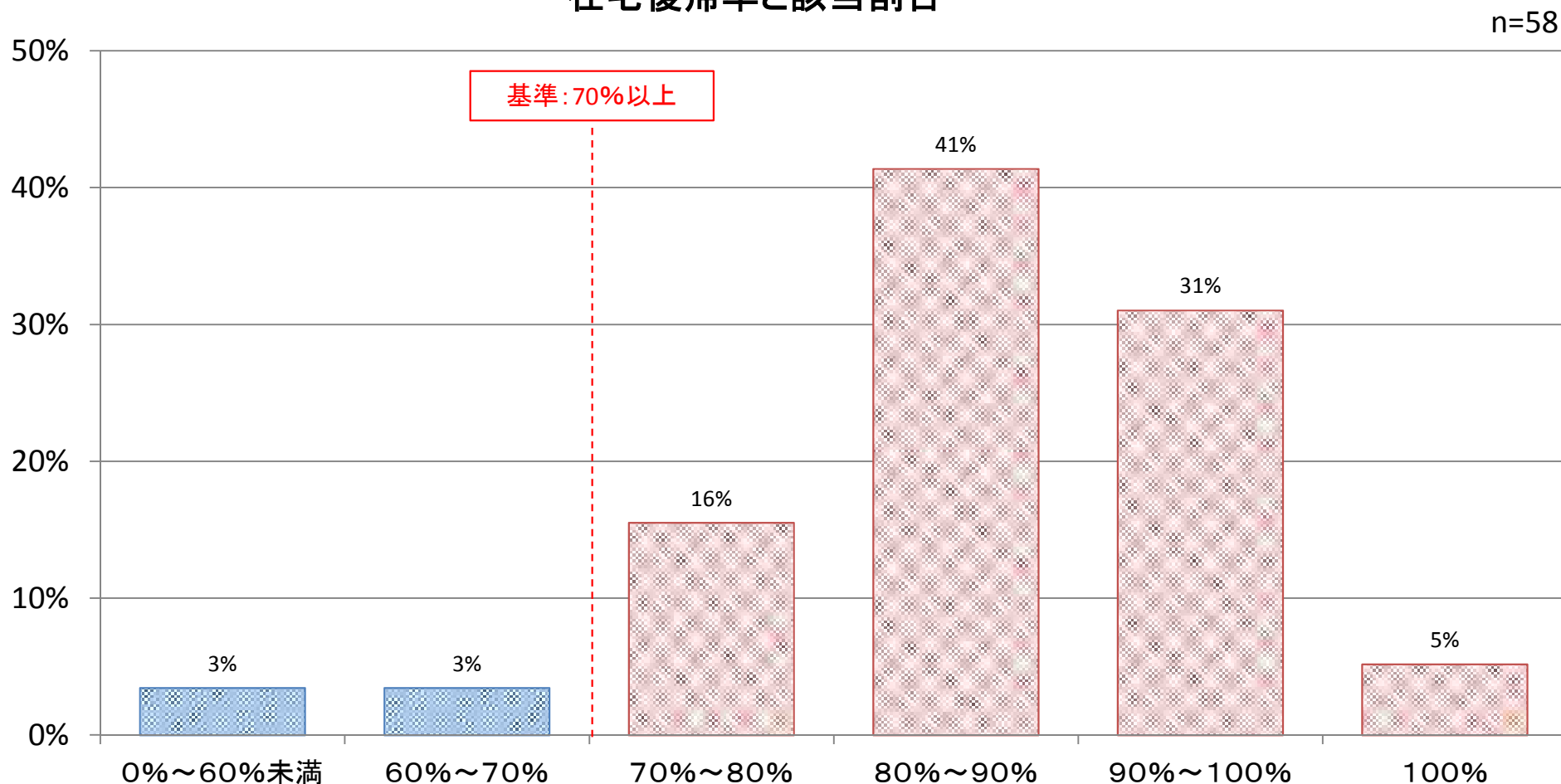
- 地域包括ケア病棟からの退院患者全体の在宅復帰率は約88%であるが、直接、自宅及び高齢者向け集合住宅等に退院した患者の割合は78%であった。



地域包括ケア病棟における在宅復帰率（医療機関別）

- 地域包括ケア病棟の在宅復帰率は、施設基準の要件となっている70%を大きく上回る医療機関が多かった。

在宅復帰率と該当割合



中間とりまとめの構成

1. 調査概要等
2. 急性期入院医療について
 - 2-1. 7対1入院基本料の算定病床の動向について
 - 2-2. 特定除外制度の見直しに伴う影響について
 - 2-3. 重症度、医療・看護必要度について
3. 短期滞在手術等基本料について
4. 総合入院体制加算について
5. 有床診療所入院基本料について
6. 地域包括ケア病棟入院料について
7. 医療資源の少ない地域に配慮した評価について
8. 慢性期入院医療について
 - 8-1. 在宅復帰機能強化加算について
 - 8-2. 療養病棟入院基本料2について
 - 8-3. 医療区分の評価項目について
 - 8-4. 脳卒中患者に関する慢性期医療の適切な評価について
- 9. その他**
 - 9-1. 退院支援に係る取組について
 - 9-2. 入院中の他医療機関の受診について**

入院中の患者の他医療機関受診における現行の取扱い

出来高病棟

A医療機関

入院基本料から30%減額

透析又は共同利用が進められている検査(PET等)の場合(精神病床、結核病床、有床診療所に限る)

入院基本料から15%減額

外来

B医療機関

診療行為に係る費用を算定

特定入院料等算定病棟

1. 包括範囲に含まれる診療行為がB医療機関で行われた場合

A医療機関

入院料から70%減額

透析又は共同利用が進められている検査(PET等)の場合(精神病床に限る^(注))

入院料から55%減額

外来

B医療機関

包括範囲及び包括範囲外の診療行為に係る費用を算定

(注)結核病床、有床診療所については、該当する入院料等はない

2. 包括範囲外の診療行為のみがB医療機関で行われた場合

入院料から30%減額

透析又は共同利用が進められている検査(PET等)の場合(精神病床、結核病床、有床診療所に限る)

入院料から15%減額

外来

B医療機関

包括範囲外の診療行為のみに係る費用を算定

DPC病棟

A医療機関

診療行為に係る費用は、AからBに合議で精算

外来

B医療機関

診療行為に係る費用は算定しない

Bで診療に係る費用を全く請求しない場合は、AからBに合議で精算することも可能

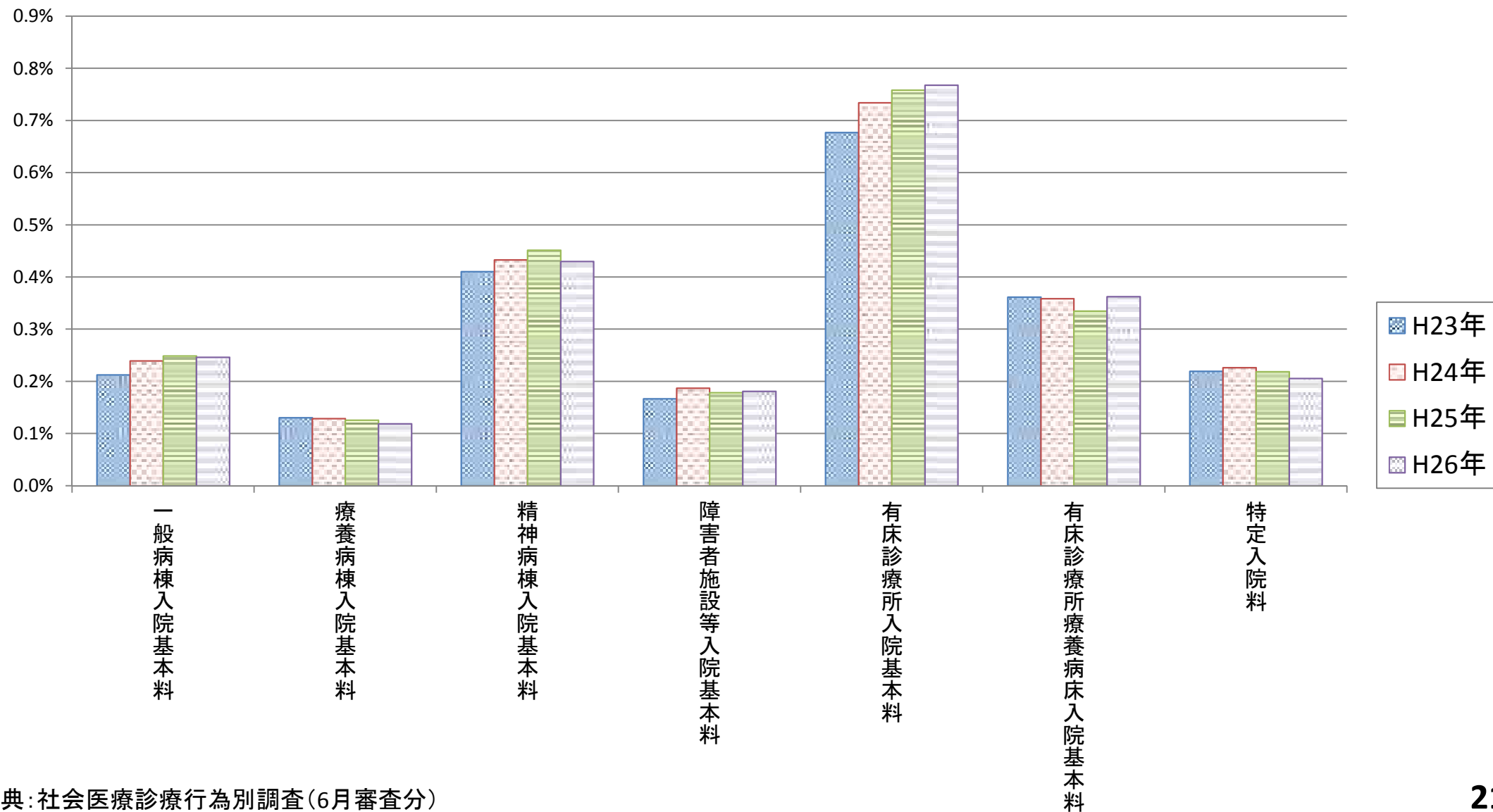
※ B医療機関では原則として医学管理、在宅等は算定できない。

※ 特定入院料等算定病棟: 特定入院料、療養病棟入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料及び特定入院基本料

入院料減算による算定割合の推移

- 入院1日当たりの、他医療機関受診による入院料減算の頻度は、有床診療所入院基本料や精神病棟入院基本料で高く、有床診療所入院基本料ではやや増加傾向がみられた。

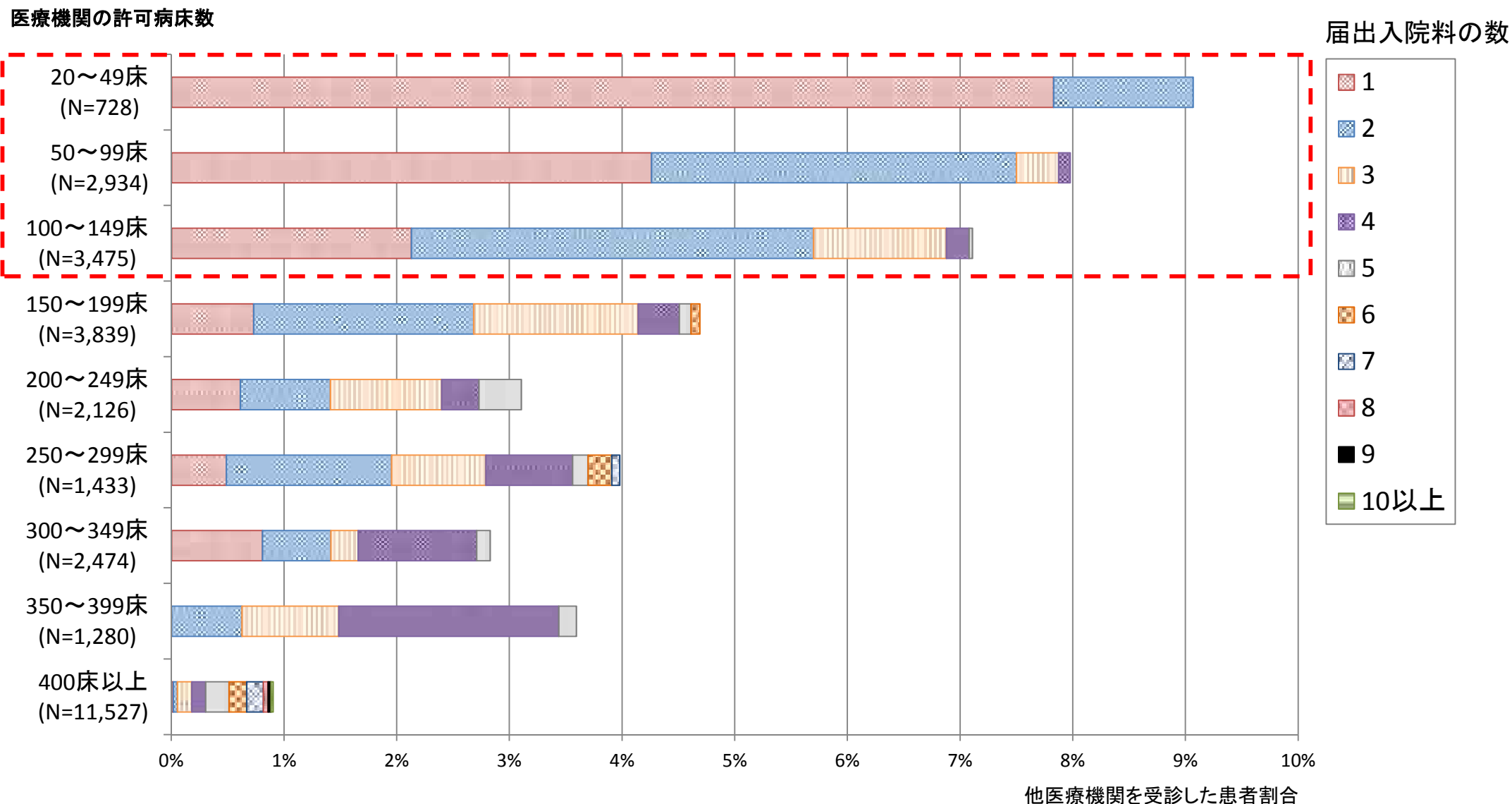
＜入院料減算の算定割合推移＞ ※入院料減算の延べ算定回数／当該入院料全体の延べ算定回数



医療機関の規模と他医療機関受診患者の割合

○ 他医療機関を受診した患者割合は、小規模で届出入院料が2つ以下の医療機関で特に多かった。

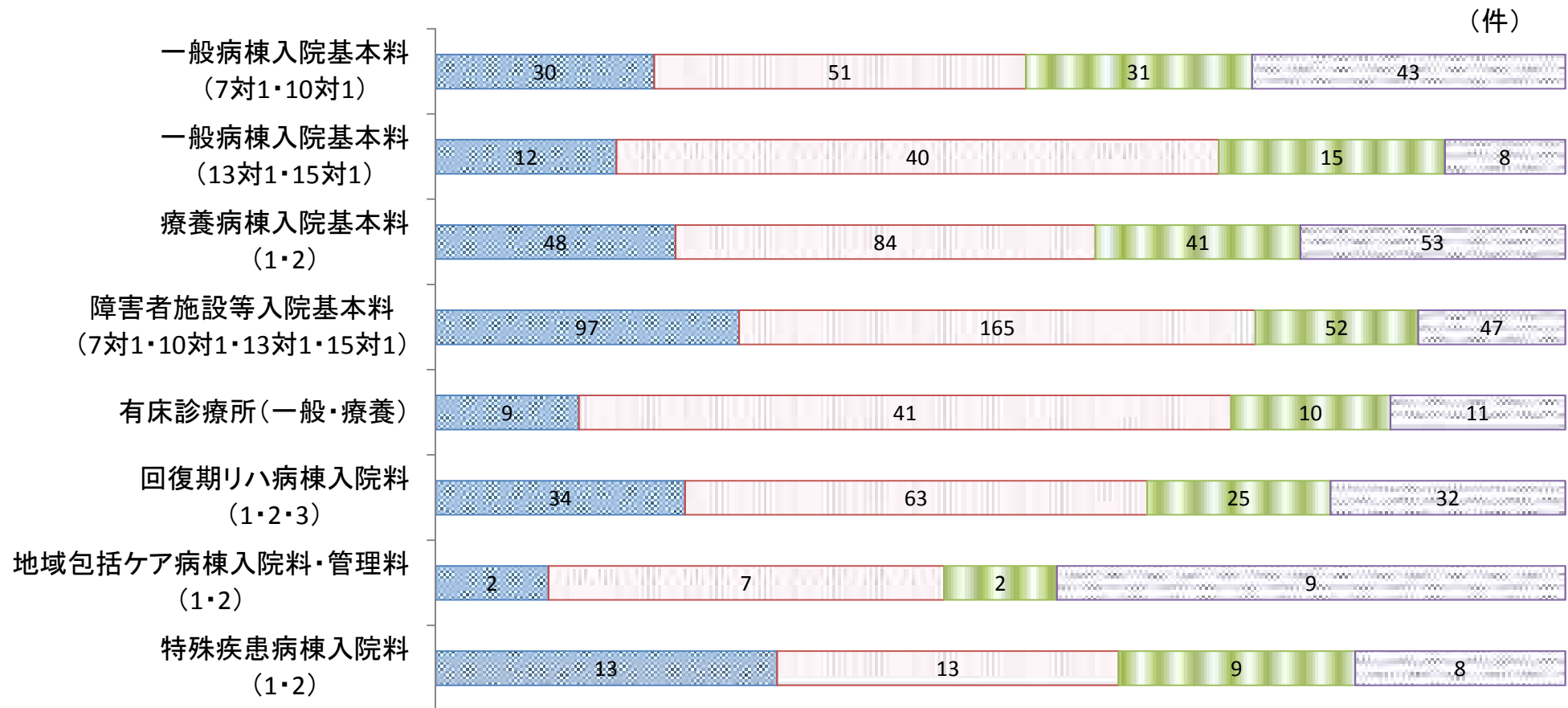
＜許可病床数別の他医療機関受診患者割合と届出入院料の数＞



他医療機関を受診した理由

- 入院中に他医療機関を受診した理由としては、「専門外の急性疾患・慢性疾患の治療のため」のほか、「症状の原因精査のため」という理由も一定数みられた。

＜主な入院料別の他医療機関受診理由(複数回答)＞

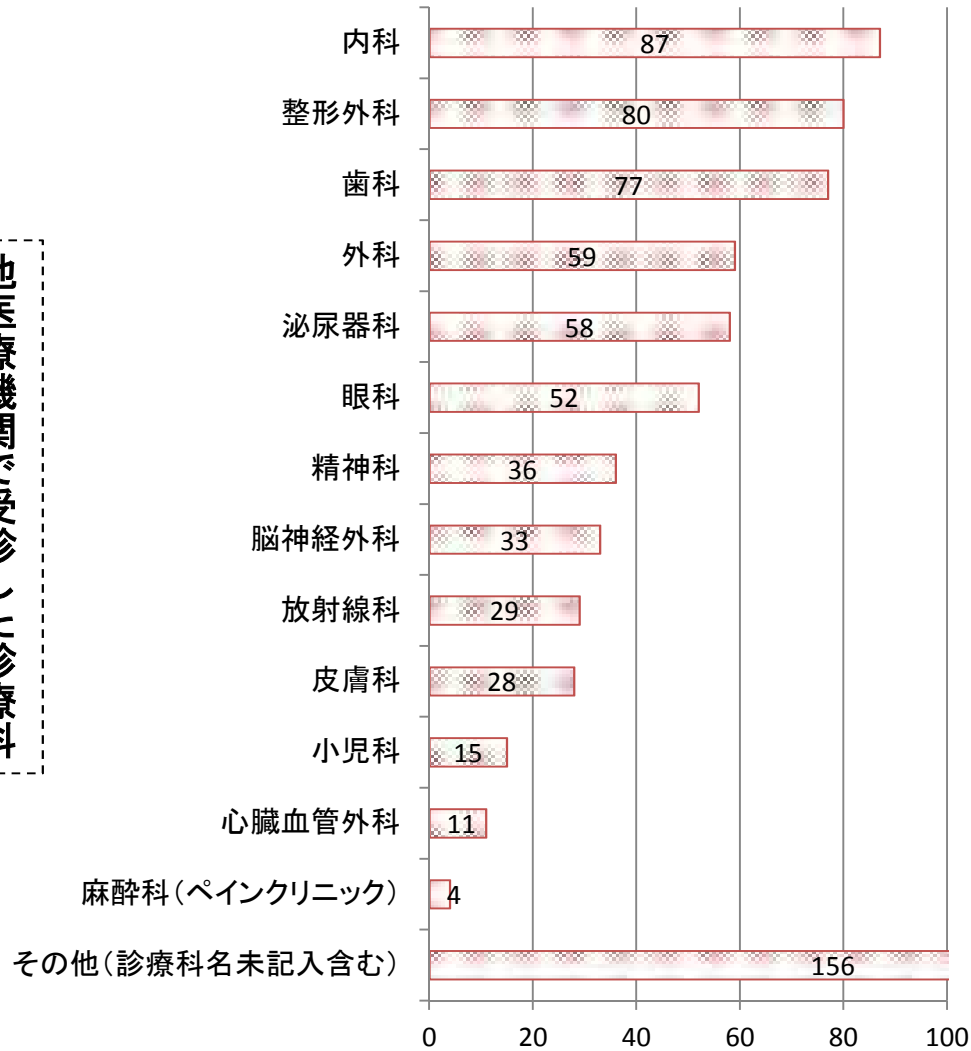


■ 専門外の急性疾患の治療のため □ 専門外の慢性疾患の治療のため ■ 症状の原因精査のため □ その他

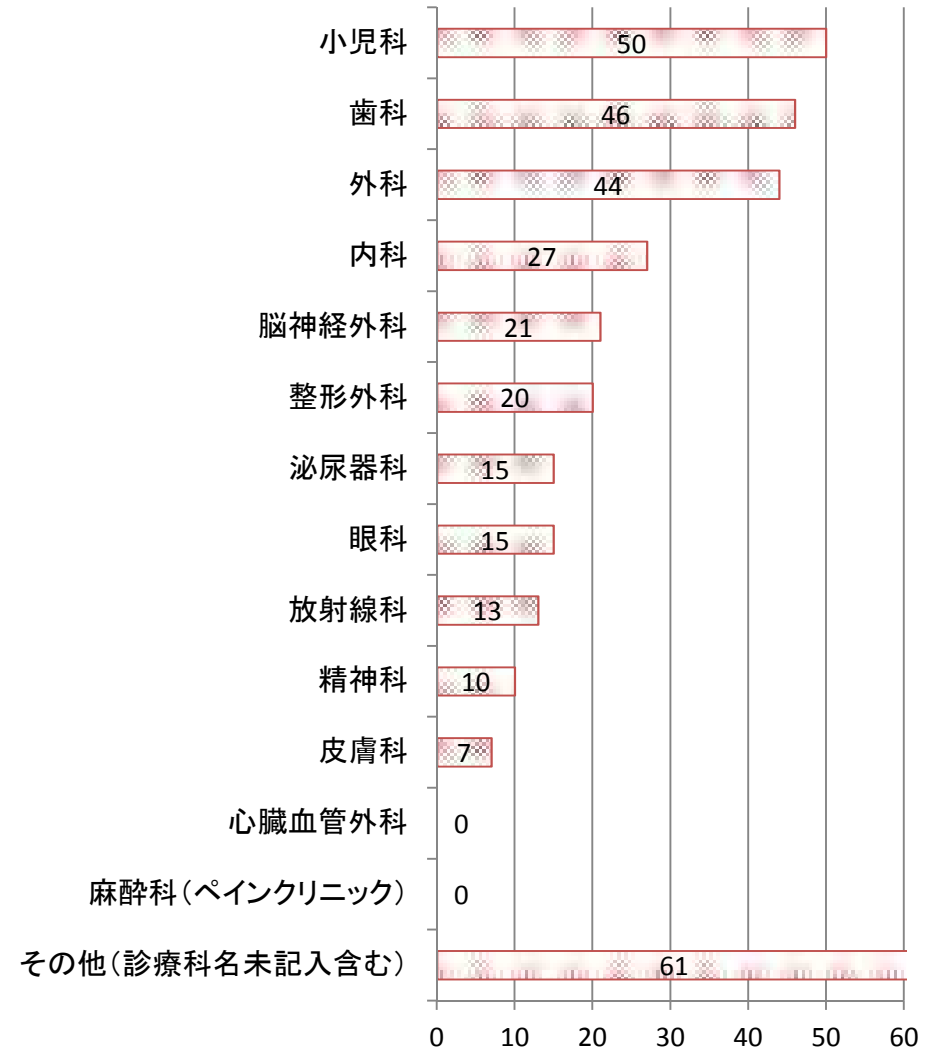
入院病棟の診療科と他医療機関で受診した診療科

入院病棟の診療科

<内科>



<小児科>



他医療機関で受診した診療科

※入院している病棟に複数の診療科がある場合は、同一患者が重複計上されている。

出典：平成26年度入院医療等の調査(病棟調査・入院患者調査)